

野辺地町地域防災計画

【風水害等災害対策編】



平成28年10月
野辺地町防災会議

目 次

第1章 総 則	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	1
第3節 計画の構成	1
第4節 各機関の実施責任	2
第5節 町及び防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱	4
第6節 町の自然的・社会的条件	9
第7節 災害の記録	14
第8節 災害の想定	18
 第2章 防災組織	 19
第1節 野辺地町防災会議	19
第2節 野辺地町災害対策本部	21
第3節 動員計画	32
 第3章 災害予防計画	 36
第1節 調査研究	36
第2節 防災業務施設・設備等の整備	37
第3節 防災情報ネットワーク	40
第4節 防災事業	42
第5節 自主防災組織等の確立	48
第6節 防災教育及び防災思想の普及	50
第7節 企業防災の促進	52
第8節 防災訓練	53
第9節 避難対策	56
第10節 要配慮者等安全確保対策	61
第11節 防災ボランティア活動対策	64
第12節 文教対策	66
第13節 警備対策	69
第14節 交通施設対策	70
第15節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策	71
第16節 水害予防対策	75
第17節 風害予防対策	79
第18節 土砂災害予防対策	80
第19節 火災予防対策	84

第4章 災害応急対策計画-----86

第1節	気象予報・警報等の収集及び伝達-----	86
第2節	情報収集及び被害等報告-----	106
第3節	通信連絡-----	116
第4節	災害広報・情報提供-----	122
第5節	避難-----	124
第6節	消防-----	134
第7節	水防-----	135
第8節	救出-----	136
第9節	食料供給-----	138
第10節	給水-----	142
第11節	応急住宅供給-----	144
第12節	遺体の捜索、処理、埋火葬-----	147
第13節	障害物除去-----	150
第14節	被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与-----	152
第15節	医療、助産及び保健-----	154
第16節	被災動物対策-----	156
第17節	輸送対策-----	157
第18節	労務供給-----	159
第19節	防災ボランティア受入・支援対策-----	163
第20節	防疫-----	165
第21節	廃棄物等処理及び環境汚染防止-----	169
第22節	金融機関対策-----	171
第23節	文教対策-----	172
第24節	警備対策-----	175
第25節	交通対策-----	176
第26節	電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策-----	178
第27節	石油燃料供給対策-----	183
第28節	相互応援協定等に基づく広域応援-----	184
第29節	自衛隊災害派遣要請-----	185
第30節	県防災ヘリコプター運航要請-----	189

第5章 雪害対策、事故災害対策計画-----193

第1節	雪害対策-----	193
第2節	海上災害対策-----	201
第3節	航空災害対策-----	210

第4節	鉄道災害対策	216
第5節	道路災害対策	220
第6節	危険物等災害対策	225
第7節	大規模な火事災害対策	235
第8節	大規模な林野火災対策	239
第6章	災害復旧対策計画	248
第1節	公共施設災害復旧事業	248
第2節	民生安定のための金融対策	252
第3節	被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画	253

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、防災に関し必要な体制を確立するとともに、とるべき措置を定め、総合的かつ計画的な防災事務又は業務の遂行により、野辺地町の地域並びに住民等の生命、身体及び財産を風水害災害から保護し、被害を軽減して郷土の保全と住民福祉の確保を期することを目的とする。

また、計画の実施に当たっては、災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するために、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、住民、企業、団体等の関係機関が連携を強化して、時機に応じた重点課題を設定するなどし、日常的に防災・減災のための町民運動の展開を図るものとする。

第2節 計画の性格

この計画は、野辺地町の防災に関する基本計画であり、その性格は次のとおりである。

なお、地震・津波防災計画及び原子力防災計画は別編とする。

- 1 県の地域防災計画に基づいて作成し、指定行政機関等の防災業務計画と整合性をもたせたものである。
- 2 災害対策基本法及び防災関係法令に基づき、野辺地町の地域に係る防災に関する諸施策及び計画を総合的に網羅しつつ体系的に位置付けし、防災関係機関の防災責任を明確にするとともに、その相互の緊密な連絡調整を図る上での基本的な大綱を示したものであり、必要と認められる細部の事項については、野辺地町災害対策本部の各部及び各防災関係機関において定めることを予定しているものである。
- 3 風水害等の災害に迅速かつ的確に対処するため、常に社会情勢の変化等を反映させる必要があることから、毎年検討を加え、必要の都度修正するものである。
- 4 野辺地町及び防災関係機関は、この計画の目的を完遂するため、平素から自ら若しくは関係機関と共同して調査研究を行い、あるいは訓練の実施又はその他の方法によりこの計画の習熟に努める。

第3節 計画の構成

この計画の目的を達成するため、次の項目をもって構成する。

1 防災組織（第2章）

防災対策の実施に万全を期するため、野辺地町並びに防災関係機関の防災組織及び体制等について定めるものである。

2 災害予防計画（第3章）

風水害等の災害の発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、野辺地町及び防災関係機関等の施策・措置等について定めるものである。

3 災害応急対策計画（第4章）

風水害等の災害が発生、又は発生する恐れがある場合に、災害の発生を防御し、又は被害の拡大を防止するため、野辺地町及び防災関係機関等が実施すべき応急的措置等について定めるものである。

4 雪害対策、事故災害対策計画（第5章）

雪害、事故災害に係る野辺地町及び防災関係機関等の予防対策及び応急対策について定めるものである。

5 災害復旧対策計画（第6章）

被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るため、野辺地町及び防災関係機関等が講ずべき措置について定めるものである。

第4節 各機関の実施責任

この計画において、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等並びに住民の果たす責任について定める。

なお、防災業務の推進にあたっては、男女双方の視点に配慮し、施策・方針決定過程及び現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

1 町

町は、町の地域並びに町の住民等の生命、身体及び財産を風水害災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

- (1) 県は、県の地域並びに県の住民等の生命、身体及び財産を風水害災害から保護するため、災害が市町村域をこえ広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不適當と認められるとき、あるいは市町村間の連絡調整が必要なときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その総合調整を行う。
- (2) 県出先機関は、町の地域並びに町の住民等の生命、身体及び財産を風水害災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう助言等を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域並びに町の住民等の生命、身体及び財産を風水害災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう助言等を行う。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体等及び住民

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から風水害災害予防体制の整備を図り、災害時には災害応急対策活動を実施するとともに、町その他の防災関係機関の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

また、住民は、「自らの身の安全は自らが守る」との自覚を持ち、平常時より風水害災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動し、それぞれの立場において防災に寄与するよう努める。

第5節 町及び防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱

町、町内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務または業務の大綱並びに関係する指定地方行政機関等の業務の大綱は、次のとおりとする。

機 関 名		処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
野 辺 地 町		1. 野辺地町防災会議に関すること 2. 防災に関する組織の整備に関すること 3. 防災に関する調査、研究に関すること 4. 防災に関する施設、設備及び資機材の整備に関すること 5. 防災に関する物資等の備蓄に関すること 6. 指定避難所及び指定緊急避難場所の指定に関すること 7. 防災教育、防災思想の普及、防災訓練及び災害時のボランティア活動に関すること 8. 要配慮者の安全確保に関すること 9. 災害に関する予報・警報等情報等の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること 10. 水防活動、消防活動に関すること 11. 災害に関する広報に関すること 12. 避難の勧告・指示に関すること 13. 災害救助法による救助及びそれに準ずる救助に関すること 14. 公共施設・農林水産業施設等の応急復旧に関すること 15. 農林水産物等に対する応急措置の指示に関すること 16. 建築物等の応急危険度判定に関すること 17. 災害対策に関する隣接市町村等との相互応援協力に関すること 18. 罹災証明の発行に関すること 19. その他災害対策に必要な措置に関すること
	町教育委員会	1. 防災教育に関すること 2. 文教施設の保全に関すること 3. 災害時における応急の教育に関すること 4. その他災害対策に必要な措置に関すること
消 防 機 関	北部上北広域事務 組合消防本部、 野辺地消防署、 野辺地町消防団	1. 風水害、火災、その他の災害予防、警戒及び防御に関すること 2. 人命の救助及び救急活動に関すること 3. 住民等への情報伝達及び避難誘導に関すること 4. 防火対象物の保安管理の指導、監督に関すること 5. 危険物の取締り及び高圧ガス等の安全指導に関すること
青 森 県	野辺地警察署	1. 災害に関する予報・警報等情報等の収集・伝達及び被害状況の調査、報告に関すること 2. 災害時の警備に関すること 3. 災害広報に関すること 4. 被災者の救助、救出に関すること 5. 災害時の遺体の検視に関すること 6. 災害時の交通規制に関すること 7. 災害時の犯罪の予防、取締りに関すること 8. 避難の勧告・指示に関すること 9. その他災害対策に必要な措置に関すること
	上北地域県民局 地域健康福祉部	1. 災害救助に関すること 2. 医療機関との連絡調整に関すること 3. 災害時における衛生保持及び食品衛生に関すること 4. 防疫に関すること

機 関 名		処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
青 森 県	上北地域県民局 地域農林水産部	1. 農業、林業、畜産業に係る被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関する こと 2. 農地及び農業用施設の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関する こと 3. 水産業に係る被害状況調査及び応急対策、復旧の指導、助言に関する こと 4. 漁港施設・漁港海岸施設・漁場施設・水産業共同利用施設等の被害状 況調査並びに応急対策及び復旧に関すること
	上北地域県民局 地域整備部	1. 公共土木施設（河川、道路、橋梁、砂防、海岸、急傾斜地、港湾、下 水道、公園等）の被害状況調査並びに応急対策及び復旧に関すること 2. 水防活動に関すること
	上北教育事務所	1. 文教関係の災害情報の収集に関すること 2. 災害時における応急の教育に係る指導、助言及び援助に関すること
指 定 地 方 行 政 機 関	東北総合通信局	1. 非常通信協議会の育成、指導に関すること 2. 非常通信訓練に関すること 3. 防災行政無線局、防災相互通信用無線局、災害応急復旧用無線局及び 孤立防止用無線の開局、整備に関すること 4. 災害時における電気通信の確保及び非常通信の運用管理に関すること
	青森労働局 （十和田労働基準 監督署） （ハローワーク野辺地）	1. 被災者に対する職業のあっせんに関すること 2. 事業所における労働災害防止に係る監督及び指導に関すること 3. 労働災害発生に伴う調査及び再発防止対策に関すること 4. 被災労働者に対する救助、救急措置の協力及び災害補償に関すること 5. 災害時における労務供給に関すること
	農林水産省 （東北農政局、 青森支局を含む）	1. 災害時における応急用食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関 すること 2. 農地・農業用施設及び農地海岸施設等の防災対策並びに指導に関す ること 3. 農業関係被害状況の収集及び報告に関すること 4. 災害時における生鮮食品、種もみその他営農機材、畜産飼料等の供給 あっせん及び病害虫防除の指導に関すること 5. 土地改良機械の緊急貸付けに関すること 6. 農地、農業用施設及び農地海岸施設の災害復旧事業の査定に関す ること 7. 被災農林漁業者への資金（土地改良資金、農業経営維持安定資金、経 営資金、事業資金等）の融通に関すること
	東北森林管理局	1. 森林、治山による災害防止に関すること 2. 保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及び管理に関すること 3. 山火事防止対策等に関すること 4. 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること
	東北地方整備局 青森河川国道事務所 十和田国道維持出張所	1. 公共土木施設（直轄）の整備に関すること 2. 直轄河川の水防警報及び洪水情報（青森地方气象台との共同）の発表 ・伝達等水防に関すること 3. 一般国道指定区間の維持、管理及び交通確保に関すること 4. その他公共土木施設（直轄）の災害対策に関すること 5. 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること
	東北地方整備局 （青森港湾事務所、 八戸港湾・空港整備 事務所）	1. 港湾施設及び海岸保全施設等の整備に関すること 2. 港湾施設及び海岸保全施設等に係る災害情報の収集並びに災害対策の 指導、協力に関すること 3. 港湾施設及び海岸保全施設等の災害応急対策並びに災害復旧対策に関 すること 4. 海上災害の予防対策等に関すること

機 関 名		処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
指 定 地 方 行 政 機 関	東北運輸局 (青森運輸支局) (八戸海事事務所)	1. 災害時における鉄軌道事業者の安全運行の確保に関する事 2. 災害時における陸上輸送に係る調査及び指導に関する事 3. 災害時における自動車運送事業者に対する運送命令に関する事 4. 災害時における海上輸送に係る調査及び指導に関する事 5. 災害時における船舶運航事業者に対する航海命令に関する事
	第二管区海上保安本部 (青森海上保安部)	1. 海上災害の防災思想の普及啓発及び訓練に関する事 2. 海難救助、海上消防、避難の勧告・指示及び警戒区域の設定並びに救援物資及び人員等の緊急輸送に関する事 3. 海上警備、海上における危険物の保安措置、流出油等の海上災害に対する防除活動及び海上交通の確保等に関する事 4. 海上災害に係る自衛隊災害派遣要請に関する事
	青森地方気象台	1. 気象、水象、地象の観測及びその成果の収集、発表に関する事 2. 気象業務に必要な観測体制の充実及び予報、通信等の施設や設備の整備に関する事 3. 気象、地象、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達に関する事 4. 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成における技術的な支援・協力に関する事 5. 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関する事 6. 県や市町村、その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関する事
	東京航空局 (三沢空港事務所・ 青森空港出張所)	1. 航空機事故防止のための教育・訓練に関する事 2. 災害時における救援物資及び人員等の緊急輸送の確保措置に関する事 3. 災害時における航空機による輸送の安全確保措置に関する事 4. 遭難航空機の捜索に関する事 5. 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事 6. 飛行場における事故の消火及び救助等に関する事 7. 飛行場周辺における事故に対する救助等の協力に関する事 8. 航空機事故による災害に対する自衛隊災害派遣要請に関する事
	自衛隊 (陸上自衛隊第9師団、海上自衛隊大湊地方隊、海上自衛隊第2航空群、航空自衛隊北部航空方面隊)	1. 災害時における人命及び財産保護のための救援に関する事 2. 災害時における応急復旧の支援に関する事

機 関 名		処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
指定公共機関及び指定地方公共機関	東日本旅客鉄道株式会社、青い森鉄道株式会社	1. 鉄道事業の整備及び管理に関すること 2. 災害時における救援物資及び人員等の緊急鉄道輸送に関すること 3. その他災害対策に関すること
	東日本電信電話株式会社（青森支店）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ東北支社青森支店	1. 気象特別警報、警報の町への伝達に関すること 2. 災害時優先電話の利用または「非常電報」、「緊急電報」の優先利用に関すること 3. 災害対策機器等による通信の確保に関すること 4. 電気通信設備の早期復旧に関すること 5. 災害時における特設公衆電話の設置に関すること
	日本郵便株式会社（野辺地郵便局）	1. 災害時における郵便業務の確保及び災害特別事務取扱いに関すること
	日本赤十字社青森県支部	1. 災害時における医療対策に関すること 2. 災害救助の協力奉仕者の連絡調整に関すること 3. 義援金品の募集及び配分に関すること
	東北電力株式会社（野辺地サービスセンター）	1. 電力施設の整備及び管理に関すること 2. 災害時における電力供給に関すること
	日本放送協会（青森放送局）、青森放送株式会社青森支社、株式会社青森テレビ青森支社、青森朝日放送株式会社、株式会社エフエム青森	1. 放送施設の整備及び管理に関すること 2. 気象予報・警報、災害情報及び被害状況等の放送並びに防災知識の普及に関すること
	一般社団法人青森県エルピーガス協会 上十三支部	1. ガス供給施設の整備及び管理に関すること 2. 災害時におけるガス供給の安全確保に関すること
	社団法人上十三医師会	1. 災害時における医療救護に関すること
	公益社団法人青森県トラック協会 上十三支部、下北交通株式会社、十和田観光電鉄株式会社、日本通運株式会社青森支店	1. 輸送施設の整備及び管理に関すること 2. 災害時における救援物資及び人員等の緊急陸上輸送に関すること
	日本銀行（青森支店）	1. 災害時における通貨及び金融対策に関すること
	東日本高速道路株式会社（東北支社、青森・八戸・十和田管理事務所）	1. 東北縦貫自動車道の維持修繕その他防災管理等に関すること

機 関 名		処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
公 共 的 団 体 そ の 他 防 災 上 重 要 な 施 設 の 管 理 者	野辺地町商工会、 商工業関係団体	1. 会員等の被害状況調査及び融資希望者のとりまとめ、あっせん等の協力に関すること 2. 災害時における物価安定についての協力に関すること 3. 災害救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること
	ゆうき青森農業協同組合、野辺地町漁業協同組合、野辺地川漁業協同組合、上北森林組合、土地改良区	1. 農林水産業に係る被害調査に関すること 2. 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること 3. 被災組合員に対する融資又はあっせんに関すること
	運輸業関係団体	1. 災害時における輸送等の協力に関すること
	建設業関係団体	1. 災害時における応急復旧への協力に関すること
	自主防災組織、自治会、老人クラブ、婦人会等	1. 災害時における被害状況の調査に対する協力に関すること 2. 災害応急対策に対する協力に関すること。
	放送機関	1. 放送施設の整備及び管理に関すること 2. 気象予報・警報、災害情報及び被害状況等の放送並びに防災知識の普及に関すること
	病院等経営者	1. 避難施設、消火設備等の点検整備に関すること 2. 従業員等に対する防災教育、訓練に関すること 3. 災害時における病人等の受入れに関すること 4. 災害時における負傷者の医療・助産救助に関すること
	社会福祉施設経営者	1. 避難施設、消火設備等の点検整備に関すること 2. 従業員等に対する防災教育、訓練に関すること 3. 災害時における入居者の保護に関すること
	金融機関	1. 被災事業者に対する資金の融資に関すること
	学校法人	1. 防災教育に関すること 2. 避難施設の整備、避難訓練の実施に関すること 3. 災害時における応急の教育に関すること
	危険物関係施設の 管理者	1. 災害時における危険物の保安に関すること
	多数の者が出入りする 事業所等	1. 避難施設、消火設備等の点検整備に関すること 2. 従業員等に対する防災教育、訓練に関すること

第6節 町の自然的・社会的条件

1 位置

野辺地町は、青森県北部の下北半島と夏泊半島に挟まれた、むつ湾に沿った湾入域に位置しており、東南は東北町、東北は横浜町及び六ヶ所村、西は平内町にそれぞれ隣接している。

総面積 km ²	広ぼう		経緯度				海岸線
			東 経		北 緯		
	東西 km	南北 km	東 端	西 端	南 端	北 端	延長km
81.68	12.5	15.8	141° 16′	141° 03′	40° 50′	40° 58′	19

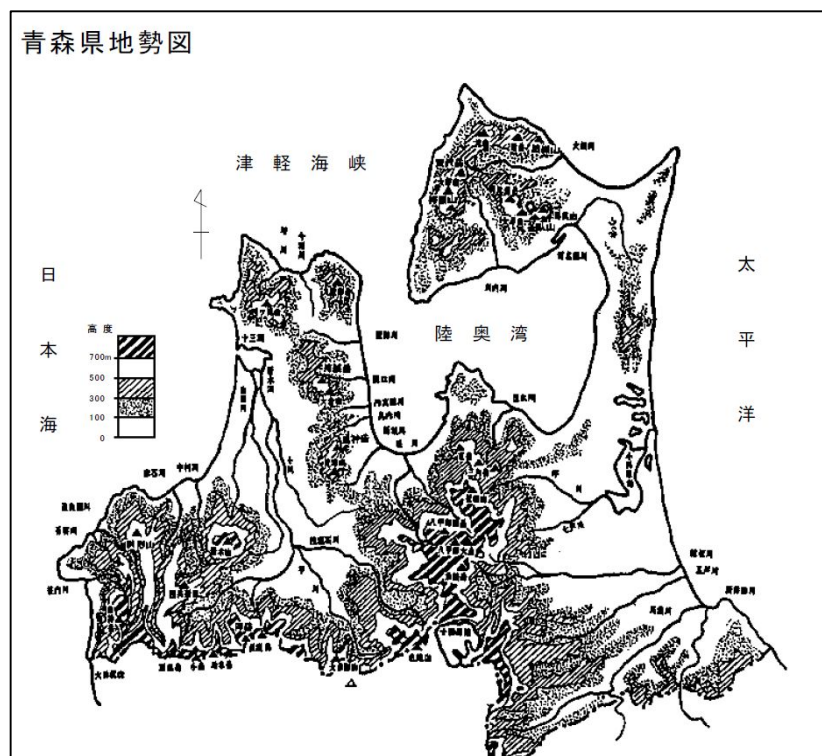
隣 接 町 村			
東 南		東 北	
東北町		横浜町	六ヶ所村
		西	
		平内町	

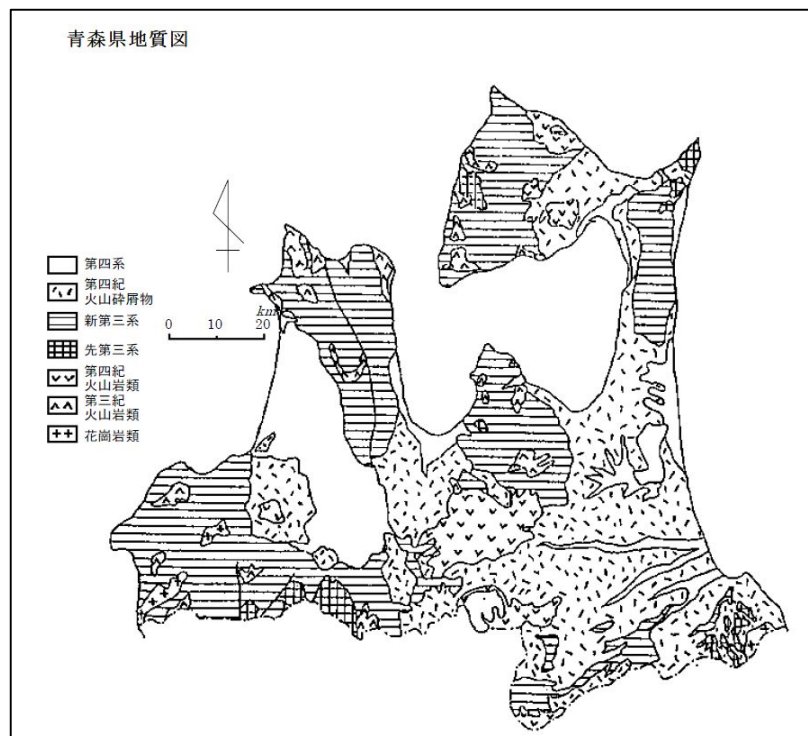
2 地勢

(1) 地形及び地質

野辺地町は、南北に15.8km、東西に12.5kmで総面積は81.68km²となっており、地勢は全体的に東高西低で、陸奥湾に面して細長く、西には奥羽山脈が縦走し、東には丘陵が続いている。

また、地質は、一般的に非固結性火成岩の堆積による表層腐植土から形成されており、土壌は、水田地域において壤土と腐植土、畑作地帯では、地力の低い上北平原火山灰土壌となっている。





(2) 河川、湖沼及び山岳

河川は、奥羽山脈を源とする野辺地川が町の中心を流れ、枇杷野川、与田川、二本木川がその支流となっており、その他馬門地区、有戸地区には数流の小河川があり、いずれも陸奥湾にそそいでいる。

(3) 海岸

陸奥湾の深奥部で下北半島沿いに北に延びており、延長19kmに及ぶ。海岸については、侵食が進んでおり、それに対応した護岸事業や海岸環境整備事業が逐次進んでいる。

(4) 港湾及び漁港

野辺地港のほか県が管理する漁港は48港であり、このうち佐井、白糠、小泊の3港は避難港となっている。

(5) 道路等

野辺地町の広域道路体系は、国道4号を中核に、町内で国道4号から分岐してむつ市、大間町に至る国道279号、主要地方道野辺地・六ヶ所線のほか、一般県道が6路線あり、所要時間は県都青森市へは1時間、むつ市へは1時間10分、十和田市、三沢市へは40分となっている。

3 気象

気象は、年間を通じて西の季節風が強いほか、太平洋側から吹きつける梅雨時のヤマセ（偏東風）が作物の成育に大きな影響を及ぼしている。降水量は、比較的少ない反面、冬の降雪量が多く、日常生活や交通機関の大きな障害となっている。

年別気温、降水量、風速、日照時間

	気温（℃）				
	平 均			最 高	最 低
	日平均	日最高	日最低		
平成21年	9.9	13.7	6.2	32.2	-8.8
平成22年	10.2	13.8	6.8	32.7	-9.2
平成23年	9.7	13.3	6.1	32.9	-9.8
平成24年	9.6	13.0	6.3	32.2	-10.7
平成25年	9.7	13.4	6.3	32.9	-7.7
平成26年	9.7	13.6	5.9	33.0	-12.3

	降水量(mm)		風速(m/s)		日照時間(h)
	合計	日最大	平均風速	最大風速	
平成21年	1,365.0	77.0	3.2	21.1	1,557.5
平成22年	1,290.5	84.5	3.2	18.1	1,514.2
平成23年	1,167.0	67.5	3.2	18.4	1,610.3
平成24年	1,055.5	81.5	3.1	16.1	1,533.4
平成25年	1,352.5	123.5	3.3	17.8	1,476.8
平成26年	1,238.0	93.5	3.3	16.3	1,783.2

月別平均気温（単位：℃）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成21年	0.4	0.4	2.4	7.6	12.9	15.4	19.6	20.3	17.5	13.4	7.2	1.5
平成22年	-0.4	-1.0	1.3	5.8	10.4	16.7	22.0	24.3	19.7	13.6	7.6	2.9
平成23年	-2.2	0.3	1.2	6.8	10.9	16.3	20.6	22.3	19.1	12.9	7.8	0.3
平成24年	-2.3	-2.8	1.0	6.0	11.7	14.9	19.8	23.3	22.0	14.0	7.1	0.1
平成25年	-2.1	-1.7	1.8	6.6	10.4	15.8	19.8	23.0	19.4	14.0	7.2	2.5
平成26年	-1.6	-1.2	1.6	7.0	13.2	16.4	20.9	21.8	18.0	12.3	7.8	0.3

月別降水量（単位：mm）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成21年	125.0	86.5	49.0	148.0	51.0	141.0	293.5	99.0	88.5	130.0	95.0	58.5
平成22年	110.5	46.0	80.0	26.0	145.5	90.0	184.5	91.0	134.5	117.5	95.0	170.0
平成23年	55.0	10.0	29.5	53.0	103.5	55.0	32.0	175.5	369.5	66.0	91.5	126.5
平成24年	51.0	95.5	128.5	46.5	92.0	70.5	172.0	56.5	70.5	92.5	112.5	67.5
平成25年	55.5	62.0	49.5	99.5	52.0	9.0	134.0	277.0	218.0	216.5	75.5	104.0
平成26年	122.0	57.5	140.0	12.5	63.5	114.0	73.0	282.5	39.0	141.0	54.0	139.0

※ 気象に関する統計データは、気象庁ホームページを参照した。

4 人口及び世帯

平成22年国勢調査による本町の人口は、14,314人で平成17年に比べ904人（約5.9%）の減少となった。男女別では、男が6,596人、女が7,718人で、女100人に対して男85.5人となっている。また、世帯数は、5,766世帯で、1世帯当たりの人員は2.48人と減少している。

年次	世帯数 (世帯)	人 口 (人)			1世帯当たり 平均人員 (人)
		総数	男	女	
平成 2年	5,556	16,750	7,721	9,029	3.01
平成 7年	5,665	15,969	7,313	8,656	2.82
平成12年	6,057	16,012	7,568	8,444	2.64
平成17年	5,880	15,218	7,014	8,204	2.59
平成22年	5,766	14,314	6,596	7,718	2.48

資料：国勢調査（地域戦略課）

5 土地利用状況

土地利用の状況は、平成27年では総面積8,168haの約29.4%に当たる2,401haが山林で占められており、これに対し田・畑が1,110haで約13.6%、原野が1,720haで約21.1%、宅地が315haで約3.9%、その他が2,622haで約32.1%となっている。

利用区分	平成13年	平成18年	平成22年	平成27年
田	503	499	496	493
畑	629	622	620	617
山 林	4,281	2,432	2,409	2,401
原 野	1,688	1,715	1,716	1,720
宅 地	299	311	313	315
その他	760	2,581	2,606	2,622
計	8,160	8,160	8,160	8,168

資料：概要調書（税務課）

6 産業及び産業構造の変化

町の15歳以上の総就業人口は、平成22年国勢調査で6,469人で、その産業別就業者数は第三次産業が全体の66%を占め、次いで第二次産業（26%）、第一次産業（8%）となっている。

その内容は、サービス業が2,480人で最も多く、就業者総数の38%を占めている。次いで、卸売・小売業が946人（16%）、建設業926人（14%）、製造業773人（12%）などとなっている。

就業者数・構成比の推移

年 次 産業分類	平成 7 年		平成12年		平成17年		平成22年	
	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)
第 1 次産業	816	11	626	8	595	8	546	8
農業	368	5	329	4	309	4	284	4
林業・狩猟業	97	1	38	1	54	1	54	1
漁業・水産養殖業	351	5	259	3	232	3	208	3
第 2 次産業	2, 259	30	2, 519	32	1, 950	27	1, 702	26
鉱業	7	0	4	0	5	0	3	0
建設業	1, 340	18	1, 642	21	1, 129	16	926	14
製造業	912	12	873	11	816	11	773	12
第 3 次産業	4, 528	59	4, 767	60	4, 631	65	4, 206	66
卸売・小売業	1, 621	21	1, 615	20	1, 262	18	946	16
金融・保険	129	2	114	1	98	1	99	2
不動産業	32	0	18	0	23	1	32	1
運輸・通信業	440	5	408	5	345	5	347	5
電気・ガス・水道等	42	1	32	1	15	0	20	0
サービス業	1, 977	26	2, 258	29	2, 585	36	2, 480	38
公務	287	4	322	4	303	4	282	4
分類不能の産業	6	0	0	0	8	0	15	0
計	7, 609	100	7, 912	100	7, 184	100	6, 469	100

資料：国勢調査（地域戦略課）

第7節 災害の記録

過去の災害記録

年 月 日	種 類	状 況
昭和48年 9月23～24日	大 雨	集中豪雨 床上浸水 30戸 床下浸水 335戸 ・土木関係 道路決壊 7ヶ所 6,680千円 崖くずれ 5ヶ所 2,600千円 河川決壊 3ヶ所 5,520千円 水道施設 900千円 ・農業関係 農業施設 17,490千円 農作物 9,269千円 被害総額 42,389千円
昭和52年 4月28～29日	暴 風	強風による災害 ・建物関係 全 壊 13戸 半 壊 10戸 一部破損 123戸 ・農業関係 全 壊 36戸 被害総額 20,427千円
昭和52年 8月5日	大 雨	大雨による被害 負 傷 者 1人 床上浸水 8戸 床下浸水 127戸 ・土木関係 崖くずれ 3ヶ所 ・農業関係 水 田 15ha 畑 0.4ha
昭和53年 4月21日	暴 風	強風による災害 ・建物関係 全 壊 2戸 半 壊 1戸 一部破損 12戸 ・農業関係 全 壊 1戸 一部破損 4戸 被害総額 2,112千円
昭和54年 3月30～31日	暴 風	強風による災害 ・建物関係 全 壊 20戸 半 壊 20戸 一部破損 294戸 ・農業関係 全 壊 3戸 半 壊 3戸 一部破損 11戸 被害総額 114,402千円

年 月 日	種 類	状 況
昭和54年 10月1日	大 雨	台風16号による集中豪雨（野辺地川氾濫） 床上浸水 26戸 ・土木関係 崖くずれ 1ヶ所 ・農業関係 水田 7ha
昭和54年 10月19日～20日	暴 風 雨	台風20号による災害 ・農業関係 用水路決壊 2ヶ所 300千円 水 田 0.1ha 150千円 その他 ・漁業関係 船舶破損 20艘 4,000千円 被害総額 4,490千円
昭和56年 8月22～23日	暴 風 雨	台風15号による災害（与田川、有戸川決壊） 床上浸水 2戸 床下浸水 35戸 ・建物関係 全 壊 8戸 半 壊 4戸 屋根剥離 78戸 その他 84戸 被害額 ・土木関係 道路決壊 2ヶ所 21,000千円 崖くずれ 3ヶ所 1,000千円 堤防崩壊（県）2ヶ所 129,500千円 ・農業関係 農業施設 56,470千円 水田 320ha 311,740千円 畑 505ha 224,573千円 ・漁業関係 ホタテ 25,000千円 被害総額 1,045,059千円
昭和57年 9月13日	暴 風 雨	台風18号による災害 ・土木関係 土木施設 5,500千円 崖くずれ 1ヶ所 500千円 ブロック塀倒壊 300千円 河川決壊 3ヶ所 5,000千円 ・農業関係 水田 35ha 144千円 ・漁業関係 船舶破損 3艘 90千円 ・その他 被害総額 11,834円
平成2年 9月20日	大 雨	台風19号による豪雨 床下浸水 4戸

年 月 日	種 類	状 況
平成2年 10月26～27日	大 雨	低気圧による集中豪雨（野辺地川、枇杷野川氾濫） 床上浸水 53戸 床下浸水 7戸 ・土木関係 道路決壊 用水路決壊 3ヶ所 14,265千円 その他 1,825千円 ・農業関係 農業施設 908千円 水 田 5ha 150千円 ・漁業関係 船舶破損 34隻 5,660千円 ・水産関係 ふ化場 700千円 ・学校関係 1,370千円 被害総額 52,608千円
平成3年 9月27～28日	暴 風	台風19号による災害 ・建物関係 土木施設 一部破損 6戸 5,895千円 民家 全壊 2戸 300千円 一部破損 45戸 4,000千円 ・農業関係 農作物 13,491千円 被害総額 23,686千円
平成6年 9月23～24日	大 雨	低気圧による集中豪雨 ・住家 床上浸水 10戸 床下浸水 50戸 ・非住家 床上浸水 6戸 床下浸水 23戸 ・水田冠水面積 81ha ・堤防決壊、 溢水箇所 26箇所 ・道路決壊 2箇所 ・被害総額 4,023千円 （うち公共土木施設 3,223千円） ・町が事業主体なで行う災害復旧費用 45,060千円
平成10年 10月1～2日	大 雨	大雨による災害 ・避難勧告 32世帯 79人が避難 ・土木関係 河川 河川決壊 3ヶ所 6,400千円 河岸崩落 1ヶ所 600千円 県河川 2ヶ所 2,000千円 道路 路面洗掘 300千円 歩道陥没 300千円 ・その他 農産被害 15千円 被害総額 9,615千円

年 月 日	種 類	状 況
平成11年 10月27～28日	暴 風 雨	大雨、強風等に伴う被害 ・ 土木関係 河川決壊 1ヶ所 2,000千円 ・ 水産関係 船舶 中破 1隻 3,500千円 小破 1隻 150千円 漁具 ポンプ 1台 100千円 ネット揚機 1台 400千円 ・ 漁業用資材 パールネット（13,200枚） 2,590千円 丸籠（700枚） ,250千円 アンカー （7丁） 76千円 ロープ（2丸、400m） 103千円 浮き玉（190ヶ） 235千円 籠（10ヶ） 18千円 その他 74千円 小 計 8,496千円 被害総額 10,496千円
平成13年 9月11～12日	大 雨	台風15号の接近に伴う大雨 ・ 住家被害 床上浸水 1戸 床下浸水 2戸 ・ 河川決壊 1ヶ所 9,143千円 ・ 道路 道路路肩決壊 7,620千円 ・ その他公共施設（町一般廃棄物最終処分場） 管理道路下のり面崩落 1ヶ所 4,600千円 被害総額 21,363千円
平成14年 7月11日	大 雨	台風6号の接近に伴う大雨 ・ 農林水産施設 用水路決壊 1ヶ所 50千円 ・ 公共土木施設 河川決壊 5ヶ所 18,260千円 被害総額 18,310千円
平成18年 10月7～8日	暴風・大雨	低気圧に伴う暴風・大雨 ・ 農業用施設 用水路崩壊 150千円 ・ 水産業 養殖施設 96,480千円 ・ 林業関係 地すべり 150千円 被害総額 96,780千円

年 月 日	種 類	状 況
平成19年 11月11～12日	大 雨	大雨による災害 ・避難勧告（白岩向、与田川尻地区：23世帯・52人） ・自主避難（馬門川水域5世帯・7人） ・道路被害 道路崩壊 1ヶ所 道路損壊 1ヶ所 ・住家被害 床下浸水 1棟 ・災害対策経費 土木施設 道路・河川 22,507千円 水道施設 水道管断裂 1,000千円 観光施設 （登山道・XCコース）1,070千円 避難者・消防団への食事代 78千円 毛布クリーニング代 9千円 職員時間外勤務手当 282千円 災害対策経費合計 24,946千円
平成21年 2月20～21日	暴 風 雪	暴風雪 ・住家 一部損壊 4棟 ・非住家 全壊 4棟 一部損壊 11棟 被害総額 10,960千円

第8節 災害の想定

この計画の作成にあつては、町における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件並びに過去における風水害等の災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

- 1 台風による災害
- 2 高潮による災害
- 3 集中豪雨等異常降雨による災害
- 4 豪雪による災害
- 5 海上、航空、鉄道、道路、危険物等、大規模な火事、大規模な林野火災による事故災害
- 6 その他の異常な自然現象に伴う災害及び特殊な災害

第2章 防災組織

第1節 野辺地町防災会議

担当：防災部

第2章
第1節

町の地域内に係る防災に関し、町の業務及び町の区域内の防災関係機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等を通ずる総合的かつ計画的な実施を図るため、長の附属機関として防災会議を設置するものとする。なお、防災会議の組織及び所掌事務は条例で定めるものとする。

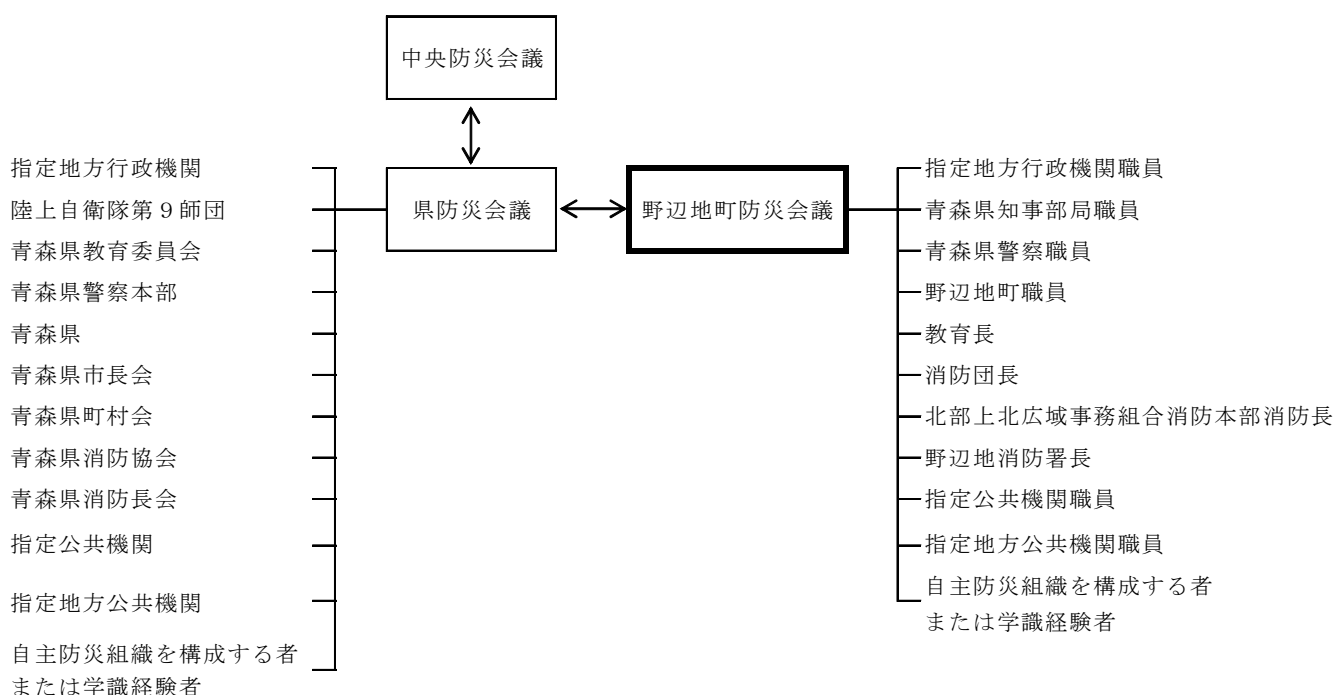
1 組織

野辺地町防災会議条例に基づく組織は、会長である町長と次に掲げる者（委員）をもって組織する。

（野辺地町防災会議条例第3条第5項）

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 青森県の知事部局の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 青森県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防団長
- (7) 北部上北広域事務組合消防本部消防長及び野辺地消防署長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

[町防災会議組織図]



2 事務局

防災会議の事務局を防災安全課に置く。

3 所掌事務

野辺地町防災会議条例に基づく所掌事務は、次のとおりである。

- (1) 野辺地町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて野辺地町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

第2節 野辺地町災害対策本部

担当：防災部

町の地域内に災害が発生し、又は災害による被害が発生するおそれがあるため応急措置を円滑かつ的確に講ずる必要があると認めるときは、町長は災害対策本部を設置し、町防災会議と緊密な連携のもとに災害予防対策及び災害応急対策を実施するものとする。

なお、町災害対策本部を設置したときは、県災害対策本部に報告するものとする。

1 設置・廃止及び伝達（通知）

災害対策本部は、次の基準により設置又は廃止する。

(1) 設置基準

災害対策本部は、次の基準に該当し、かつ町長が全庁的対応が必要と認めるときに設置する。

ア．災害が町内に広域にわたり発生し、又は発生するおそれがあるとき。

イ．町内に相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(2) 廃止基準

災害発生後における応急措置が完了したと認めるとき。

(3) 設置及び廃止時の通知等

ア．災害対策本部を設置したときは、速やかに次の区分により通知及び公表するとともに、災害対策本部の表示を庁舎正面玄関及び災害対策本部設置場所に掲示する。

通知及び公表先	伝 達 方 法	担 当 班
防災会議委員	電話	防災班
本部員及び各班等	庁内放送、電話、メール、職員招集装置	〃
知事 (防災危機管理課)	電話、県総合防災情報システム、ファクシミリ	〃
警察・消防	電話、ファクシミリ	〃
指定地方行政機関 指定公共機関 指定地方公共機関	電話、ファクシミリ	〃
報道機関等	電話、Ｌ－ＡＬＥＲＴ、ファクシミリ	総務班
一般住民	報道機関、防災行政広報無線、広報車、Ｌ－ＡＬＥＲＴ、 緊急速報メール、ホームページ等	防災班

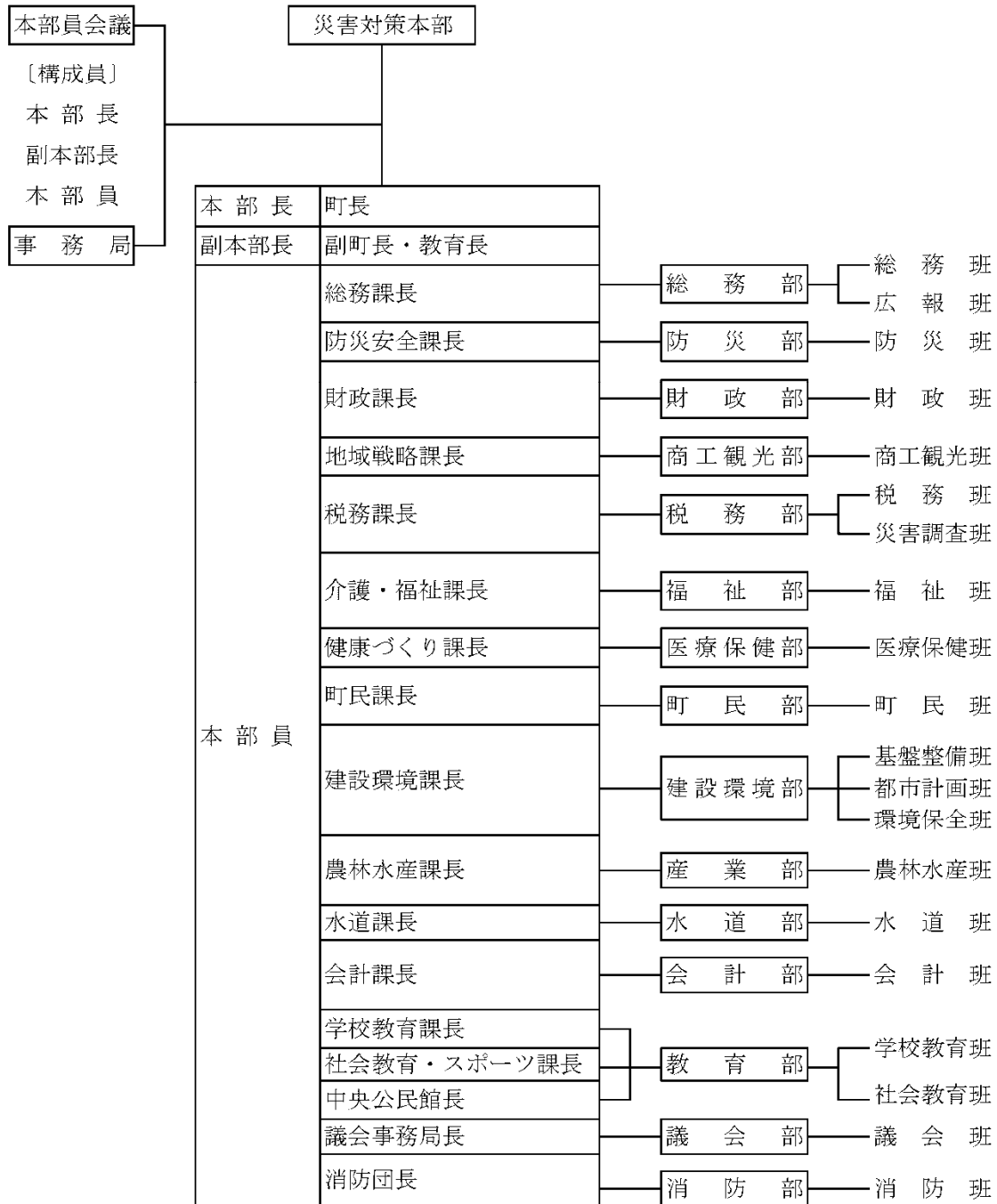
イ．災害対策本部を廃止したときは、設置の場合に準ずる。

2 組織・編成及び業務分担

(1) 災害対策本部の組織・編成は次のとおりとする。

- ア．災害対策本部は、本部の事務を統括する本部長、本部長を補佐あるいは本部長に事故があった場合にその職務を代理する副本部長と次のイの本部員等をもって組織する。
- イ．本部長の事務を分掌させるため、行政組織上、課長にある者等の本部員並びに本部員を部長とする部、及び部に班を置き事務を処理する。
- ウ．災害対策本部に、災害応急対策に関する基本的事項を協議、決定するための本部員会議、本部の事務を整理する事務局を置く。
- エ．本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、本部長が必要とした都度開催する。
- オ．必要に応じて現地災害対策本部を設置し、副本部長又は本部員のうちから本部長が指名する者を現地災害対策本部長として充てる。

[組 織 機 構 図]



(2) 災害対策本部班別業務及び北部上北広域事務組合消防本部災害警備本部班別業務は、次のとおりとする。

ア. 野辺地町災害対策本部班別業務分担

部名	部長	班名	班長	分担事務	要員
総務部	総務課長	総務班	部長の指名する職員	1. 議会との連絡に関する事 2. 本部長及び副本部長の秘書に関する事 3. 視察者及び見舞者の応接に関する事 4. 被害地の視察に関する事 5. 見舞電報等の受理及び礼状等の発送に関する事 6. 庁舎職員等避難者の整理誘導に関する事 7. 応援職員の要請及び連絡調整に関する事 8. 諸団体（自治会・自主防災組織・婦人会等）への協力要請及びその動員に関する事 9. 災害現場等への案内所の設置運営に関する事 10. 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する事 11. 災害時の電話交換業務に関する事 12. 住民相談室の開設に関する事 13. その他本部長の命ずる事項に関する事	総務課職員 選挙管理委員会 事務局職員
		広報班	部長の指名する職員	1. 災害の取材（写真を含む）に関する事 2. 災害の広報に関する事 3. 広聴活動に関する事 4. 災害関係の陳情に関する事 5. 報道機関からの問い合わせに対応すること 6. 管内関係団体との連絡に関する事 7. 防災部への応援に関する事 8. その他本部長の命ずる事項に関する事	総務課職員
防災部	防災安全課長	防災班	部長の指名する職員	1. 災害対策本部の運営及び総括に関する事 2. 被害状況の把握及び報告に関する事 3. 気象情報等の総括に関する事 4. 防災会議に関する事 5. 関係官庁諸団体との連絡調整に関する事 6. 職員の非常招集、配置及び勤務に関する事 7. 知事への自衛隊災害派遣要請の要求に関する事 8. 知事への防災ヘリコプター運航要請に関する事 9. 自衛隊との連絡調整に関する事 10. 災害救助法関係の総括に関する事 11. 災害情報の総括に関する事 12. 他の市町村長等への応援要請及び連絡に関する事（給水等を除く） 13. 知事への応援要請に関する事（給水を除く） 14. 災害情報等についての災害対策本部への連絡に関する事 15. 防災行政無線に関する事 16. 被害証明及び罹災証明に関する事 17. 各部・各班との連絡調整に関する事 18. 各部に属さない事項に関する事 19. その他本部長の命ずる事項に関する事	防災安全課職員

部名	部長	班名	班長	分担事務	要員
財政部	財政課長	財政班	部長の指名する職員	1. 財政部所管施設及び町有財産の被害調査及び応急対策に関すること 2. 災害応急対策関係予算の措置に関すること 3. 応急復旧工事の請負契約に関すること 4. 災害応急対策作業員の雇用等に関すること 5. 無線・有線電話の確保及び臨時電話の架設に関すること 6. 燃料、雑貨等の確保に関すること 7. 福祉部への応援に関すること 8. その他本部長の命ずる事項に関すること	財政課職員
商工観光部	地域戦略課長	商工観光班	部長の指名する職員	1. 商工観光部所管施設の被害調査及び応急対策に関すること 2. 商工業及び観光関係の被害調査並びに応急対策に関すること 3. 商工業関係の被害証明及び商工業関係の被災者への融資のあっせんに関すること 4. 海水浴場及び観光施設等の安全対策に関すること 5. ライフライン（鉄道、バス、船舶、郵便、電力、ガス等）の被害調査に関すること 6. 避難者の輸送及びその手段の確保に関すること 7. 福祉部への応援に関すること 8. その他本部長の命ずる事項に関すること	地域戦略課職員
税務部	税務課長	税務班 課税担当	部長の指名する職員	1. 災害に伴う町税の減免措置に関すること 2. 災害に伴う税の納付猶予措置に関すること 3. 福祉部への応援に関すること 4. その他本部長の命ずる事項に関すること	税務課職員
		災害調査班 徴収担当	部長の指名する職員	1. 建物及び工作物の被害状況並びに被災者実態調査の総括に関すること 2. 被災者名簿の作成に関すること 3. 被災者の把握（立退先等）に関すること 4. 福祉部への応援に関すること 5. その他本部長の命ずる事項に関すること	税務課職員

部名	部長	班名	班長	分担事務	要員
福祉部	介護・福祉課長	福祉班	部長の指名する職員	1. 福祉部管理に係る施設の被害調査及び応急対策に関すること 2. 遺体の処理、埋葬及び火葬に関すること 3. 住民相談所に関すること 4. 避難所の開設及び管理に関すること 5. ボランティアの受入れに関すること 6. 救援金の分配計画及び配分に関すること 7. 救援物資の受領及び保管並びに配分に関すること 8. 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与に関すること 9. 社会福祉施設関係の被害調査及び応援対策に関すること 10. 要配慮者の安全確保対策に関すること 11. 日本赤十字社との連絡調整に関すること 12. その他本部長の命ずる事項に関すること	介護・福祉課職員
医療保健部	健康づくり課長	医療保健班	部長の指名する職員	1. 医療機関の被害調査に関すること 2. 避難所等における衛生保持に関すること 3. 防疫に関すること 4. 被災地における伝染病予防措置に関すること 5. 負傷者の把握に関すること 6. 医療救護班の編成に関すること 7. 医療救護班との連絡調整に関すること 8. 救護所の開設に関すること 9. 医療、助産及び保健に関すること 10. その他本部長の命ずる事項に関すること	健康づくり課職員
町民部	町民課長	町民班	部長の指名する職員	1. 埋葬及び火葬の証明に関すること 2. 被災者等に対する応急給食に関すること 3. 炊き出し、その他食品の供給に関すること 4. 対策要員への食料品の供給に関すること 5. その他本部長の命ずる事項に関すること	町民課職員

部名	部長	班名	班長	分担事務	要員
建設環境部	建設環境課長	基盤整備班	部長の指名する職員	1. 建設環境部管理に係る施設の被害調査と応急対策に関すること 2. 建物、道路、橋りょう、港湾等の被害調査及び応急対策に関すること 3. 各河川の被害情報の収集及び応急対策に関すること 4. がけ崩れ等の応急対策に関すること 5. 障害物の除去に関すること 6. 水防に関すること 7. 道路交通の確保に関すること 8. 災害復旧資機材の確保に関すること 9. 車両の確保及び配車に関すること 10. 対策要員の輸送に関すること 11. 災害対策用物品、資機器材の調達・搬送に関すること 12. その他本部長の命ずる事項に関すること	建設環境課職員
		都市計画班	部長の指名する職員	1. 都市公園、町営住宅、下水道施設等の被害調査及び応急対策に関すること 2. 応急仮設住宅の設置に必要な調査に関すること 3. 応急仮設住宅の入居者の選定及び応急仮設住宅に関すること 4. 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に関すること 5. 災害公営住宅の建設及び既設公営住宅への特定入居に関すること 6. 児童公園施設の被害調査及び応急対策に関すること 7. 住宅金融支援機構扱いの災害復興住宅資金融資のあっせんに関すること 8. その他本部長の命ずる事項に関すること	建設環境課職員
		環境保全班	部長の指名する職員	1. 清掃施設の被害調査に関すること 2. 廃棄物・し尿処理及び清掃に関すること 3. し尿吸引車の借上げ及び配車に関すること 4. 死亡獣畜の処理に関すること 5. 福祉部への応援に関すること 6. 飼養動物の保護及び管理に関すること 7. その他本部長の命ずる事項に関すること	建設環境課職員

部名	部長	班名	班長	分担事務	要員
産業部	農林水産課長	農林水産班	部長の指名する職員	1. 産業部管理に係る施設の被害調査及び応急対策に関すること 2. 農地及び農業用施設の被害調査並びに応急対策に関すること 3. 家畜伝染病の予防、防疫に関すること 4. 死亡獣畜の処理に関すること 5. 主要食料及び生鮮食料品等の確保・応急供給に関すること 6. 農林水産業関係の被害証明に関すること 7. 農産物及び水産物等の被害調査及び応急対策に関すること 8. 船舶関係の被害調査及び応急対策に関すること 9. 農林水産関係被災者への融資のあっせんに関すること 10. 防災部への応援に関すること 11. その他本部長の命ずる事項に関すること	農林水産課職員 農業委員会事務局職員
水道部	水道課長	水道班	部長の指名する職員	1. 水道施設の被害調査及び応急対策に関すること 2. 水道施設の復旧に関すること 3. 災害復旧資機材の確保に関すること 4. 水質検査に関すること 5. 断減水時の広報に関すること 6. 給水車の借上げ及び配車に関すること 7. 給水活動に関すること 8. 給水等に関する他市町村への応援要請及び連絡に関すること 9. 指定給水装置工事事業者への要請及び手配に関すること 10. 防災部への応援に関すること 11. その他本部長の命ずる事項に関すること	水道課職員
会計部	会計課長	会計班	部長の指名する職員	1. 救援金の受領及び保管に関すること 2. 災害関係経費の経理に関すること 3. 町民部への応援に関すること 4. その他本部長の命ずる事項に関すること	会計課職員

部名	部長	班名	班長	分担事務	要員
教育部	学校教育課長 副部長 社会教育・スポーツ課長	学校教育班	部長の指名する職員	1. 学校施設の被害調査及び応急対策に関する事 2. 応急の教育に関する事 3. 教材学用品の調達及び給与に関する事 4. 被災児童、生徒等の調査に関する事 5. 児童、生徒の保護及び環境衛生に関する事 6. 教職員の非常招集及び配置に関する事 7. 学校給食施設の被害調査及び応急対策に関する事 8. 学校給食の確保に関する事 9. 文教関係の被害記録に関する事 10. 福祉部への応援に関する事 11. その他本部長の命ずる事項に関する事	学校教育課職員 学校給食共同調理場職員
		社会教育班	部長の指名する職員	1. 社会教育施設の被害調査及び応急対策に関する事 2. 社会体育施設の被害調査及び応急対策に関する事 3. 文化財及び文化施設の被害調査及び応急対策に関する事 4. 社会教育関係団体の協力要請に関する事 5. 福祉部への応援に関する事 6. その他本部長の命ずる事項に関する事	社会教育・スポーツ課職員 中央公民館職員 歴史民俗資料館職員 図書館職員
議会部	議会事務局長	議会班	部長の指名する職員	1. 町議会議員の被災地視察に関する事 2. 町議会議員との連絡に関する事 3. 総務部への応援に関する事 4. その他本部長の命ずる事項に関する事	議会事務局職員
消防部	消防団長	消防班	部長の指名する副団長	1. 消防及び水防活動、その他、災害応急対策に関する事 2. 被災者の救出、救護及び捜索に関する事 3. 災害の拡大防止に関する事 4. 避難勧告、指示、広報及び避難誘導に関する事 5. 障害物の除去に関する事 6. 危険箇所の巡視に関する事 7. その他本部長の命ずる事項に関する事	消防団員

イ. 北部上北広域事務組合消防本部災害警備本部班別業務分類

部名	部長	班名	班長	分担事務	要員
北部上北広域事務組合	北部上北広域事務組合消防本部消防長	庶務班	庶務課長	1. 野辺地町災害対策本部との連絡調整に関する事 2. 消防本部の管理に係る施設の被害状況及び応急対策に関する事 3. 職員の非常招集及び配置に関する事 4. 関係機関への連絡及び相互調整に関する事 5. 緊急消防援助隊に関する事 6. その他本部長の命ずる事項に関する事	庶務課職員
		警防班	警防課長	1. 災害情報の収集及び被害状況の報告に関する事 2. 警報等の伝達に関する事 3. 救助、救急活動に関する事 4. 通信施設の保守に関する事 5. 通信の運用及び無線の統制に関する事 6. 消防隊の出動指令に関する事 7. 災害状況図及び警防活動図の作成に関する事 8. その他本部長の命ずる事項に関する事	警防課職員
		予防班	予防課長	1. 危険物施設等に対する応急措置及び対策に関する事 2. 消防等の広報に関する事 3. 資機器材の調達に関する事 4. 写真記録に関する事 5. その他本部長の命ずる事項に関する事	予防課職員
	野辺地消防署長	消防班	野辺地消防署副署長	1. 消防活動、その他災害応急対策に関する事 2. 風水害、地震、津波、火災、その他の災害の予防、警戒及び防御に関する事 3. 住民等への情報伝達及び避難誘導に関する事 4. 避難の勧告、指示及び誘導に関する事 5. 被災者の救出、救護及び捜索に関する事 6. 人命の救助及び救急活動に関する事 7. 警戒区域の設定に関する事 8. 危険箇所の巡視に関する事 9. 障害物の除去に関する事 10. 消防関係施設の被害調査及び応急復旧対策に関する事 11. 火災における罹災証明に関する事 12. その他本部長の命ずる事項に関する事	野辺地消防署員
	公立野辺地病院院長	病院総務班	事務長	1. 病院の管理に係る施設の被害調査及び応急対策に関する事 2. 職員の非常招集及び配置に関する事 3. 受入れ患者の給食の確保に関する事 4. その他本部長の命ずる事項に関する事	管理課職員 医事課職員
		医療救護班	副院長	1. 傷病者等の医療救護及び看護に関する事 2. 医療薬剤及び衛生資材の供給及び確保に関する事 3. 患者の避難誘導に関する事 4. 医療保健班への応援に関する事 5. その他本部長の命ずる事項に関する事	病院職員

3 災害対策本部設置時に準じた措置

災害対策本部が設置される前及び災害対策本部を設置するに至らないと判断されるが、気象予報・警報及び水防指令等の発令状況等によって、災害に対する警戒体制を強化する必要がある場合は、町長は、災害警戒対策本部を設置し、災害対策本部設置時に準じて対処する。

なお、災害警戒対策本部等の組織及び運営は、災害対策本部の組織及び運営に準ずる。

(1) 災害警戒対策本部の設置

ア. 各種警報が発令されている状況下で、台風が通過する公算が強く、町の地域内に甚大な被害が発生するおそれがある場合で、町長が必要と認めるとき。

イ. その他町の地域内に甚大な被害が発生するおそれがある場合で、町長が必要と認めるとき。

(2) その他の対策本部等の設置

被害対策等を迅速かつ強力に推進する必要がある場合は、被害対策本部等を設置する。

第3節 動員計画

担当：防災部

町の地域内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、町は災害応急対策に万全を期するため職員を配置することとし、その際の職員の配備態勢及び動員の方法について定めるものとする。

1 配備基準

配備基準は、次のとおりとする。

(1) 風水害等の場合の配備基準

配備区分	配備時期	実施内容	配備要員
1号配備 (準備態勢) 予想される事態に対処するための態勢	1 次のいずれかの注意報又は情報が発令され危険な状態が予想されるとき (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 高潮注意報 (4) 強風注意報 (5) 大雪注意報 (6) 風雪注意報 (7) 竜巻注意情報 2 特に町長がこの配備を指示したとき	1 防災安全課は、気象情報を収集し、関係課に伝達する。 2 関係課は気象情報に注意し、それぞれ準備態勢を整える。	1 防災安全課員及び異常気象と特に係わる関係課職員若干名で対処する。 2 休日等の勤務時間外は、必要に応じて登庁し、対処する。
2号配備 (警戒態勢) 1号配備を強化するとともに、災害対策本部を設置するに至らないが予想される災害に直ちに対処する態勢	1 次のいずれかの警報又は情報が発表され危険な状態が予想されるとき (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 (5) 大雪警報 (6) 暴風雪警報 (7) 土砂災害警戒情報 2 各種警報が発表されている状況下で、台風が通過する可能性があり、町の地域内に被害が発生するおそれがあるとき 3 特に町長がこの配備を指示したとき	1 防災安全課は、気象情報及び関係機関等からの情報を待機している関係課に伝達する。 2 関係課は各種情報収集に努め、防災安全課に報告するとともに、それぞれ警戒態勢を整える。	1 配備要員は、1号配備を強化する。 2 休日等の勤務時間外は、防災安全課及び関係課（各種警報が発表されている状況下で、台風が通過する可能性があり、町の地域内に被害が発生するおそれがあるときにあつては、関係課及び関係支所）の職員が登庁して対処する。 なお、その他の職員は、登庁できる態勢で自宅待機する。

3号配備 (非常態勢) 全庁をあげて対処する態勢	1 次の場合で町長が必要と認めたとき (1) 災害が町内の広域にわたり発生したとき (2) 町に相当規模の災害が発生したとき 2 各種警報が発表されている状況下で、台風が通過する公算が強く、町の地域内に甚大な被害が発生するおそれがあるとき 3 特別警報が発表されたとき 4 町長が特にこの配備を指示したとき	1 各種情報の収集、伝達に努め、災害応急対策を実施する。 2 災害対策本部等が設置された場合は、災害対策本部の分担事務に従って災害応急対策を実施する。	1 全職員が対処する。 2 休日等の勤務時間外は、各課の災害応急対策要員が登庁し対処する。 なお、その他の職員は、登庁できる態勢で自宅待機する。
---	--	--	---

注) 1 「関係課」とは、町長が防災と特に関わりがあるものとして指定した課をいう。

(総務課、防災安全課、建設環境課、農林水産課、水道課、学校教育課)

2 「災害応急対策要員」とは、各課長が災害応急対策に当たることとして指名した職員をいう。

(2) 事故災害の場合の配備基準

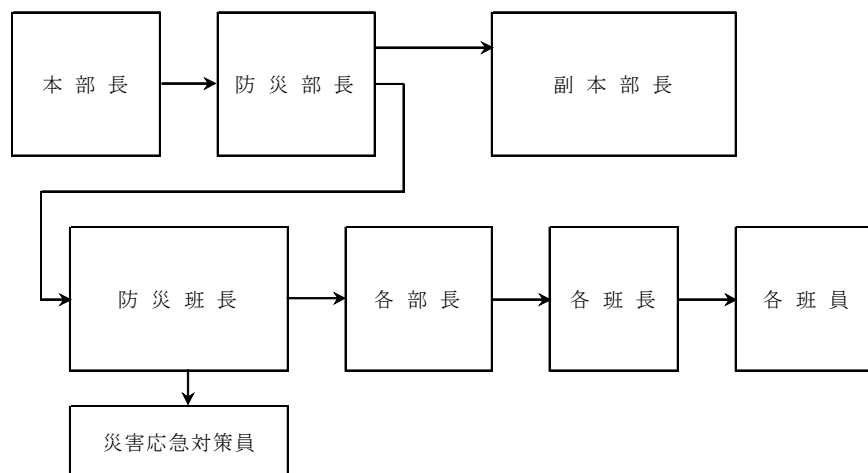
- ア. 大規模な事故の通報等があった場合、町長が2号配備を決定し、防災安全課及び関係課職員で対処する。休日等の勤務時間外は、防災安全課及び関係課職員が登庁し、対処する。
- イ. 被害の発生状況を考慮し、全庁あげて応急対策を実施する必要があると認められる場合、町長が3号配備（災害対策本部設置）を決定し、関係課の災害応急対策要員が対処する。休日等の勤務時間外は、関係課の災害応急対策要員が登庁し、対処する。
- ウ. その他、配備については別に定める災害対応初動マニュアルによるものとする。

2 職員の動員

(1) 動員の方法

ア. 職員の動員は、災害対応初動マニュアルに基づき、次の連絡系統により行うものとする。

なお、災害対策本部設置前においては、災害対策本部設置時に準じて行うものとする。



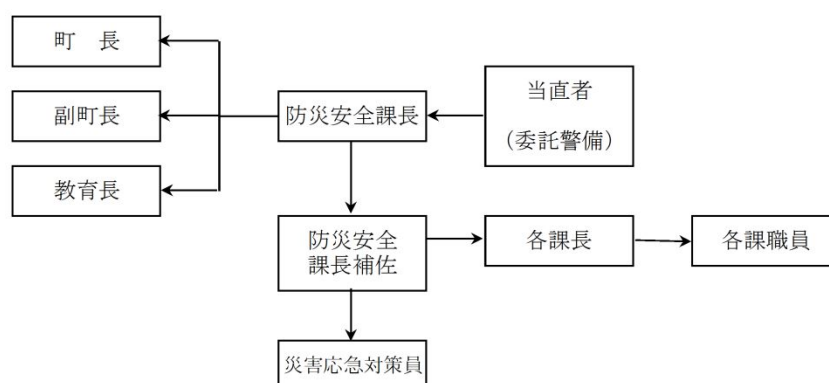
イ. 動員指示を受けた職員は、直ちに所定の配備につくものとする。

ウ. 各部長は、部内各班の応急対策に必要な職員が部内各班における調整を行ってもなおかつ不足し活動に支障があると判断したときは、防災部長に応援職員の配置を求めることができる。

エ. 防災部長は、応急対策活動の状況に応じ、要員の確保に努めなければならない。

(2) 当直者からの通報による非常連絡

勤務時間外における当直者からの非常連絡は、次により行うものとする。



※町長への連絡は必ず町長本人とし、町長が不在のため連絡が取れない場合は、防災安全課長にその旨を報告する。

(3) 勤務時間外における職員の心得

ア．職員は、勤務時間外において、災害が発生し、又は災害の発生が予想されるときは、災害対応初動マニュアルに基づき速やかに所属勤務場所に登庁し、応急対策活動に従事するよう努めなければならない。

イ．職員は、出勤途上知り得た災害状況又は災害情報を所属課長（部長）（又は参集場所の指揮者）に報告する。

(4) 業務継続性の確保

災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、定期的な教育・訓練・点検等を実施し、業務継続性の確保を図ることとする。

(5) 複合災害対策

複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、先発災害に多くの要員を動員し、後発災害に望ましい配分ができない可能性も考慮した図上訓練等を実施することとする。

第3章 災害予防計画

風水害等の災害の発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するために、防災施設の整備、防災に関する教育訓練等その他災害予防について定め、その実施を図るとともに第4章災害応急対策計画に定める各種応急対策等を実施するうえでの所要の組織体制を整備しておくものとする。

特に、「孤立集落をつくらない」という視点に立ち、災害時において迅速な対応ができるよう危機管理体制の強化を図るソフト対策とともに、必要なインフラ整備を行うハード対策が一体となった取組である「防災公共」を推進する。

なお、雪害対策、事故災害対策については、本章のほか第5章で定めるところによる。

第1節 調査研究

担当：防災部

社会・経済の進展に伴って災害要因が多様化し、災害危険性が增大している。そのなかで、風水害の各種災害を未然に防止し、又は被害を軽減するため、地域の特性を正確に把握し、国や県などと連携を図り、各種災害に関する基礎的調査研究、被害想定に関する調査研究、防災対策に関する調査研究を行い、町の防災対策に資するものとする。

1 各種災害に関する基礎的研究

町内の自然条件、社会条件を調査分析し、防災面からみた自然的、社会的特性、災害危険性等を明らかにする。

また、気象、水象の観測を行うとともに、各種災害の履歴を調査分析する。

2 被害想定に関する調査研究

防災対策を具体化するための指標の設定、住民の防災意識の高揚等のため、各種災害に関する基礎的研究の成果を踏まえ、総合的な被害想定を行う。

3 防災対策に関する調査研究

被害想定に関する調査研究の成果を踏まえ、重点的に整備・強化を行う建築物、公共土木施設、防災施設・設備等各種防災対策について調査研究し、防災対策の具体化を図る。

4 防災公共推進計画の策定

大規模災害時の想定危険箇所を把握し、現状の避難路や避難場所等についての総合的な課題の洗い出しを実施した上で、孤立するおそれがある集落や津波浸水想定区域において、県及び町は一体となって最適な避難路、避難場所を地域ごとに検証し、現状に即した最も効果的な避難経路・避難場所を確保するため、必要な対策や優先度について検討を行い、防災公共推進計画を策定した。

第2節 防災業務施設・設備等の整備

担当：防災部・消防部・建設環境部

風水害等の災害の発生の防止及び被害の軽減を図るための防災業務施設、設備等の整備は、国、県、町、防災関係機関等が連携をとりつつ、それぞれの分野において実施する。

1 気象等観測施設・設備等

- (1) 町及び防災関係機関は、気象、水象等の自然現象の観測に必要な施設、設備の整備点検や更新を実施し、気象、水象等の観測体制の維持・強化を図る。
- (2) 町は、集中豪雨等、地区により雨量の差が激しく、青森地方気象台及び県の雨量・水位観測所だけでは必要な情報が得られない場合を考慮し、災害危険箇所に留意した観測所等の設置及び観測体制の強化を推進する。

【雨量観測所・水位観測所は資料編 p. 34（資料1）参照】

2 消防施設・設備等

消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防水利、火災通報施設設備その他の消防施設・設備の整備、改善並びに性能調査を実施し、有事の際の即応体制の確立を図る。

特に、危険物災害、高層ビル火災及び林野火災等に対処するための資機材の整備を図る。

【消防施設・設備等の整備状況は資料編 p. 35（資料3）参照】

(1) 消防ポンプ自動車等の整備

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、消防施設整備計画により増強、更新を図るなど整備していく。

なお、消防力強化の基礎となる消防庁舎、消防車格納庫等さらには消火栓、防火水槽等の消防水利の設置整備に際しては、耐震性を十分考慮し、災害時における消防活動体制の確保に努める。

【消防ポンプ自動車等整備計画・消防水利整備計画は資料編 p. 35～36（資料4. 5）参照】

3 通信設備等

- (1) 町及び各防災関係機関は、防災に関する情報の収集、伝達を迅速に行うため、衛星通信、県防災情報ネットワーク（IP電話・文書データ伝送）、固定電話・ファクシミリ、携帯電話、衛星携帯電話、インターネット、電子メール等情報連絡網の整備を図るとともに、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

町は、住民等への情報伝達を迅速かつ的確に行うため、町防災行政無線等情報伝達網及び全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備済み（戸別受信機を含む）である。

今後は、それぞれの通信設備等を防災構造化するなどの整備改善に努めるとともに、これらの設備に被害が発生した場合に備え、非常電源、予備機等の設置に努め通信連絡機能の維持を図る。さらに、無線設備や非常用電源の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

なお、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門

家の意見を活用できるよう努める。

(2) 整備状況

ア. 防災行政無線

【町有無線設備・通信系統図は資料編 p. 36～38（資料6.7）参照】

イ. 県防災情報ネットワーク

県防災情報ネットワークは、県（災害対策本部）と各市町村を接続している。

【連絡系統図は資料編 p. 39（資料8）参照】

ウ. 消防無線

【消防無線設備・通信系統図は資料編 p. 40（資料 9.10）参照】

4 水防施設・設備等

町及び防災関係機関は、水防活動組織を確立し、重要水防区域、危険箇所等における具体的な水防工法を検討するとともに、水防活動に必要な水防資機材及びそれらを備蓄する水防倉庫を整備、点検する。

【各水防倉庫の資機材の備蓄状況一覧は資料編 p. 41（資料11）参照】

5 海上災害対策施設・設備等

町は、大量流出油等の拡散防止、吸引、回収した流出油等の処理のための施設・設備及び流出油等の物理的、化学的処理のための資機材を整備、点検する。

【流出油防除資機材・海上火災等対策用船舶一覧は資料編 p. 42（資料12.13）参照】

6 救助資機材等

人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材、薬品等を整備、点検する。

【救助資機材等整備状況一覧は資料編 p. 42（資料14）参照】

7 広域防災拠点等

大規模災害時に警察・消防・自衛隊等から派遣される要員や応援（救援）物資の保管等の活動拠点の確保を図る。

【広域防災拠点整備状況一覧は資料編 p. 43（資料 15）参照】

8 その他施設・設備等

- (1) 町は、被災した道路、河川等の損壊の復旧等に必要な重機類を整備・点検する。また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握及び関係機関や民間事業者との連携に努める。さらに、特に防災活動上必要な公共施設等及び指定避難所等（指定緊急避難場所に指定している施設を含む）を定期的に点検する。

【その他施設・設備等整備状況一覧は資料編 p. 43（資料 16）参照】

(2) 町は、防災倉庫・防災資機材を整備する。

【町の防災倉庫・防災資機材整備状況一覧は資料編 p. 43（資料17）参照】

第3節 防災情報ネットワーク

担当：防災部

災害時における一般通信の輻輳に影響されない本県独自の通信網を確保することにより、災害予防対策に役立てるとともに、災害時における迅速かつ的確な応急対策を実施するため、県、町（消防本部を含む。以下、この節において同じ。）、防災関係機関を接続した防災情報ネットワーク及び総合防災情報システムの活用を推進するものとする。

1 防災情報ネットワークの活用

県独自の防災専用回線として、光イーサ回線により県、市町村、防災関係機関を接続し、以下の機器により情報伝達を行う。

(1) 専用電話

- ア．端末局間のＩＰ電話
- イ．自治体衛星通信ネットワークによる衛星電話

(2) 文書データ伝送用端末

- ア．端末局間の文書データ伝送
- イ．総合防災情報システムによる防災情報の伝送

2 総合防災情報システムの活用

県は市町村、防災関係機関と一体となって、「防災情報の統合化」、「防災情報の高度化」、「防災情報の共有化」を基本方針とする総合防災情報システムを活用するとともに、防災対策について有効に機能するよう充実を図る。

町は、総合防災情報システムの活用を推進するため、操作担当者を２名以上定めるとともに、県が主催する研修会、訓練に参加し、操作能力の習得・向上に努める。また、県と協力しながら維持管理が万全となるよう努める。

(1) 防災情報の統合化

気象情報、河川情報、道路情報、環境放射線モニタリング情報等の各種個別システムによる防災情報を統合する。

(2) 防災情報の高度化

被害情報、措置情報等を視覚的に把握しやすいものとするため、被害情報等と地図データを連携させたGISを活用する。防災GISで管理する情報は次のとおりである。

- ア．被害情報、措置情報
- イ．避難所情報
- ウ．防災ヘリコプター運航要請情報

(3) 防災情報の共有化

防災情報ネットワークにより各機関を接続し、統合化・高度化された防災情報を県、市町村、防災関係機関で共有する。

ア. 総合防災情報システム端末の設置

県防災危機管理課、関係課及び災害対策本部等、市町村、防災関係機関に設置した総合防災情報システム端末（防災情報ネットワークの文書データ伝送用端末にて操作するものを含む。）により、防災情報を収集・伝達する。また、システムに登録された防災情報は、各機関において情報共有する。

イ. 住民への情報提供

インターネットを活用し、危険箇所や避難所の所在、防災啓発に関する情報等をホームページにより住民に提供する。

3 町の災害対策機能等の充実

町は、総合防災情報システムと一体となって機能するため、組織体制等を整備するとともに、情報システムなどの災害対策機能の充実を図る。

第4節 防災事業

担当：建設環境部・産業部・水道部

地域の特性に配慮しつつ災害に強いまちづくりを推進するとともに、各種災害の発生防止及び被害の軽減を図るため、次の防災事業を推進する。

1 地域保全事業

治山事業及び治水事業については、その有機的関連性に鑑み、水源地から河口まで水系を一体として捉え、治水、利水の調整を図りつつ、総合的な事業の計画的推進を図る。

なお、一般の造林事業についても、地域保全的機能を重視し、積極的な推進を図る。

海岸保全事業については、埋立又は干拓事業、港湾事業、道路事業、都市計画事業等との関連を考慮し、整備する。

農地防災事業については、治山、治水、海岸保全その他各種事業との調整を図りつつ、その計画的促進を図る。

(1) 治山対策事業

町では、これまで山地治山事業、水土保持治山事業、水源地域整備事業、防災林造成事業、保安林整備事業及び地すべり防止事業が県において実施され、また小規模治山事業については町において実施するなど、山地災害の未然防止を図ってきたところであるが、町にはいまだに山地災害危険地区、小規模山地崩壊危険地、海岸侵食危険地、なだれ危険箇所が下表のとおり存在しており、危険度の高い地区については、早急な防止対策が必要であり、かつ、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全、形成等を図ることが地元住民から強く望まれている。

このため他事業との調整を図りつつ、その対策を計画的に推進するよう国、県に働きかける。

ア. 山地災害危険地区

(7) 崩壊土砂流出危険地区

a 国有林

(東北森林管理局：平成20年3月31日現在)

番号	位置		公共施設等		
	大字	字	人家個数	公共施設(道路を除く)	道路
401-1	馬 門	地続山国有林 (1078)	17	馬門温泉	町道

b 民有林

(県農林水産部林政課：平成27年3月31日現在)

番号	位置		公共施設等		
	大字	字	人家個数	公共施設(道路を除く)	道路
401	H0001	一 新 田	12	1	県道

イ. 海岸侵食危険地

(県農林水産部林政課：平成 22 年 3 月 31 日現在)

市町村	海岸延長	防災林延長	浸食海岸延長
野辺地町	19.3 km	4.5 km	4.5 km

(2) 砂防対策事業

集中豪雨等による土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊等による災害から住民の生命、身体及び財産を保護するための砂防事業、地すべり対策事業及び急傾斜地崩壊対策事業の計画的推進を国、県に働きかける。

また、なだれによる災害から人命を守るため、集落の保護を目的としたなだれ対策事業の計画的推進を国、県に働きかける。

なお、危険区域内における制限行為等について周知徹底を図る。

ア. 砂防事業

町では、これまで土石流対策、土砂の流下調節、直接抑止のための砂防えん堤、溪床の縦横侵食防止のための床固工、流路工の工事が実施され、その管理状況も良好であるが、町域には、土石流危険渓流を次のとおり多く抱えており、かつ危険度の高い地区が多く、その対策の計画的推進を国、県に働きかける。

《土石流危険箇所》

(県土整備部河川砂防課：平成28年3月31日現在)

溪流番号	溪 流 名			所在地(字)	保 全 対 象	
	水系名	河川名	溪流名		人家	公共施設
401-I-1	その他	中袋沢	中袋沢	下坂	86	
401-I-2	その他	上袋沢	上袋沢	赤坂	39	
401-I-3	野辺地川	野辺地川	下田沢	船橋	8	県道
401-I-4	野辺地川	野辺地川	坊ノ塚沢	船橋	17	県道
401-I-5	その他	土場川	野辺地沢	地続山	0	馬門浄水場
401-I-6	その他	土場川	馬門温泉南沢	湯沢	0	馬門温泉富士屋ホテル
401-I-7	その他	土場川	馬門温泉北沢	湯沢	0	馬門温泉富士屋ホテル

イ. 急傾斜地崩壊対策事業

町では、これまで集中豪雨等に伴い、急傾斜地の崩壊による災害に対処するため、その所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適当と認められるものについて、危険度の高いものから順次急傾斜地の崩壊を防止するための施設を重点的に整備するなど、急傾斜地崩壊対策事業が実施されてきたところである。

しかし、町域には、次のとおり急傾斜地崩壊危険箇所があり、その危険度の高い地区も多いため、今後も急傾斜地崩壊対策事業の計画的推進を国、県に働きかける。

(ア) 急傾斜地崩壊危険箇所

a 自然斜面

(県土整備部河川砂防課:平成28年3月31日現在)

箇所 番号	箇所名	大字小字	地形			人家 戸数	公 共 的 建 物		公共施設	急傾斜地崩壊危険区域	
			延長	傾斜度	斜面 高さ		災害弱者 関連施設	左記以外の 公共的施設		指定年月日	指定区域名
733	中渡	中渡	180	60	6	16			県道	H 1.10.13	中渡
734	馬門	家ノ上	580	34	9	24		農協	県道	S49. 2.23	馬門
735	馬門2号	家ノ上	140	45	7	11			県道	S59.12.27	馬門2号
736	浜掛	浜掛	70	42	6	7		集会所	町道	S57. 3.18	浜掛
737	浜掛	浜掛	124	46	5	6					
738	浜町	米内沢	180	46	8	9			町道	S56.2.5	浜町
739	米内沢	米内沢	110	65	10	5		集会所	町道		
740	野辺地	田名部道	340	46	11	22				S51. 3.18、S62.2.21	野辺地
741	田名部道1号	田名部道	130	45	10	4					
742	新町裏	新町裏	110	44	11	29			私道		
743	野辺地	野辺地	160	58	12	2		資料館	河川		
744	白岩1号	白岩	36	52	5	25	児童館				
745	寺ノ沢1号	寺ノ沢	70	59	7	5		営林署	町道		
746	寺ノ沢2号	寺ノ沢	120	48	27	10					
747	船橋	船橋	250	48	24	44				H15.12.22	船橋
748	雑吉沢	坊ノ塚	345	38	12	23			町道	H2.3.12	雑吉沢
749	坊ノ塚	坊ノ塚	380	60	22	32			町道	S49.2.23、S15.3.8	坊ノ塚
750	上小中野1号	上小中野	67	39	6	5					
751	切明	切明	380	42	11	14			町道	H6.3.25	切明
計	19箇所										

b 人工斜面

箇所 番号	箇所名	大字小字	地形			人家 戸数	公 共 的 建 物		公共施設	急傾斜地崩壊危険区域	
			延長	傾斜度	斜面 高さ		災害弱者 関連施設	左記以外の 公共的施設		指定年月日	危険区域名
125	湯沢1号	湯沢	240	38	28	1		ホテル			
126	寺ノ沢3号	寺ノ沢	195	30	31	28			町道、私道		
計											

(イ) 急傾斜地崩壊危険区域指定箇所

(県土整備部河川砂防課:平成28年3月31日現在)

番号	告示年月日	告示 番号	区域名		面積(ha)	人家戸数	公共的 建物	摘要
				字				
1	S49.2.23	105	馬門	家ノ上	1.498	20		
2	S49.2.23	105	坊ノ塚	坊ノ塚	1.212	20	1	
	H18.3.8	177	坊ノ塚	坊ノ塚	0.478	7		
3	S51.3.18	184	野辺地	田名部道	0.894	13		
	S62.2.21	74	野辺地	田名部道	0.749	11		
4	S56.2.5	87	浜町	米内沢	0.641	11		
5	S57.3.18	210	浜掛	浜掛	0.241	7		
6	S59.12.27	977	馬門2号	陣場川原、家ノ上	0.296	9		
7	H1.10.13	710	中渡	中渡	0.381	9		
8	H2.3.12	164	雑吉沢	船橋、坊ノ塚	1.622	14		
9	H6.3.25	235	切明	切明、上小中野	0.906	11		
10	H15.12.22	809	船橋	寺ノ沢、船橋	0.856	15		

(3) 河川防災対策事業

町内を流下する２級河川は野辺地川、枇杷野川、与田川の３河川で県の管理するところである。これらの河川については、これまで河川改修及び局部改良が実施されているが、今後も国、県に対して改修や改良の計画的推進を働きかけるものとする。

また、町が管理する準用河川及び普通河川は、次のとおりで、その現況は、堤防の維持、補修、護岸、堆積土砂の河川維持修繕、河積の拡大、河道の安定等の河川改修の必要があり、改修改良計画をたて、その実施に努める。

町管理河川

平成27年3月31日現在

整理番号	告示年月日	種別	水系名	総延長	流域面積	摘要
				(km)	(km ²)	
○1	土場川	準用河川	土場川	5.0	3.70	
○2	馬門川	準用河川	馬門川	3.6	2.15	
○3	近沢川	準用河川	近沢川	4.8	3.78	
4	二本木川	準用河川	野辺地川	4.5	5.12	S56～準用河川改修事業
○5	干草橋川	準用河川	干草橋川	5.7	9.60	
○6	有戸川	準用河川	有戸川	6.0	12.50	
7	御手洗瀬川	普通河川	野辺地川	4.4	2.72	
○8	前田川	普通河川	野辺地川	3.2	1.64	
○9	種川	普通河川	野辺地川	2.2	3.03	
○10	木明川	普通河川	木明川	2.4	2.47	
○11	明前川	普通河川	明前川	1.6	1.58	
○12	蟹田川	普通河川	蟹田川	1.4	1.45	
13	向田川	普通河川	向田川	3.2	3.30	
14	目ノ越川	普通河川	目ノ越川	2.5	1.89	
15	砂沼川	普通河川	砂沼川	2.4	2.70	
16	旗谷川	普通河川	旗谷川	2.4	1.90	
17	巫女川	普通河川	巫女川	1.0	2.94	

○印は局部改良済

(4) 海岸防災対策事業

町の海岸線の延長は、11,040mが海岸保全区域として指定を受け、津波、高潮による災害を未然に防ぐため防護対策が講じられてきているが、今後とも国、県に防護対策の計画的推進を働きかける。

なお、海岸保全事業は、背後地水面等の関連により、水管理・国土保全局所管海岸（国土交通省所管）、海岸局所管海岸（国土交通省所管）、水産庁所管海岸（農林水産省所管）及び農地振興局所管海岸（農林水産省所管）に分かれて実施しているので、連絡調整を図るよう関係機関に働きかける。

(5) 農地防災対策事業

ア. ため池等整備事業

(ア) ため池

町においては、従来から農業用水確保のため、ため池（災害防止用のダムを含む）を利用しているが、これらのため池の中には築造年数も古く漏水するものもあり、その実態を把握し、補強改良工事を実施して、堤体の安全を確保し、下流地域の災害を未然に防止するよう

努める。

(イ) 用排水施設

町における農業用排水施設の中には、自然的・社会的状況の変化により、その効用が低下しているものもある。これらの施設について実態を把握し、必要なものは改修工事を実施し、周辺農用地の災害を未然に防止するよう努める。

(ウ) 土砂崩壊防止

町における土砂崩壊防止対策としては、風水害によって土砂崩壊の危険が生じた箇所において、土留擁壁等の対策工事を実施し、農地及び農業用施設の災害を未然に防止するよう努める。

イ. 地すべり防止

町の地すべり対策としては、調査に基づき農地地すべり危険地としてリストアップされた箇所を中心とした県における地すべり対策事業の実施を働きかけ、農地及び農業用施設の災害を未然に防止するよう努める。

2 その他の防災事業

その他の防災事業として道路、港湾等の点検、整備及び上水道の防災性の強化を図るとともに危険地域からの移転事業の促進に努める。

(1) 道路

町には、次のとおり道路注意箇所があり、町道については、点検、整備に努め、国道、県道については、今後も道路整備事業の計画的推進を国、県に働きかける。

道路危険箇所

(県土整備道路課：平成27年4月現在)

危険内容	路線名	所在地	距離票 km	延長m	迂回路	事前規制	評価ランク
落石・崩壊	県道水喰野辺地線	字雑吉沢	15.08	560	無	未指定	要対策

(2) 港湾等

町における港湾、漁港等施設については、町管理の施設の点検、整備に努めるとともに国、県等の管理施設については、今後とも、防災施設等の計画的整備を国、県等に働きかける。

(3) 上下水道施設

町における上下水道施設については、防災対策の強化に努めるとともに防災用資機材の整備充実を図る。

(4) 危険地域からの移転対策促進事業

がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険が及ぶおそれのある区域からの住宅の移転に対する助成を利用し、その促進を図る。

ア. 防災集団移転促進事業

災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進する。

イ. がけ地近接等危険住宅移転事業

がけくずれ等の危険のある住宅について、住民の生命の安全を確保するために、災害危険区域等にある既存不適格住宅の移転を促進する。

第5節 自主防災組織等の確立

担当：防災部

大規模な風水害等の災害が発生し、防災関係機関の活動が遅れたり、阻害されるような事態になった場合において、被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止するには、住民の自主的な防災活動組織である自主防災組織による出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導等の活動が行われることが有効である。

このため、町は、地域住民による自主防災組織等の結成を促進し、育成・強化を図るとともに、関係機関との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

1 自主防災組織の現況

自主防災組織は、現在4団体が組織され、防災活動を実施している。

今後は、地域の実情に応じた地区防災計画に基づき平常時、災害発生時において効果的に防災活動を行うよう指導する。

【自主防災組織一覧は資料編 p.44（資料18）参照】

2 自主防災組織の育成強化

自主防災組織は、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感に基づき、住民が自主的に設立することを本旨としつつ、既存の町内会、自治会等の自治組織を自主防災組織として育成するとともに、そのかなめとなるリーダー育成に努める。その際、女性の参画の促進に努める。

- (1) 地域（町内会等の単位）の指導者及び住民に対し、自主防災組織の必要性の認識を高めるため、啓発活動（必要な資料の提供、研修会の開催等）を積極的に実施する。
- (2) 自主防災組織が実施する防災訓練に対し、積極的に指導するとともに、地域住民が一致団結して、初期消火活動の実施及び障害者、高齢者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者（以下「要配慮者」という。）の安全を確保するための防災活動が効果的に行われるような協力体制の確立を図る。
- (3) 自主防災活動を活発にするため、リーダー講習会の実施、モデル地域の紹介などを通じ、地域社会のリーダーに対する防災知識の啓発を行うとともに、自主防災組織のかなめとなるリーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの訓練の日常化、訓練の実施を促すものとする。
- (4) 平常時は防災知識の普及及び防災訓練の活動の拠点として活用でき、災害時には避難・備蓄等の機能を有する活動の拠点としての施設並びに消火、救助、救護のための資機材の整備を図る。

3 事業所の自衛消防組織の設置の促進

法令により消防計画等の作成及び自衛消防組織の設置が義務付けられている事業所については、自主防災体制をより充実・強化するとともに、法令により義務付けられていない事業所についても強力的に設置を促進する。

なお、消防法第8条の2の5に基づく自衛消防組織、又は消防法第14条の4に基づく自衛消防組織の設置が義務付けられている事業所は、次のとおりである。

- (1) 学校、病院、工場、事業所、興行場、百貨店、複合用途防火対象物その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物
- (2) 第4類の危険物の製造所、一般取扱所及び移送取扱所の一部

4 自主防災組織の防災活動の推進

自主防災組織は、地域の実情に応じた自発的な防災活動に関する計画（「以下「地区防災計画」という。）を策定するとともに、これに基づき、平常時及び災害時において効果的で、かつ要配慮者に配慮した防災活動を次により行う。

(1) 平常時の活動

- ア. 情報の収集伝達体制の確立
- イ. 防災思想・防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ. 活動地域内の防災巡視の実施
- エ. 火気使用設備器具等の点検
- オ. 防災用資機材の備蓄及び管理
- カ. 要配慮者の把握
- キ. 地区防災計画の作成

(2) 災害時の活動

- ア. 初期消火活動
- イ. 地域内の被害状況等の情報の収集、住民に対する避難指示等の伝達
- ウ. 救出救護の実施及び協力
- エ. 集団避難の実施
- オ. 避難所の開設・運営
- カ. 炊き出しや救援物資の配分に対する協力

5 事業所の防災活動の推進

事業所は、災害時において果たす役割（従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）の十分な認識の下で、自衛消防組織を設置し、次により自主防災体制の確立を図る。

(1) 平常時の活動

- ア. 情報の収集伝達体制の確立
- イ. 防災思想・防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ウ. 火気使用設備器具等の点検
- エ. 防災用資機材の備蓄及び管理

(2) 災害時の活動

- ア. 初期消火活動
- イ. 救出救護の実施及び協力
- ウ. その他

第6節 防災教育及び防災思想の普及

担当：防災部

自らの身の安全は自らが守る「自助」が防災の基本であり、国民は、その自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、お互いを助けあう「共助」が重要であることから、風水害等の災害による被害を最小限に食い止めるには、防災に携わる職員の資質の向上と住民一人ひとりが日頃から各種災害に対する認識を深め、災害から自己を守るとともにお互いに助け合うという意識行動が必要である。

このため防災業務担当職員に対する防災教育の徹底及び住民に対する防災知識の普及を図るものとする。その際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及促進を図る。

1 防災業務担当職員に対する防災教育

町は、防災業務担当職員の災害時における適正な判断力を養成し、また職場内における防災体制を確立するため、研修会、検討会及び現地調査等を通じ防災教育の徹底を図る。

なお、防災教育はおおむね次のとおりである。

- (1) 気象、風水害等の災害についての一般的知識の習得
- (2) 災害対策基本法を中心とした法令等の知識の習得
- (3) 災害を体験した者との懇談会
- (4) 災害記録の文献による災害教訓等の習得

2 住民に対する防災思想の普及

- (1) 町は、人的被害を軽減する方策としては、住民の避難行動が基本となることを踏まえ、避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民に対して行うものとする。

なお、普及啓発方法及び内容は次による。

ア. 普及啓発方法

- (ア) 防災の日、防災週間、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間、水防週間、土砂災害防止月間、雪崩防災週間、山地災害防止キャンペーン、火災予防運動期間など関係行事を通じて講習会、展覧会等を実施し、防災思想の普及を図る。
- (イ) 放送局、新聞社等の協力を得て、ラジオ、テレビ又は新聞で行う。
- (ウ) 防災に関するパンフレット・ポスター等を作成・配付する。また、ホームページを活用する。
- (エ) 防災に関する講演会等を開催する。

イ. 普及内容

- (ア) 簡単な気象・水象・地象に関すること。
- (イ) 気象予報・警報等に関すること。

- (ウ) 災害時における心得
 - (エ) 災害予防に関すること。
 - (オ) 災害危険箇所に関すること。
- (2) 町が行う青少年教育、女性教育等の学級・講座や、青少年団体、女性団体等の社会教育関係団体が実施する研修会など、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する内容を組み入れ、地域住民に対する防災思想の普及推進を図る。
- (3) ハザードマップ等の作成
- 町は、国、県、防災関係機関等の協力を得つつ、地域住民の適切な避難や防災知識・活動に資するよう次の施策を講ずる。
- ア. 浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を作成し、住民等に配布する。また、中小河川や内水による浸水に対応した洪水ハザードマップの作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。さらに、主として要配慮者が利用する施設や商店街等における浸水被害を防止するとともに、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、作成した洪水ハザードマップを当該施設等の管理者へ提供する。
- イ. 土砂災害警戒区域等の土砂災害に関する総合的な資料を図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、土砂災害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布する。
- ウ. 山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民等に配布する。
- エ. 高潮による危険箇所や、避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや防災マップ、高潮災害発生時の行動マニュアル等を作成し、住民等に配布する。
- オ. 地域の実情に応じ、災害体験館等防災知識の普及に資する施設の設置に努める。
- (4) 災害教訓の伝承
- 町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう努め、住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援するものとする。

第7節 企業防災の促進

担当：防災部

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を踏まえ、企業防災に向けた取組に努める。

1 事業継続計画（BCP）等の作成

企業は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上必要な取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めることが望ましい。

町は、事業継続計画（BCP）作成の取組に資する情報提供を行うなど、管内企業の作成への取組を支援する。

2 防災意識の高揚

町は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。

3 防災訓練等への参加

町は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

第8節 防災訓練

担当：防災部

風水害等の災害発生時等における応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、防災関係機関と住民等の間における連絡協力体制を確立するとともに、防災体制の強化と住民の防災意識の高揚を図ることを目的として、計画的、継続的な防災訓練を実施するものとする。

1 総合防災訓練の実施

町は、災害応急対策を迅速かつ的確に遂行するため、次の災害想定を単独若しくは組み合わせた防災訓練又はさらに大規模地震・津波想定を組み合わせた防災訓練を企画し、県その他の防災関係機関及び、公私の団体、水防協力団体、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体等及び要配慮者を含めた住民の参加のもとに、総合防災情報システムを活用しながら、個別防災訓練を有機的に連携させるとともに、相互応援協定等に基づく広域応援等による実践的な総合防災訓練を実施する。

訓練の方法については、努めて、人・物等を動かす実働訓練、状況付与に基づいて被害状況を収集・整理し、状況の予測や判断、活動方針の決定等を行わせる図上訓練等、実際の判断・行動を伴う方式により実施する。

なお、訓練終了後は評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じて各種マニュアルや体制等の検証・改善を行う。

(1) 風水害想定

風水害を想定した総合防災訓練は、県、その他の防災関係機関等の協力を得て、次のとおり実施する。また、訓練の実施にあたっては、必要に応じハザードマップを活用して行う。

ア．町水防計画に基づいて実施する。

イ．実施時期は、できるだけ出水期、又は台風シーズン前とし、毎年1回以上実施するよう努める。

ウ．実施場所は、河川危険箇所、注意箇所等洪水が予想される場所を選定して実施する。

エ．訓練内容はおおむね次のとおりとする。

- (ア) 災害広報訓練
- (イ) 通信訓練
- (ウ) 情報収集伝達訓練
- (エ) 災害対策本部設置・運営訓練
- (オ) 交通規制訓練
- (カ) 避難・避難誘導訓練
- (キ) 水防訓練
- (ク) 土砂災害防御訓練
- (ケ) 救助・救出訓練
- (コ) 救急・救護訓練
- (サ) 応急復旧訓練
- (シ) 給水・炊き出し訓練

- (ス) 隣接市町村等との連携訓練
- (セ) 避難所開設・運営訓練
- (ソ) 要配慮者の安全確保訓練
- (タ) ボランティアの受入れ・活動訓練
- (チ) その他災害想定に応じて必要と認められる訓練

(2) 大規模林野火災想定

大規模な林野火災を想定した総合防災訓練は、県、その他の防災関係機関等の協力を得て次のとおり実施する。

ア. 実施期間は、山火事防止運動強化期間（４月１０日～６月１０日）内とする。

イ. 実施場所は、林野及び市街地とし、それぞれ年１回以上実施するよう努める。

ウ. 訓練内容は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 情報収集・伝達訓練
- (イ) 現場指揮本部設置訓練
- (ウ) 航空偵察訓練
- (エ) 空中消火訓練
- (オ) 地上消火訓練
- (カ) 避難・避難誘導訓練
- (キ) その他災害想定に応じて必要と認められる訓練

２ 個別防災訓練の実施

町は、災害時において処理すべき事務又は業務を迅速かつ円滑に行うため、ブラインド方式の図上訓練も含め、個別防災訓練を段階的、定期的に実施する。また、複合災害を想定した図上訓練も実施するものとする。

なお、訓練内容は、おおむね次のとおりとし、訓練終了後は評価を実施して、課題・問題点等を明確にし、必要に応じて各種マニュアルや体制等の検証・改善を行うものとする。

- (1) 通信訓練
- (2) 情報収集伝達訓練
- (3) 非常招集訓練
- (4) 災害対策本部設置・運営訓練
- (5) 避難・避難誘導訓練
- (6) 消火訓練
- (7) 救助・救出訓練
- (8) 救急・救護訓練
- (9) 水防訓練
- (10) 避難所開設・運営訓練
- (11) 給水・炊き出し訓練
- (12) その他町独自の訓練

3 防災訓練に関する普及啓発

個別防災訓練や総合防災訓練の参加者となる住民に対して、町の広報など各種の媒体を通じた普及啓発を行い、防災訓練への参加意識を高揚する。

また、町は地域の防災力を高めるため、住民自らが実施し、幅広い層が参加する防災訓練の普及に努めるとともに、地域住民と一体的に取り組む訓練の実施を推進する。

第9節 避難対策

担当：防災部

風水害等の災害発生時等における住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難所及び避難路の選定、避難訓練、避難に関する広報、避難計画の策定等避難体制の整備を図るものとする。また、大規模災害時の想定危険箇所を把握し、現状の避難所及び避難路等についての総合的な課題の洗い出しを実施し、県と一体となって最適な避難所及び避難路を地域ごとに検証し、現状に即した最も効果的な避難所及び避難路を確保する。

1 避難所の選定

町は、風水害等の災害が発生した場合に住民等の生命、身体を保護するため、次により指定避難所等を選定する。

(1) 指定避難所の指定

指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることなどが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものなどを指定する。

なお、指定に当たっては、次の事項についても留意する必要がある。

- ア. 避難者1人当たりの必要面積をおおむね2㎡以上とする。
- イ. 要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を受入れできるよう配置する。
- ウ. 洪水流の遡上域よりも高所にあるところとする。
- エ. 大規模ながけくずれ、浸水などの危険のないところにする。
- オ. 土砂災害警戒区域等からはずれたところとする。
- カ. 地区分けをする場合においては、町会単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を横断して避難することはできるだけ避ける。
- キ. 社会福祉施設との協議等により要配慮者に配慮した避難所を確保するとともに、旅館等の借り上げによる多様な避難所を確保する。
- ク. 状況に応じて、他の避難所に移動が可能なところとする。
- ケ. 避難所が孤立するおそれが想定され、かつ救援物資等を空輸以外で輸送ができない場合は、その周囲にヘリコプターが臨時で離着陸できる場所の確保に努める。

(2) 避難所の事前指定等

ア. 避難所等は、次のとおりである。

(屋外避難場所)

受 入 れ 地 区		施 設 名	所 在 地	受入れ 可能人員	管理者職 ・氏名 電話番号	施設の 構造、 受入れ 可能面積	給水・ 炊飯 設備 の有無		災害別の利用	
地区名	地区 人口						給 水	炊 飯	浸水害	土砂 災害時
駅 前 枇 杷 野 琵琶野 鳴 沢 松ノ木平 川 目 え ぼ し	1,283 366 8 333 639 297 414	運動公園 (陸上競技 場、野球場 、野球場駐 車場)	野辺地町 字松ノ木 114番地	20,900	教育長 64-2119	41,800㎡	有	有	可	可
下町一区 下町二区 本 町 城 内 上 袋 町 中 袋 町	639 595 66 801 418 1,519	野辺地 小学校 グラウンド	野辺地町 字寺ノ沢 42番地4	6,067	野辺地 小学校長 64-2271	12,133㎡	有	有	可	可
下 袋 町 金 沢 町	1,865 1,419	若葉 小学校 グラウンド	野辺地町 字石神裏 16番地	4,650	若葉 小学校長 64-0817	9,300㎡	有	有	可	可
浜 町	447	烏帽子 グラウンド	野辺地町 字浜掛 79番地6	10,589	町長 64-2111	21,178㎡	有	有	可	可
新 町 八 幡 町 新 道	151 468 340	野辺地 中学校 グラウンド	野辺地町 字浜掛 11番地5	5,108	野辺地 中学校長 64-2225	10,215㎡	有	有	可	可
馬 門	1,466	馬門 小学校 グラウンド	野辺地町 字家ノ上 6番地6	3,272	馬門 小学校長 64-0811	6,543㎡	有	有	可	可
木 明	241	コミュニテ ィ防災セン ター(旧木明 小) 前広場	野辺地町 字有戸 鳥井平 4番地1	1,712	町長 64-2111	3,424㎡	有	有	可	可
有 戸 目 ノ 越	268 53	行政メモリ アルセンタ ー(旧有戸 小) 前広場	野辺地町 字小沢平 2番地2	2,060	町長 64-2111	4,119㎡	有	有	可	可

(屋内避難所)

受 入 れ 地 区		施 設 名	所 在 地	受入れ 可能人員	管理者職 ・氏名 電話番号	施設の 構造、 受入れ 可能面積	給水・ 炊飯 設備 の有無		災害別の利用	
地区名	地区人口						給 水	炊 飯	浸水害	土砂 災害時
駅 前 枇 杷 野 琵琶野 鳴 沢 松ノ木平 川 目 え ぼ し	1,283 366 8 333 639 297 414	町立 体育館	野辺地町字 観音林脇10 番地	1,541	教育長 64-2119	RC+S 3,081㎡	有	有	可	可
下町一区 下町二区 上 袋 町 中 袋 町	639 595 418 1,519	野辺地 小学校	野辺地町字 寺ノ沢 42番地4	1,553	野辺地 小学校長 64-2271	校舎（普通教室他） RC 1,730㎡ 体育館 RC 1,375㎡	有	有	可	可
本 町 城 内	66 801	中央 公民館	野辺地町字 野辺地 1番地15	891	教育長 64-2119	RC 1,782㎡	有	有	可	可
下 袋 町 金 沢 町	1,865 1,419	若葉 小学校	野辺地町字 石神裏 16番地	1,145	若葉 小学校長 64-0817	校舎（普通教室他） RC 1,276㎡ 体育館 RC 1,014㎡	有	有	可	可
浜 町 新 町 八 幡 町 新 道	447 151 468 340	野辺地 中学校	野辺地町字 浜掛 11番地5	1,763	野辺地 中学校長 64-2225	校舎（普通教室他） RC 1,548㎡ 体育館 RC 1,376㎡ 武道場 RC 601㎡	有	有	可	可
馬 門	1,466	馬門 小学校	野辺地町字 家ノ上 6番地6	742	馬門 小学校長 64-0811	校舎（普通教室他） RC 616㎡ 体育館 RC 867㎡	有	有	可	可
木 明	241	木明地区 農作業 管理休養 施設	野辺地町字 有戸 鳥井平 158番地6	52	町長 64-2111	木造 103㎡	有	有	可	可
有 戸 目 ノ 越	268 53	有戸地区 学習等 供用 センター	野辺地町字 小沢平 10番地8	201	教育長 64-2119	RC 401㎡	有	有	可	可

イ．災害の状況により、上記の避難所のみでは足りない場合、又は町内で適当な施設を確保できない場合は、隣接市町村等に対する避難所の提供の要請又は県有施設や民間施設等の使用措置を講ずる。

この際、施設管理者との使用方法等についての事前協議、輸送事業者等との事前調整などを実施しておくものとする。

2 避難所の整備

避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等のほか、男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。

さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

3 避難所標識の設置等

避難所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置することにより、地域住民に周知し、速やかな避難に資するよう努める。

4 避難路の選定

- (1) 危険区域、危険箇所を通過しない道路とすること
- (2) 避難のため必要な広さを有する道路とすること

5 避難訓練の実施

住民の意識の高揚を図るため、定期的に避難訓練を実施する。

6 避難に関する広報

住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、平素から次により広報活動を実施する。

(1) 避難所等の広報

地域住民に対して、避難所等に関する次の事項について、周知徹底を図る。

- ア．避難所の名称
- イ．避難所の所在位置
- ウ．避難地区分け
- エ．その他必要な事項

(2) 避難のための心得の周知徹底

避難住民に対して、次の避難に関する心得の周知徹底を図る。

- ア．避難準備の知識
- イ．避難時の心得
- ウ．避難後の心得

7 避難計画の策定

町は、次の事項に留意して避難計画を策定しておく。

- (1) 避難の勧告又は指示を行う基準及び伝達方法
- (2) 避難の勧告又は指示の発令対象区域（町内会、又は自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位）、避難所の名称、所在地、対象人口及び要配慮者の状況
- (3) 避難所への経路及び誘導方法

- (4) 要配慮者の適切な避難誘導體制
- (5) 避難所における要配慮者のための施設・設備の整備
- (6) 避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - ア．給水措置
 - イ．給食措置
 - ウ．毛布、寝具等の支給措置
 - エ．被服、生活必需品の支給措置
 - オ．負傷者に対する応急救護措置
 - カ．その他避難所開設に伴う通信機器、仮設トイレ、テレビ、ラジオ、マット、非常電源等の設備等の整備
- (7) 避難所の管理に関する事項
 - ア．避難受入れ中の秩序保持
 - イ．避難者に対する災害状況の伝達
 - ウ．避難者に対する応急対策実施状況の周知
 - エ．避難者に対する各種相談業務の実施
 - オ．その他必要な事項
- (8) 災害時における広報

8 広域一時滞在に係る手順等の策定

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、災害発生時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を策定しておく。

第10節 要配慮者等安全確保対策

担当：福祉部・防災部

災害に備えて、地域住民の中でも特に、要配慮者を保護するため、要配慮者関連施設の安全性の確保、避難行動要支援者の支援体制の整備、避難誘導體制等の整備、応急仮設住宅供給における配慮等を行うものとする。その際、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

1 要配慮者関連施設の安全性の確保

- (1) 要配慮者関連施設の管理者は、施設の防災性強化、防災設備の点検等施設の安全性の確保を図る。
- (2) 要配慮者関連施設を土砂災害から守るため、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり防止対策事業等の国土保全事業を推進する。

2 避難行動要支援者の支援体制の整備等

- (1) 町は、災害対策基本法に基づき、要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。

- (2) (1) の名簿に記載する事項は次のとおりとする。
 - ア. 氏名
 - イ. 生年月日
 - ウ. 性別
 - エ. 住所又は居所
 - オ. 電話番号その他の連絡先
 - カ. 避難支援等を必要とする理由
 - キ. その他避難支援等の実施に関して町が必要と認める事項
- (3) (1) の名簿を作成するための方法・手順は次のとおりとする。
 - ア. 名簿に登載する者の範囲は、本人とする。
 - イ. 名簿作成に関する関係部門の役割は次のとおりである。
 - ・福祉部：次の基準に該当する者の名簿作成
 - ①要介護認定結果が要介護3以上でかつ、ひとり暮らしの高齢者
 - ②身体障害者手帳を所持している者のうち「肢体不自由（1～2級）」の者
 - ③身体障害者手帳を所持している者のうち「聴覚障害・平衡機能障害」の者

- ④身体障害者手帳を所持している者のうち「視覚障害」の者
- ⑤療育手帳Aを所持している者
- ⑥精神保健福祉手帳1級を所持している者
- ⑦妊産婦
- ⑧乳幼児（1人児は3歳になるまで。複数児は末子4歳になるまで。）
- ⑨日本語の理解が十分できない外国人
- ⑩災害の発生時に支援が必要と認めた者
- ⑪75歳以上の単身高齢者及び75歳以上の高齢者のみ世帯
- ⑫上記以外の者で、自ら支援を希望し個人情報を提供することに同意する者

ウ．名簿作成に必要な情報の収集。

野辺地町個人情報保護条例第11条に規定する、個人情報の利用及び提供の制限の例外規定に基づき、以下の台帳により避難行動要支援者情報を収集する。

- ①介護保険受給者台帳
- ②身体障害者手帳交付台帳
- ③療育手帳交付台帳
- ④精神保健福祉手帳交付台帳
- ⑤ひとり暮らし高齢者台帳
- ⑥妊産婦及び乳幼児については、母子健康手帳発行時等に情報を収集

- (4) (1) の名簿を作成するにあたり、町は、知事その他の関係機関に対して情報の提供を求めることができる。また、災害の発生に備え、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ(1)の名簿を野辺地消防署、野辺地町消防団、野辺地警察署、民生委員、町社会福祉協議会、自主防災組織等避難支援等の実施に携わる関係者に提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。この際、町は、名簿を提供する関係者に対して、名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求める。
- (5) 町は、避難行動要支援者（個人情報提供同意者）一人ひとりに対応した個別支援計画を策定しておく。
- (6) 町等防災関係機関は、防災知識の普及、訓練等の機会に住民に対して避難行動要支援者の安全確保に関する普及啓発活動を積極的に行う。また、外国人に配慮し、多言語による防災知識の普及に努めるとともに、障害者に配慮し、障害の内容や程度に応じた防災知識の普及に努める。
- (7) 町等防災関係機関は、災害時の避難行動要支援者に係る避難支援等の災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施するものとする。

3 要配慮者の情報伝達体制及び避難誘導體制等の整備等

- (1) 町等防災関係機関及び要配慮者関連施設管理者は、要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報の把握と共有に努めるとともに、これらの者に係る避難誘導體制を整備しておく。
- (2) 町等防災関係機関は、要配慮者に配慮したわかりやすい情報伝達体制を整備しておく。

(3) 町等防災関係機関は、被災した要配慮者が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

4 応急仮設住宅供給における配慮

町は、応急仮設住宅の供給に当たっては、特に高齢者、障害者の優先的入居及び高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等要配慮者に配慮した計画を定めておく。

5 連絡体制等の整備

要配慮者関連施設管理者は、避難等を円滑に行うため、施設における防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制、並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

また、要配慮者に対する各種情報の連絡・伝達体制を充実させるため、テレビ放送における手話通訳、外国語放送及び文字放送の積極的な活用を図るとともに、避難所等での文字媒体（電光掲示板等）の活用等に努める。

6 防災訓練における要配慮者への配慮

防災訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

第11節 防災ボランティア活動対策

担当：福祉部

風水害等の災害時における応急対策に必要な人員を確保するとともに、被災者の多様なニーズへ対応し、円滑な被災者救援活動を支援するため、平常時から防災ボランティア活動の支援体制の整備を図るものとする。

1 関係機関の連携・協力

町は、県及び社会福祉協議会等関係機関と平常時から相互の交流を深め、防災ボランティア活動に対する連携・協力を努める。

特に、近隣市町村及び市町村社会福祉協議会については、被災時の円滑な連携を行えるよう、平常時からの交流に努める。

2 防災ボランティアの育成

町及び町教育委員会は県及び県教育委員会と協力して、日本赤十字社青森県支部、社会福祉協議会等関係機関との連携を図り、ボランティア団体に対し防災に関する研修、訓練等への参加を働きかけるなど防災ボランティアの育成を図る。

3 防災ボランティアコーディネーターの養成

防災ボランティアコーディネーターは、防災ボランティアを円滑に受け入れ、効果的な活動へ導くための重要な役目を担っており、そのため県、町、社会福祉協議会等関係機関は連携して、防災ボランティアコーディネーターの養成に努める。

4 防災訓練等への参加

県及び町は、県教育委員会及び町教育委員会と協力して、社会福祉協議会、日本赤十字社青森県支部へ防災訓練等への参加を呼びかけるとともに、防災ボランティア受入等の訓練を行うことにより、災害時の手順の確認を行う。

また、町、町社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部は、その他の地元で活動するボランティア団体等にも参加を働きかけるなど防災意識の啓発を図る。

5 ボランティア団体間のネットワークの推進

社会福祉協議会及び日本赤十字社青森県支部は、平常時から県、県教育委員会、市町村及び市町村教育委員会と連携し、登録ボランティア団体又はボランティア活動団体が、地域において相互に交流・協力関係を深め、交流会や研究会等を通じて、それぞれの主体的活動を生かしたネットワークを築けるよう支援する。

6 防災ボランティアの受入体制の整備

県、町等防災関係機関は、災害時においてボランティアの技能が生かされ、効果的に活動できるよう、ボランティアに対するニーズの把握、防災ボランティアセンターの設置方法、ボランティアの受付・調整方法、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等、平常時から受入体制の整備を図る。

第12節 文教対策

担当：教育部

幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）及び職員の生命、身体の安全を確保し、学校、その他の教育機関（以下「学校等」という。）の土地・建物、その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を風水害等の災害から防護するため、防災組織体制の整備、防災教育、文教施設の不燃堅ろう構造化の促進等を図るものとする。また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及促進を図る。

1 防災組織体制の整備

学校等では、平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等の組織体制を整備しておく。災害発生時には、危機管理責任者（校長等）を中心に遺漏なく対応し、児童生徒等の安全を確実に確保し、速やかな状況把握、応急手当、被害の拡大の防止・軽減等を図る。

2 防災教育の実施

学校等における防災教育は安全教育の一環として様々な災害の発生時における危険について理解し、正しい備えと適切な行動をとれるよう、関連教科や総合的な学習の時間における安全学習、学級（ホームルーム）活動と学校行事における安全指導を中心に、児童生徒等の発達段階を考慮し、学校の教育活動全体を通じて適切に行う。

(1) 教科等における防災教育

社会、理科、保健、家庭科等の教科を通じて、自然災害の発生の仕組み、防災対策や災害時の正しい行動及び災害時の危険等についての教育を行う。また、総合的な学習の時間等において、自らの家庭、学校及び地域に関する防災マップの作成等を通じて、身の回りの環境を災害の観点から見直すことにより、防災を身近な問題として認識させる。

(2) 学校行事としての防災教育

防災意識の全校的な盛り上げを図るため、防災専門家や災害体験者の講演会の開催、災害時のボランティア経験者の講話、避難訓練の実施及び県、市町村が行う防災訓練への参加等、体験をととした防災教育を実施する。

(3) 職員に対する防災研修

学校での防災教育の充実を図るための指導方法、災害時における児童生徒等に対する指導方法、負傷者の応急手当の方法、火災発生時の初期消火の方法等災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、災害時の職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。また、指導に当たる職員は災害時を想定し、迅速な行動がとれるようにしておく。

3 防災上必要な計画及び訓練

児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時に迅速かつ的確な行動をとれるよう、必要な計画を策定するとともに、訓練を実施する。

(1) 災害の種別に応じ、学校等の規模、施設・設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、

避難の場所、経路、時期及び誘導、その指示、伝達の方法並びに保護者との連絡・引渡しの方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に当たっては、関係機関との連携を密にして専門的立場から指導・助言を受ける。

(2) 学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。

(3) 訓練実施後は、評価を実施し、必要に応じ計画を修正する。

4 登下校の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ。）時の安全を確保するため、あらかじめ登下校時の指導計画を学校ごとに策定し、平素から児童生徒等及び保護者への周知徹底を図る。

(1) 通学路の安全確保

ア. 通学路については、警察署、地域県民局地域整備部、消防機関及び地元関係者等と連携をとり、学区内の危険箇所を把握して点検を行う。

イ. 平常時の通学路に異常が生じる場合に備え、あらかじめ緊急時の通学路を設定する。

ウ. 異常気象及び災害時における通学路の状況を把握するための計画をあらかじめ定める。

エ. 児童・生徒の個々の通学路及び誘導方法等について、常に保護者と連携をとり、確認する。

(2) 登下校等の安全指導

ア. 異常気象及び災害時の児童生徒等の登下校について、指導計画を綿密に確認する。

イ. 通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。

ウ. 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項を指導する。

5 文教施設の不燃堅ろう構造化の促進

文教施設・設備等を災害から防護し、児童生徒等の安全を確保するため、これらの建物の建築に当たっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅ろう構造化を促進する。また、校地等の選定、造成に当たっては、防災上必要な措置を講ずる。

6 文教施設・設備等の点検及び整備

文教施設・設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所及び要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

災害時の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な数量を備蓄するとともに、定期的に点検を行い整備する。

7 危険物の災害予防

化学薬品その他の危険物を取り扱う学校等にあつては、これらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講ずる。

8 文化財の災害予防

町内には、歴史的に価値の高い文化財が数多く残されており、これらの文化財を保存し、後世に伝えるためには万全の配慮が必要であり、現況を正確に把握し予想される災害に対して予防対策を計画し、施設の整備を図るとともに文化財保護思想の普及・徹底及び現地指導の強化を推進しなければならない。

文化財の所有者又は管理者は、良好な状況の下で文化財の維持管理に当たり、国指定のものにあつては、文化庁長官若しくは法の定めるところにより指定又は委託を受けた県教育委員会及び町教育委員会、県指定のものにあつては、県教育委員会の指示に従い管理しなければならない。

野辺地警察署長は、風水害等の災害発生時における住民の生命、身体及び財産の保護並びに公共の安全と秩序を維持するため、災害警備体制を確立し、災害警備用資機材の整備等を図るものとする。

1 措置内容

野辺地警察署長は、災害の発生に備えて、町及び関係機関の協力を得ながら次の措置を行う。

(1) 危険箇所等の把握

災害の発生が予想される危険箇所、危険物貯蔵所、避難場所、避難誘導経路及び避難所の受入れ能力等を把握する。

(2) 災害警備訓練

災害警備に関して警察職員に計画的な教養と災害警備訓練を実施するとともに、必要に応じて防災関係機関及び地域住民と協力して総合的な訓練を行う。

(3) 災害警備活動体制の確立

各種の災害時を想定し、防災関係機関、自主防犯組織、ボランティア組織等との協力体制を整備し、地域の実情を踏まえた最も効果的な災害警備体制を確立する。

(4) 災害警備用装備資機材等の整備

災害警備に必要な災害警備用装備資機材、交通対策用装備資機材及び通信用資機材等の整備充実に努めるとともに、定期的な点検を実施する。

(5) 災害警備用物資の備蓄

関係機関との連携を緊密にして、医薬品及び食料品等の警備に必要な物資を計画的に備蓄するとともに、点検整備をする。

(6) 自主防犯組織に対する協力

地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、訓練の実施、資機材の整備等に協力する。

(7) 防災意識の高揚

日頃から住民に対して、災害時における避難措置、危険物等の保安、犯罪予防、交通規制、及びその他公共の安全と秩序の維持に関する広報活動を実施し、住民の防災意識の高揚を図り、災害時の混乱を未然に防止する。

第14節 交通施設対策

担当：建設環境部・産業部

風水害等の災害時における交通の確保と安全を図るため、各交通施設の整備と防災構造化を推進するものとする。

1 道路・橋梁防災対策

道路管理者は、町道等の交通機能を拡充するとともに、被災した場合に交通の隘路となるおそれがある大きな橋梁等の施設の整備と防災構造化を推進する。また、山間道路については、豪雨や台風による土砂崩れや落石等の災害を防止するため、法面処理工、落石防護工等を実施する。発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者との協定の締結に努める。

2 港湾・漁港防災対策

港湾管理者、漁港管理者は、次の災害予防措置を講ずるよう努める。

(1) 港湾改修

災害時における緊急物資の海上輸送路を確保するため、けい留施設を整備する。また、台風、高潮災害時における被害を防止するため、防災施設を整備する。

(2) 漁港整備

荷さばき時に集中する漁船の交錯及び荒天時の波浪等による被害の解消のため、泊地、けい船岸を整備する。

(3) その他船舶の施設

ヨット、モーターボート等レジャースポーツ用船艇については、客船、貨物船、漁船等との交錯を避けるため、拠点地区を設けて収容する。

(4) 協定の締結

発災後の港湾の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。

3 関連調整事項

陸上における交通施設について、路線計画、構造等に防災的見地から十分な対策を講ずるよう考慮する。

第15節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策

担当：防災部・水道部・建設環境部

風水害等の災害による電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設の被害を未然に防止するため、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保など、必要な措置を講ずるものとする。

1 電力施設

電力供給事業者は、次の災害予防措置を講ずるよう努める。

(1) 電力設備の災害予防措置

ア. 水力発電設備

過去に発生した災害等を考慮し、必要に応じて防水壁、護岸の整備、排水ポンプの設置機器のかさ上げ等を実施する。

イ. 送電設備

架空電線路については、土砂崩れ、洗掘などの起こるおそれのある箇所について擁壁等を実施するとともに、これらの地域への設備設置は極力避ける。また、地中電線路については、ケーブルヘッド位置の適正化等を実施する。

ウ. 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所については、床面のかさ上げ、ケーブルダクトの密閉化等の対策を講ずる。

エ. 配電設備

山崩れ、地すべり、沈下等災害発生危険地域については、基礎の補強等を行うとともに、これらの地域への設備設置は極力避ける。

(2) 防災業務施設及び設備の整備

次の施設及び設備を整備する。

ア. 観測、予報施設及び設備

イ. 通信連絡施設及び設備

ウ. 水防、消防に関する施設及び設備

エ. その他災害復旧用施設及び設備

(3) 災害対策用資機材等の確保及び整備

ア. 資機材等の確保

災害に備え、平常時から復旧用資機材、工具、消耗品等を確保する。

イ. 資機材等の輸送

資機材等の輸送計画を策定しておくとともに、車両、船艇等の輸送力を確保する。

ウ. 資機材等の整備、点検

資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

エ. 資機材等の仮置場

町は、管理する公共用地等の提供など、電力供給事業者による非常事態下での用地確保に協力するものとする。

(4) 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するよう維持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的な電気工作物の巡視点検（災害発生につながるおそれがあるものは特別の巡視）及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物等の調査を行い、感電事故を防止するほか、漏電等により出火に至る原因の早期発見とその改修に努める。

(5) 広報活動

ア. 公衆感電事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故を未然に防止するため、住民に対し広報活動を行う。

イ. PRの方法

テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成・配付する。

ウ. 停電関連

病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を防止するため、自家発電設備の設置を要請する。

2 ガス施設

ガス供給事業者は、次の災害予防措置を講ずるよう努める。

(1) ガス施設の災害予防措置

風水害等の災害時におけるガス供給の確保とガスによる二次災害の防止のため、次の対策を講ずる。

ア. 定期点検

ガス施設の定期点検を行い、技術基準に適合するよう維持する。

イ. 緊急操作設備の強化

製造設備及びガスホルダーには、発災時にガス送出・LPG流出の緊急遮断が行えるよう設備を整備する。

中圧導管には、ガスの遮断・放散を可能とする設備を整備する。

ウ. LPG容器の転倒防止措置

LPG容器の転倒防止措置を徹底する。

(2) 応急復旧体制の整備

ア. ガス漏えい通報に対する受付体制の整備

イ. 消防機関、警察署等との専用通信設備の整備及び協力体制の整備

ウ. 応急復旧動員体制の整備

エ. 応急復旧用資機材の整備

オ. 応急復旧を迅速に行うための低圧導管の地区別ブロック化の推進

カ. 保安無線通信設備の整備・拡充

(3) 広報活動

- ア. ガス栓の閉止等、風水害等が発生した場合等にガス器具に関してとるべき措置の周知
- イ. ガス漏れ等の異常に気づいた場合の措置の周知

3 上水道施設

水道事業者は、次の災害予防措置を講ずるよう努める。

(1) 施設の防災対策の強化

施設の新設、拡張、改良等に際し、施設の防災対策を強化する。

(2) 防災用施設・資機材の整備充実

水道施設の被害等による応急給水活動に備え、連絡管の整備や緊急時給水拠点となる浄水場、貯水槽等の施設及び応急給水のための給水車、給水タンク、簡易水栓、ポリタンク、消毒剤、浄水機、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の資機材の整備充実を図る。また、仮配管等の設置に備え、配管、バルブ等の水道資材の備蓄と民間資材の備蓄量及び備蓄場所の把握をしておく。

(3) 非常時における協力体制の確立

被災時には、独自に対処することが困難な場合も想定されるので、他市町村、県、工事施工者等、関係機関との連絡協力体制を確立しておく。

4 下水道施設

下水道事業者は、次の災害予防措置を講ずるよう努める。

(1) 施設、設備の整備充実

下水道施設・ポンプ施設の設置に当たっては、外部からの浸水、敷地内の排水に十分対策を講ずるとともに、被災時に備えて予備機器の整備、受電設備の多回線化、非常用自家発電装置等の設置に努める。

(2) 防災体制の確立

下水道施設の機能維持を図るため、点検計画を定め、これに基づいて施設、機器の保守点検に努めるとともに、応急復旧用資機材、車両等について体制を確立しておく。また、災害時に対応できるよう日常の訓練に努める。

5 電気通信設備

電気通信事業者は、次の災害予防措置を講ずるよう努める。

(1) 長期防災対策の推進

平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備を構築するために、次の防災設計を実施する。

- ア. 豪雨、洪水、高潮のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐水構造化を行う。
- イ. 豪雨又は豪雪のおそれがある地域の電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行う。

(2) 通信網の整備

電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性を図る。

ア. 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とする。

イ. 主要な中継交換機を分散設置する。

ウ. 大都市において、とう道（共同溝を含む）網を構築する。

エ. 通信ケーブルの地中化を推進する。

オ. 主要な電気通信設備等について、必要な予備電源を設置する。

カ. 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

(3) 防災資機材の整備

災害応急対策及び災害復旧を実施するために必要な防災資機材の整備を図るとともに、緊急に必要なと認められる資材及び物資については、事前に保管場所を指定し、備蓄する。

(4) 大規模災害時の通信確保対策

ア. 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。

イ. 常時、そ通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。

ウ. 災害時には、設備の状況を監視しつつ、トラヒックコントロールを行い、重要通信を確保する。

6 放送施設

放送事業者は、次の災害予防措置を講ずるよう努める。

(1) 放送施設の防災対策及び二重化

災害による被害の防止と災害時における放送機能の維持を図るため、アンテナ等の設置については、機械的に堅固な資材を使用するとともに、電氣的性能を監視する施設の整備を推進する。また、放送機器は、現用機、予備機の2台方式を採用し、電波確保に万全を期する。

(2) 非常緊急放送体制の整備

緊急時に備え、送信系統の変更等を含め、非常緊急放送体制を整備しておく。

(3) 防災資機材の整備

災害応急、復旧対策に必要な資機材の整備・備蓄を図る。

第16節 水害予防対策

担当：防災部・建設環境部・産業部

第3章
第16節

水害を防止し、又は被害の拡大を防止するため、各種防災事業の総合的かつ計画的実施、河川の維持管理、気象・水象・地象等の観測体制の整備、住民への情報伝達体制の整備、避難体制の整備、水防資機材の整備及び水防体制の整備等を図るものとする。

1 河川の維持管理

治水施設の計画的整備を推進するとともにその適正な管理を図る。

なお、河川の現況及び整備計画については第3章第4節「防災事業」による。

- (1) 出水時に円滑な水防活動を実施するため日頃から河川管理上支障をきたす違法駐車、放置車両に対し、関係機関と協力し、必要な措置を講ずる。
- (2) 河川等における災害時の緊急対応を効率的に行えるようにするため、必要に応じて河川管理用進入路、水防拠点等の施設の整備に努める。

2 気象、水象等の観測体制の整備

災害時はもとより、常時河川及び海岸の状況を把握し、緊急時に備えるため、必要な箇所に雨量、水位、流量、風、潮位、波浪の観測施設を設置して観測を行う。また、河川水位等の予測のため、最新の資料・技術等を活用した予測システムの開発・実用化を図る。

3 情報収集、連絡体制の整備

災害時における情報収集及び防災関係機関相互の情報伝達を迅速かつ的確に実施するため、防災無線網、ファクシミリ等を整備するとともに、情報通信網の多ルート化を図る。また、関係機関等の協力を得て、雨量、水位等風水害に関する情報をより効率的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図るとともに、リアルタイムで整理、提供する広域的な情報共有ネットワークの構築に努める。

4 住民への情報伝達体制の整備

災害に係る気象警報・注意報及び気象情報等、避難の勧告及び指示等を迅速かつ的確に伝達するため、情報伝達体制を確立し、町防災行政無線等の充実を図る。特に、水防危険箇所周辺の住民に対しては、防災行政無線による情報が毎戸に確実に伝達されるよう戸別受信機の設置を推進する。また、住民から町等防災関係機関への災害情報の連絡通報体制を確立する。

5 水防資機材の整備

第3章第2節「防災業務施設・設備等の整備」による。

6 水防計画の作成

次の事項に留意し水防計画を作成する。

- (1) 水防活動組織の確立
- (2) 河川施設の管理
- (3) 水防施設及び水防資機材の整備
- (4) 気象、水象の観測及び警報等の活用
- (5) 重要水防箇所等
- (6) その他水害を予防するための措置

7 浸水想定区域等

- (1) 町は、国土交通大臣又は県知事による浸水想定区域の指定があったときは、本計画において、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報の伝達方式、避難所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。
- (2) 町は、浸水想定区域に主として要配慮者が利用する施設があるときは、本計画にこれらの名称及び所在地を掲載し、また、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報の伝達方法を定める。
- (3) 町は、本計画において定められた事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した洪水ハザードマップ等の印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

ア. 浸水想定区域

野辺地川及び枇杷野川における浸水想定区域は次のとおりである。

名称	指 定 区 間		指定年月日	摘要
	上流端	下流端		
野辺地川	左岸 東北町字家ノ前2番13地先の 一ノ渡橋下流端 右岸 東北町字湯沢2番2地先の 一ノ渡橋下流端	海に至る場所	H20. 6. 30	国道4号交差部 から野辺地港 まで
枇杷野川	左岸 野辺地町字観音林後1番1地 先の枇杷野橋下流端 右岸 野辺地町字切明40番50地先 の枇杷野橋下流端	野辺地川への合流点	H20. 6. 30	国道4号交差部 から野辺地川 合流点まで

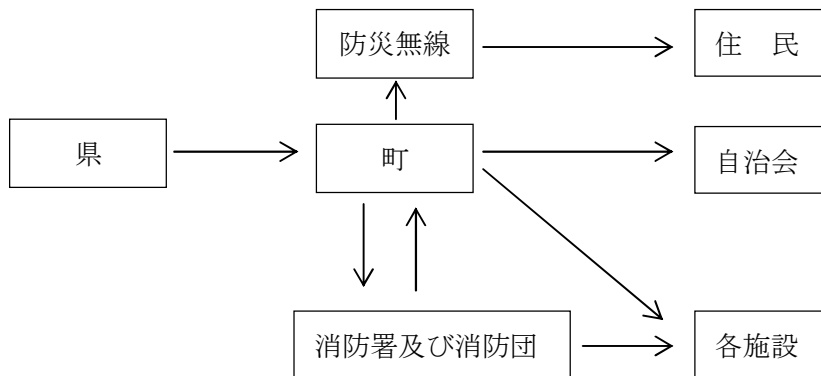
イ. 主として要配慮者が利用する施設

野辺地川浸水想定区域

施設の名称	所 在 地
野辺地デイサービスセンター	野辺地町字前田23番地1
野辺地在宅介護支援センター	〃
老人福祉センター	野辺地町字前田1番地7
特別養護老人施設 野辺地ホーム	野辺地町字白岩40番地1
介護老人保健施設のへじ	野辺地町字餅栗川原4番地
総合福祉センターのへじ	野辺地町字餅栗川原3番地2
野辺地保育園	野辺地町字観音林前田8番地4

ウ. 氾濫警戒情報の伝達方法

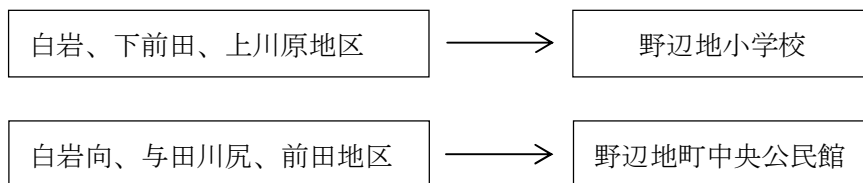
(※イに掲げる施設がある場合は、当該施設の利用者が洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるような伝達方法とすること。)



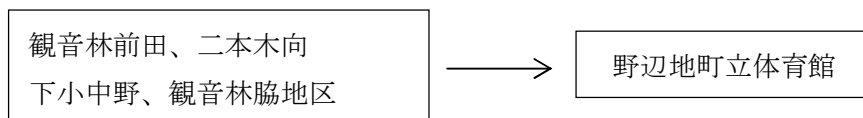
エ. 避難所

野辺地川及び枇杷野川浸水想定区域において洪水被害が発生するおそれがある場合は、当該区域における住民及び主として要配慮者が利用する施設の利用者を次の場所に避難させる。

(ア) 野辺地川浸水想定区域



(イ) 枇杷野川浸水想定区域



オ．住民に対する周知

町は、上記で定められた浸水想定区域内の主として要配慮者が利用する施設の名称、所在地、洪水予報等の伝達方法、避難所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ等）の配布その他の必要な措置を講ずる。

8 高潮防災対策の推進

町は、高潮災害のおそれのある区域について、必要に応じて、各沿岸地域の自然特性、社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、高潮による浸水が想定される区域を明らかにし、施設整備、警戒避難体制等が有機的に連携した高潮防災対策を推進する。

9 水防訓練

町は毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体が連携した水防訓練を行う。

第17節 風害予防対策

担当：防災部・建設環境部・産業部

風害を防止し、又は被害の拡大を防止するため、住民への情報伝達体制等の整備、防災知識の普及、道路交通の安全確保、建築物等災害予防並びに電力施設及び電気通信設備に係る災害予防対策の強化を図るものとする。

1 住民への情報伝達体制の整備

- (1) 町は、強風時においても災害に関係する気象予報・警報等を迅速かつ的確に住民に伝達できるよう、情報伝達体制を確立するとともに、町防災行政無線等の充実を図る。
- (2) 町は、停電又は通信途絶等による社会不安除去のため、電力・電気通信等の事業を行う防災関係機関の協力を得て、復旧状況、復旧見通し等の情報を直接又は報道機関を通じて適切に住民に提供できる体制の強化に努める。

2 防災知識の普及

町等防災関係機関は、第3章第6節「防災教育及び防災思想の普及」によるほか、機会あるごとに風害に関する防災知識の普及を図る。

なお、主な普及内容は次のとおりとする。

- (1) 強風時の生命、身体の安全の確保に関すること
- (2) 農作物等の防風対策に関すること
- (3) 被害を受けた農作物等に対する応急措置に関すること
- (4) 竜巻注意情報に関すること

3 道路交通の安全確保

道路管理者及び野辺地警察署長は、強風や飛来物により信号機等が被害を受けた場合でも道路交通の安全が確保できる体制を確立しておく。

4 建造物等災害予防

- (1) 学校、医療機関等の応急対策上重要な施設及び不特定多数の者が使用する施設の防災性を確保する。
- (2) 住宅等建築物の防災性を確保するため、県と連携し建築基準法等の厳守を指導する。
- (3) 強風による落下物の防止対策を図る。
- (4) コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を推進するとともに、企業等の自発的な取組を促進する。

第18節 土砂災害予防対策

担当：防災部・建設環境部

集中豪雨等による土砂災害を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、各種防災事業の総合的かつ計画的実施、危険箇所の把握、土砂災害警戒情報の収集、住民への情報伝達体制及び避難体制の整備等を図るものとする。

1 土砂災害危険箇所の把握及び住民等への周知徹底

土砂災害危険箇所を本計画に掲載するとともに、広報誌等によって地域住民に周知徹底し、危険箇所周辺の住民に対しては、土砂災害全般に対する知識、危険箇所の性質、土地の保全義務、異常（前兆）現象、その他の注意事項を啓発するため次のような措置を講ずる。

- (1) 国土交通省、県主催の例年6月の「土砂災害防止月間」に県で配布するパンフレット等を各世帯に配付する。
- (2) 随時、関係機関に協力を要請し、地区ごとに土砂災害に関する講習会等を開催する。
- (3) 教育委員会と連携をとり、危険箇所の多い地区の児童生徒等を対象とした土砂災害防止教育を推進する。
- (4) 土砂災害に関する防災訓練を実施する。

2 土砂災害警戒情報の伝達及び避難勧告等の発令基準

県と青森地方気象台は、大雨による土砂災害のおそれが高まったときに市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となることを目的として土砂災害警戒情報を共同で発表する。また、県は、その補足情報として土砂災害の危険度を県のホームページ等で提供する。

町は、土砂災害警戒情報の発表を受けたときは、本計画に基づき土砂災害警戒情報に係る必要事項を関係機関及び住民その他関係のある団体等へ伝達するよう努める。また、土砂災害警戒情報の趣旨等の理解を促進し、住民の自主避難の判断等にも利用できるよう、日頃から広報誌等へ掲載するなど、地域住民等への周知に努める。

町長は、大雨警報や土砂災害警戒情報が発表された場合又は台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合においては、大雨時の避難そのものにも危険が伴うことなどを念頭におきながら、県が提供する補足情報を参考とし、溪流・斜面の状況、気象状況及び次の基準等を含めて総合的に判断した上で、余裕のある避難行動に配慮して速やかに避難勧告等を発令する。

種 別	基 準
避難準備情報	2時間後に土砂災害発生危険基準線を超過することが予測される時
避難勧告	1時間後に土砂災害発生危険基準線を超過することが予測される時
避難指示	現在、土砂災害発生危険基準線を超過しているとき

3 土砂災害緊急調査の実施及び土砂災害緊急情報の提供

国は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水といった重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、県は地すべりを発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、それぞれ当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期

を明らかにするための調査を行い、町に対して土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供することとされていることから、町は当該情報に基づいて適切に避難勧告等の判断を行う。

4 防災関係機関における情報収集、伝達体制の整備

災害時における情報収集及び防災関係機関相互の情報伝達を迅速かつ的確に実施するため、防災無線網、ファクシミリ、防災情報提供装置等を整備し、またこれらの情報通信網の多ルート化を図るとともに、関係機関の協力を得て、土砂災害に関する情報をリアルタイムで提供する広域的な情報共有ネットワークの構築に努める。さらに、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

5 住民への情報伝達体制等の整備

災害に関係する気象予報・警報、土砂災害警戒情報、避難の勧告及び指示等を迅速かつ確実に住民に伝達するため、情報伝達体制を確立するとともに、町防災行政無線等の充実を図る。特に土砂災害危険箇所周辺の住民に対しては、防災行政無線による情報が毎戸に確実に伝達されるよう戸別受信機の設置を推進する。

6 危険区域内における行為制限の周知徹底

危険区域内の居住者等に対しては、災害を誘発するおそれのある次のような行為を行わないよう地域県民局地域農林水産部、地域県民局地域整備部と連携を密にし、指導の徹底を図る。

- (1) 水を放流し、又は停滞させる行為、その他水の浸透を助長する行為
- (2) ため池、用排水路、その他災害防止施設以外の施設又は工作物の設置・改造
- (3) のり切、切土、掘削又は盛土
- (4) 立木の伐採、損傷
- (5) 木材の滑下又は地引による搬出
- (6) 土石の採取又は集積、樹根の採掘
- (7) 上記のほか、災害を助長し、誘発する行為

7 避難体制の整備

危険箇所周辺の住民が迅速かつ円滑に避難できるよう、第3章第9節「避難対策」に準ずるほか、土砂災害警戒区域等における次の前兆現象の住民の日常観察、覚知した場合の町への通報、町から県等防災関係機関への通報並びに土砂災害警戒情報等を利用した警戒・避難準備等の避難体制の整備を図る。

(1) 土石流（山津波）危険溪流

- ア. 立木の裂ける音や巨礫の流れる音が聞こえるとき
- イ. 溪流の流水が急激に濁りだしたり、流木などが混ざっているとき
- ウ. 降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少し始めるとき（上流で崩壊した土

砂により流れが止められている可能性がある)

- エ. 降雨量が減少しているにもかかわらず溪流の水位が低下しないとき
- オ. 溪流付近の斜面が崩れ出したり、落石などが起こり始めそうなとき

(2) 地すべり危険箇所

- ア. 池や井戸の水が急に減水したり、濁ったりしたとき
- イ. 土砂の移動速度が次第に速くなってきたとき

(3) 急傾斜地崩壊（がけ崩れ）危険箇所

- ア. 斜面から急に水が湧き出したとき
- イ. 小石がパラパラ落ち始めたとき

(4) 山腹崩壊・崩壊土砂・小規模山地崩壊危険地

- ア. 立木の倒れる音がするとき
- イ. 山腹に亀裂が生じたとき
- ウ. 山腹傾斜から、転石が落ち始めたとき
- エ. 沢水が急激に増水し、流木や転石が混じり始めたとき

8 土砂災害防止に配慮した土地利用の誘導

町は、国及び県が行う次の事業の円滑な実施について働きかける。

- (1) 土砂災害危険箇所及び周辺の状況に応じた「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」、
「地すべり等防止法」、「砂防法」、「森林法」に基づく区域指定の促進及びこれに基づく土地利用の制限
- (2) 土砂災害の危険の著しい区域における「建築基準法」に基づく災害危険区域の指定の促進
- (3) 宅地造成に伴い地盤災害が生ずるおそれの著しい市街地又は市街地となろうとする土地の区域
における「宅地造成等規制法」に基づく宅地造成工事規制区域の指定の促進
- (4) 都市計画法その他の土地利用計画、土地利用規制等に関する諸制度の運用及び各種公共事業に
おける上記（１）、（２）、（３）の法指定諸制度との整合性の確保
- (5) 民間開発事業者に対する上記の各種土砂災害に関する制度の周知徹底及び土砂災害防止に対す
る配慮についての指導の徹底
- (6) 災害危険区域及び県条例で建築等を制限している区域にある既存不適格住宅の移転の促進

9 土砂災害防止法による施策

土砂災害警戒区域における対策

- (1) 町は、県による土砂災害警戒区域の指定を受けたときは、警戒区域ごとに予報・警報・土砂災害警戒情報等の伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を本計画に定めるとともに、情報伝達方法、避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努める。
- (2) 土砂災害警戒区域内に主として要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害警戒情報等土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。
- (3) 町は、本計画に基づき、土砂災害警戒情報等土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所に関

する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載したハザードマップ等の印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。

10 土砂災害警戒区域等一覧

平成22年7月31日現在

番号	危険箇所 番 号	告示年月日	告示 番号	区域名	所 在 地			自然現象 の種類	区域内の人家		
					群・市	町・村	字		警戒 区域	うち特別 警戒区域	
										戸数	有： 1 無：
85	I-733	平成19年10月29日	749	中渡	上北郡	野辺地町	字中渡	急傾斜地の崩壊	10	2	0
86	I-735	平成19年10月29日	749	馬門 2 号	上北郡	野辺地町	字家ノ上	急傾斜地の崩壊	7	2	0
87	I-736	平成19年10月29日	749	浜掛	上北郡	野辺地町	字浜掛	急傾斜地の崩壊	4	2	0
88	I-738	平成19年10月29日	749	浜町	上北郡	野辺地町	字米内沢	急傾斜地の崩壊	11	2	0
89	人Ⅱ-107	平成19年10月29日	749	上河渡頭	上北郡	野辺地町	字地続山	急傾斜地の崩壊	2	2	0
90	401-Ⅰ-2	平成19年10月29日	749	上袋沢	上北郡	野辺地町	字赤坂	土石流	107	2	0
91	401-Ⅰ-3	平成19年10月29日	749	下田沢	上北郡	野辺地町	字船橋	土石流	18	2	0
92	401-Ⅰ-4	平成19年10月29日	749	坊ノ塚沢	上北郡	野辺地町	字船橋	土石流	10	2	0
93	401-Ⅱ-1	平成19年10月29日	749	太田新田沢	上北郡	野辺地町	字明前	土石流	0	2	0
94	Ⅰ-734	平成19年10月29日	748	馬門	上北郡	野辺地町	字家ノ上	急傾斜地の崩壊	31	1	5
95	Ⅰ-737	平成19年10月29日	748	浜掛 2 号	上北郡	野辺地町	字浜掛	急傾斜地の崩壊	7	1	3
96	Ⅰ-739	平成19年10月29日	748	米内沢	上北郡	野辺地町	字米内沢	急傾斜地の崩壊	6	1	3
97	Ⅰ-740	平成19年10月29日	748	野辺地	上北郡	野辺地町	字田名部道	急傾斜地の崩壊	20	1	0
98	Ⅰ-741	平成19年10月29日	748	田名部道 1 号	上北郡	野辺地町	字田名部道	急傾斜地の崩壊	3	1	0
99	Ⅰ-742	平成19年10月29日	748	新町裏	上北郡	野辺地町	字新町裏	急傾斜地の崩壊	8	1	0
100	Ⅰ-743	平成19年10月29日	748	野辺地 2 号	上北郡	野辺地町	字野辺地	急傾斜地の崩壊	1	1	1
101	Ⅰ-744	平成19年10月29日	748	白岩 1 号	上北郡	野辺地町	字白岩	急傾斜地の崩壊	0	1	0
102	Ⅰ-745	平成19年10月29日	748	寺ノ沢 1 号	上北郡	野辺地町	字寺ノ沢	急傾斜地の崩壊	4	1	3
103	Ⅰ-746	平成19年10月29日	748	寺ノ沢 2 号	上北郡	野辺地町	字寺ノ沢	急傾斜地の崩壊	9	1	4
104	Ⅰ-747	平成19年10月29日	748	船橋	上北郡	野辺地町	字船橋	急傾斜地の崩壊	33	1	9
105	Ⅰ-748	平成19年10月29日	748	雑吉沢	上北郡	野辺地町	字坊ノ塚	急傾斜地の崩壊	19	1	4
106	Ⅰ-749	平成19年10月29日	748	坊ノ塚	上北郡	野辺地町	字坊ノ塚	急傾斜地の崩壊	29	1	2
107	Ⅰ-750	平成19年10月29日	748	上小中野 1 号	上北郡	野辺地町	字上小中野	急傾斜地の崩壊	5	1	1
108	Ⅰ-751	平成19年10月29日	748	切明	上北郡	野辺地町	字切明	急傾斜地の崩壊	13	1	1
109	Ⅱ-608	平成19年10月29日	748	上小中野 2 号	上北郡	野辺地町	字上小中野	急傾斜地の崩壊	0	1	0
110	Ⅱ-609	平成19年10月29日	748	白岩 2 号	上北郡	野辺地町	字白岩	急傾斜地の崩壊	1	1	0
111	Ⅱ-610	平成19年10月29日	748	寺ノ沢 4 号	上北郡	野辺地町	字寺ノ沢	急傾斜地の崩壊	1	1	1
112	Ⅱ-611	平成19年10月29日	748	寺ノ沢 5 号	上北郡	野辺地町	字寺ノ沢	急傾斜地の崩壊	3	1	0
113	Ⅱ-612	平成19年10月29日	748	寺ノ沢 6 号	上北郡	野辺地町	字寺ノ沢	急傾斜地の崩壊	5	1	0
114	Ⅱ-613	平成19年10月29日	748	田名部道 2 号	上北郡	野辺地町	字田名部道	急傾斜地の崩壊	1	1	0
115	Ⅱ-614	平成19年10月29日	748	大月平	上北郡	野辺地町	字大月平	急傾斜地の崩壊	2	1	0
116	Ⅲ-268	平成19年10月29日	748	有戸島井平 1 号	上北郡	野辺地町	字向田	急傾斜地の崩壊	0	1	0
117	人Ⅰ-125	平成19年10月29日	748	湯沢 1 号	上北郡	野辺地町	字湯沢	急傾斜地の崩壊	0	1	0
118	人Ⅰ-126	平成19年10月29日	748	寺ノ沢 3 号	上北郡	野辺地町	字寺ノ沢	急傾斜地の崩壊	2	1	0
119	人Ⅱ-15201	平成19年10月29日	748	雑吉沢 1 号	上北郡	野辺地町	字雑吉沢	急傾斜地の崩壊	1	1	1
120	人Ⅱ-15202	平成19年10月29日	748	雑吉沢 2 号	上北郡	野辺地町	字雑吉沢	急傾斜地の崩壊	1	1	0
121	人Ⅲ-10	平成19年10月29日	748	坊ノ塚 1 号	上北郡	野辺地町	字坊ノ塚	急傾斜地の崩壊	1	1	0
122	人Ⅲ-12	平成19年10月29日	748	坊ノ塚 3 号	上北郡	野辺地町	字坊ノ塚	急傾斜地の崩壊	0	1	0
123	人Ⅲ-13	平成19年10月29日	748	下坂	上北郡	野辺地町	字下坂	急傾斜地の崩壊	0	1	0
124	401-Ⅰ-5	平成19年10月29日	748	野辺地沢	上北郡	野辺地町	字地続山	土石流	0	1	0
125	401-Ⅰ-6	平成19年10月29日	748	馬門温泉南沢	上北郡	野辺地町	字湯沢	土石流	1	1	0
126	401-Ⅰ-7	平成19年10月29日	748	馬門温泉北沢	上北郡	野辺地町	字湯沢	土石流	1	1	1
127	401-Ⅱ-2	平成19年10月29日	748	戸田ノ沢	上北郡	野辺地町	字戸田ノ沢	土石流	4	1	0

資料：青森県風水害防災計画資料編

第19節 火災予防対策

担当：消防部・教育部

火災の発生を未然に防止し、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するため、建築物の防火対策の推進、防火思想の普及及び消防体制の充実強化等を図るものとする。

1 建築物の防火対策の推進

(1) 建築物の不燃化

公共建築物は原則として耐火建築とし、その他の建築物についても、町は不燃及び耐火建築の推進を指導する。

(2) 防火管理体制の確立

消防機関は、劇場、病院、百貨店、ホテル等の防火対象物に対し、防火管理者の選任、届出、消防計画の作成、消火・通報・避難訓練の実施、消防用設備等の設置及び防災性を有する物品の使用を指導するとともに、自主的な防火管理体制を確立させる。

(3) 消防用設備等の設置及び維持管理の徹底

消防機関は、火災から人命を保護するため、防火対象物に対する消防用設備等の適正な設置及び維持に係る指導を徹底する。

(4) 予防査察指導の強化

消防機関は、火災発生を未然に防止するため、防火対象物、危険物製造所等に対し、計画的かつ継続的に予防査察を実施するとともに、消防法令に違反しているものに対しては改善の指導・勧告を行い、悪質なものには改善命令、告発等の措置を行い、火災予防を徹底する。

また、一般家庭に対しても、火災予防運動期間等を利用し、住宅防火診断等を実施して、地域住民に火災予防等の周知徹底を図る。

2 防火思想の普及

(1) 一般家庭に対する指導

ア．消防機関は、出火危険箇所の発見と火気を使用する設備・器具の正しい取扱いについて指導するとともに住宅用火災警報器の設置を推進するほか、初期消火の徹底を図るために消火器具の設置、取扱い等について指導する。

また、パンフレット、刊行物等により火災防止、初期消火の重要性を認識させ防火思想の普及徹底を図る。

イ．消防機関は、火災予防運動及び建築物防災運動などの火災予防に関する諸行事を通じて広く住民に対し防火思想の普及徹底を図る。

(2) 学校及び教育研究機関の実験室、薬局等に対する指導

学校及び教育研究機関の実験室、薬局等における薬品類は、落下等により発火、爆発の危険性を有していることから、消防機関は、当該機関における危険物容器の転落防止について指導する。

(3) 民間防火組織の育成指導

消防機関は、防火思想の普及を図るため、次の民間防火組織を育成指導する。

- ア．火災予防の知識を習得させ出火防止を図るとともに、地域住民の防火防災意識の高揚を図るため、婦人（女性）防火クラブを育成指導する。
- イ．児童生徒に対し、防火に関する知識を習得させ、学校及び家庭における出火防止を図るため、少年消防クラブを育成指導する。
- ウ．幼年者に対し、正しい火の取扱いや防火に関する知識を習得させるため、幼年消防クラブを育成指導する。

3 消防体制の充実・強化

(1) 消防計画の作成

消防機関は、具体的実施すべき業務の内容等を詳細に明示した消防計画を作成し、消防体制の計画的、総合的な充実強化を図る。

(2) 消防力の整備、充実

消防機関は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」により、消防機械器具及び消防水利施設等の整備・充実を図る。なお、大規模災害に対処するため、木造家屋密集地、避難場所等優先順位を考慮して貯水槽等の消防水利の整備促進を図るほか、海水等の自然水利、水泳プール、ため池等の活用等、消防水利の多様化を図る。

また、地域社会の安全を確保し、とりわけ大規模災害時に的確な防災活動を遂行するために必要な消防団員の確保に努めるとともに、入団促進活動、イメージアップ活動、地域交流活動及び文化教養研修活動を実施するなど、その活動の活性化を図る。

4 異常気象下における火災予防措置の徹底

消防機関は、火災予防上危険があると認められる気象通報があったときは、次の措置を講じ、住民の火災に対する注意を喚起する。

(1) 火災警報の発令

発令基準は、第4章第1節「気象予報・警報等の収集及び伝達」による。

(2) 火の使用制限行為の周知徹底

火災警報発令下においては、住民に対し、次の事項を遵守するよう周知徹底する。

- ア．山林、原野等において火入れをしないこと。
- イ．煙火を消費しないこと。
- ウ．屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- エ．屋外においては、引火性又は爆発性の物品、その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- オ．残火（たばこの吸いがらを含む。）、取灰又は火粉を始末すること。
- カ．屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

5 文化財に対する火災予防対策

町教育委員会は、関係機関の協力を得て、文化財の所有者又は管理者若しくは管理団体に対して、火災予防対策の強化を指導、助言する。

第4章 災害応急対策計画

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、被害の拡大を防止するために実施すべき応急的措置等は次のとおりとする。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。雪害、事故災害については、本章のほか第5章で定めるところによる。

第4章第1節

第1節 気象予報・警報等の収集及び伝達

担当：防災部

防災活動に万全を期するため、風水害等の災害に関係ある気象予報・警報等の収集及び伝達を迅速かつ確実に実施する。

1 実施責任者

- (1) 町は、法令及び本計画の定めるところにより、災害に関する予報、警報等を関係機関、住民その他関係ある公私の団体に伝達しなければならない。
- (2) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長、消防職員、警察官又は海上保安官に通報しなければならない。

2 実施内容

(1) 気象予報・警報等の収集及び伝達

ア．気象予報・警報等の発表

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、県内の市町村ごとに発表される。

また、大雨や洪水などの警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

(別図1)に「青森県の警報・注意報発表区域図」を示す。

(7) 警報・注意報

警報・注意報の概要は次のとおりである。

種 類	概 要
特別警報	大雨、暴風、暴風雪、大雪、高潮、高波等の「警報」の発表基準をはるかに超え、数十年に一度の大災害が起こることが予想される場合、その旨を警告して行う予報。
警 報	暴風、暴風雪、大雨、大雪、高潮等によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	強風、風雪、大雨、大雪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

(イ) 特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類と概要は次のとおりである。具体的な発表基準を以下の「警報・注意報発表基準一覧表」に示す。

警報・注意報の種類		概 要
特 別 警 報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に発表される。大雨特別警報が発表された場合、浸水や土砂災害などの重大な災害が発生するおそれが著しく大きい状況が予想される。雨がやんでも、重大な土砂災害などのおそれが著しく大きい場合は、発表が継続される。
	暴風特別警報	数十年に一度の強さの台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表される。
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害(見通しが利かなくなること)などによる重大な災害」のおそれが著しく大きいことについても警戒を呼びかける。
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表される。
	高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に発表される。
	波浪特別警報	数十年に一度の強さの台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合に発表される。この「高波」は、地震による「津波」とは全く別のものである。
	警 報	
警 報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、重大な浸水災害や重大な土砂災害などがあげられる。雨がやんでも、重大な土砂災害などのおそれが残っている場合は、発表が継続される。
	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。「大雪+暴風」の意味ではなく、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときには、「大雪警報」が発表される。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。この「高波」は、地震による「津波」とは全く別のものである。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる災害として、浸水災害や土砂災害などがあげられる。雨がやんでも、土砂災害などのおそれが残っている場合は、発表が継続される。
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれが

		あると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。「大雪＋強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときには「大雪注意報」が発表される。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。この「高波」は、地震による「津波」とは全く別のものである。
	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる災害として、交通機関の著しい障害などの災害があげられる。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。

(ウ) 水防活動用警報・注意報

水防活動の利用に適合する（水防活動用）大雨、高潮、洪水及び津波についての警報・注意報は、指定河川洪水警報・注意報を除き、一般の利用に適合する警報・注意報をもって代える。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	発表基準
水防活動用大雨注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用津波注意報	津波注意報	津波により沿岸部において災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用大雨警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用津波警報	津波警報	津波により沿岸部において重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

別表

警報・注意報の具体的な発表基準は以下のとおりである。

発表官署 青森地方気象台（平成22年11月10日現在）

野辺地町	府県予報区		青森県		
	一次細分区域		三八上北		
	市町村等をまとめた地域		上北		
警報	大雨	浸水害	雨量基準	1時間雨量40mm	
		土砂災害	土壌雨量指数基準(注1)	117	
	洪水		雨量基準	1時間雨量40mm	
			流域雨量指数基準(注2)	野辺地川流域＝8	
			複合基準	－	
	暴風		平均風速	陸上	18m/ s
				陸奥湾	25m/ s
	暴風雪		平均風速	陸上	18m/ s 雪を伴う
				陸奥湾	25m/ s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ35cm
				山沿い(注3)	12時間降雪の深さ50cm
	波浪		有義波高	2.5m	
	高潮		潮位	1.2m	
注意報	大雨		雨量基準	1時間雨量25mm	
			土壌雨量指数基準	93	
	洪水		雨量基準	1時間雨量25mm	
			流域雨量指数基準	野辺地川流域＝6	
			複合基準	－	
	強風		平均風速	陸上	13m/ s
				陸奥湾	18m/ s
	風雪		平均風速	陸上	13m/ s 雪を伴う
				陸奥湾	18m/ s 雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ15cm
				山沿い	12時間降雪の深さ25cm
	波浪		有義波高	1.5m	
	高潮		潮位	0.9m	
	雷		落雪等により被害が予想される場合		
	融雪		融雪により被害が予想される場合		
	濃霧		視程	陸上	100m
				陸奥湾	500m
	乾燥		実効湿度67%、このほか県内気象官署の風速、最小湿度など考慮する		
	なだれ		①山沿いで24時間降雪の深さが40cm以上 ②積雪が50cm以上で、日平均気温5℃以上の日が継続		
	低温		夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：最低気温が－8℃以下のとき (ただし前日の最高気温が－3℃以下、又は0℃以下が2日以上継続)(注4)		
	霜		早霜、晩霜期におおむね、最低気温2℃以下(早霜期は農作物の生育を考慮し実施する)		
	着氷・着雪		大雪注意報の条件下で気温が－2℃より高い場合		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	90mm		

- (注1) 土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。
- (注2) 流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。
- (注3) 山沿い：平地から山に移る地帯の概ね標高150m以上をいう。
- (注4) 冬期の気温は青森地方気象台、むつ特別地域気象観測所、八戸特別地域気象観測所、深浦特別地域気象観測所の値。

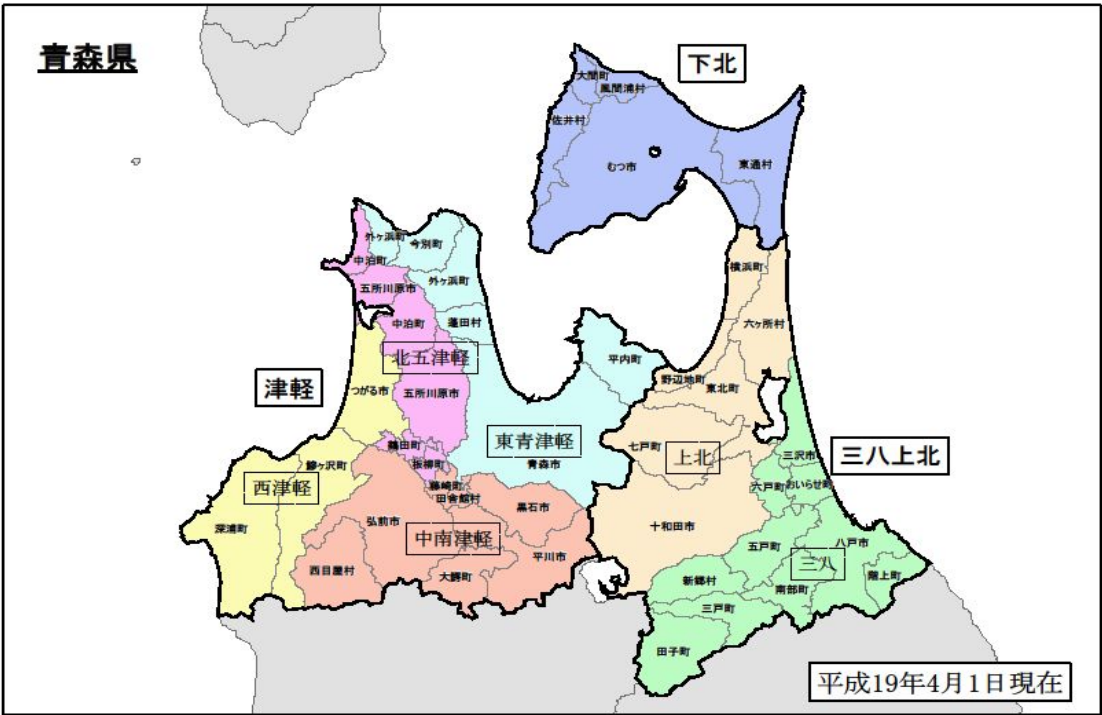
警報・注意報基準一覧表の解説（抜粋）

- (1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- (2) 波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報名の欄の（ ）内は基準として用いる気象要素を、記録的短時間大雨情報名（ ）内は基準を示す。なお、府県予報区、一次細分区域及び市町村等をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。
- (3) 略
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 略
- (6) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

【大雨、洪水及び高潮警報・注意報基準表の解説】

- (1) 略
- (2) 大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準、土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち基準が設定されていないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、及び、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等についてはその欄を“－”で示している。
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- (6) 略
- (7) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数30 以上」を意味する。
- (8) 高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。

別図 1
青森県の警報・注意報の発表区域図

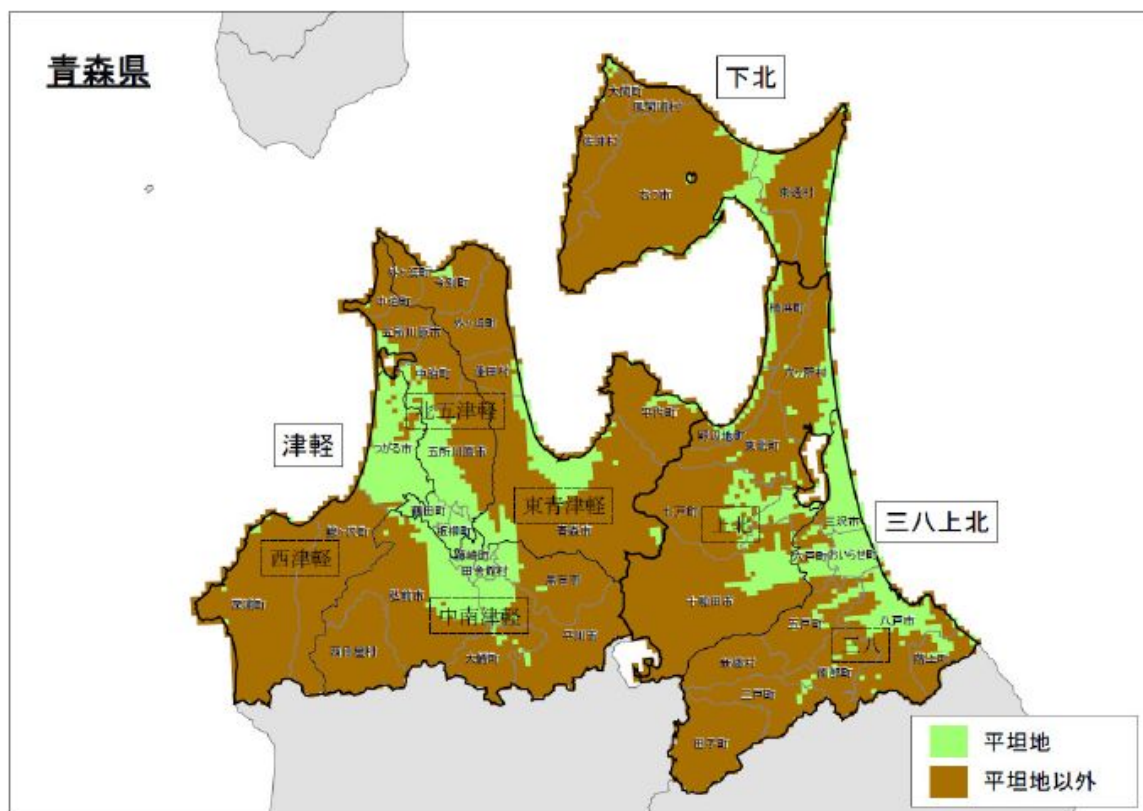


＊「津軽」、「下北」、「三八上北」はそれぞれ一次細分区域を示す。
これ以外の地域を表す囲み文字は、「市町村等をまとめた地域」を示す。

府 県 予報区	一時細 分区域	市町村等を まとめた区域	二次細分区域の名称
青森県	津 軽	東青津軽	青森市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町
		北五津軽	五所川原市、板柳町、鶴田町、中泊町
		西津軽	つがる市、鰯ヶ沢町、深浦町
		中津津軽	弘前市、黒石市、平川市、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村
	下 北	(下北)	むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村
	三八上北	三八	八戸市、三沢市、六戸町、おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村
		上北	十和田市、 <u>野辺地町</u> 、七戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村

別図 2

平坦地、平坦地以外の分布図



(I) 気象情報

気象情報の種類及びその内容は次のとおりである。

a 気象情報

気象の予報等について、警報・注意報に先立って警戒を喚起する場合や、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の警戒事項を解説する場合等に発表する。

対象とする現象により、台風、大雨、大雪、暴風（雪）、高波、高潮、雷、乾燥、低温、高温、長雨、少雨、梅雨、黄砂などの情報がある。

b 土砂災害警戒情報

県と青森地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。

c 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に、県内で数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨（1時間に90mm以上）を地上の雨量計により観測、又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた解析雨量）したときに、より一層の警戒を呼びかけるために府県気象情報の一種として発表する。

d 竜巻注意情報

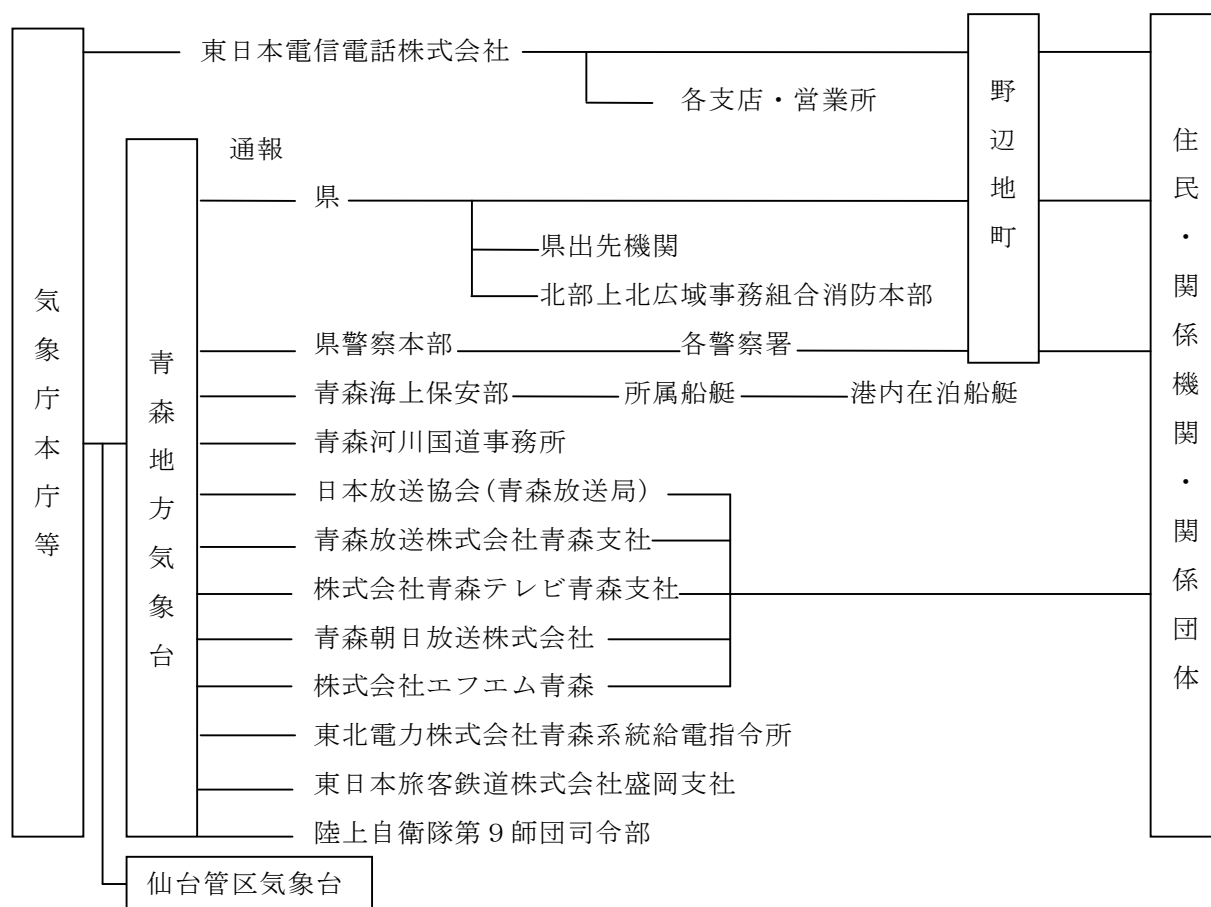
積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼

びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、府県単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

イ. 気象予報・警報等の伝達

- (ア) 青森地方気象台は、気象警報等を発表した場合は、県、県警察本部、東日本電信電話株式会社、青森（八戸）海上保安部、青森河川国道事務所、放送機関及びその他必要と認める機関に伝達する。ただし、東日本電信電話株式会社への伝達は警報に限る。
- (イ) 県は、防災情報ネットワークにより、速やかに県の出先機関、市町村及び消防本部に伝達する。
- (ウ) 東日本電信電話株式会社は、警報を各支店、関係市町村に伝達する。
- (エ) 青森海上保安部及び八戸海上保安部は、所属船艇により港内在泊船舶に伝達するとともに、避難勧告等の措置を講ずる。
- (オ) 青森河川国道事務所は、青森地方気象台からの通報及び自ら観測した水位、流量等により水防警報発令の判断をする。
- (カ) 放送機関は、県民への周知を図るため、放送時間、放送回数を考慮の上、放送する。
- (キ) その他の機関にあっては、それぞれの災害担当業務に応じ適切な措置を講ずる。
- (ク) 町は、必要に応じ、直ちに住民及び関係ある公私の団体に周知する。

気象予報・警報・情報伝達系統図



(2) 避難判断水位の周知及び伝達

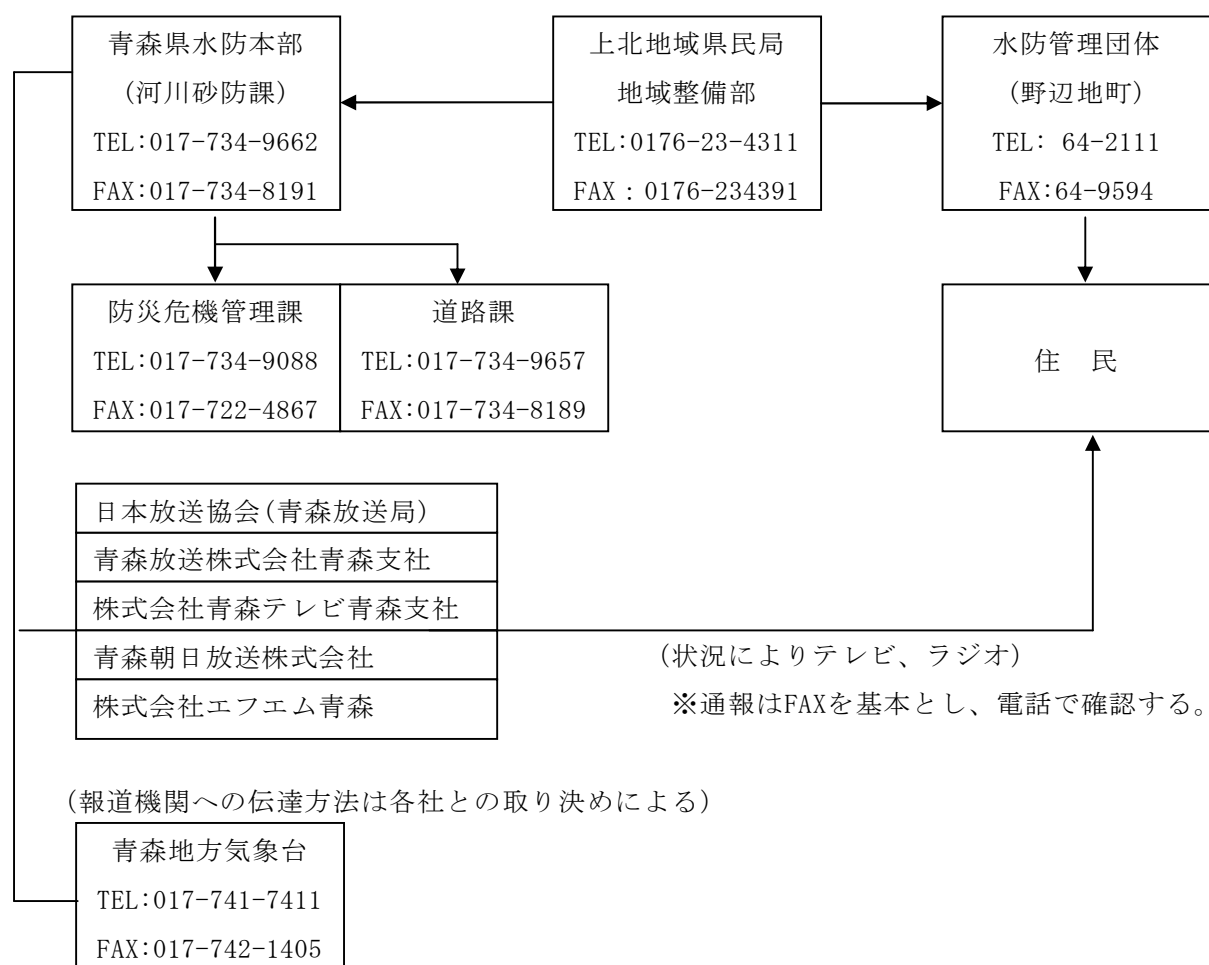
ア. 避難判断水位の周知

県は洪水予報河川以外の河川で洪水により相当な被害を生じるおそれのある河川を「水位情報周知河川」として指定し、避難等の目安となる「避難判断水位」を定め、当該河川の水位がこれに達したときは水防管理者（市町村）に通知するとともに報道機関の協力を得て一般に周知する。

イ. 避難判断水位到達情報の伝達系統図

県が指定した河川において避難判断水位に達した場合は、次の系統図により伝達する。

県指定水位情報周知河川における避難判断水位到達情報伝達系統図



(3) 水防警報の発表及び水防指令の発令並びに伝達

ア. 水防警報の発表及び水防指令の発令

(7) 水防警報の発表（青森県）

県は、知事が指定した河川に洪水による災害の起こるおそれがある場合、水防活動を迅速かつ的確に実施するため、水防警報を発表する。

a 水防警報の種類

種 類	内 容	発表基準
(待機)※	水防団の足留を行う	上流の降雨及び水位状況により、水防団待機水位に達し、待機の必要があると認められたとき
準 備	水防資機材の準備点検・水門等の開閉の準備・水防団幹部の出動等に対するもの	水防団待機水位を越え、はん濫注意水位以上に達すると思われ、準備の必要があると認められたとき
出 動	水防団員の出動を通知するもの	はん濫注意水位を越え又は越えるおそれがあり、出動の必要があると認められたとき
解 除	水防活動の終了を通知するもの	水防作業の必要がなくなったとき
情 報	水位の上昇下降・滞水時間・最高水位の大きさ、時刻等、その他水防活動上必要な状況を通知するとともに、越水・漏水・法崩・亀裂その他河川状況により特に警戒を必要とする事項を通知するもの	適 宜

水防団待機水位に達し待機の必要があると認めたときは、水防第一指令を発することとし、水防警報（待機）は発表しないこととする。

b 水防警報を行う河川及びその区域

地域県民局	水系名	河川名	警報発表基準点	左右岸の別	区 間
上 北	野辺地川	野辺地川	中屋敷	左岸	上北郡東北町字家ノ前2番地13地先の一ノ渡橋下流端
				右岸	から海に至る場所まで 上北郡東北町字湯沢2番地2地先の一ノ渡橋下流
		枇杷野川	観音林脇	左岸	上北郡野辺地町字観音林後1番地1地先の枇杷野橋下流端
				右岸	から野辺地川への合流点まで 上北郡野辺地町字切明40番地50地先の枇杷野橋下流端

平成17年6月17日 青森県告示第523号

(イ) 水防指令の発令

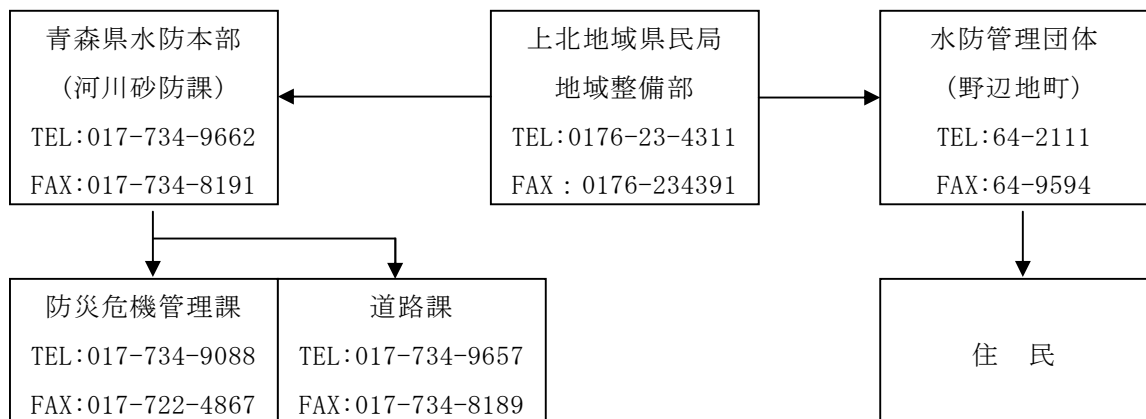
水防本部長（知事）又は支部長（上北地域県民局地域整備部長）は、県管理の河川に災害の起こるおそれがある場合、水防活動を迅速かつ的確に実施するため、次により水防指令を発令する。

配備の種類	水防指令	配 備 状 況
待 機	第 1 指令	水防体制の小数（1 班）の人員で主として情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によっては、ただちに招集その他の活動ができる態勢とする。この場合、自動車 1 台を待機させるものとする。
準 備	第 2 指令	水防体制の約半数（2～3 班）をもってこれに当たり、水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動が遅滞なく遂行できる態勢とする。
出 動	第 3 指令	水防組織の全員がこれに当たる。もし、事態が長びく時は、水防長は適宜交代させるものとする。
解 除	第 4 指令	水防活動の必要な事態がなくなったときは、順次水防活動を解除するものとする。

イ. 水防警報及び水防指令の伝達

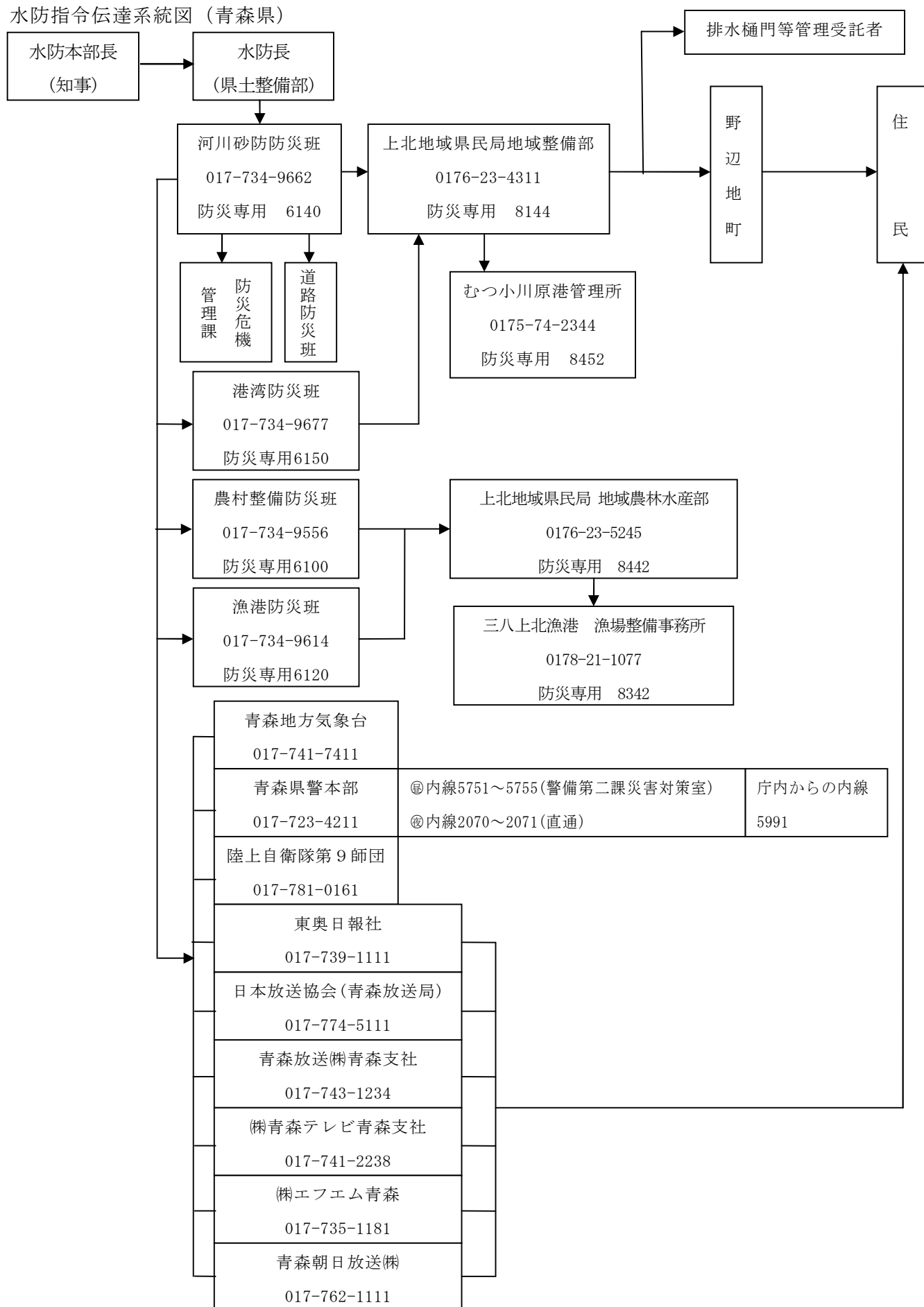
水防警報及び水防指令は、次の系統図により伝達する。

(7) 水防警報伝達系統図（青森県）



※通報はFAXを基本とし、電話で確認する。

水防指令伝達系統図（青森県）



(4) 土砂災害警戒情報

県と青森地方気象台は、土砂災害による被害の防止・軽減のため、大雨警報を発表している中で大雨によって土砂災害が発生するおそれが高まった時に、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、青森県土砂災害警戒情報を共同で発表する。

この情報は、青森地方気象台から県を通じて市町村に伝達されるとともに報道機関や関係機関を通じて、県民への周知が図られる。

ア. 発表対象となる地域

土砂災害警戒情報は、市町村を発表単位とする。

(※ただし、鶴田町及び板柳町は発表対象から除く。)

イ. 土砂災害警戒情報の利用にあたっての留意点

土砂災害警戒情報は、土砂災害発生危険度を降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における地形の成り立ち・地質・風化の程度・植生等の特性や地下水等の流動等を反映したものではないため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、表層崩壊等による土砂災害のうち大雨による土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊であり、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり、融雪期の土砂災害、なだれ災害等については発表の対象外となることに留意する。

このため、土砂災害警戒情報が発表されていない場合でも、がけ崩れ等の土砂災害の発生するおそれがある。

ウ. 発表及び解除

土砂災害警戒情報の発表及び解除は、それぞれ次の項目のいずれかに該当する場合に県と青森地方気象台が協議して行う。ただし、降雨データの誤差等に起因して監視基準に達したと認められる場合は、この限りではない。

なお、地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、県と青森地方気象台は「地震等発生時の暫定基準」に基づき、基準を取り扱うものとする。

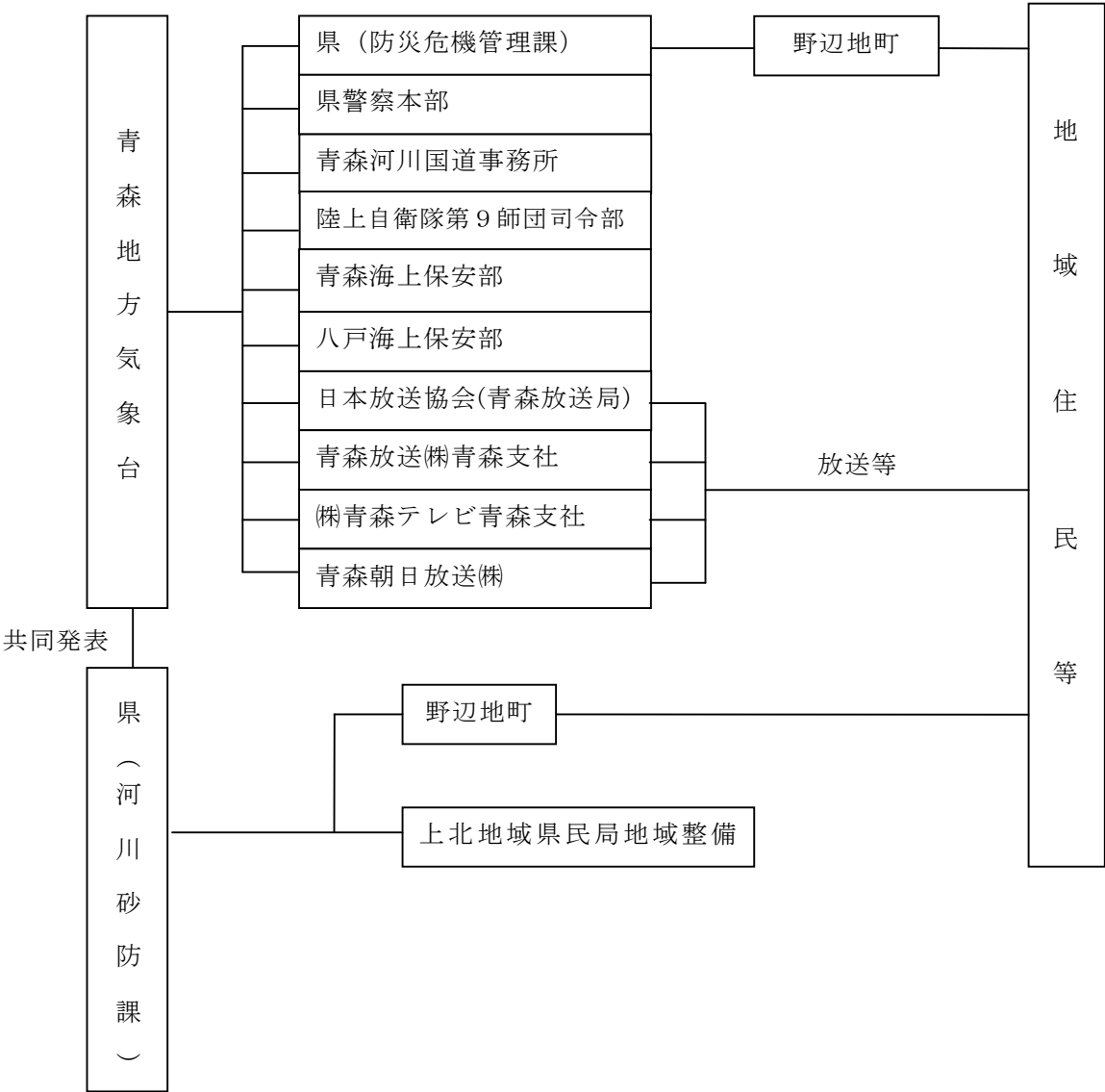
(7) 発表

- a 大雨警報発表中に降雨の実況値及び2時間先までの予測値を基に、あらかじめ設定した監視基準に達した場合
- b 土砂災害警戒情報発表中に、土砂災害への警戒をあらためて呼びかける必要があると認められる場合

(4) 解除

実況値が監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるときや、無降雨状態が長時間続いている場合

伝達系統図



(5) 火災警報の発令及び伝達

ア. 火災気象通報の通報、伝達

青森地方気象台は、次の通報基準により、火災気象通報を県に通報し、県はこれを市町村（消防機関）に伝達する。（火災気象通報の実施基準）

(ア) 実効湿度が 67 % 以下で、最小湿度は 40 % より下がり最大風速 7 m/s をこえる見込みのとき

(イ) 平均風速が 13 m/s 以上の見込みのとき。ただし、雨又は雪をとまなう場合は 通報しないこともある。

イ. 火災警報の発令

町（消防機関）は、火災気象通報を受けた場合又は火災の予防上危険であると認めた場合、火の使用の制限等により火災の発生を防止するため、火災警報を発令する。

(6) 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の通報

ア. 災害が発生するおそれのある異常現象

(ア) 著しく異常な気象現象、例えば、竜巻、なだれ、強い降雹等

(イ) 水象に関する事項

a 異常潮位

高潮、周期的な海水の動揺、その他潮位に異常を認めたとき

b 異常波浪

異常な高さを示す波浪、うねり

イ. 通報及び措置

(ア) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、町長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。

(イ) 警察官、海上保安官の通報

通報を受けた警察官又は海上保安官は、直ちに町長に通報するとともに、それぞれ警察署あるいは海上保安部に通報する。

(ウ) 町長の通報

通報を受けた町長は、その旨を遅滞なく次の機関に通報する。

なお、危険が切迫している場合は、危険区域の住民等に周知し、予想される災害が隣接する市町村に関連すると認められる場合は、その旨を隣接市町村に通報する。

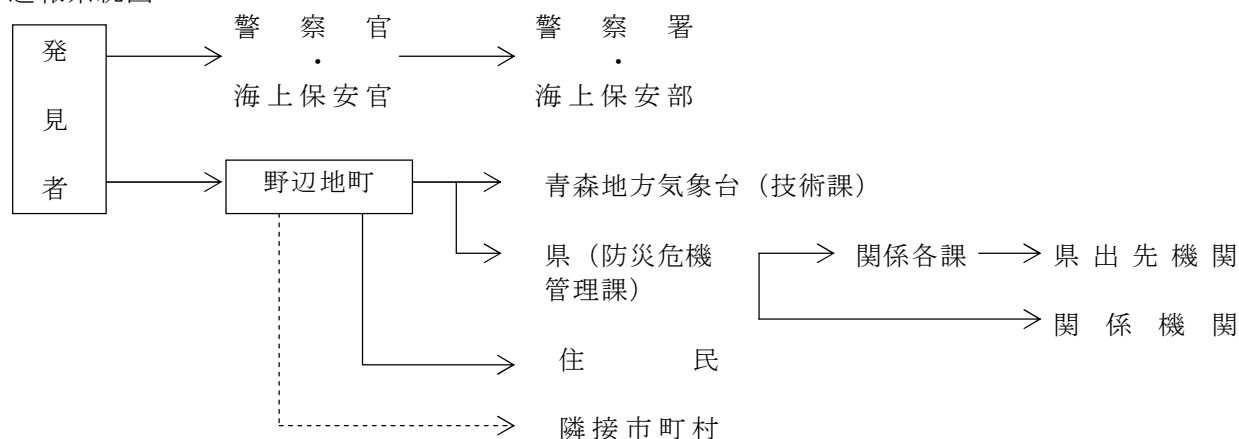
a 青森地方気象台（技術課）

b 県（防災危機管理課）

(エ) 県の措置

通報を受けた県（防災危機管理課）は、災害の予防、未然防止又は拡大防止のため、必要に応じ、関係機関に通報するとともに、庁内各部局に通報する。各部局は、必要に応じそれぞれ出先機関に通報する。

通報系統図



(7) 防災関係機関連絡先

機関名	電話	連絡責任者
野辺地消防署	6 4-3 1 2 6	警防係
野辺地警察署	6 4-2 1 2 1	警備課
青森海上保安部	0 1 7-7 3 4-2 4 2 2	警備救難課
青森地方気象台	0 1 7-7 4 1-7 4 1 1	技術課
県防災危機管理課	0 1 7-7 3 4-9 0 8 8	危機管理対策グループ

(8) 庁内の伝達方法

- ア. 関係機関から通報される気象予報・警報等は、勤務時間内は防災安全課長が、勤務時間外は宿日直員（委託警備員）が受領する。
- イ. 宿日直員（委託警備員）が受領した場合は、直ちに防災安全課長に伝達する。
- ウ. 気象予報・警報等を受領した防災安全課長は、町長に報告するとともに、その指示を得て関係機関及び一般住民に通報する。
- エ. 関係機関等への通報は、次表のとおりとする。

伝 達 責任者	伝 達 先 等				伝達内容
	伝達先	電話 番号	伝達方法		
			勤務時間内	勤務時間外	
防 災 安 全 課 長	庁内各課（教育委員会を含む）	庁 内 内 線 電 話	庁 内 放 送 （使送）	関係課長へ電話（宿 日直員が受領した場 合は、宿日直員が防 災安全課長へ電話）	津波情報を除くす べての注意報、警 報（なお勤務時間 外は関係課長へ）
	野辺地消防署 （消防団長等）	64-3126	電話	電話	すべての警報、強 風・乾燥・高潮・ 波浪・大雨・洪水 の各注意報
農 林 水 産 課 長	野辺地町漁業協同 組合	64-2264	電話	受領責任者へ電話	津波情報を除くす べての警報、強風 ・津波・高潮の各 注意報
	ゆうき青森農業協 同組合野辺地支所	64-3164	電話	受領責任者へ電話	津波情報を除くす べての警報、強風 ・津波・高潮の各 注意報
	野辺地川漁業協同 組合	64-9363	電話	受領責任者へ電話	津波情報を除くす べての警報、強風 ・津波・高潮の各 注意報

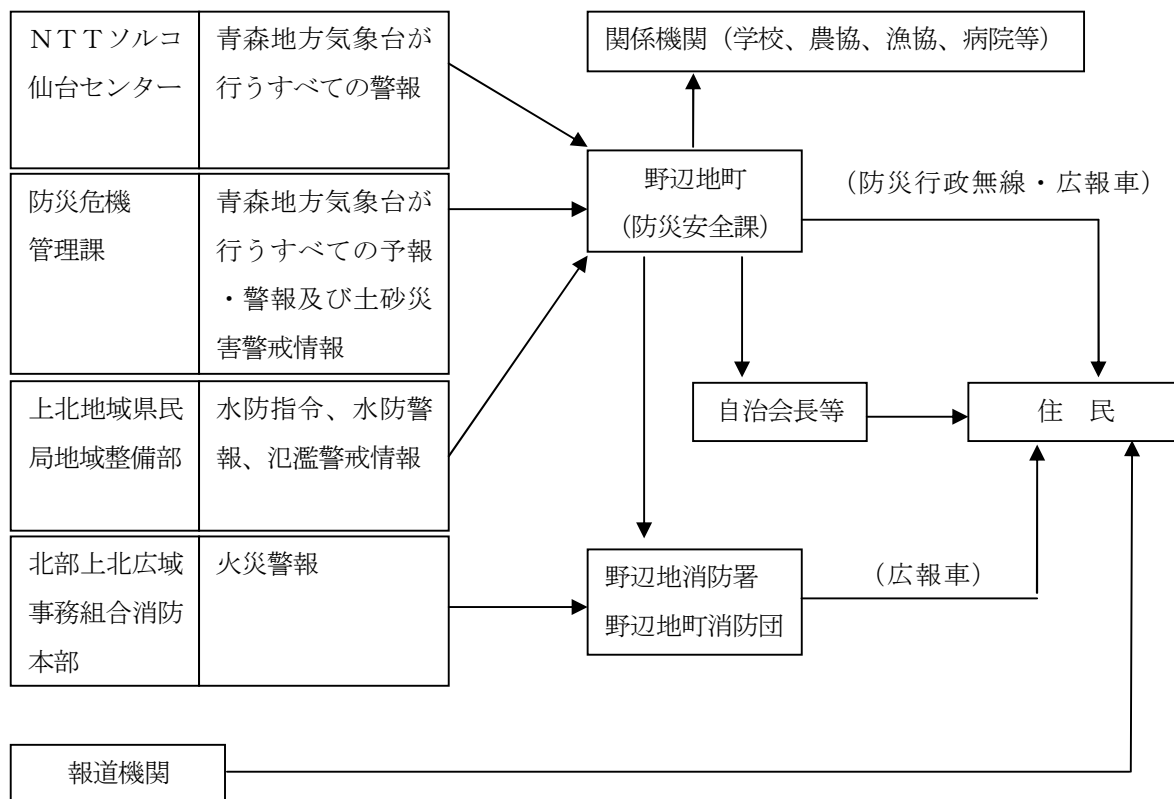
オ．一般住民に対する周知方法は、次のとおりとする。

町長は、必要があると認めるときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をする。この際、要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮するものとする。

通報責任者	周知先	周知方法	通報内容
防災安全課長	野辺地町全住民	防災行政無線（Ｊ－ＡＬＥＲＴ、 Ｌ－ＡＬＥＲＴ等を含む）、 広報車、緊急速報メール	津波警報を除くす べての警報

(9) 関係機関との伝達系統

気象予報・警報等に係る関係機関との伝達系統は、おおむね次のとおりとする。



第2節 情報収集及び被害等報告

担当：防災部・消防部

風水害等の災害情報及び被害状況を迅速かつ確実に収集し、通報、報告するために必要な体制の確立を図るものとする。

1 実施責任者

町長は、災害情報及び被害状況を住民等の協力を得て迅速かつ的確に調査収集し、県その他関係機関に通報、報告する。

2 情報の収集、伝達

町長は、積極的に職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策を実施するために必要な情報及び被害状況を次の段階ごとに収集するとともに、速やかに県及び関係機関に伝達する。

(1) 警報等が発表され災害が発生するおそれがある段階

ア. 災害情報の収集

町長は、警報等が発表され災害が発生するおそれがある場合、災害情報の収集に万全を期すため、町職員をもって情報把握に当たらせるとともに、野辺地消防署及び野辺地警察署から情報を収集し、その結果を県（防災危機管理課）に報告する。

イ. 災害情報の内容

- (ア) 災害が発生するおそれのある場所
- (イ) 今後とらうとする措置
- (ウ) その他災害応急対策上必要と見込まれる事項

ウ. 町職員、野辺地消防署職員の巡視

次の警報等が発表された場合は、担当課員・野辺地消防署員は速やかに巡回車等により、被害の発生するおそれのある箇所等を巡回する。

警報名	危険箇所等	担当
大雨警報 洪水警報 暴風警報	河川・水防危険箇所等	建設環境課 消防署
	農業用水路、ため池危険箇所等、林道工事箇所等	農林水産課
	急傾斜地崩壊危険区域	建設環境課 消防署
	道路注意箇所等	建設環境課
高潮警報 波浪警報	漁港	農林水産課
	海岸地域	建設環境課 消防署
大雪警報 暴風雪警報	・道路注意箇所等 ・町内一円を巡回する	建設環境課 各担当課員及び野辺地 消防署員

エ. 災害情報の報告

町は、収集した情報をとりまとめ、県（防災危機管理課）に報告する。

(2) 災害が発生し、又は被害が拡大するおそれがある段階

ア. 被害状況の収集

各課は、業務分担に基づき所管に係る施設等の被害状況を調査する。

災害が発生した場合において、一回の調査では正確な被害の実態が掌握できないときには、再度の調査により順次精度を高め、速やかに調査を完了させる。

調査にあたって正確を期するため、関係者の協力を得て行う。人的被害及び住家被害は災害救助の基礎となるものであるから毎戸調査を原則として、迅速かつ正確を期す。

被害調査区分	調査担当責任者	協力団体名
一般被害及び応急対策状況の総括	防災安全課長	
庁舎及び町有財産の被害	財政課長	関係施設等の長
人、住家等の被害	税務課長	民生委員
社会福祉関係被害	介護・福祉課長	関係施設等の長
農林水産関係被害	農林水産課長	土地改良区、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合
商工業関係被害	地域戦略課長	商工会
教育施設関係被害	学校教育課長	関係施設等の長
土木施設関係被害	建設環境課長	上北地域県民局地域整備部

イ. 被害状況の報告等

(ア) 北部上北広域事務組合消防本部の情報収集・伝達責任者は、119番通報が殺到する状況等の情報を県（防災危機管理課）及び国（消防庁応急対策室）に報告する。

組織名	回線種別	電 話		ファックス	
防災危機管理課	N T T回線	017-734-9088		017-722-4867	
	防災情報ネットワーク	017-734-9089		017-734-8017	
消防庁 応急対策室		平日 (9:30-17:45)	左記以外 (宿直室)	平 日 (9:30-17:45)	左記以外 (宿直室)
	N T T回線	03-5253-7527	03-5253-7777	03-5253-7537	03-5253-7553
	地域衛星通信 ネットワーク	(8-)048-500- 90-49013	(8-)048-500- 90-49012	(8-)048-500- 90-49033	(8-)048-500- 90-49036

(イ) 各課は、収集した被害状況を、県関係出先機関等（県に連絡できない場合は、国（消防庁応急対策室））に逐次報告する。

防災安全課は、その被害状況のとりまとめ結果及び次の状況を県（防災危機管理課）に総合防災情報システム等により報告する。

- a 人命危険の有無及び人的被害（行方不明者の数を含む。）の発生状況
- b 火災等の二次災害の発生状況、危険性
- c 避難の必要の有無又は避難の状況
- d 住民の動向
- e その他、災害の発生拡大防止措置上必要な事項
- f 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報収集に努める。

なお、次に該当する火災・災害等については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。

（『火災・災害等即報要領』）

(1) 火災等即報

ア．交通機関の火災

船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの

- (ア) 航空機火災
- (イ) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災
- (ウ) トンネル内車両火災
- (エ) 列車火災

イ．石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- (ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故
- (イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

ウ．危険物等に係る事故

- (ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- (イ) 負傷者が５名以上発生したもの
- (ウ) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で５００平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- (エ) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - a 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - b ５００キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- (オ) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- (カ) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリー火災

エ. 原子力災害等

- (ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射性の漏えいがあったもの
- (イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- (ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 10 条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- (エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ. ホテル、病院、スーパーマーケット等において発生した火災

カ. 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

(2) 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が 15 人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- ア. 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- イ. バスの転落等による救急・救助事故
- ウ. ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- エ. 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- オ. その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

(3) 武力攻撃災害即報

- ア. 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- イ. 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）第 25 条第 1 項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

(4) 災害即報

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度 5 強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

被害調査報告分担区分

調査・報告事項	様式 番号	町における調 査分担区分	県への報告先	
			県出先機関経由	主管課
被害実態調査		防 災 安 全 課 (総括)		
被害者名簿		防災安全課 総務課		
災害速報、災害確定報告		防災安全課		防災危機管理課
人・住家の被害		税務課	上北地域県民局地域健康福祉 部福祉こども総室	健康福祉政策課
救助の実施状況		税務課	上北地域県民局地域健康福祉 部福祉こども総室	健康福祉政策課
医療施設被害		健康づくり課	上北地域県民局地域健康福祉 部保健総室	医療業務課
廃棄物処理施設被害		建設環境課		環境政策課
防疫の実施状況		建設環境課、 水道課	上北地域県民局地域健康福祉 部保健総室	保健衛生課
生活衛生施設被害		水道課	上北地域県民局地域健康福祉 部保健総室	保健衛生課
水道施設被害		水道課	上北地域県民局地域健康福祉 部保健総室	保健衛生課
水稻被害		農林水産課	上北地域県民局農林水産部	農産園芸課
畑作・やさい・桑樹・花 き被害		農林水産課	上北地域県民局農林水産部	農産園芸課
果樹類樹体被害		農林水産課	上北地域県民局農林水産部	農産園芸課
畜産関係被害		農林水産課	上北地域県民局農林水産部	畜産課
農業関係共同利用施設被 害		農林水産課	上北地域県民局農林水産部	構造政策課、農産園 芸 課、りんご果 樹 課、畜産課
農業関係非共同利用施設 被害		農林水産課	上北地域県民局農林水産部	構造政策課、農産園 芸 課、りんご果 樹 課、畜産課
農業協同組合及び農業協 同組合連合会の在庫品等 被害		農林水産課	上北地域県民局農林水産部	団体経営改善課
農地・農業用施設被害		農林水産課	上北地域県民局農林水産部	農村整備課
林業関係被害		農林水産課	上北地域県民局農林水産部	林政課
水産業被害		農林水産課	東青地方漁港漁場整備事務所	水産振興課
漁港施設等被害		農林水産課	東青地方漁港漁場整備事務所	漁港漁場整備課
商工業被害		地域戦略課		商工政策課
観光施設被害		地域戦略課		観光企画課
土木施設被害		建設環境課	上北地域県民局地域整備部	河川砂防課、道 路 課、港湾空港課、都 市計画課
文教関係被害		学校教育課	上北教育事務所	教育庁教育政策課 (私立学校)総務学事 課
福祉施設被害		介護・福祉課	上北地域県民局地域健康福祉 部福祉こども総室	健康福祉政策課
その他の公共施設被害		該当各課		担当課

電話： 上北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室 0176-62-2145
地域健康福祉部保健総室 0176-23-4261
農林水産部 0176-22-8111 (代表)
地域整備部 0176-23-4311
東青地域県民局地域農林水産部東青地方漁港漁場整備事務所 017-741-4451
上北教育事務所 0176-62-2128

(5) 災害の発生後、事態がある程度落ち着いた段階

ア. 防災安全課は、災害の発生後、事態がある程度落ち着いた段階で、災害状況を逐次県（防災危機管理課）に報告するとともに、県の各部局には上記(4)の被害調査報告分担区分により被害内容等について報告する。また、必要に応じ次の状況を関係機関に報告する。

- (ア) 被害の状況
- (イ) 避難の勧告・指示又は警戒区域の設定状況
- (ウ) 避難所の設置状況
- (エ) 避難生活の状況
- (オ) 救護所の設置及び活動状況
- (カ) 傷病者の受入れ状況
- (キ) 観光客等の状況
- (ク) 応急給食・給水の状況
- (ケ) その他
 - a 町外の医療機関への移送を要する負傷者の状況
 - b 町外の医療機関又は介護老人保健施設への移送を要する入院者、入所者の状況
 - c その他

イ. 被害報告区分

被害報告区分は次のとおりとする。

区 分		認 定 基 準
人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体は確認できないが死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重 傷 者 軽 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世 帯	生計を一にしている実際の生活単位
	住 家 全 壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家の全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	住 家 半 壊 (半 焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一 部 破 損	全壊及び半壊に至らないもので、補修を要する程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さな損壊は除く。

区 分		認 定 基 準
住家被害	床 上 浸 水	全壊（焼）、流出及び半壊には該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住不能なもの。
	床 下 浸 水	床上浸水に至らないで浸水したもの。
非住家被害	非 住 家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	公 共 建 物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等とする。
その他の被害	田 の 流 失 、 埋 没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のために耕作不能となったものとする。
	田 の 冠 水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没及び冠水	田の例に準ずる。
	文 教 施 設	幼稚園、小学校、中学校及び高等学校における教育の用に供する施設とする。
	道 路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。
	橋 梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河 川	河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港 湾	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂 防	砂防法に規定する砂防施設及び準用される天然河岸とする。 地すべり等防止法に規定する地すべり防止施設とする。 急傾斜地法に規定する急傾斜地崩壊防止施設とする。
	廃 棄 物 処 理	ごみ処理施設及びし尿処理施設とする。
	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被 害 船 舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し航行不能となったもの、及び流失し所在が不明となったもの、並びに修理を要する程度の被害とする。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
罹 災 世 帯	水 道	上水道で断水している戸数のうち、最も多く断減水した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブ ロ ッ ク 塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
罹 災 世 帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。

区 分		認 定 基 準
罹 災 者		罹災世帯の構成員とする。
公 立 文 教 施 設		公立の文教施設とする。
農 林 水 産 業 施 設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象施設となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
公 共 土 木 施 設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び公園とする。
そ の 他 の 公 共 施 設		公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
そ の 他	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農産物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば水産物、漁具、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等の被害とする。

- ・ 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元機能を修復し得ない状況に至ったものをいう。
- ・ 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

3 災害確定報告

各課は、応急対策が終了した後速やかに被害の確定報告を県関係出先機関等に報告する。
防災安全課は、その確定状況を取りまとめて、県（防災危機管理課）に報告する。

4 報告の方法及び要領

(1) 方法

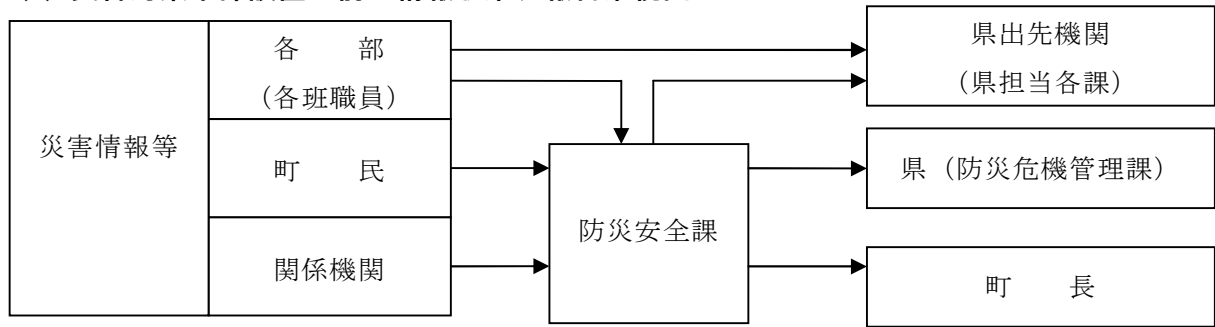
- ア．被害状況等の報告は、総合防災情報システム、防災情報ネットワーク、固定電話・ファックス、衛星携帯電話等、最も迅速確実な方法により行う。報告を的確に行うため、総合防災情報システムの地理情報システム等を有効に活用するとともに、災害現場映像情報を収集伝達する。
- イ．固定電話が途絶した場合は、防災情報ネットワーク又は警察無線等他機関の無線通信施設等を利用する。
- ウ．すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして報告するよう努める。

(2) 要領

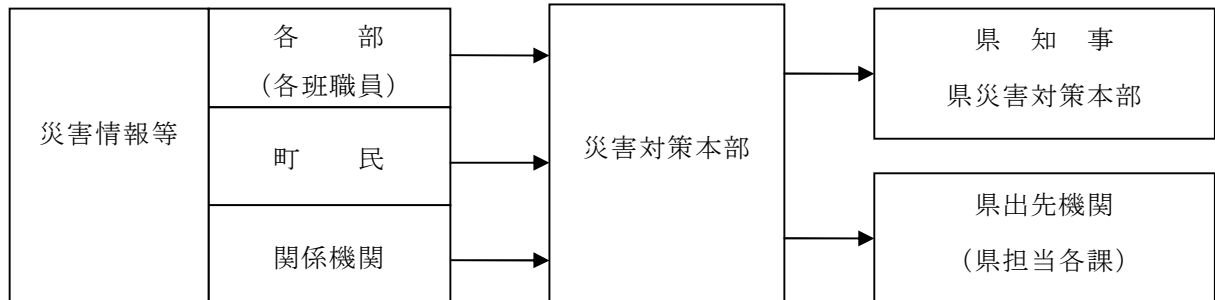
- ア．被害報告については、速やかな応急対策を実施するため、災害が発生後、直ちに災害の概要・災害対策本部の設置状況等を報告する。
- イ．被害程度の事項別報告は、緊急を要するもの、又は特に指示があった場合を除き、一日一回以上行う。
- ウ．被害報告は、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住家被害を優先させる。
- エ．県への報告に当たっては、総合防災情報システムに被害や避難の状況を入力するとともに、地図上に被害箇所を入力して行う。また、防災ヘリ緊急運航要請及び資機材の応援要請等についても総合防災情報システムに入力して行う。

5 情報の収集、報告の系統図

(1) 災害対策本部設置以前の情報収集、報告系統図



(2) 災害対策本部設置後の情報収集、報告系統図



第3節 通信連絡

担当：防災部

風水害等の災害時において各機関相互の通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の整備を図る。また、夜間休日においても対応できる体制の整備を図る。

1 実施責任者

災害時における通信連絡は、関係機関の協力を得て、町長が行う。

2 通信連絡手段

町等は、災害時における通信連絡を的確に伝達するため、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール等必要な通信手段を確保するとともに、情報の質・内容に応じてそれらの通信手段の機能を生かした適切な利用方法で情報連絡を行う。

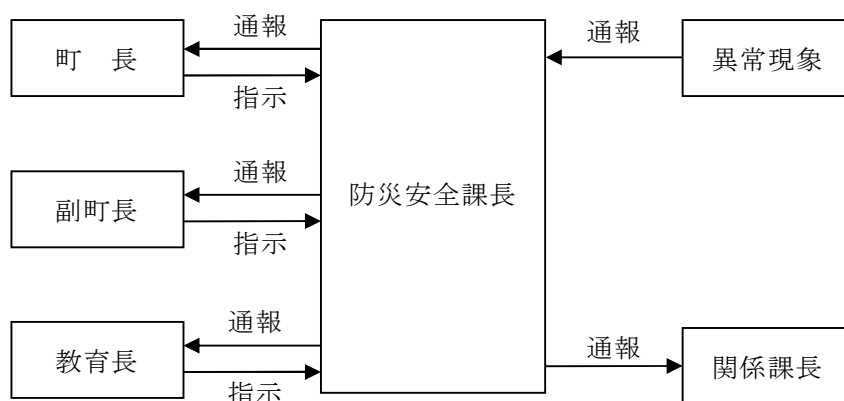
- (1) 防災情報ネットワークを活用し、県と直接情報連絡を行う。
- (2) 保有する防災行政無線を基幹として、その他の手段の活用により、町内の各機関、県及び指定地方行政機関等の出先機関、公共的団体及びその他重要な施設の管理者等との間に通信連絡システムを整備し情報連絡を行う。
- (3) 災害に関する情報の収集伝達を円滑に処理するため、管内の警察署・消防署等の協力を得て情報連絡を行う。
- (4) 災害に関する緊急通信が必要な場合は、一次的には、公衆電気通信設備により確保するが、その利用ができない場合、非常通話等による電気通信設備の優先利用、防災機関等の無線による非常通信の利用、専用通信設備の利用など、各種通信手段の活用により通信連絡を行う。

3 連絡方法

- (1) 町は、いつでも通信連絡ができるよう通信連絡体制を確立する。特に、夜間休日における通信連絡体制を確立しておく。
- (2) 上記連絡の責任者を選任し、情報の収集、伝達に当たらせる。
なお、通信連絡責任者の氏名等は、あらかじめ県（防災危機管理課）に報告しておく。

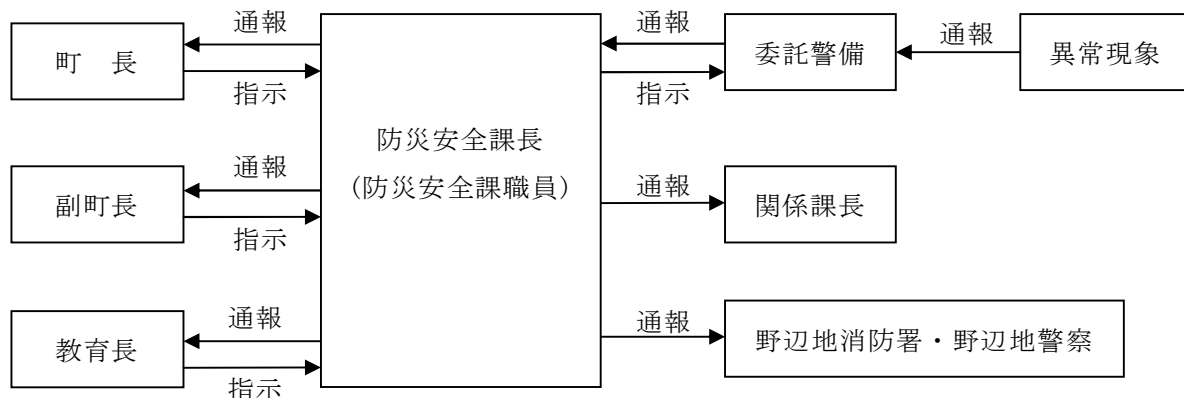
連絡系統図（勤務時間内）

勤務時間内における連絡は、次により行うものとする。



連絡系統図（勤務時間外）

勤務時間外における連絡は、次により行うものとする。



4 通信連絡

(1) 防災情報ネットワーク

光イーサ回線や衛星携帯電話回線等により、県と市町村、消防本部、県合同庁舎、県出先機関及び防災関係機関を有機的に結び災害時の情報収集、伝達を行う。

(2) 電気通信設備（電話・電報）の優先利用

ア．災害時優先電話

(ア) 災害時において電話が輻輳した場合、防災機関が防災活動や救護活動を行うときに支障をきたさないよう、災害時優先電話（防災安全課設置）を利用して通信連絡を行う。

(イ) 各機関は、東日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ等の通信事業者から災害時優先電話の指定を受けておき、その電話番号、設置場所、利用方法を組織内に周知しておく。

イ. 非常・緊急電報

災害時において、通信設備が壊れるか又は輻輳してかかりにくい場合、災害の予防若しくは救援、交通、電話等の確保又は社会秩序の維持のため必要な事項及びその他災害に関し公共の利益のため緊急に通信することを要する電報については、「非常又は緊急電報」として取り扱い、他の電報に優先して配達することとなっており、これらの非常・緊急電報を活用して通信連絡を行う。

通信依頼先	依頼方法	指定電話	担当責任者	手 続
東日本電信電話㈱	非常電報 緊急電報	2 1 1 1 番 4 0 1 0 番	防災安全課長	・ 申し込み受付番号は115番。 ・ 「非常電報」又は「緊急電報」である旨告げる。又は発信紙空白に「非常」又は「緊急」を朱書する。 ・ 必要理由、事情を告げる。

(3) 無線等設備の利用

災害時において、電気通信設備を利用することができないとき、又は利用することが著しく困難なときは、衛星携帯電話や町の無線設備を利用するとともに、防災関係機関の無線設備及び専用電話設備を利用して通信を確保する。

ア. 町有無線設備

次の町有無線設備は、野辺地町防災行政無線施設の設置及び管理に関する条例に基づいて運用する。

無線の種類別	呼出名称	送信周波数および空中線電力			台数
基地局	ぼうさいのへじ	271.8875MHz	10W	第1装置	1
		272.3125MHz	10W	第2装置	
ポータブル統制台	ぼうさいのへじ500	262.8875MHz 263.3125MHz 262.2375MHz (直接通信用)	2W	無線局舎	1
自動中継局	ぼうさいのへじ551	262.8875MHz 263.3125MHz	2W	基地局向け	2
	ぼうさいのへじ552	262.2375MHz (直接通信用)	5W	エリア向け	
半固定型無線	ぼうさいのへじ601	262.8875MHz 263.3125MHz 262.2375MHz (直接通信用)	2W	防災安全課	3
	ぼうさいのへじ602	262.8875MHz 263.3125MHz 262.2375MHz (直接通信用)	2W	消防署	
	ぼうさいのへじ603	262.8875MHz 263.3125MHz 262.2375MHz (直接通信用)	2W	中央公民館	
車載型無線	ぼうさいのへじ701	262.8875MHz 263.3125MHz 262.2375MHz (直接通信用)	5W		5
	ぼうさいのへじ702	262.8875MHz 263.3125MHz 262.2375MHz (直接通信用)	5W		
	ぼうさいのへじ703	262.8875MHz 263.3125MHz 262.2375MHz (直接通信用)	5W		
	ぼうさいのへじ704	262.8875MHz 263.3125MHz 262.2375MHz (直接通信用)	5W		
	ぼうさいのへじ705	262.8875MHz 263.3125MHz 262.2375MHz (直接通信用)	5W		
携帯型無線	ぼうさいのへじ801	262.8875MHz 263.3125MHz 262.2375MHz (直接通信用)	2W		5
	ぼうさいのへじ802	262.8875MHz 263.3125MHz 262.2375MHz (直接通信用)	2W		
	ぼうさいのへじ803	262.8875MHz 263.3125MHz 262.2375MHz (直接通信用)	2W		
	ぼうさいのへじ804	262.8875MHz 263.3125MHz 262.2375MHz (直接通信用)	2W		
	ぼうさいのへじ805	262.8875MHz 263.3125MHz 262.2375MHz (直接通信用)	2W		
補 足					
基 地 局	第1装置 (271.8875MHz) : 通常時はチャンネルが1ch～4chの装置・・1ch目は制御チャンネル				
	第2装置 (272.3125MHz) : 通常時はチャンネルが5ch～8chの装置・・第1装置の予備も兼ねる 但し、第1装置が故障の場合、または第1装置の周波数に妨害波がある場合は 第2装置が第1装置の予備を兼ねており第1装置の周波数で運用を開始します				
直接通信用	移動局と移動局などが基地を経由せずに直接通話等を行う周波数				
自 動 中 継	基地局エリア内の通常運用移動局と自動中継エリア内の直接通信用チャンネルの移動局の 周波数を自動で変換して中継を行う中継局				

イ．非常通信の利用

災害時において、有線通信を利用できない場合又はこれを利用することが著しく困難な場合は、おおむね次に掲げる防災機関の無線通信設備を利用する。この利用にあたって必要な手続き等については、あらかじめ協議し、定めておく。

無線通信設備	通信依頼先	通信依頼先所在地	連絡責任者	備考
消 防 救 急 無 線	北部上北広域事務組合消防本部野辺地消防署	野辺地町字田挾沢40番地9	防災安全課長	
警 察 無 線	野辺地警察署	野辺地町字新町裏1番地1	防災安全課長	交番・駐在所の設備含む
東 北 電 力 無 線	東北電力(株)野辺地サービスセンター	野辺地町字前田1番地12	防災安全課長	※東北地方非常通信協議会設定ルート優先順位3位（使送）
国土交通省無線	国土交通省東北地方整備局青森河川国道事務所十和田国道維持出張所	十和田市三本木字北平147番地475	防災安全課長	
東日本電信電話(株)無線	東日本電信電話(株)青森支店	青森市橋本二丁目1番地6	防災安全課長	
海上保安部無線	青森海上保安部	青森市青柳一丁目1番地2	防災安全課長	
タ ク シ ー 無 線	有限会社 十和田タクシー 株式会社 縦貫タクシー 二北タクシー 有限会社	野辺地町字鳴沢1番地13 野辺地町字野辺地5番地5 野辺地町字馬門道25番地3	防災安全課長	

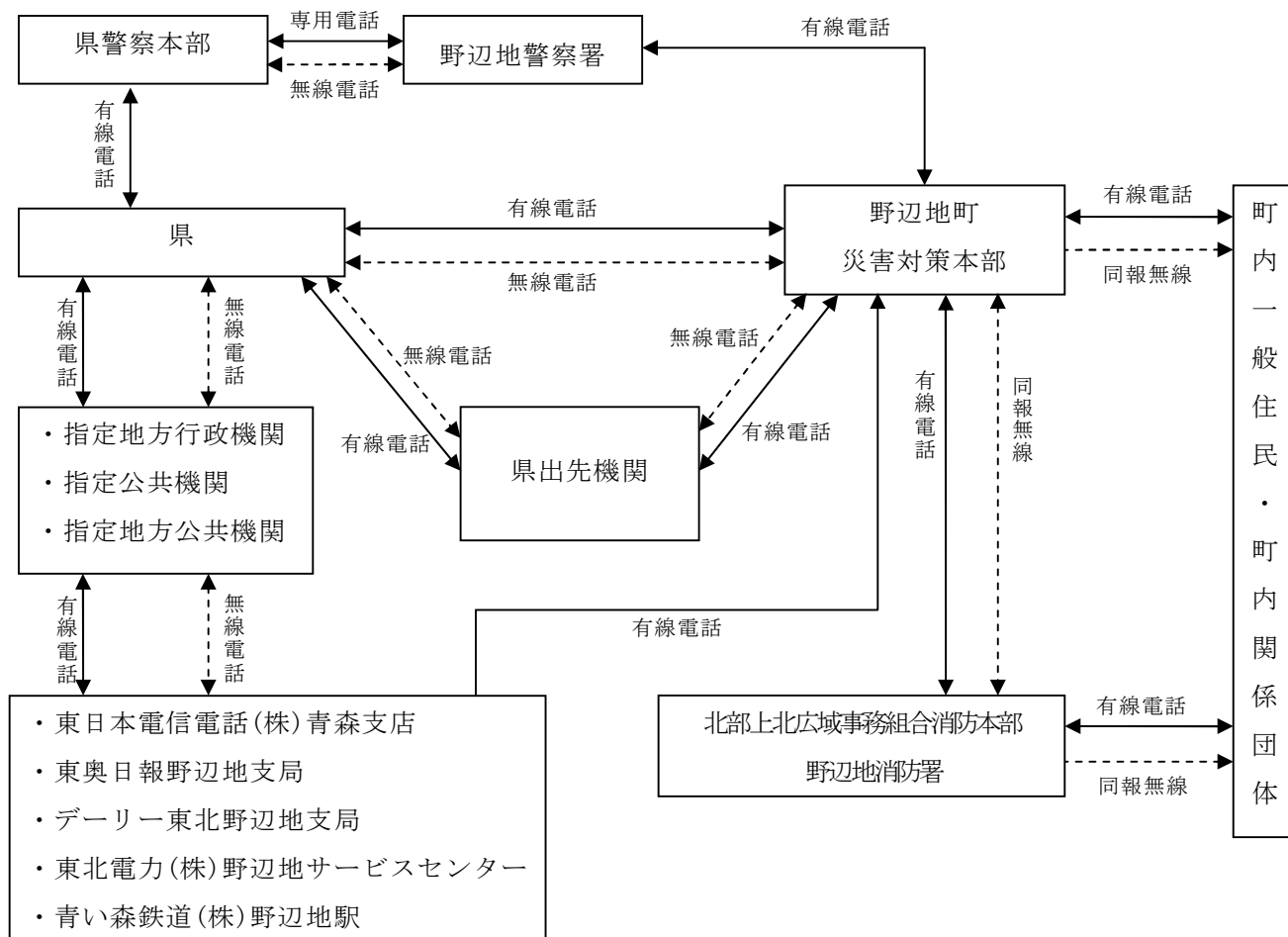
※東北地方非常通信協議会が設定した通信ルートの最優先は、青森県災害対策本部への衛星携帯電話（080-2807-4121～4127）である。

(4) 専用通信設備の利用

災害時において、電気通信設備の利用ができない場合又は緊急に通信の必要がある場合は、おおむね次に掲げる専用通信設備の利用を図る。この利用にあたって必要な手続き等については、あらかじめ協議し、定めておく。

専用通信設備	通信依頼先	通信依頼先所在地	連絡責任者
警察電話	野辺地警察署	野辺地町字新町裏1番地1	防災安全課長
消防電話	北部上北広域事務組合 消防本部	野辺地町字田挾沢40番地9	防災安全課長
航空保安電話	東京航空局三沢空港事務所	三沢市大字三沢字下沢83-197	防災安全課長
海上保安電話	青森海上保安部	青森市青柳一丁目1-2	防災安全課長
気象通信	青森地方気象台	青森市花園一丁目17-19	防災安全課長
鉄道電話	青い森鉄道(株)野辺地駅	野辺地町字上小中野49番地2	防災安全課長
電気事業電話	東北電力(株)野辺地サービスセンター	野辺地町字前田1番地12	防災安全課長

5 災害通信利用系統図



※有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、使送により通信、連絡を行う。

第4節 災害広報・情報提供

担当：総務部・防災部

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社会秩序の維持及び民心安定を図るため、観光客等にも配慮しながら、災害情報、事前措置、住民の心構え等の広報活動について必要な事項を定め、迅速かつ適切な災害広報を実施するものとする。

1 実施責任者

- (1) 町長は、一般住民及び報道機関等に対し、被害状況その他災害情報を迅速かつ的確に周知するため、災害情報を総括する班を設けるとともに、災害の規模、態様に応じた広報を行い、災害が収束したときは必要に応じて住民相談室を開設する。
- (2) 防災関係機関は、それぞれの所掌により、一般住民等に対し、災害情報等の周知に努める。

2 広報担当

町が行う災害広報に関する担当は、次のとおりとする。

区 分	責任者	広報先	連絡方法
野辺地町 災害対策本部 総務部広報班	防災部長 ：防災安全課長 広報班長 ：総務課長補佐 (庶務人事担当)	住民	防災行政無線、広報車、インターネット等
		報道機関	口頭、有線電話、文書等
		防災関係機関	有線電話、無線電話
		庁内	庁内放送、庁内電話

3 災害広報の要領

- (1) 町は、防災関係機関及び報道機関と緊密な連絡を行い、正確な情報の把握に努める。
- (2) 町の実施する広報は、総務部広報班長に連絡する。
- (3) 総務部広報班長は、災害情報等の広報資料を収集するとともに、特に報告、記録等に供する写真の収集又は撮影に努める。
- (4) 災害広報において重点をおく事項は、次のとおりとする。
 - ア．災害対策本部の設置に関する事項
 - イ．災害の概況
 - ウ．町及び各防災関係機関の応急措置に関する事項
 - エ．避難の勧告、指示
 - オ．電気、ガス、水道等供給の状況
 - カ．防疫に関する事項
 - キ．火災状況
 - ク．医療救護所の開設状況

- ケ．給食、給水の実施状況
- コ．道路、河川等の公共施設の被害状況
- サ．道路交通等に関する事項
- シ．二次災害を含む被害の防止に関する事項
- ス．一般的な住民生活に関する情報
- セ．社会秩序の維持及び民心の安定のため必要な事項
- ソ．その他必要な事項

(5) 報道機関への発表は、次のとおりとする。

- ア．報道機関への発表資料は総務部(広報班長)が取りまとめる。
- イ．発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を事前に各報道機関に連絡し、発表する。

(6) 住民への広報

住民に対する広報は、おおむね次の方法のうち、利用できる方法を効果的に用いることにより、迅速、的確かつわかりやすく行う。

- ア．防災行政無線(同報無線)等の設備による広報
- イ．広報車による広報
- ウ．報道機関による広報
- エ．広報紙の掲示、配布
- オ．避難所への職員の派遣
- カ．その他インターネットのホームページや電子メール、アマチュア無線の活用等

4 住民相談室の開設等

- (1) 災害が収束したときは、必要に応じ、総務部長(総務課長)は被災地域に臨時住民相談室を開設し、住民の相談要望等を聴取して速やかに関係各課に連絡し、早期解決に努める。
- (2) 町は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受けることのできる体制の整備に努めるものとする。
- (3) 町は、災害種別ごとの安否情報について県等防災関係機関とあらかじめ協議し定めた方法により広報するよう努める。また、個人の安否情報伝達に有効な、災害伝言ダイヤル(171番)の活用を住民に周知するよう努める。

5 避難住民への情報提供

避難住民への情報ルートを確立し、伝達手段(避難所巡回員等による伝達、掲示板、広報資料、広報誌(紙)、インターネット等)を確保して必要な情報を提供する。

第5節 避難

担当：防災部・福祉部・医療保健部・消防部

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害から住民を保護するため、警戒区域の設定等さらには危険区域内の住民を適切に安全地域に避難させるとともに、必要に応じて避難所を開設し、避難者を保護するものとする。

1 実施責任者

(1) 避難の勧告及び指示

避難のための立退きの勧告、指示並びに避難所の開設及び受入れ保護は町長が行うが、町長と連絡がとれない場合は副町長若しくは教育長が行う。

なお、法律に定める特別の場合は、避難の勧告及び指示を町長以外の者が実施する。

実施責任者	内容（要件）	根拠法
町長	災害全般	・災害対策基本法第60条
警察官	災害全般（ただし、町長が避難のための立退きを指示することが出来ないと認められるとき又は町長から要求があったとき）	・災害対策基本法第61条 ・警察官職務執行法第4条
海上保安官	〃（〃）	・災害対策基本法第61条
知事	災害全般（ただし、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき）	・災害対策基本法第60条
自衛官	〃（警察官がその場にいない場合に限る）	・自衛隊法第94条
知事又はその命を受けた職員 水防管理者（町長）	洪水又は高潮による氾濫からの避難の指示	・水防法第29条
知事又はその命を受けた職員	地すべりについての避難の指示	・地すべり等防止法第25条

(2) 避難所の設置

避難所の設置は、町長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された町長）が行う。

(3) 警戒区域の設定

警戒区域の設定は、町長が行う。

なお、法律に定める特別の場合は、町長以外の者が実施する。

実施責任者	内容（要件）	根拠法
町 長	災害全般 災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合で人の生命又は身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるとき	・ 災害対策基本法第63条
警 察 官	災害全般 同上の場合においても、町長若しくはその委任を受けた町の吏員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき	・ 災害対策基本法第63条
海 上 保 安 官	災害全般 同上の場合においても、町長若しくはその委任を受けた町の吏員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき	・ 災害対策基本法第63条
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般 同上の場合においても、町長等、警察官及び海上保安官がその場にいないとき	・ 災害対策基本法第63条
消防吏員又は消防団員	水災を除く災害全般 災害の現場において、活動確保をする必要があるとき	・ 消防法第28条 ・ 〃 第36条
水防団長、水防団員又は消防機関に属する者	洪水、高潮 水防上緊急の必要がある場合	・ 水防法第21条

2 避難の勧告、指示の基準

避難勧告等の発令基準の概要は、おおむね次のとおりである。

(1) 水害

ア．野辺地川破堤・越水氾濫

河 川 名	野辺地川（水位観測所） 中屋敷観測所
対 象 地 区	二本木・二本木向前田・笹館・観音林前田・前田・白岩向・与田川尻・坊ノ塚・下前田・上川原・昼場・新田・一ノ渡・川目地区
避難準備情報	・ 水位観測所の水位が避難判断水位（1.90m）に達し、更に水位の上昇が予想される場合。 ・ 当町に洪水警報が発表された場合。
避難勧告	・ 水位観測所の水位が氾濫危険水位（2.30m）に達した場合。 ・ 河川管理施設の異常（漏水等破堤につながる恐れのある被災等）を確認した場合。
避難指示	・ 水位観測所の水位が氾濫危険水位（2.30m）を超えた場合。 ・ 破堤を確認した場合。 ・ 河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認した場合。

イ．枇杷野川破堤・越水氾濫

河 川 名	枇杷野川 (水位観測所) 観音林脇観測所
対 象 地 区	観音林前田・前田・二本木向・前平・観音林脇・下小中野地区
避 難 準 備 情 報	・水位観測所の水位が避難判断水位（1.60m）に達し、更に水位の上昇が予想される場合。 ・当町に洪水警報が発表された場合。
避 難 勧 告	・水位観測所の水位が氾濫危険水位（1.90m）に達した場合。 ・河川管理施設の異常（漏水等破堤につながる恐れのある被災等）を確認した場合。
避 難 指 示	・水位観測所の水位が氾濫危険水位（1.90m）を超えた場合。 ・破堤を確認した場合。 ・河川管理施設の大規模異常（堤防本体の亀裂、大規模漏水等）を確認した場合。

(2) 土砂災害

対 象 地 区	馬門：湯沢地区、下河渡頭地区、陣場川原地区、馬門地区 浜町：浜掛地区、米内沢地区、田名部道地区 城内：新町裏地区、白岩地区 袋町：タラノ木地区、下坂地区 下町：寺ノ沢・船橋地区、坊ノ塚・下前田地区 駅前：上小中野地区、切明地区	
災 害 の 種 別	土石流、がけ崩れ	
基 準 の 区 分	現地情報等による基準	「土砂災害警戒情報」（※1）による基準
避 難 準 備 情 報	・近隣で前兆現象（流水の異常な濁り、斜面からの湧水の増加）が発見された場合	・「土砂災害警戒情報」を補足する詳細情報(※2)における予測雨量が、2時間後に「土砂災害警戒基準線（CLライン）」（※3）に到達すると予想される。
避 難 勧 告	・近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩落、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）が発見された場合 ・土砂災害警戒情報が発表され、引き続き降雨が見込まれる場合	・「土砂災害警戒情報」を補足する詳細情報（※2）における予測雨量が、1時間後に「土砂災害警戒基準線（CLライン）」（※3）に到達すると予想される。
避 難 指 示	・近隣で土砂災害が発生した場合 ・近隣で土砂移動現象、前兆現象（地鳴り・山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）の発見された場合	・「土砂災害警戒情報」を補足する詳細情報(※2)における予測雨量が、「土砂災害警戒基準線（CLライン）」（※3）に到達する場合。

(※1) 大雨警報発表後に、大雨により土砂災害の危険度が高まった市町村を特定し、青森県と青森地方気象台が共同して発表する情報。

大雨による土砂災害のおそれがある時に、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となることを目的としている。

(※2) 土砂災害警戒情報を補足する詳細情報として、青森県から発信される1kmメッシュごとの危険度情報。

(※3) 過去の災害状況と土砂災害の起こるおそれの大きい雨量データの解析結果から、5kmメッシュごとに設定した警戒基準雨量のライン。

《土砂災害が発生するおそれがあると判断される場合》

スネークラインがCLラインを超えた場合に土砂災害が発生するおそれがあると判断される。

- CLライン(クリティカルライン)とは、雨の状態により土砂災害が発生するおそれがあるか否かの目安となる境界線
- スネークラインとは、短期的な指標（60分間積算雨量）と長期的な指標（土壌雨量指標）をもとに、時々刻々変化する雨の状態をプロットした曲線

(3) 高潮災害

対 象 地 区	馬門地区：平内町境界～野辺地川河口 浜町・金沢地区：野辺地川河口～干草橋川河口 有戸・木明地区：干草橋河口～横浜町境界	
災 害 の 種 別	越波・堤防決壊	
区 分	具体的な判断基準	備 考
避 難 準 備 情 報	・ 当町に高潮警報が発令された場合	・ 発令潮位 +1.2m
避 難 勧 告	当町に高潮警報が発令され、 ・ 台風の接近・通過が予想される場合 ・ 急速に発達する低気圧の接近が予想される場合 ・ 上記のほか、風向・風速から越波・越流の危険性が高まった場合	
避 難 指 示	当町に高潮警報が発令され、 ・ 台風の接近で風雨が強まることが予想される場合 ・ 異常な越波・越流が発生している場合 ・ 海岸堤防の倒壊や決壊が予想される場合	

(注意点)

高潮については、その性質上、他の災害と比較するとかなり早い時間に被害の発生が予想できるため、日没状況や風雨の状況を勘案した上での避難形態（悪天候下での活動の困難性）を優先的に考慮した発令時間を採用する。

また、潮位だけでなく、波浪や風の影響も加わって災害が発生するため、海岸の監視も重要である。

3 避難勧告等の伝達

避難についての住民に対する周知徹底の方法、内容及び関係機関に対する伝達は、次のとおりとする。

なお、危険の切迫性に応じ伝達文の内容を工夫するなど、積極的な避難行動の喚起に努める。

(1) 周知徹底の方法、内容

ア．避難指示等の伝達は、最も迅速かつ的確に住民に周知できる方法により実施するが、おむね次の方法による。

(ア) 信号（警鐘、サイレン）により伝達する。

洪水及び高潮による避難の勧告、指示は、次の信号による。

警鐘信号	サイレン信号		
乱 打	約1分 ○————	約5秒 休止	約1分 ○————

- (イ) ラジオ、テレビ放送により伝達する。
- (ウ) 防災行政無線（同報無線）、有線放送により伝達する。
- (エ) 広報車により伝達する。
- (オ) 消防団員等による戸別訪問、マイク等により伝達する。
- (カ) 電話により伝達する。

イ．町長等避難の勧告、指示をする者は、次の内容を明示して実施する。

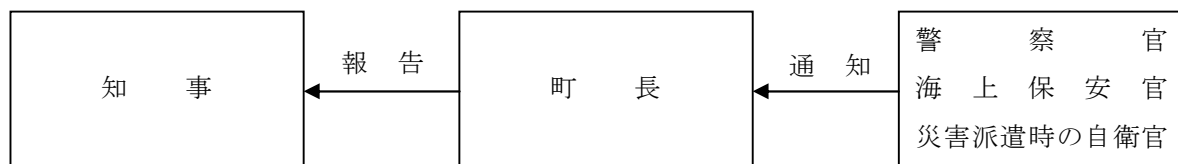
- (ア) 避難が必要である状況
- (イ) 危険区域
- (ウ) 避難対象者
- (エ) 避難経路
- (オ) 避難所
- (カ) 移動方法
- (キ) 避難時の留意事項

（参考）消防団員等は、避難にあたり次の事項を住民に周知徹底する。

- ・戸締り、火気の始末を完全にすること。
- ・携帯品は、必要な最小限のものにすること。
（食料、水筒、タオル、チリ紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、毛布、携帯電話（充電器を含む、）等）
- ・服装は、なるべく軽装とし、帽子、雨具、防寒衣等を携行すること。

(2) 関係機関相互の通知及び連絡

ア．避難の勧告又は指示等を行ったときは、次の系統により関係機関に通知又は報告する。



- (ア) 町長が避難を勧告し、若しくは指示したとき又は他の実施責任者が避難の指示をした旨通知を受けたときは、速やかにその旨を知事に報告する。また、避難勧告等を解除した場合も同様とする。

この場合の報告事項は、おおむね次のとおりとする。

- a 避難勧告等を発令した場合

- (a) 災害等の規模及び状況
- (b) 勧告・指示の別
- (c) 避難の勧告又は指示をした日時
- (d) 勧告又は指示の対象地域
- (e) 対象世帯数及び対象人数
- (f) 避難所開設予定箇所数

b 避難勧告等を解除した場合

- (a) 避難の勧告又は指示を解除した日時

- (イ) 警察官又は海上保安官が避難の指示をしたときは、直ちにその旨を町長に通知する。
- (ウ) 水防管理者が避難の指示をしたときは、その旨を野辺地警察署長に通知する。
- (エ) 知事又はその命を受けた職員が避難の指示をしたときは、直ちにその旨を野辺地警察署長に通知する。

イ. 避難の勧告又は指示を行ったときは、アのほか他の関係機関と相互に連絡をし協力する。

ウ. 警戒区域の設定等を実施した警察官又は海上保安官は、その旨を町長に通知する。

4 避難方法

避難の勧告、指示を行ったときの誘導等は、次のとおりとする。

(1) 原則的な避難形態

ア. 避難の勧告又は指示が発令された場合の避難の単位は、指定する避難場所ごとになるべく一定地域又は自治会などの単位とする。

イ. 避難の勧告又は指示を発令するいとまがない場合等で、緊急避難を要する状況のときは、住民は自ら判断し最寄りの最も安全と思われる場所への自主避難に努める。

(2) 避難誘導及び移送

ア. 誘導に当たっては、適切な時期と適切な避難方向への誘導、要配慮者の優先及び携行品の制限等に留意し、実施する。

イ. 避難誘導員は、町職員、消防職団員、自主防災組織構成員等が当たることとし、災害の状況によって誘導できない場合は、自らの生命の安全の確保を最優先とする。

ウ. 避難誘導の方法は、避難者数及び誘導員数に応じて、避難集団に付き添って避難を誘導する方法（引き連れ法）、又は避難者大勢に対して避難路上で避難方向等を指差したり、口頭で指示する方法（指差し法）のいずれか、あるいは併用により実施する。

エ. 避難者の移送は、大量移送が必要となる場合は原則としてバス等による移送とする。

5 避難所の開設

町長は、避難勧告・指示等を決定したとき、又は住民の自主避難を覚知したときは、洪水、高潮、土砂災害等の危険性に十分配慮しつつ、直ちに避難所を開設するとともに、住民等に対して周知徹底を図る。なお、開設に先立ち、開設予定避難所やそこへ至る経路が被害を受けていないかなどを確認するとともに、避難者を受入れした後も周辺の状況に注意して安全性の確

認を行う。

避難者の受入れに当たっては、受入れ対象者数、避難所の受入れ能力、受入れ期間等を考慮して受入れを割り当てるとともに、避難所ごとの受入れ者の把握に努める。必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、社会福祉施設等に避難所を設置したり、又は民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

(1) 事前措置

- ア．避難所に配置する職員については、あらかじめ町の区域の各方面別に担当を定めておき、避難所の位置、動員方法、任務等について周知徹底する。
- イ．避難所に配置する職員数は、避難所1か所当たり最低3人とし、受入れ状況により増員する。
- ウ．避難所に配置する職員について、福祉部福祉班の職員のみで不足する場合には、あらかじめ定められた部又は班に応援職員を要請する。

(2) 避難所の開設手続

- ア．町長は、避難所を開設する必要があると認めるときは、福祉部長に開設命令を発する。福祉部長は、本部長からの命令に基づいて、災害の規模、状況に応じ、安全かつ適切な場所を選定して避難所を開設し、直ちに職員を配置して所要の措置をとる。なお、学校が避難所にあてられた場合、校長は学校管理に必要な職員を確保し、町の避難対策に協力する。避難所の事前指定等については、第3章第9節避難対策による。
- イ．町長（防災安全課）は、避難所を開設した場合には、その状況を速やかに知事に報告する。また、避難所を閉鎖した場合も同様とする。この場合の報告事項は、おおむね次のとおりとする。

(ア) 開設した場合

- ・ 避難所を開設した日時
- ・ 場所（避難所名を含む。）及び箇所数
- ・ 受入れ人数
- ・ 開設期間の見込み

(イ) 閉鎖した場合

- ・ 避難所を閉鎖した日時
- ・ 最大避難人数及びそれを記録した日時

(3) 避難所に受入れる者

避難所に受入れる対象者は次のとおりとする。

- ア．住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- イ．現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者
- ウ．避難の勧告、指示等が発せられた場合等で、現に被害を受けるおそれがある者

(4) 避難所開設期間

避難所の開設期間は、災害発生の日から原則として7日以内とする。

(5) 避難所における職員の任務

ア. 一般的事項

- (ア) 避難所開設の掲示
- (イ) 受入れ者の受付及び整理
- (ウ) 日誌の記入
- (エ) 食料、物資等の受払及び記録
- (オ) 避難者名簿の作成

イ. 本部への報告事項

- (ア) 避難所の開設（閉鎖）報告
- (イ) 避難所状況報告
- (ウ) その他必要事項

ウ. 避難所の運営管理

(ア) 費用

避難所開設に伴う費用の範囲、額等は、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲とする。

(イ) 避難所の責任者及び連絡員の指定

- a 避難所を開設したときは、避難所の管理責任者、連絡員を指定し、避難所の運営管理と受入れ者の保護に当たらせる。
- b 避難所の管理責任者は、避難所における情報の伝達、食料、飲料水の給付、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、女性の参画を推進する。
- c 避難所におけるプライバシーを確保するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点及び要配慮者への配慮等を行い、良好な生活環境の確保に努める。
また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- d 避難者の健康を確保するため、医師、保健師、看護師等の救護班による巡回相談や心のケアの実施に努める。
- e 避難所の周辺で在宅・車中・テント泊等をしている被災者の情報の把握に努め、訪問による健康相談や心のケアの実施に努める。
- f 避難所の衛生状態や暑さ・寒さ対策の必要性の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。
- g 避難所で生活せず、食事のみ受け取りに来る被災者等に係る情報の把握に努める。
- h 避難所の運営に関し、被災者が相互に助け合う自主的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その支援に努める。
- i 付記し支援を必要とする避難者を把握し、適切な支援に努める。

6 学校、社会福祉施設等における避難対策

学校及び社会福祉施設等の児童生徒等及び入所者等を集団避難させる必要があるときは、次の事項をあらかじめ定めた避難に関する要領により実施する。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難順位及び編成等
- (3) 誘導責任者及び補助者
- (4) 避難の要領、措置、注意事項等

7 警戒区域の設定

災害による生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があるときは次により警戒区域を設定し、応急対策従事者以外の者の立ち入りを制限、禁止し、又はその区域から退去を命ずる。

- (1) 時機を失することのないよう迅速に実施する。
- (2) 円滑な交通を確保するための交通整理等の措置との関連を考慮して段階的に実施する。
- (3) 警戒区域の範囲は、災害の規模や拡大方向を考慮して的確に決定する。
- (4) 警戒区域の設定を明示する場合は、適当な場所に町名等の「立入禁止」、「車両進入禁止」等の標示板、ロープ等で明示する。
- (5) 車載拡声器等の利用や警戒配置者等によって、次により周知徹底を図る。

ア．設定の理由

警戒区域とした理由を簡潔に表現し、災害対策本部からの情報を伝え、住民に周知する。

イ．設定の範囲

「どの範囲」、「どこからどこまで」というように、道路名、集落名等になるべくわかりやすく周知する。

8 孤立地区対策

町は、災害により孤立地区が発生した場合は、衛星携帯電話、町防災行政無線、簡易無線機等による集落との連絡手段を早急に確保し、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被害状況等を把握して、住民の避難、支援物資の搬送など必要な対策を行う。

9 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な者が大量に発生した場合には、「むやみに移動を開始しない。」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保などの帰宅困難者への支援を行う。

10 応援協力関係

- (1) 町は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、県又は市町村相互応援協定に基づき他市町村に対して、避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する人員及び資機材につ

いて応援を要請する。

- (2) 町は、自ら避難所の開設が困難な場合、県又は市町村相互応援協定に基づき他市町村に対して、避難所の開設について応援を要請する。
- (3) 町は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難又は応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合、他市町村と協議し、又は他都道府県の市町村への受入れについては県に対して当該都道府県との協議を求める。

11 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第6節 消防

担当：消防部

風水害等の災害時において、負傷者の救急・救助活動を実施するとともに、火災等による被害の軽減を図るため、出火防止措置及び消防活動を行うものとする。

1 実施責任者

災害時における消火活動、救急・救助活動は、北部上北広域事務組合消防本部消防長が行う。

2 出火防止・初期消火

火災による被害を防止又は軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、災害発生直後の出火防止、初期消火を行い、また、各防災関係機関は、あらゆる方法により住民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

3 消火活動

北部上北広域事務組合消防本部消防長は、適切かつ迅速な消火活動を行うほか、広域的な火災に対しては、消防隊の絶対数の不足や消防車等の通行障害の発生のおそれがあるため、消防力の重点投入地区を選定し、また、延焼防止線を設定するなど、消防力の効率的運用を図る。

4 救急・救助活動

災害時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、北部上北広域事務組合消防本部消防長は、医療機関、社団法人上十三医師会、日本赤十字社青森県支部、野辺地警察署と協力し、適切かつ迅速な救急・救助活動を行う。

5 北部上北広域事務組合消防本部消防計画

災害時における消防本部及び消防署並びに消防団の部隊編成、緊急消防援助隊登録部隊の充実強化、実践的な訓練等を通じた人命救助活動の支援等を含む具体的対策等については、北部上北広域事務組合消防警防計画による。

6 応援協力関係

町長は、自ら応急措置の実施が困難な場合、青森県消防相互応援協定その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村長に応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

洪水、浸水による被害の軽減を図るため、水防活動に万全を期するものとする。

1 実施責任者

災害時における水防活動は、町長（水防管理者）が行う。

2 監視、警戒活動

洪水の襲来が予想されるときは、町長（水防管理者）は直ちに河川、海岸、ため池、水路等を巡視し、既往の危険箇所、被害箇所、その他重要箇所の監視及び警戒に当たる。

また、水防団及び消防機関は、出水時に迅速な水防活動を実施するため、河川管理者、国及び県と連携し、現地における迅速な水防活動の実施のため、必要に応じ水防上緊急の必要がある場合において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入禁止、又はその区域からの退去等を指示する。

3 水門、樋門の操作

水門、樋門、高压又は高位部の水路等の管理者は、洪水の襲来が予想されるときは、直ちに門扉を操作できる体制を整え、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行う。ただし、自らの生命の安全の確保を最優先とする。

4 応急復旧

河川、海岸、ため池、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに、必要な応急措置を講ずる。

5 水防活動従事者の安全確保

上記2～4の活動に当たっては、従事者の安全が図られるよう配慮する。

6 町水防計画

災害時における水防団の活動等具体的対策等については、町水防計画による。

7 応援協力関係

町長は、自ら応急措置の実施が困難な場合、市町村相互応援協定に基づき他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

第8節 救出

担当：消防部

風水害等による災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を救出し、又は捜索し、被災者の保護を図るものとする。また、大規模・特殊災害に対応するため、平常時から高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。

1 実施責任者

災害対策基本法その他法令に定められた応急対策実施責任者はもちろん、災害の現場にある者は、救出及び捜索を行う。

(1) 町長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された町長）

災害により救出又は捜索を要する事態が発生した場合は、野辺地警察署その他の関係機関と連携を密にしながら救出又は捜索を実施する。

(2) 海上保安官

次の各種の通報を受け、又は自ら確認したときは救出を実施する。

ア．船舶が遭難した場合

イ．船舶火災が発生した場合

ウ．海上で行方不明者が発生した場合

2 救出方法

(1) 陸上における救出

ア．消防機関及び警察官等により救出隊を編成する。

イ．救出現場には、必要に応じて救出現地本部を設置し、各機関との連絡、被災者の受入れ状況その他の情報収集を行う。

ウ．救出隊の数及び人員は、災害の態様に応じ町長等が指示する。

エ．救出作業に特殊機械又は特殊技能者を必要とする場合は、被災地の状況、災害の規模に応じて、知事に対し県防災ヘリコプターの運航要請又は自衛隊への出動災害派遣要請の要求を行うほか、町内土木建設業者等に応援を要請して救出活動に万全を期する。

オ．救出現場には負傷者の応急手当を行うため、必要に応じて救護班の出動を求める。

カ．被災者救出後は、消防機関は速やかに医療機関へ搬送する。

キ．消防機関は、医療保健部医療保健班の協力を得て医療機関の確保に努め、救急活動を円滑に実施する。

ク．事業所等で災害が発生した場合、自衛消防隊その他の要員により救出活動を実施し、消防機関等救出機関の到着後は、その指揮を受けて救出活動を実施する。

(2) 海上における救出

海上における救出は、海上保安部が関係機関の協力を得て行う。

3 救出対象者

救出の対象として考えられる者は、おおむね次のとおりである。

- (1) 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者
- (2) 災害のため生死不明の状態にある者
- (3) 船舶の遭難により救出を要する場合（原則として水難救護法による。）

4 救出期間

救出期間は、災害発生の日から3日以内（4日以後は遺体の搜索として扱う。）に完了する。
ただし、特に必要があると認められる場合はこの限りでない。

5 救出を要する者を発見した場合の通報等

災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を発見し、又は知った者は直ちに救出に努めるとともに、次の機関のいずれかに通報する。

機関名	担当課	所在地	電 話	備 考
野辺地町役場	防災安全課	野辺地123番地1	64-2111	
野辺地消防署		田挾沢40番地9	64-3126	119番
野辺地警察署	警 備 課	新町裏1番地1	64-2121	110番
青森海上保安部	警備救難課	青森市青柳一丁目1-2	017-734-2422	118番

6 救出资機材の調達

救出活動に必要な資機材は、町が必要に応じ各関係機関等に要請し、調達する。

7 応援協力関係

町長は、自ら又は自主防災組織、事業所等の協力によっても救出が困難な場合、救出の実施又はこれに要する人員及び資機材について、市町村相互応援協定に基づき他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

8 その他

- (1) 災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。
- (2) 実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

第9節 食料供給

担当：町民部

風水害等の災害により食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障がある被災者等に対し、速やかに食料を供給するため、必要な米穀等の調達及び炊き出しその他の食品の供給（備蓄食品の供給を含む。）措置を講ずるものとする。

1 実施責任者

- (1) 町長は、備蓄状況を考慮し米穀、その他の食品を調達する。
- (2) 町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された町長）は、炊き出し及びその他の食品の供給を行う。

2 炊き出しその他による食品供給の方法

- (1) 炊き出し担当
 - ア．炊き出し担当は町民部町民班とする。
 - イ．炊き出し現場に現場責任者を配置し、現場の指導及び関係事項の記録に当たらせる。
- (2) 供給対象者
 - 炊き出し及びその他の食品の供給対象者は次のとおりとする。
 - ア．避難所に受入れられた者
 - イ．住家の被害が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等であって炊事ができない者
 - (ア) 床上浸水については、炊事道具が流失しあるいは土砂に埋まる等により炊事のできない者を対象とする。
 - (イ) 親せき、知人宅等に寄寓し、そこで食事ができる状態にある者については対象としない。
 - ウ．被害を受け一時縁故先に避難する者
 - (ア) 食品をそう失し、その持ち合わせのない者に対しては応急食料品を現物をもって支給する。
 - (イ) 被害を受けるおそれがあるため、他へ避難する者は原則として対象としない。
 - エ．旅行者、一般家庭の来訪者、列車、船舶の乗客等であって食料品の持ち合わせがなく調達ができない者
 - なお、旅客鉄道事業者が必要な救済措置を講ずる場合は対象としない。
 - オ．被災地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者
- (3) 供給品目
 - ア．主食
 - (ア) 米穀
 - (イ) 弁当等
 - (ウ) パン、うどん、インスタント食品等
 - イ．副食物

費用の範囲内でその都度定める。

(4) 給与栄養量

給与栄養量はおおむね次のとおりとする。

避難所における食事提供の計画・評価のために当面の目標とする栄養の参照量（1歳以上、1人1日当たり）

・エネルギー 2000kcal

・たんぱく質 55g

・ビタミンB1 1.1mg、ビタミンB2 1.2mg、ビタミンC 100mg

(5) 必要栄養量の確保

供給されている食品で健康状態の維持に必要な栄養量が確保されているか、栄養摂取状況調査を行い、その結果をもとに、管理栄養士等の助言のもと、栄養素の確保に努める。

(6) 供給期間

炊き出し及びその他の食品の供給を実施する期間は、災害発生の日から原則として7日以内とする。

(7) 炊き出しの実施場所

【炊き出しの実施場所は資料編 p.44（資料19）参照】

(8) 炊き出しの協力団体

【炊き出しの協力団体は資料編 p.44（資料20）参照】

3 食品の調達

(1) 調達担当

調達担当は、町民部町民班とする。

(2) 食料の確保

ア．町は、住民が各家庭や職場で、平常時から3日分の食料を備蓄するよう、各種広報媒体や自主防災組織、自治会等を通じて啓発する。

イ．住民の備蓄を補完するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄又は流通在庫備蓄に努める。特に粉ミルクや柔らかい食品・食物アレルギー対応食など特別な食料を必要とする者に対する当該食料の確保について配慮する。

ウ．流通在庫備蓄を確保するため、民間事業者等との間で災害時の食料調達に関する協定の締結を推進する。

(3) 米穀の調達

ア．応急用米穀

町は、給食供給を必要とする事態が発生した場合、給食に必要な米穀の数量等を記載した申請書を知事に提出する。ただし、書類による提出が困難な場合は、電話等により申請し、事後速やかに申請書を知事に提出する。

県は、町の申請に基づき、農林水産省に給食に必要な米穀の必要数量等を通知する。

農林水産省は、県からの通知に基づき、米穀販売事業者に対して手持ち精米を県等に売却するよう要請するとともに、必要に応じ、政府所有米穀を供給する。

イ. 災害救助用米穀

県は、災害救助法が適用され応急食料が必要と認められる場合、農林水産省に対し、災害救助用米穀の緊急引渡しを要請する。

町は、直接農林水産省に対し、災害救助用米穀の緊急引渡しを要請した場合は、速やかに知事に連絡することとし、県は必要な災害救助用米穀の数量等について農林水産省に連絡する。

県は、農林水産省と売買契約書により契約を締結し、購入した災害救助用米穀を町に供給する。

(4) その他の食品及び調味料の調達

町は、その他の食品及び調味料を次により調達する。

ア. パン、おにぎり、即席めん等の調達

町は、パン、おにぎり、即席めん等の供給を行う必要がある場合、生産業者又は販売業者から求める。地元調達ができない場合は、知事にあっせんを要請する。

県は農林水産省に出荷要請を行う。また必要に応じて「災害時に於ける物資の供給に関する協定」等に基づき、災害時応援協定締結業者等に協力を要請する。

農林水産省は、調達可能量を緊急に調査し、最も効率的に供給を行える企業団体等を選定し、出荷を要請する。

イ. 副食、調味料の調達

町は、副食、調味料の供給を行う必要がある場合、副食、調味料生産者又は販売業者から求める。地元調達ができない場合は、知事にあっせんを要請する。

要請により、県は、農業・漁業団体及びその他の機関に協力を求め調達する。さらに必要に応じて、指定地方公共機関に要請して調達し、町に供給する。

ウ. 副食、調味料等の調達先及び調達可能数量等は、次のとおりである。

(ア) 弁当、パン、うどん麺類等製造所等

【弁当、パン、うどん麺類等製造所等は資料編 p. 44（資料21）参照】

(イ) インスタント食品調達先

【インスタント食品調達先は資料編 p. 45（資料22）参照】

(ウ) 調達、供給食料の集積場所

【調達食料及び供給食料の集積場所は資料編 p. 45（資料23）参照】

4 炊き出し及びその他の食品の配分

(1) 配分担当等

ア. 食料品の配分担当は町民部町民班とする。

イ. 町民部町民班の構成は次のとおりとする。

集積場所	部 長	班 員	備 考
野辺地町立体育館	町 民 課 長	町 民 課 職 員	税務部税務班（税務課職員）が応援にあたる。

(2) 配分要領

町は、避難所を開設した場合は、速やかに避難者の数の確認、避難者名簿の作成等によってその実態を把握し、次により炊き出し及びその他の食品の配分を行う。

ア．炊き出しは、避難所内又はその近くの適当な場所を選定し実施する。また、給食施設等の利用が可能な場合は、できるだけ活用し、炊き出しを行う。

イ．炊き出しを実施するに当たっては、必要に応じ、自主防災組織、女性団体、日赤奉仕団、食生活改善推進員連絡協議会、ボランティア等の各種団体の協力を得て行う。

ウ．避難者等に供給する食料は、現に食し得る状態にある物とし、原材料（米穀、しょう油等）として支給することは避ける。

エ．避難者等に食料を配分する場合は、必要に応じ、組又は班等を組織し、責任者を定め、確実に人員を掌握する等の措置をとり、配分もれ又は重複支給がないよう適切に配分する。

オ．食料の配分に当たっては、良好な健康状態の確保のため、管理栄養士等の助言に基づき、必要に応じて栄養バランスを考慮した配分を行うこととする。

5 応援協力関係

町長は、自ら炊き出し及びその他の食品の給与の実施が困難な場合、県へ炊き出し及びその他の食品の給与の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について応援を要請するほか、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長に応援を要請する。

県は、自ら炊き出し及びその他の食品の給与の実施又は市町村からの応援要請事項の実施が困難な場合、主食については農林水産省に、副食については農林水産省又は他県に、燃料については東北経済産業局又は他県にそれぞれ要請する。また、自衛隊に対しては、炊き出し又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

県は、町の実施する炊き出し及びその他の食品の給与の実施について、特に必要があると認めたときは、市町村相互応援協定に定める応援調整市町村と連絡調整し、他市町村に応援するよう指示する。

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

県は、大規模な災害が発生し、通信手段の途絶や行政機能の麻痺などにより、町からの要請が滞る場合などに対応するため、発災直後から一定期間は、要請を待たずに避難所ごとの避難者数等に応じて食料等の物資を調達し、被災地へ輸送する仕組みをあらかじめ構築する。

6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第10節 給水

担当：水道部

風水害等の災害による水道施設の破損又は井戸等の汚染等により、飲料水を確保できない者に対して給水するための応急措置を講ずるものとする。

1 実施責任者

被災者に対する飲料水の供給は、町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された町長）が行う。

2 飲料水の供給方法等

(1) 給水担当

給水担当は水道部水道班とする。

(2) 対象者及び供給量

水道、井戸等の給水施設が破壊され、断減水、枯渇又は汚染したため、現に飲料水を得ることができない者に対し、備蓄飲料水を含め、最小限1人1日3リットル程度を確保するものとし、状況に応じ増量する。

また、被災者が求める給水量の経時的な増加や、医療機関等の継続して多量の給水を必要とする施設への給水確保について配慮する。

(3) 給水期間

給水期間は、災害発生の日から原則として7日以内の期間とする。

(4) 給水方法

水道施設の被害の状況により、次の方法で給水する。また、給水可能数量の把握に努める。

ア．浄水施設や配水池に被害があり、配水池からの給水ができなくなった場合、配水池を緊急遮断し、給水施設を設けて給水所とする。

イ．配水管が部分的に破損した場合、緊急遮断装置等により配水管を部分的に遮断し、配水設備を設けて給水所とする。

ウ．消火栓を使用できる場所では、これを給水所とする。

エ．給水車、給水タンク、容器等を使用して必要水量を運搬し、給水する。

オ．井戸水、自然水（川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽の水を浄水器等によりろ過し、化学処理をして飲料水を確保する。

3 給水資機材の調達等

(1) 給水資機材の調達

ア．地域内の業者等とあらかじめ協議し、所要数量を確保する。

イ．地域内所在の給水資機材は、次のとおりである。

所有者	浄水器 能力水量	給水タンク 能力水量	給水缶 能力水量	給水車 能力水量	浄水薬品	連絡先
町水道課		1,000ℓ ×1基	20ℓ ×20個 非常用給水袋 10ℓ ×400枚 6ℓ ×1,000枚		次亜塩素酸 ナトリウム	64-2111

(2) 補給用水源

飲料水の補給用水源として適当な水源は、次のとおりである。

浄水場	所在地	管理者	電話番号	水質状況
新田浄水場	野辺地町字新田49番地2	野辺地町長	64-2111	良好
琵琶野浄水場	野辺地町字上小中野160番地3			
雑吉沢浄水場	野辺地町字雑吉沢2番地6			
馬門浄水場	野辺地町字地続山1番地7			

4 給水施設の応急措置

災害により、給水施設が被害を受けた場合は、被害状況を調査し、応急的な復旧工事を実施し、飲料水供給の早期回復を図る。

(1) 資材等の調達

応急復旧資材等は、指定給水装置工事事業者から調達するが、必要と認めるときは、知事に対し資材及び技術者のあつせんを要請する。

(2) 応急措置の重点事項は次のとおりとする。

- ア．有害物等の混入防止及び井戸等補給用水源の広報
- イ．取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水施設の応急的な復旧工事又は保守点検
- ウ．井戸水の滅菌使用その他飲料水最低量確保

5 応援協力関係

- (1) 町は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合、飲料水の供給に要する人員及び給水資機材について、水道災害相互応援協定に基づき、県（健康福祉部長）へ応援を要請する。
- (2) 町長は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、必要に応じて知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第11節 応急住宅供給

担当：建設環境部

風水害等の災害により住宅に被害を受け、自己の資力により住宅を確保することができないか、又は、応急修理をすることができない被災者に対し、応急仮設住宅を建設し、又は被害住家を応急修理し、被災者の保護受入れを図るものとする。

1 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び被害住家の応急修理は、町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された町長）が行う。

2 応急仮設住宅の建設及び供与

(1) 建設場所

応急仮設住宅の建設場所は、被災者が相当期間居住することを考慮に入れ、あらかじめ作成した建設予定地リストから次の事項に留意して土地を選定する。

なお、原則として公有地を選定し、やむを得ない場合は私有地を選定するが、後日問題の起こらないよう十分協議する。

ア．飲料水が得やすく、かつ保健衛生上適当な場所

イ．相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題が解決できる場所

ウ．被災者の生業の見通しがたつ場所

地区名	所在地	面積 (㎡)	所有者	予定地の状況
駅前、枇杷野、 琵琶野、鳴沢、 松ノ木平、川目、 えぼし地区	野辺地町字松ノ木114 (運動公園陸上競技場)	17,800	野辺地町	電気・水道・ 排水設備要工事
下町1区・2区、 本町、上袋町、 中袋町、城内地区	野辺地町字寺ノ沢42番地4 (野辺地小学校グラウンド)	12,133	野辺地町	電気・水道・ 排水設備要工事
下袋町、 金沢町地区	野辺地町字石神裏16 (若葉小学校グラウンド)	9,300	野辺地町	電気・水道・ 排水設備要工事
新町、新道、 八幡町、浜町地区	野辺地町字浜掛79番地6 (烏帽子グラウンド)	21,178	野辺地町	電気・水道・ 排水設備要工事
馬門地区	野辺地町字家ノ上6番地6 (馬門小学校グラウンド)	6,543	野辺地町	電気・水道・ 排水設備要工事
有戸、目ノ越地区	野辺地町字小沢平2番地2 (行政メモリアルセンター前 広場)	4,119	野辺地町	電気・水道・ 排水設備要工事
木明地区	野辺地町字有戸鳥井平4番地1 (コミュニティ防災センター 前広場)	3,424	野辺地町	電気・水道・ 排水設備要工事

(2) 供与

ア．対象者

災害により、住宅が全壊（焼）し、又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を確保することができない者

イ．管理及び処分

(ア) 応急仮設住宅は、適切に維持管理するとともに、被災者に対し、一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることから、なるべく早い機会に他の住居へ転居できるよう住宅のあっせんを積極的に行う。

(イ) 応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、処分する。

(3) 運営管理

応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の収容に配慮する。

(4) 公営住宅、民間賃貸住宅等の活用

町は、関係機関と連携しながら、応急仮設住宅が建設されるまでの間、又は応急仮設住宅の建設に代えて、公営住宅、民間賃貸住宅等の積極的な活用を図るものとする。

この際、当該住宅への避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

3 応急修理

被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅については、必要に応じて、住宅事業者の団体等と連携して、応急修理を実施する。

(1) 対象者

災害により、住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者。

(2) 応急修理の方法

ア．応急修理は、直接又は建設業者に請け負わせて行う。

イ．応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分に限るものとする。

4 建設方法、建築資材の調達及び建築技術者の確保

(1) 応急仮設住宅の建設は、建設環境部基盤整備班が担当し、原則として競争入札による請負とする。

(2) 建築資材の調達

応急仮設住宅の建設に必要な建築資材は、町内の建設業協同組合等関係業者とあらかじめ協議し、調達する。関係業者において資材が不足する場合は、知事に対し資材のあっせんを要請する。

調達先	所在地	電話番号	備考
野辺地建設業協同組合	野辺地町字観音林後31番地1	64-4089	手間本建設株式会社
エボシ建設業協同組合	野辺地町字寺ノ沢93番地83	64-9966	株式会社井口鐵工

(3) 建築技術者の確保

応急仮設住宅の建設等に必要な建築技術者について、町内の次の組合等とあらかじめ協議し、必要があると認めるときは、確保に努めする。

調達先	所在地	電話番号	備考
青森県建築士会 野辺地支部	野辺地町字笹館23番地6	64-6771	ヤマ設計事務所

5 住宅のあっせん等

災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるようあらかじめ体制を整備する。

6 応援協力関係

町長は、自ら応急仮設住宅の建設又は住宅の応急修理が困難な場合、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理の実施又はこれに要する人員及び建築資材について、市町村相互応援協定に基づき他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ応援を要請する。

7 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第12節 遺体の搜索、処理、埋火葬

担当：消防部・福祉部

被災地の住民が風水害等の災害により行方不明の状態にあり、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される場合の搜索、遺体の処理及び死亡者の応急的な埋火葬を実施するものとする。

1 実施責任者

- (1) 災害時における遺体の搜索は、警察官及び海上保安官の協力を得て、町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された町長）が行う。
- (2) 災害時における遺体の処理は、野辺地警察署の協力を得て、町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事の委託を受けた日本赤十字社青森県支部長並びに知事から委任された町長）が行う。
- (3) 災害時における遺体の埋火葬は、町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された町長）が行う。

2 遺体の搜索

(1) 対象

行方不明の状態にある者で、次のような周囲の事情により、すでに死亡していると推定される者

- ア．行方不明の状態になってから相当の期間（発生後3日）を経過している場合
- イ．災害の規模が非常に広範囲にわたり、特定の避難所等の地域以外は壊滅してしまったような場合
- ウ．災害発生後、ごく短時間のうち引き続き当該地域に災害が発生した場合

(2) 遺体の搜索の方法

遺体の搜索は、警察官、及び消防職団員等により搜索班を編成し、実施するが、海上漂流遺体については青森海上保安部に搜索を要請する。

なお、遺体の搜索に際しては、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、遺体の検案等が円滑に行われるよう事前に関係する医療機関と緊密な連絡をとる。

(3) 事務処理

災害時において、遺体の搜索を実施した場合は、次の事項を明らかにしておく。

- ア．実施責任者
- イ．遺体発見者
- ウ．搜索年月日
- エ．搜索地域
- オ．搜索用資機材の使用状況（借上関係内容を含む。）
- カ．費用

3 遺体の処理

(1) 対象

遺体の処理は、後記4の遺体の埋火葬の場合に準ずる。

(2) 遺体の処理の方法

ア. 野辺地警察署は、収容した遺体について検視（見分）する。

イ. 医療機関は、遺体の死因その他について医学的検査をする。

ウ. 町は、遺体の識別、腐乱防止等のため、洗浄、縫合、消毒等を必要に応じて行う。

エ. 町は、遺体の身元の識別又は埋火葬が行われるまでの間、次の場所に遺体を安置し、一時保存する。

施設名	管理者	電話番号	所在地
野辺地町青少年体育センター	教育長	64-9657	野辺地町字中道20番地1

(3) 事務処理

災害時において、遺体の処理をした場合は、次の事項を明らかにしておく。

ア. 実施責任者

イ. 死亡年月日

ウ. 死亡原因

エ. 遺体発見場所及び日時

オ. 死亡者及び遺族の住所氏名

カ. 洗浄等の処理状況

キ. 一時収容場所及び収容期間

ク. 費用

4 遺体の埋火葬

(1) 対象

災害時の混乱の際に死亡した者で、おおむね次の場合に実施する。

なお、埋火葬に伴う事務処理は迅速に行う。

ア. 遺族が緊急に避難を要するため、時間的にも、労力的にも、埋火葬を行うことが困難であるとき。

イ. 墓地又は火葬場が浸水又は流出し、個人の力では埋火葬を行うことが困難であるとき。

ウ. 経済的機構の一時的混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず、棺、骨つぼ等が入手できないとき。

エ. 埋火葬すべき遺族がいないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋火葬を行うことが困難であるとき。

(2) 埋火葬は原則として火葬とし、その程度は応急的な仮葬であり、棺又は骨つぼ等埋火葬に必要な物資の支給、あるいは火葬、埋葬(土葬)又は納骨等の役務の提供によって実施する。

(3) 縁故者の判明しない焼骨は納骨堂又は寺院に一時的保管を依頼し、縁故者がわかり次第、引き継ぐ。無縁の焼骨は納骨堂に収蔵するか、無縁墓地に埋蔵する。

(4) 火葬及び埋葬予定場所は、次のとおり定めておく。

ア. 火葬場

名 称	所在地	管理者	電話番号	1 日処理能力	使用燃料	備 考
野辺地地区斎場	野辺地町字有戸 鳥井平174番地2	北部上北広域 事務組合	64-0011	6	灯油	3 基

イ. 埋葬予定場所

名 称	所在地	電話番号
常 光 寺	野辺地町字寺ノ沢86番地	64-2806
西 光 寺	野辺地町字寺ノ沢90番地	64-2823
海 中 寺	野辺地町字寺ノ沢38番地1	64-2605
遍 照 寺	野辺地町字太平下 1 番地	64-3384
円 誠 寺	野辺地町字坊ノ塚12番地1	64-2045

(5) 事務処理

災害時において、遺体の埋火葬を実施する場合は、次の事項を明らかにしておく。

ア. 実施責任者

イ. 埋火葬年月日

ウ. 死亡者の住所、氏名

エ. 埋火葬を行った者の住所、氏名及び死亡者との関係

オ. 埋火葬品等の支給状況

カ. 費用

5 実施期間

災害発生の日から原則として 10 日以内の期間で実施する。

6 応援協力関係

町長は、自ら遺体の搜索、処理、埋火葬の実施が困難な場合、遺体の搜索、処理、埋火葬の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へあつせんを依頼する。

7 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第13節 障害物除去

担当：建設環境部・消防部

風水害等の災害により、土石、竹木等が住家又はその周辺に運ばれ、又は道路等に堆積した場合に、被災者の保護、災害の拡大防止及び交通の確保のため障害物を除去するものとする。

1 実施責任者

- (1) 住家等における障害物の除去は、町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された町長）が行う。
- (2) 道路、河川、鉄道における障害物の除去は、それぞれ道路管理者、河川管理者、鉄道事業者が行う。

2 障害物の除去

- (1) 住家等における障害物の除去

ア. 対象者

災害により、住家等が半壊又は床上浸水し、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では除去できない者

イ. 障害物除去の方法

- (ア) 障害物の除去は、自らの組織、要員、資機材を用い、又は土木建築業者等の協力を得て速やかに行う。
- (イ) 除去作業は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物に限るものとし、当面の風雨をしのぐ程度の主要物件の除去を行う応急的なものとする。

- (2) 道路、河川、鉄道における障害物の除去

ア. 道路における障害物の除去は、当該道路の管理者が行い、交通の確保を図る。

イ. 河川における障害物の除去は、当該河川の管理者が行い、溢水の防止及び護岸等の決壊を防止する。

ウ. 道路及び河川の管理者は、災害の規模、障害の内容等により、相互に協力し交通の確保を図る。

エ. 鉄道における障害物の除去は、当該鉄道の事業者が行い、輸送の確保を図る。

3 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、おおむね次の場所に集積廃棄又は保管する。

- (1) 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空き地、その他廃棄に適当な場所とする。

【除去した障害物の集積場所は資料編 p. 45（資料24）参照】

(2) 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所とする。

4 資機材等の調達

町は、障害物の除去に必要な資機材等を次により調達する。

(1) 障害物の除去に必要な資機材等は、町実施機関所有のものを使用するほか、関係業者等から借り上げる。

(2) 障害物の除去を実施するための機械操作員は、資機材等に合わせて確保する。

作業要員の確保は、第4章第18節「労務供給」による。

【障害物除去に要する資機材等現有状況は資料編 p. 46～47（資料25）参照】

5 応援協力関係

町長は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、障害物の除去の実施又はこれに必要な人員及び資機材等について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

また、道路管理者及び港湾管理者は、発災後の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。

6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第14節 被服、寝具、その他生活必需品の給（貸）与

担当：福祉部

風水害等の災害により日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他生活必需品（以下「生活必需品」という。）をそう失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給（貸）与するために応急措置を講ずるものとする。

1 実施責任者

生活必需品等の調達及び被災者に対する給（貸）与は、町長（災害救助法が適用された場合又は災害救助法適用以外の災害援護の取扱要綱（以下「法外援護」という。）の適用基準に達した場合は知事及び知事から委託を受けた町長）が行う。

2 確保

- (1) 町は、住民が各家庭や職場で、平常時から3日分の生活必需品等を備蓄するよう、各種広報媒体や自主防災組織、自治会等を通じて啓発する。
- (2) 町は、住民の備蓄を保管するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄又は流通備蓄に努める。
- (3) 町は、流通備蓄を確保するため、民間事業者等との間で災害時の生活必需品等の調達に関する協定の締結を推進する。

3 調達

(1) 調達担当

調達担当は、福祉部福祉班とする。

(2) 調達方法

町内の業者等から調達するものとするが、当該業者等が被害を受け調達できない場合は、県又は他市町村に応援を求め調達する。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。また、避難所及び応急仮設住宅の暑さ・寒さ対策として、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど実情を考慮する。

(3) 調達物資の集積場所

調達物資及び義援による物資の集積場所は、次のとおりである。

施設名	所在地	管理責任者	電話番号	施設の概況	配分対象区域
野辺地町立体育館	野辺地町字観音林後10	教育長	64-1459	RCS造 1,692㎡	町全域

4 給（貸）与

(1) 給（貸）与担当等

ア．給（貸）与担当は、福祉部福祉班とする。

イ．福祉班の構成は、次のとおりとする。

管理者 1 名 町職員 10 名（他課応援職員含む）

(2) 対象者

災害により住家が全壊（焼）、流出、半壊（焼）、床上浸水等の被害を受け、生活必需品等をそう失、又はき損したため、日常生活を営むことが困難な者

(3) 給（貸）与する品目

原則として、次に掲げるもののうち、必要と認めた最小限度のものとする。

ア．寝具

イ．外衣

ウ．肌着

エ．見廻品

オ．炊事道具

カ．食器

キ．日用品

ク．光熱材料

ケ．高齢者、障害者等の日常生活支援に必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗品

(4) 配分方法

町は、避難所を開設した場合、速やかに避難者の数の確認、避難者名簿の作成等によってその実態を把握し、一時的に急場をしのぐ程度の生活必需品等を給（貸）与する。

5 応援協力関係

町長は、自ら生活必需品等の給（貸）与の実施が困難な場合、生活必需品等の給（貸）与の実施又はこれに要する人員及び生活必需品等の調達等について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

6 その他

災害救助法が適用された場合の対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。なお、法外援護が適用された場合の対象者、期間、経費は、法外援護による。

第15節 医療、助産及び保健

担当：医療保健部

風水害等の災害により医療、助産及び保健機構が混乱し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合、あるいは被災者の保健管理が必要な場合において、医療、助産及び保健措置を講ずる。

1 実施責任者

被災者に対する医療、助産及び保健措置は、関係機関の協力を得て町長（災害救助法が適用された場合又は災害が大規模かつ広域にわたる場合で、町における対応が困難であると判断される場合は、知事及び知事の委託を受けた日本赤十字社青森県支部長）が行う。

2 医療、助産及び保健の実施

(1) 対象者

- ア．医療の対象者は、災害のため医療の途を失った者で応急的に医療を施す必要がある者
- イ．助産の対象者は、災害のため助産の途を失った者で現に助産を要する状態の者
- ウ．保健の対象者
 - (ア) 災害のため避難した者で、避難所における環境不良等により健康に破綻をきたし、不健康に陥りつつある者
 - (イ) 健康回復のため、適切な処置等が必要な者
 - (ウ) 不安、恐怖感等がある者で応急的に保健指導を行う必要がある者
 - (エ) 避難所における栄養の偏りにより、健康状態の悪化がみられる者

(2) 範囲

- ア．診療
- イ．薬剤又は治療材料の支給
- ウ．処置手術その他治療及び施術
- エ．病院、診療所又は介護老人保健施設への移送
- オ．看護、介護
- カ．助産（分べん介助等）
- キ．健康相談指導、衛生指導及び精神保健相談指導
- ク．栄養相談指導

(3) 実施方法

ア．医療

救護班により医療に当たるものとするが、トリアージタグを有効に活用しながら負傷程度を識別し、重症患者等で設備、資材等の不足のため救護班では医療を実施できない場合には、病院又は診療所に移送して治療する。また、介護を必要とする高齢者等については、医師の判断により介護老人保健施設等に移送して看護・介護する。

イ．助産

上記アに準ずる。

ウ．保健

原則として、救護班により巡回保健活動に当たるが、医療及び助産を必要とする場合には、救護所、病院又は診療所に移送する。

(4) 救護班の編成

ア．医療、助産及び保健は、原則として医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師及び管理栄養士等による救護班を医師会をはじめ関係機関の協力を得て、次のとおり編成し行う。

班 名	班長（医師）	班員			計	分担区域
		看護師 保健師	（助産師）	事務員		
第1班	1	2	0	1	4	町内

(5) 救護所の設置

救護所の設置予定場所は、次のとおり定めておく。

設置予定施設名	所在地	受入れ能力	電話番号
野辺地町役場 中央公民館	野辺地町字野辺地 1番地15	735人	64-3054

3 医薬品等の調達及び供給

(1) 医薬品等の調達は、医療保健部医療保健班において、近隣の医薬品等卸売業者から購入し、医療救護班に支給する。

【医薬品等の調達先一覧は資料編 p. 48（資料26）参照】

(2) 医薬品等が不足する場合は、知事又は隣接市町村に対し、調達あっせんを要請する。

4 救護班等の輸送

救護班等の輸送は、第4章第17節輸送対策による。

5 医療機関等の状況

【医療機関等の状況は資料編 p. 48（資料27）参照】

6 応援協力関係

町長は、町内の医師等をもってしても医療、助産及び保健の実施が困難な場合、医療、助産及び保健の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣（助産を除く。）や、必要に応じて災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を含め応援を要請する。

7 その他

災害救助法が適用された場合の医療及び助産に係る対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

第16節 被災動物対策

担当：福祉部・建設環境部

風水害等の災害時における飼養動物の保護収容、特定動物の逸走対策等について、必要な応急措置を講ずるものとする。

1 実施責任者

災害時における被災動物対策は、町が県や獣医師会等と連携し、それぞれの役割に応じて実施する。

2 実施内容

(1) 避難所における動物の適正飼養

町は、避難所における動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、県や獣医師会と連携し、飼い主等に対し、一緒に避難した動物の適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに必要な措置を講ずる。

(2) 特定動物の逸走対策

県は、特定動物が逸走した場合は、飼養者、警察官その他関係機関と連携し、人への危害を防止するために必要な措置を講ずる。

(3) 動物由来感染症等の予防上必要な措置

県は動物由来感染症の予防及び動物感染症のまん延防止のため、飼い主等に対する必要な指導及び負傷動物等の保護・収容等必要な措置を講ずる。

3 応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

また、必要に応じて「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、公益社団法人青森県獣医師会に協力を要請する。

第17節 輸送対策

担当：建設環境部

風水害等の災害時において、被災者並びに災害応急対策の実施のために必要な人員、物資及び資機材等を迅速かつ確実に輸送するため必要な車両、船舶等を調達し、実施するものとする。

1 実施責任者

災害時における輸送力の確保等は、関係機関の協力を得て町長が行う。

2 実施内容

(1) 車両及び船舶等の調達

輸送対策担当は、建設環境部基盤整備班とする。

町は、自ら所有する車両、船舶等により輸送を行うものとするが、不足する場合は次の順序により調達する。

【車両及び船舶等の調達は資料編 p. 49～50（資料28. 29. 30. 31参照）】

(2) 輸送の対象

災害応急対策の実施に必要な人員、物資及び資機材等の輸送のうち、主なものは次のとおりとする。

- ア．被災者の避難に係る輸送
- イ．医療、助産及び保健に係る輸送
- ウ．被災者の救出に係る輸送
- エ．飲料水供給に係る輸送
- オ．救援用物資の輸送
- カ．遺体の捜索に係る輸送

(3) 輸送の方法

応急対策活動のための輸送は、被害状況、輸送物資等の種類、数量、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策等に係る緊急度及び地域の交通量等を勘案して、最も適切な方法により行う。

なお、各災害現場を想定した輸送ネットワークを形成するため、道路、港湾、漁港、飛行場等緊急輸送を行う上で必要な施設及びトラックターミナル、卸売市場等輸送拠点を把握しておく。

ア．自動車による輸送

本計画に基づき、自動車を確保し輸送を行うが、自動車が不足し、又は確保できない場合は、他市町村又は県に応援を要請する。

イ．鉄道による輸送

道路の被害等により、自動車による輸送が不可能な場合、又は鉄道による輸送が適切な

場合は、県が鉄道事業者に要請し、鉄道輸送を行う。

ウ．船舶による輸送

自動車の輸送に準ずる。

なお、船舶の確保は次の順位により確保手続きをとる。

- (ア) 公共団体の船舶
- (イ) 海上運送業者の船舶
- (ウ) その他自家用船舶

エ．航空機による輸送

陸上交通が途絶した場合、又は緊急を要する輸送等の場合は、県が県防災ヘリコプターにより空輸を行うか、必要に応じ、消防庁又は自衛隊に応援を要請する。

なお、航空機輸送の要請を行うときは、次の事項を明らかにする。

- (ア) 航空機使用の目的及びその状況
- (イ) 機種及び機数
- (ウ) 期間及び活動内容
- (エ) 離着陸地点又は目標地点

【ヘリコプター離着陸場所は資料編 p. 50（資料32）参照】

オ．人夫等による輸送

自動車、鉄道及び航空機による輸送が不可能な場合は、人夫等により輸送を行う。

(4) 緊急通行車両の事前届出制度の活用

町は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用が予定される車両について、県公安委員会に事前に届出をしておく。

【緊急通行車両保有状況は資料編 p. 50（資料33）参照】

3 応援協力関係

町長は、町内において輸送力を確保できない場合又は不足する場合は、次の事項を明示し輸送の応援を要請する。

要請は、市町村相互応援協定に基づく他の市町村長への応援又は知事へ自衛隊の災害派遣を含めた応援について行う。

- (1) 輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む）
- (2) 輸送を必要とする区間
- (3) 輸送の予定日時
- (4) その他必要な事項

4 その他

災害救助法が適用された場合の輸送費、期間については、災害救助法施行細則による。

第18節 労務供給

担当：福祉部・財政部

風水害等の災害時において応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要な人員の動員、雇上げ及び奉仕団の協力等により災害対策要員を確保するものとする。

1 実施責任者

- (1) 町が実施する災害応急対策に必要な労務者の雇用は、町長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任された町長）が行う。
- (2) 町が実施する災害応急対策に必要な奉仕団の活用は、町長が行う。

2 実施内容

- (1) 災害応急対策の実施に当たっては、日赤奉仕団、老人クラブ、女性団体、その他ボランティア団体等の活用を図る。

- (2) 奉仕団の編成及び従事作業

ア．奉仕団の編成

奉仕団は、日赤奉仕団、老人クラブ、女性団体、及びその他ボランティア団体等の各種団体をもって編成する。

イ．奉仕団の従事作業

奉仕団は主として次の作業に従事する。

- (ア) 炊き出し、その他災害救助活動への協力
- (イ) 清掃、防疫
- (ウ) 災害応急対策用の物資、資材の輸送及び配分
- (エ) 応急復旧作業現場における軽易な作業
- (オ) 軽易な事務の補助

ウ．奉仕団との連絡調整

災害時における奉仕団との協力活動については、町長又は日本赤十字社青森県支部長が連絡調整を図る。

エ．日赤奉仕団、ボランティア団体等の現況

町内における日赤奉仕団、ボランティア団体の現況は、次のとおりである。

団体名	住所又は連絡先	連絡方法	団体員数
日赤奉仕団	野辺地町字野辺地123番地1	野辺地町 介護・福祉課	93
地域婦人団体連合会	野辺地町字野辺地123番地1	野辺地町 社会教育・スポーツ課	106

(3) 労務者の雇用

ア. 労務者が行う応急対策の内容

- (ア) 被災者の避難支援
- (イ) 医療救護における移送
- (ウ) 被災者の救出（救出する機械等の操作を含む。）
- (エ) 飲料水の供給（供給する機械等の操作及び浄水用医薬品等の配布を含む。）
- (オ) 救援用物資の整理、輸送及び配分
- (カ) 遺体の捜索及び処理

イ. 労務者の雇用は、原則として野辺地公共職業安定所を通じて行う。

ウ. 労務者の雇用を依頼する場合は、次の事項を明らかにする。

- (ア) 労務者を雇用する目的 (イ) 作業内容 (ウ) 所要人員 (エ) 雇用を要する期間
- (オ) 従事する地域 (カ) 輸送、宿泊等の方法

エ. 労務者の宿泊施設予定場所は、次のとおりとする。

名称	管理者	所在地	施設概況	受入れ 可能人員
老人福祉センター	野辺地町長	野辺地町字前田1番地7	和室、大広間	70人
森林総合センター	野辺地町長	野辺地町字柴崎10番地5	和室	28人

3 技術者等の従事命令等

災害時において応急対策を実施する上で技術者等の不足、又は緊急の場合は、関係法令に基づき従事命令又は協力命令を執行し、災害対策要員を確保する。

関係法令に基づく従事命令等の対象となる作業等は、次のとおりである。

区分	対象になる作業	執行者	根拠法令	種類	対象者	公用令書	費用	
							実費弁償	損害補償
1	(1) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項 (2) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項 (3) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項 (4) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項 (5) 緊急輸送の確保に関する事項 (6) その他災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関	知事 (市町村長)	災害対策基本法第71条第1項(第72条第2項)	従事命令	(1) 医師、歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士、又は歯科衛生士 (3) 土木技術者又は建設技術者 (4) 大工、左官又はとび職 (5) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 (6) 鉄道事業者及びその従業者 (7) 軌道経営者及びその従事者 (8) 自動車運送事業者及びその従業者 (9) 船舶運送業者及	公用令書を交付(様式県施行細則第9条、第11条)	県施行細則に定める額を支給	災害救助法施行令に定める額を補償

	する事項				びその従業者 (10) 港湾運送業者 及びその従業者			
				協力 命令	救助を要する者及 びその近隣の者		災害救助 法施行令 に定める 額を補償	
2	災害救助作業 被災者の救護、 救助その他保護に関する 事項	知事	災害救助 法第7条 第1項	従事 命令	1と同じ	1と同じ	県施行細 則に定め る額を支 給	
		東北運 輸局長	災害救助 法第7条 第2項		輸送関係者 (1の(1)～(10)に掲 げる者)	公用令書 を交付		
		知事	災害救助 法第8条	協力 命令	1と同じ	1と同じ		
3	災害応急対策作 業消防、水防、 救助その他災害 の発生を防御 し、又は災害の 拡大を防止する ために必要な応 急措置に関する 事項	市町村 長	災害対策 基本法第 65条第1 項	従事	市町村の区域内の 住民又は応急措置 の実施すべき環 境にある者			市町村条 例で定め る額を補 償(「非常 勤消防団 員等に係 る損害補 償の基準 を定める 政令」中 、消防作 業従事者 、水防作 業従事者 に係る規 定の定め る額)
		警察官 海上保安 官	災害対策 基本法第 65条第2 項					
		災害派遣を命 ぜられた部隊 等の自衛官	災害対策 基本法第 65条第3 項					
4	消防作業	消防吏 員、消防 団員	消防法第 29条第5 項	従事	火災の現場付近に ある者			3に同じ
5	水防作業	水防管 理者、水 防団員、 消防機関 の長	水防法第 24条	従事	水防管理団体の区 域内に居住する者 又は水防の現場 にある者			3に同じ

4 労務の配分計画等

(1) 労務配分担当は財政部財政班とする。

(2) 労務配分方法

ア．各応急対策計画の実施担当責任者は、労務者等の必要がある場合は、労務の目的、所要人員、期間、集合場所及びその他必要な事項を明らかにし、財政班長に労務供給の要請を行う。

イ．財政班長は、労務供給の円滑な運営を図るため、所要人員を把握し、直ちに確保措置を図るとともに、配分計画を作成し、迅速かつ的確な配分に努める。

5 応援協力関係

(1) 職員の派遣要請及びあっせん要求

ア．町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合、職員の派遣について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事又は指定地方行政機関の長に応援を要請する。

イ．町長は、要請先に適任者がいない場合などは、知事へ職員の派遣についてあっせんを求める。

(2) 応援協力

町長は、応急対策を実施するための労働力が不足する場合、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ応援を要請する。

6 その他

災害救助法が適用された場合の労務者の雇用等に係る人夫費、期間については、災害救助法施行細則による。

第19節 防災ボランティア受入・支援対策

担当：福祉部

風水害等の災害時において被災市町村の内外から参加する多種多様な防災ボランティアが効果的に活動できるよう、防災関係機関及びボランティア関係団体等の連携により、防災ボランティアの円滑な受入体制を確立するものとする。

1 実施責任者

災害時における防災ボランティアの受け入れや支援等は、町社会福祉協議会等関係機関の協力を得て、町長が行う。

2 防災ボランティアセンターの設置

災害が発生し、町社会福祉協議会等関係機関と協議して、防災ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置を必要と判断した場合は、速やかにセンターを設置し、防災ボランティア活動が円滑かつ効果的に実施できるよう必要な支援を行う。センターには、状況に応じて日本赤十字社青森県支部が参画する。

(1) センターの役割

- ア. 町災害対策本部との連絡調整を行う。
- イ. 被災地の前線拠点として、被災者ニーズを把握する。また、そのための相談窓口（電話）等を設置する。
- ウ. 防災ボランティア活動参加者のニーズを把握する。
- エ. 被災者ニーズと防災ボランティアニーズのコーディネートを行う。
- オ. 被災地の状況を把握、分析し、被災者がどのような支援を必要としているのかを情報発信する。
- カ. 防災ボランティア活動用資材の調達を行う。
- キ. 避難所での運営支援及び救援物資の仕分け・配布を行う。

(2) 情報収集と情報発信

センターは、被災地の最前線にある情報拠点として被災状況やニーズ情報を発信する役割も担うことから、適切な支援を受けて防災ボランティア活動を展開していくための被害情報、避難情報、必要物資情報等の情報収集や収集した情報を整理し、その対応のため町、県など関係機関へ情報提供する。

(3) センターの運営

センターは、災害の規模及び被災地の状況等を勘案して順次運営要員を確保しながら、必要な担当部署を編成し、効率的に組織する。

なお、センターの運営に関しては、防災ボランティアへの対応やコーディネートに関する知識や経験を有する地元ボランティア団体等と十分な協議・調整を行い、防災ボランティアに主体的な役割や運営を任せる。

(4) その他

災害時において、センターが速やかに効率的に機能するよう、適宜センターの設置・運営マニュアル等を定めておく。

3 応援協力関係

- (1) 町は必要に応じてセンターの施設を提供するとともに、活動物資の保管や救援物資の仕分け等ができる施設の提供に協力する。
- (2) 町は、避難状況、避難所開設状況、ライフラインの復旧状況、交通規制や公共交通の復旧状況等の災害情報を、センター等に適時適切に提供を行う。
- (3) 町等の関係機関は、自発性に基づく防災ボランティアの特性を尊重し、相互理解を図り、連携・協力する。
- (4) 応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

第20節 防疫

担当：医療保健部

第4章
第20節

風水害等の災害時において生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等による感染症の発生を未然に防止するため、防疫措置及び予防接種等を実施するものとする。

1 実施責任者

災害時における感染症予防のための防疫措置等は、関係機関の協力を得て、町長が行う。

2 災害防疫実施要領

(1) 防疫班の編成

医療保健部医療保健班は、災害時において防疫対策を実施するため、次のとおり町職員、奉仕団、臨時の作業員等をもって防疫班を編成するなど、必要な防疫組織を設ける。

班 名	人 員	業務内容	備 考
防疫班 1～3班	1班あたり3名	感染予防のための 防疫措置	・班数及び人員は、災害の規模に応じたものとする。 ・1～3班の班員数及び防疫資材については、次表のとおり

区 分	構 成		資器材名	備 考
	班 長	班 員		
1班	1名	2名	消毒用噴霧器	・受入れにあたっては、特別班を編成する。 ・各班は状況に応じては共同作業を実施し、又は上北地域県民地域健康福祉部保健総室の指示に従う。
2班	1名	2名	消毒用噴霧器	
3班	1名	2名	消毒用噴霧器	

(2) 予防教育及び広報活動

知事の指導のもとに、パンフレット、リーフレット等により、あるいは保健協力員その他関係機関の協力を得て住民に対する予防教育の徹底を図るとともに、広報車等の活用など広報活動の強化を図る。

(3) 消毒方法

ア．「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下この節において「法」という。）第27条の規定により、知事の指示に基づき消毒を実施し、実施にあたっては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」（以下この節において「規則」という。）第14条に定めるところに従って行う。

イ．薬剤の所要量を算出し、速やかに手持量を確認のうえ、不足分を入手し適宜の場所に配置する。

ウ．冠水家屋に対しては、各戸に消石灰等の消毒剤を配付し、排水後家屋の消毒を行うよう指導する。

(4) ねずみ族、昆虫等の駆除

法第28条の規定により、知事が定めた地域内で知事の命令に基づき実施し、実施に当たっては、規則第15条に定めるところに従って行う。

(5) 物件に係る措置

法第29条の規定に基づき必要な措置を講ずることとし、実施に当たっては規則第16条に定めるところに従って行う。

(6) 生活の用に供される水の供給

- ア. 法第31条の規定により、知事の指示に基づき、生活の用に供される水の停止期間中、生活の用に供される水の供給を行う。
- イ. 生活の用に供される水の供給に当たっては、配水器の衛生的処理に留意する。
- ウ. 生活の用に供される水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底する。

(7) 患者等に対する措置

- ア. 被災地において、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、速やかに上北地域県民局地域健康福祉部保健総室へ連絡する。
- イ. 臨時の予防接種は、知事の指示により実施する。
- ウ. 感染症指定医療機関は次のとおりである。

(平成27年4月1日現在)

感染症指定医療機関	所在地	電 話	病床数
十和田市立中央病院 (第二種機関)	十和田市西十二番町14-8	0176-23-5121	4 床
弘前大学医学部附属病院 (第二種機関)	弘前市本町53	0172-33-5111	6 床
八戸市立市民病院 (第二種機関)	八戸市大字田向字毘沙門平 1	0178-72-5111	6 床
むつ総合病院 (第二種機関)	むつ市小川町一丁目2-8	0175-22-2111	4 床
青森県立中央病院 (第一種・第二種機関)	青森市東造道 2 丁目1-1	017-726-8111	5 床
(独)国立病院機構青森病院 (第二種機関)	青森市浪岡大字女鹿沢字平野155	0172-62-4055	6 0 床
つがる総合病院 (第二種機関)	五所川原市字岩木町12-3	0173-35-3111	4 床

(8) 避難所の防疫指導等

避難所は、学校の体育館などが指定されている場合が多く、多数の避難者を受入れるため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いことから、防疫活動を実施するが、この際施設の管理者を通じ自治組織を編成させ、その協力を得て防疫の徹底を図る。

(9) 報告

ア. 被害状況の報告

警察、消防等関係機関の協力を得て被害状況の把握に努め、被害状況の概要、発生患者等の有無及び人数、災害救助法適用の有無その他参考となる事項について、速やかに上北地域県民局地域健康福祉部長を経由して知事に報告し、必要な指示を受ける。

イ. 防疫活動状況の報告

災害防疫活動を実施したときは、速やかに上北地域県民局地域健康福祉部長を経由して知事に報告する。

ウ. 災害防疫所要見込額の報告

災害防疫に関する所要見込額は、速やかに上北地域県民局地域健康福祉部長を経由して知事に報告する。

エ. 防疫完了報告

災害防疫活動が終了したときは、速やかに上北地域県民局地域健康福祉部長を経由して知事に報告する。

(10) 記録の整備

災害防疫に関し、次の書類を整備しておく。

ア. 被害状況報告書

イ. 防疫活動状況の報告

ウ. 防疫経費所要見込額調及び関係書類

エ. 清潔方法及び消毒方法に関する書類

オ. ねずみ族昆虫駆除等に関する書類

カ. 生活の用に供される水の供給に関する書類

キ. 患者台帳

ク. 防疫作業日誌

(11) 防疫用器具、機材等の整備

防疫用器具等については、普段から整備し、また、調達先についてもあらかじめ定めるとともに、備蓄している物品はいつでも使えるよう随時点検を行う。

(12) 防疫用薬剤の調達先

防疫用薬剤の調達先は、次表に掲げる業者とするが、調達不能の場合は、知事にあつせんを要請する。

調達先	所在地	電話番号
高野薬局	野辺地町字野辺地18番地4	64-3359
中央薬局	野辺地町字野辺地121番地2	64-3347
愛宕薬局	野辺地町字野辺地148番地1	64-8000
つばさ調剤薬局	野辺地町字鳴沢1番地8	65-2711
野辺地調剤薬局	野辺地町字鳴沢9番地9	64-7471
アイン薬局野辺地店	野辺地町字鳴沢18番地3	64-1645
ハッピードラッグ野辺地店	野辺地町字二本木25番地5	65-1455
薬王堂青森野辺地店	野辺地町字上前田7番地1	64-2003
スーパードラッグアサヒ野辺地店	野辺地町字二本木46番地1	64-1188
ツルハドラッグ野辺地店	野辺地町字野辺地41番地1	65-2268
スマイル薬局	野辺地町字野辺地68番地1	73-8867

(13) その他

災害防疫に関し必要な事項については、この計画によるほか、災害防疫の実施について（昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）の「災害防疫実施要領」

による。

3 応援協力関係

- (1) 町長は、知事の実施する臨時予防接種の対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。
- (2) 町長は、自ら防疫活動の実施が困難な場合、防疫活動の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ自衛隊の災害派遣を含め応援を要請する。

第21節 廃棄物等処理及び環境汚染防止

担当：建設環境部

第4章
第21節

風水害等の災害時において、被災地の環境衛生の保全のため、ごみ、し尿及び死亡獣畜の処理業務及び環境モニタリング調査等を行うものとする。

1 実施責任者

被災地におけるごみ、し尿及び死亡獣畜の処理及び知事が行う環境モニタリング調査等への協力は、町長が行う。

2 応急清掃

(1) ごみの処理

ア．ごみの収集及び運搬

町の収集車両及び作業要員並びにごみ収集・運搬の委託業者及び許可業者を動員して、被災地と避難所のごみ収集・運搬に当たるが、被害甚大等の理由により収集・運搬が困難な場合は、運輸業者、建設業者等の車両を借り上げ、迅速かつ適切に収集、運搬する。

イ．ごみの処分

- (ア) 可燃性のごみは、町等のごみ処理施設において焼却処分する。
- (イ) 焼却施設を有する事業所及び避難所は、その施設を利用して処分する。
- (ウ) 不燃性のものは、町等の最終処分場に運搬し、埋立処分する。
- (エ) ごみ処理施設が被災し、焼却処理等ができない場合又は焼却等処理能力を上回るごみが発生した場合は、他の市町村等のごみ処理施設及び最終処分場に委託して処分する。

(2) し尿の処理

し尿の収集・運搬及び処分

- (ア) し尿の収集及び運搬は、し尿収集・運搬の委託業者及び許可業者を動員して被災地で緊急を要する地域を優先的に実施する。
- (イ) し尿の収集は、各戸の便所が使用可能になるよう配慮し、必要に応じて2～3割程度のくみ取りを実施する。
- (ウ) 収集したし尿は、し尿処理施設で処分し、処理能力を上回る場合又は施設が使用不可能なときは、他の市町村等のし尿処理施設に委託して処分する。

(3) 清掃班の編成等

ごみ及びし尿の清掃は、町、委託業者、許可業者等により実施するが、災害により委託が不可能である場合又は緊急を要する場合は、次の清掃班を編成し実施する。

【清掃班の編成等は資料編 p. 51（資料34）参照】

(4) ごみ及びし尿処理施設の選定

【ごみ及びし尿処理施設は資料編 p. 51（資料35）参照】

(5) 死亡獣畜の処理

災害時において死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊の遺体（家畜伝染病予防法等関係

法令に係るものを除く。)) の処理を必要とする場合は、所有者に対し、一般廃棄物である死亡獣畜の処理に必要な廃棄物処理法上の許可等を有する死亡獣畜取扱場に搬送し、適正に処理することを指導する。

なお、搬送が不可能な場合は、地域県民局地域健康福祉部（保健総室）に相談した上で適切な方法で運搬する。

3 清掃資機材の調達

清掃資機材は、町内関係業者所有のものを借り上げるものとする。

【町内関係業者所有の清掃資機材一覧は資料編 p. 51（資料36）参照】

4 応援協力関係

町長は、自ら廃棄物等処理業務の実施が困難な場合、清掃の実施又はこれに要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ関係機関への応援協力を要請する。

5 環境汚染防止

町長は、工場・事業場からの有害物質の流出及び建築物の崩壊等による石綿の飛散等に起因した大気汚染や水質汚濁による二次災害を防止するため、調査地点の選定、検体の採取等、知事が行う調査に協力する。

第22節 金融機関対策

担当：防災部

風水害等の災害時において広範囲にわたり甚大な被害が発生したときは、金融機関等の業務の円滑な遂行により被災住民の当面の生活資金を確保するため、必要な応急措置を講ずるものとする。

1 実施責任者

町長は、金融機関が行う円滑な通貨供給の確保等に協力するものとする。

2 応援協力関係

町は、罹災者による預金払戻し等に必要な罹災証明書の円滑な発行に努める。

第23節 文教対策

担当：教育部

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、児童生徒等の生命、身体 of 安全を確保するとともに、応急の教育を実施するために必要な応急措置を講ずるものとする。

1 実施責任者

- (1) 町立学校等の応急の教育対策は、町長及び町教育委員会が行う。
- (2) 災害発生時の学校等内における児童生徒等の安全確保など必要な措置は、校長が行う。
- (3) 私立学校の応急の教育対策は、その設置者が行う。

2 実施内容

- (1) 災害に関する気象警報・注意報等及びその他の災害情報等の把握並びに避難の指示

校長は、災害が発生するおそれのある場合は、関係機関との連携を密にするとともに、ラジオ・テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努めるとともに、事態に即応して、各学校等であらかじめ定めた計画により避難の指示を与える。

- (2) 教育施設・設備等の確保及び応急の教育の実施

県教育委員会、町教育委員会及び私立学校等の管理者は、次により教育施設を確保し、応急の教育を実施する。

ア．校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。

イ．校舎の被害が相当に大きい、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で授業を行う。（分散授業又は二部授業を含む。以下エ及びオの授業についても同様とする。）

ウ．校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不可能であるが、数日で復旧できる場合は、臨時休校とし、自宅学習の指導をする。

エ．校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要する場合で、町内の文教施設が使用可能な場合は、その文教施設において授業を行う。

オ．校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要する場合で、町内の文教施設が使用不可能な場合は、公民館等の公共施設や近隣市町村の文教施設で授業を行う。また、児童生徒等が他地域へ集団避難した場合は、その地域の文教施設で授業を行う。

【各学校の代替予定施設は資料編 p. 52（資料37）参照】

カ．校舎が避難所として利用されているため授業を行う場所が制限されている場合は、その程度に応じ上記アからオまでに準じて授業を行う。

- (3) 臨時休校等の措置

児童生徒等が平常どおり登校することにより、又は授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保に支障を来すおそれがある場合には、次により臨時休校等の措置をとる。なお、授業開始時刻以前に臨時休校等の措置をとる場合は、保護者及び児童生徒等への周知に努める。

ア．町立学校等

災害の発生が予想される場合は、町教育委員会又は各学校長が行う。

ただし、各学校長が行う場合は、町教育委員会があらかじめ定めた基準により行い、速やかに町教育委員会に報告する。

イ．私立学校等

校長が、各学校等で定めた基準により行う。

(4) 学用品の調達及び給与

町は、児童生徒等が学用品をそう失し、又はき損し、就学上支障があると認めるときは、次により学用品を調達し、給与する。

ア．給与対象者

災害により住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流出又は床上浸水の被害を受け、学用品をそう失し、又はき損し、就学に支障を来した小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。）及び中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。）

イ．学用品の種類等

(ア) 教科書及び教科書以外の教材で必要と認めるもの

(イ) 文房具及び通学用品で、災害救助法が適用された場合に準じ、その額を超えない範囲で必要と認めるもの

ウ．学用品の調達

町教育委員会は、給与対象者の調査に基づき、必要な学用品の品目等を決定し、次により調達する。

(ア) 教科書の調達

教科書は、教科書取次店又は教科書供給所から調達する。

(イ) 教科書以外の教材、文房具及び通学用品の調達

教科書以外の教材、文房具及び通学用品は、業者等から調達するが、不可能な場合は、県教育委員会に対しあつせんを依頼し、確保する。

【教科書以外の教材等の調達は資料編 p. 52（資料38）参照】

エ．給与の方法

(ア) 町教育委員会は、速やかに給与対象者数を調査把握し、校長を通じ対象者に配付する。

(イ) 校長は、配付計画を作成し、保護者から受領書を徴し、配付する。

(5) 被災した児童生徒等の健康管理

被災した児童生徒等の健康管理として、臨時の健康診断や心の健康問題を含む健康相談を行う。

特に、精神的に不安定になっている児童生徒等に対して、学校医の指導の下に養護教諭や学級担任など全教職員の協力を得ながら、必要に応じて心理相談や保健相談等を行う。

(6) 学校給食対策

ア．校長及び町教育委員会は、学校給食の正常な運営を図るため、応急復旧を要する施設・

設備等について、町と協議し、速やかに復旧措置を講ずる。

イ．学校給食用物資は、公益財団法人青森県学校給食会（電話017-738-1010）及び関係業者の協力を得て確保する。

(7) 社会教育施設及び社会体育施設の応急対策

被災社会教育施設及び社会体育施設は、応急の教育が実施できるよう速やかに応急修理を行う。

(8) 文化財対策

文化財は、貴重な国民的財産であることに鑑み、次のような応急対策を実施するものとする。

ア．文化財に被害が発生した場合、その所有者又は管理者は、応急の防災活動、搬出等により文化財の保護を図るとともに、被害状況を速やかに調査し、その結果を町教育委員会を経由して県教育委員会に報告する。

イ．県教育委員会及び町教育委員会は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。

ウ．被災文化財については、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者、管理者が県教育委員会及び町教育委員会の指導・助言により必要な措置を講ずるものとする。

3 教育施設の現況

【教育施設の現況は資料編 p. 52（資料39）参照】

4 応援協力関係

(1) 教育施設及び教職員の確保

ア．町教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、教育施設及び教職員の確保について、他の市町村教育委員会又は県教育委員会へ応援を要請する。

イ．私立学校管理者は、自ら学校教育の実施が困難な場合、教育の実施又はこれに要する教育施設及び教職員の確保について、他の私立学校管理者、町教育委員会又は県（総務学事課）に応援を要請する。

(2) 教科書・学用品等の給与

町長は、自ら学用品の給与の実施が困難な場合、学用品等の調達について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ応援を要請する。

5 その他

災害救助法が適用された場合の学用品等の給与についての対象者、期間、経費については、災害救助法施行細則による。

風水害等の災害時において住民の動揺等による不測の事態及び犯罪を防止し、被災地における公共の安全と社会秩序の維持を図るために警備対策を行うものとする。

1 実施責任者

災害時における警備対策は、野辺地警察署長が、町、自主防犯組織及び防災関係機関の協力を得て行う。

2 災害時における措置等

災害が発生し又は発生するおそれがある場合、速やかに警備体制を確立し、次の活動を基本として運用する。

- (1) 災害関連情報の収集及び伝達
- (2) 被災者の救出救助及び避難誘導
- (3) 行方不明者の捜索及び遺体の見分
- (4) 被災地における交通規制
- (5) 被災地における社会秩序の維持

ア．野辺地警察署は独自に、又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

イ．災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

ウ．暴力団の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努め、関係行政機関、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

- (6) 被災地における広報活動

第25節 交通対策

担当：建設環境部

風水害等の災害時において交通の安全、交通の確保及び交通の混乱防止のため、交通施設の保全及び交通規制等を行うものとする。

1 実施責任者

- (1) 被害を受けた道路の応急措置は道路管理者が行う。
- (2) 交通の危険を防止するための交通規制等の措置は、野辺地警察署長と道路管理者等が連携して実施する。
- (3) 海上における交通の危険を防止するための交通規制等の措置は、青森海上保安部長等が港湾管理者等と連携して実施する。

2 陸上交通に係る実施内容

(1) 道路等の被害状況等の把握

- ア．道路管理者等は、道路の破損、決壊等の被害状況及び交通に支障を及ぼすおそれのある危険箇所を早急に調査把握し、関係機関に情報提供を実施する。
- イ．道路管理者等は、地域住民、自動車運転者等から被害情報の通報があったときは、所管するものについて速やかに調査確認するとともに他の管理者に属するものについてはそれぞれの管理者に通報する。

(2) 道路の応急措置

- ア．道路管理者は、道路の被害が比較的少なく、応急措置により早期に交通の確保が得られる場合は、補修等の措置を講ずる。
- イ．道路管理者は、応急復旧に長期間を要する場合は、被害箇所の応急対策と同時に付近の適当な場所を一時的に代替道路として開設する。
- ウ．道路管理者は、被害が広範囲にわたり被災地域一帯が交通途絶状態になった場合は、同地域で道路交通確保に最も効果的で、かつ比較的早期に応急復旧できる路線を選び、集中的な応急復旧を実施することにより、緊急交通の確保を図る。
- エ．道路管理者は、道路占有工作物（電力、ガス、上下水道、電話）等に被害があることを知った場合は、それぞれの関係機関及び所有者にその安全措置を命ずる。

(3) 道路管理者の交通規制

道路管理者は、災害により道路・橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保全が必要となった場合及び災害時における交通確保のため必要があると認められた場合は、交通の禁止・制限、う回路、代替道路の設定等を実施する。

なお、通行の禁止・制限の実施に当たっては、道路管理者は県警察と相互に連絡協議する。

(4) 応援協力関係

町は、自ら応急工事の実施が困難な場合、知事へ応急工事の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請するほか、市町村相互応援協定に基づき他の市町村長へ応援を

要請する。

3 海上交通規制

(1) 港湾施設等の保全

港湾管理者は、港湾施設について早急に被災状況を確認し、東北地方整備局に対して被災状況を報告する。東北地方整備局及び港湾管理者は、港湾施設が被災した場合、緊急物資等の輸送ができるよう、防潮堤等の潮止め工事、航路・泊地のしゅんせつ、岸壁・物揚場の補強、障害物の除去等の応急工事を必要に応じ実施する。

また、漁港管理者は、漁港施設が被災した場合、緊急物資等の輸送ができるよう、上記の応急工事を実施する。

(2) 応援協力関係

町長は、自ら港湾施設等の応急工事の実施が困難な場合、知事へ応急工事の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

県は自ら港湾施設等の応急工事の実施が困難な場合、又は町からの応援要請事項の実施が困難な場合、自衛隊に応急工事の実施又はこれによする人員及び資機材について応援を要請する。

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

第26節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策

担当：防災部・水道部・建設環境部

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、日常生活及び社会・経済活動上欠くことのできない電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設の各施設（以下「各施設」という。）を防護し、その機能を維持するため、応急措置（応急復旧措置を含む。）を講ずる。

1 実施責任者

- (1) 地域内における各施設の応急対策は、それぞれの事業者が行う。
- (2) 町長は、応急措置が必要と認めた場合、各事業者（事業所）に応急措置を要請するとともにその実施に協力する。

2 応急措置の要領

応急措置については、各施設の事業者とあらかじめ協議した内容により実施する。

(1) 電力施設応急措置（東北電力株式会社 野辺地サービスセンター）

ア．体制確立

- (ア) 災害により、電力施設に被害が発生し、又は発生する恐れがあるときは「野辺地サービスセンター非常災害対策実施要綱」に基づいて災害対策本部を設置する。
- (イ) 災害対策本部は、災害の規模及び被害状況に応じて、第1非常体制・第2非常体制により応急対策を実施する。
- (ウ) 災害対策本部は、情報連絡、警戒指令及び緊急事態における復旧方針等の災害対策の基本的方針を決定し、迅速的確な応急対策を実施する。
- (エ) 災害対策本部は、被害が甚大で自所のみでは早期復旧が困難な場合は、支店災害対策本部に応援を要請する。

イ．要員及び資機材等の確保

災害対策本部は、応急復旧に必要な資機材等の確保と対策要員、資機材の輸送の円滑化を図るため、輸送ルートを選定、車両の確保に努める。

ウ．安全広報

- (ア) 災害により、電力施設に被害発生が予想され、又は被害が発生した場合は、あらかじめ定める体制により、情報の収集及び被害の早期把握に努める。
- (イ) 被害状況及び復旧状況について、町災害対策本部及び関係機関、報道機関等へ通報するとともに、広報車等により地域住民へ、その状況及び注意事項を周知するものとする。

エ．その他必要と認める事項

(2) ガス施設応急措置（一般社団法人青森県エルピーガス協会並び町内エルピーガス取扱店）

ア．体制確立

災害により施設が被害を受けた場合、又は被害が発生する恐れがある場合には、町内の指定工事事業者に応急措置を要請するものとする。要請を受けた指定業者は、災害状況に応じて、必要な人員及び資機材の確保を図るものとする。

イ．安全広報

災害の規模や状況に応じ、地域住民に対し、広報車及び無線放送等により安全広報を行う。

ウ．その他必要と認める事項

(3) 上水道施設応急措置（水道部水道班）

ア．体制確立

(ア) 災害により、水道施設に被害が発生し、又は発生する恐れがある場合は「野辺地町地域防災計画」に基づいて災害対策本部に参画する。

(イ) 災害対策本部水道部は、応急給水、水道施設の応急復旧等の具体的方針について決定する。

(ウ) 災害対策本部水道部は、応急復旧に必要な資機材の確保と対策要員、資機材の輸送の円滑化を図るため、輸送ルートを選定、車両の確保に努める。

イ．要員及び資機材等の確保

(ア) 給水、排水幹線及び軟弱な地域の給水管を重点的に巡回調査するとともに地域住民から漏水、断水などの通報があった場合は、水道事業者と連絡を密にして迅速な被害場所の現地調査を行う等、復旧対策の基礎となる被害状況の把握に努める。

(イ) 各施設の被害状況に応じて、バルブの閉止などの必要な措置を講じて、水の確保及び二次災害の防止を図る。

(ウ) 飲料水を確保するため、被害状況に応じて配水池を緊急遮断し、給水拠点とし、これに給水設備を設置して運搬給水に努める。

ウ．安全広報

(ア) 家庭飲料水の確保については、報道機関を利用して広報するとともに、広報車等により現状に即した広報活動を実施する。

(イ) 被害状況及び復旧状況について、関係機関、報道機関などへ通報するとともに、広報車等により地域住民へその状況及び注意事項を周知徹底させる。

エ．応援協力関係

上水道施設の被害状況に応じた復旧作業計画を作成し、復旧作業の順序を定めて応急復旧を実施する。

また、町は、自ら早期復旧が困難な場合、早期復旧に要する人員及び資機材の確保について、水道災害相互応援協定に基づき、県（健康福祉部長）へ応援を要請する。

オ．その他必要と認める事項

(4) 下水道施設応急措置（建設環境部都市計画班）

ア．体制確立

- (ア) 災害により、下水道施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあるときは「野辺地町地域防災計画」に基づいて災害対策本部に参画する。
- (イ) 災害対策本部建設環境部都市計画班は、情報連絡、警戒指令及び緊急事態における復旧方針等の災害対策の基本的な方針を決定し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。
- (ウ) 災害対策本部は、被害が甚大で町のみでは早期復旧が困難な場合は、関係工事業者に対して協力を要請する。
- (エ) 災害対策本部建設環境部都市計画班は、応急復旧に必要な資機材の確保と対策要員、資機材の輸送の円滑化を図るため、輸送ルートを選定、車両の確保に努める。

イ. 要員及び資機材等の確保

- (ア) 汚水、雨水管渠等については主要幹線及び地盤の軟弱な地域を重点的に人孔・路面の沈下等の目視調査を行うとともに住民通報や道路管理者からの通報を併せて迅速に現地調査を行い、復旧対策の基礎となる被害状況の把握に努める。
- (イ) 人孔の浮上や周辺地盤の沈下した箇所には、道路管理者と調整し安全柵(バリケード等)を設置し、安全対策を施す。
- (ウ) 汚水管渠の被災地域の、一般家庭等の水洗トイレ使用中止を広報車で周知させるとともに、被災状況の度合いに応じ簡易トイレの必要台数の把握に努め確保する。
- (エ) TVカメラ等により確認された管渠の欠損や土砂の流入により流下能力の減じた管路施設については、高圧洗浄車、バキュームカーによる浚渫や可搬式ポンプによる切り回しを実施し、被害の増破を防ぐ。
- (オ) 汚水管渠の不通区間について、汚水が大量に数ヶ所で漏れている所ではバイパス管を設置し、流入や人孔からの溢水による二次災害を防ぐ。
- (カ) 下水処理場、中継ポンプ場及びマンホールポンプ場についても迅速に被害調査を行い、状況の把握に努めるとともに、各施設の被害状況に応じ、火災、汚水流出、塩素漏洩等の防止対策を講じて二次災害の防止に努める。
- (キ) 各施設の被害状況に応じ、停電、破損等に対する応急措置を実施し、機能維持に努めるとともに、応急措置に必要な機材、資材の確保に努める。

ウ. 安全広報

- (ア) 各施設の被害状況は、機械、人員により把握するとともに関係機関から情報を収集する。
- (イ) 被害状況及び復旧状況について、関係機関、報道機関などへ通報するとともに、広報車等により地域住民へその状況及び注意事項を周知徹底させる。

エ. 応援協力関係

下水道施設の被害状況に応じた復旧作業計画を作成し、復旧作業の順序を定めて応急復旧を実施する。また、町長は、自ら早期復旧が困難な場合、応急復旧に要する人員及び資機材の確保について、市町村相互応援協定に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、知事へ応援を要請する。

オ. その他必要と認める事項

(5) 電気通信設備応急措置

(東日本電信電話株式会社青森支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ東北支社青森支店)

ア. 体制確立

災害により、電気通信設備が被害を受け、又は被害が発生する恐れがあるときは、東日本電信電話株式会社青森支店等において定める災害等対策実施細則に基づき、情報連絡室又は災害対策本部を設置する。

- (ア) 災害により電気通信設備が被害を受け、又はその恐れがあるときは、その規模・状況により災害情報連絡室又は災害対策本部を設置する。
- (イ) 設備の被害状況は、各設備調査により、把握するとともに、関係機関から道路状況及び災害情報を収集する。
- (ウ) 設備の被害状況及び復旧状況は、野辺地町災害対策本部及び関係機関、報道機関へ通報するものとする。

イ. 要員及び資機材等の確保

- (ア) 災害対策用機器、資材物品の点検及び出動準備
- (イ) 異常輻輳に対する措置の検討
- (ウ) 予備電源設備、移動電源車の稼働準備
- (エ) 出動要員の確保(呼び出し等を含む)
- (オ) 食糧、飲料水、燃料等の確保
- (カ) ポータブル衛星等により特設公衆電話の設置

ウ. 安全広報

広報車及び防災無線等により地域住民へその状況について広報を行う。

エ. 応急復旧

災害により電気通信設備に被害を受けたときには、東日本電信電話株式会社青森支店において定める災害等対策実施細則に基づき、直ちに応急復旧に当たるほか、災害の規模及び状況に応じて、災害対策用機器等を使用し通信の確保及び特設公衆電話を設置する。

オ. 非常通信、緊急通話の確保

災害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、一般加入電話の利用を段階的に制限し、重要加入電話及び該当公衆電話の通信を確保するが、異常輻輳状態が解消しないときは、それらに対しても段階的に利用を制限する。

- (ア) 電気通信設備の防水、防風、防雪、防火又は耐震の実施
- (イ) 可搬型無線機等の災害対策用機器及び車両
- (ウ) 予備電源設備、燃料及び冷却水等
- (エ) その他防災上必要な設備及び器具等

カ. その他必要と認める事項

(6) 放送施設応急措置

**(日本放送協会青森放送局、株式会社青森テレビ、青森放送株式会社、
青森朝日放送株式会社、株式会社エフエム青森)**

ア. 体制確立

町は、災害時において、地域内に放送施設を有する各事業者(各事業所)に対し、以下の措置を依頼する。なお、当該依頼に対する対応は、各事業者(各事務所)の自主判断とする。

(ア) 放送機等障害時の措置

放送機などの障害により一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更あるいは他の番組に切り替え、災害関連番組の送出継続に努める。

(イ) 中継回線障害時の措置

一部中継回線が断線したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線、他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

(ウ) 放送障害時の措置

災害のため、放送局の放送所から放送継続が不可能となったときは、その他の臨時の放送所を開設し、放送の継続に努める。

イ. 要員及び資機材等の確保

町は、日本放送協会に対し、災害時における受信機の維持、確保のため次の措置を講ずるよう依頼する。

(ア) 受信機の復旧

被災受信機の取扱いについて周知するとともに、被害受信機の復旧を図る。

(イ) 情報の周知

避難所その他有効な場所への受信機の貸与・設置等により、視聴者への周知を図る。

ウ. 安全広報

エ. その他必要と認める事項

第27節 石油燃料供給対策

担当：防災部

風水害等の災害時において、石油燃料供給不足に直面した場合でも、住民の安全や生活の確保、適切な医療等の提供、ライフライン等の迅速な復旧を行う施設・緊急車両等に必要な石油燃料を供給できるよう、必要な応急措置を講ずるものとする。

1 実施責任者

災害時の石油燃料供給対策に資する、平時からの住民への情報提供及び災害時の燃料供給対策等については、町長が県石油商業協同組合上北支部等と連携して行う。

2 実施内容

- (1) 国・県・市町村及び事業者は、関係機関相互の連携により、災害時における石油燃料の調達・供給体制の整備を図るものとする。
- (2) 町は、本計画に基づき石油燃料を調達するものとするが、石油燃料の不足が顕著で、県石油商業協同組合上北支部等と調整しても調達できない場合は、知事（商工政策課）に応援を要請する。

3 応援協力関係

応援の要請を受けた防災関係機関は、これに積極的に協力する。

第28節 相互応援協定等に基づく広域応援

担当：防災部

風水害等の大規模災害が発生した場合において応急対策活動を円滑に実施するため、地方公共団体相互の広域応援対策を講ずるものとする。相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の締結も考慮する。

1 実施責任者

締結した協定に基づく災害応急対策を実施するために必要な人員、資機材等の確保及び連絡調整等は、町長が行う。

2 応援の要請等

- (1) 町は、町内において大規模災害が発生し、町独自では十分に被災者の救援等の応急措置を実施できない場合は、次により応援を要請する。
 - ア．消防並びに水道施設の早期復旧及び給水の確保を除く応急措置については、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき、他の市町村へ応援を要請する。
 - イ．消防については、「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等へ応援を要請する。
 - ウ．水道施設の早期復旧及び給水の確保については、「水道災害相互応援協定」に基づき、水道災害救援本部長（県健康福祉部長）へ応援を要請する。
- (2) 町は、必要に応じ、広域航空消防応援（ヘリコプター）、他の都道府県の緊急消防援助隊による応援等について、知事から消防庁長官へ要請するよう求める。
- (3) 町は、他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料を交換するほか、連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点等他の市町村等の応援の受入体制を確立しておく。
- (4) 町長は、知事、指定地方行政機関の長、指定公共機関の長又は指定地方公共機関の長から応急措置の実施を要請され、又は労務、施設、物資の確保等について応援を求められた場合は、特別な理由がない限り、直ちに必要な対策を講ずるものとする。
- (5) 協定の締結状況

【協定の締結状況は資料編 p. 53（資料40）参照】

3 防災関係機関等との応援協力

町は、災害時において応急活動、復旧活動等が円滑に行われるよう、防災関係機関、関連事業者等と次のとおり協定を締結しているが、今後も体制強化のため協定締結の推進を図る。

【防災関係機関等との協定の締結状況は資料編 p. 53（資料41）参照】

第29節 自衛隊災害派遣要請

担当：防災部

風水害等の災害に際し、人命又は財産の保護のために特に必要と認められる場合には、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

1 実施責任者

知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求手続については、町長が行う。

2 災害派遣の要件等

(1) 要件

風水害等の災害に際して、人命又は財産の保護のため（公共性）、地方防災機関等では明らかに能力が不足すると判断され、かつ、自衛隊の人員、装備、機材によらなければ（非代替性）、その救援及び応急復旧が時機を失することとなる場合（緊急性）。

(2) 派遣活動の内容は、おおむね次のとおりとする。

- ア．被害状況の把握
- イ．避難の援助
- ウ．遭難者等の搜索救助
- エ．水防活動
- オ．消防活動
- カ．道路又は水路の啓開、障害物の除去
- キ．応急医療、救護及び防疫
- ク．人員及び物資の緊急輸送
- ケ．炊飯及び給水
- コ．救援物資の無償貸付、譲与
- サ．危険物の保安又は除去
- シ．その他必要に応じ、自衛隊の能力で対応可能な上記以外の措置

3 災害派遣の要請手続

(1) 要請連絡先

町長は、次の自衛隊災害派遣要請権者に対し、災害派遣の要請をするよう求める。

- ア．災害全般　　知事
- イ．海上災害　　第二管区海上保安本部長
- ウ．航空災害　　東京航空局三沢空港事務所長

なお、上記派遣の申し出をした場合は、災害の状況について最寄りの指定部隊（陸上自衛隊第9師団司令部）の長等に通報する。

また、町長は、知事への要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を最寄りの指定部隊の長に通知する。

派遣要請先

青森市	陸上自衛隊第9師団長	017-781-0161
むつ市	海上自衛隊大湊地方総監	0175-24-1111
三沢市	航空自衛隊北部航空方面隊司令官	0176-53-4121
弘前市	陸上自衛隊弘前駐屯地司令	0172-87-2111
八戸市	陸上自衛隊八戸駐屯地司令	0178-28-3111
	海上自衛隊第2航空群司令	0178-28-3011

(2) 町長の知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求手続

- ア．町長は、町に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊災害派遣を要請するよう求めることができる。
- イ．町長は、知事へ要求できない場合には、その旨及び町の災害の状況を災害派遣命令者（指定部隊の長）に通知することができる。この場合、町長は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。
- ウ．派遣の要請は文書によるものとし、次の事項を明らかにする。ただし、緊急の場合は、口頭、電話等によるものとし、事後速やかに文書を提出する。
- ・災害の状況及び派遣を要請する事由
 - ・派遣を希望する期間
 - ・派遣を希望する人員、車両、船舶、航空機等の概数
 - ・派遣を希望する区域及び活動内容
 - ・その他参考となるべき事項

(3) 自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で人命救助が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自主的に部隊等を派遣する。

4 派遣部隊の受入体制の整備

町長は、知事等から災害派遣の通知を受けたときは、次のとおり、派遣部隊の受入体制を整備する。

- (1) 派遣部隊の人員数及び到着日時、場所その他の決定事項の確認
- (2) 派遣部隊との連絡責任者の決定
- (3) 宿舎又は宿营地及び宿営に関する物資の準備
- (4) 使用資機材等の準備
- (5) 駐車場所、ヘリコプター離着陸場所の選定

【ヘリコプター離着陸場所・車両駐車場所は資料編 p.54（資料42.43）参照】

- (6) その他必要な事項

5 派遣部隊の撤収

町長は、他の機関をもって対処できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となった

ときは、派遣部隊の撤収について派遣部隊の長と協議し、撤収について知事等に要請する。

6 経費の負担

町が負担する経費は、次を基準とする。

- (1) 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるために通常必要とする燃料を除く）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費を含む）及び入浴料
- (3) 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊以外の資材、機材等の調達、借上げ及びそれらの運搬、修理費
- (4) 県が管理する有料道路の通行料

7 その他

災害発生時に、自衛隊の応援部隊等を迅速かつ円滑に受け入れることができるよう、町長は、知事及び自衛隊の協力を得て、あらかじめ活動拠点候補地（付帯施設を含む。）を整理し、平時から適切な情報共有体制を構築しておく。

第 号
年 月 日

青森県知事

殿

野辺地町長

災害派遣に関する申し出について

標記の件に関し、下記により部隊の派遣方を申し出ます。

1	災害の種類	洪水、津波、地震、火災、その他
2	要請の目的	人命救助、災害復旧、消火、その他
3	派遣を希望する区域	地区
4	派遣を必要とする期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
5	被害状況	
6	派遣を希望する人員及び機器の概数（車両、船舶、航空機等）	
7	派遣先の責任者	
8 その他	（１）宿泊	要請者で準備 自衛隊で準備
	（２）食料	要請者で準備 自衛隊で準備
	（３）資材	要請者で準備 自衛隊で準備

第30節 県防災ヘリコプター運航要請

担当：防災部・消防部

風水害等の災害時において、災害応急対策活動、火災防御活動、救助活動及び救急活動を迅速かつ的確に行うため、県防災ヘリコプターの運航要請に関し定めるものとする。

1 実施責任者

県防災ヘリコプターの運航要請は、町長及び北部上北広域事務組合消防長が行う。

2 運航要請の要件

- (1) 公共性 災害等から住民の生命財産を保護し、被害軽減を図る目的であること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。
- (3) 非代替性 県防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。

3 活動内容

(1) 災害応急対策活動

被害状況の偵察、情報収集等
救援物資、人員等の搬送
災害に関する情報、警報等の伝達等災害広報等

(2) 火災防御活動

林野火災における空中消火
偵察、情報収集
消防隊員、資機材等の搬送等

(3) 救助活動

中高層建築物等の火災における救助等の活動
山岳遭難及び水難事故等における捜索・救助
高速自動車国道及び自動車専用道路上の事故救助等

(4) 救急活動

交通遠隔地からの傷病者搬送等

4 運航要請の方法

運航要請は、次の事項を電話等により通報した後、速やかに県防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第1号）により行う。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (5) 県防災ヘリコプターが離着陸する飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

(6) 応援に要する資機材の品目及び数量

(7) その他必要な事項

5 受入態勢

町長又は北部上北広域事務組合消防本部消防長は、県防災ヘリコプターの運航要請をしたときは、知事と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次に掲げる受入態勢を整える。

(1) 離着陸場所の確保及び離着陸場所周辺の警備等の安全確保対策

(2) 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への引継手配

(3) 空中消火を行う場合は、空中消火基地の確保

(4) その他必要な事項

様式第 1 号

青森県防災ヘリコプター緊急運航要請書

1	要請市町村等名	TEL: 発信者	
2	災害の種別	行方不明・事故・救急・火災・自然災害・その他 ()	
3	要請の内容	捜索・救助・空中消火・傷病者搬送・偵察・広報・撮影・輸送・その他 ()	
4	消防覚知時間	平成 年 月 日 () 時 分	
5	県への要請時間	平成 年 月 日 () 時 分	
6	発生場所	(市・町・村) 字 番地 (目標) (離着陸場所)	
7 捜 索 ・ 救 助 の 場 合	要救助者	氏名 (男・女) 歳 (M. T. S. H. 年 月 日生) 住所 TEL: 職業	
	要救助者に係る特記事項	※既往症 など	
8	災害の概況 (事故等の状況、地上の捜索体制、ヘリの活用方法等を記載すること) ----- ----- ----- ----- -----		
9	現場指揮者	所属・職・氏名	
10	現場との連絡手段	無線等種別 携帯電話等 コールサイン等	
11 傷 病 者 輸 送 等 の 場 合	傷 病 者	氏名 (男・女) 歳 (M. T. S. H. 年 月 日生) 住所 TEL: 職業	
	傷病名・症状 搬出病院・離着陸場 受入病院・離着陸場 搬送車両所属名 同乗者(医師名) 等		
12	気象状況	天候 風向 風速 m/sec 気温 °C 視界 m 気象予警報 (警報・注意報)	
13	必要資機材		
14	その他必要事項		
地図 (目標物が明確な大きめの図面を添付すること。)			

※以下の項目は可否決定後連絡します。

1 使用無線等	無線種別（全国共通波、県内共通波、その他） 現地指揮本部（車）呼出名（コールサイン）
2 到着予定時間	平成 年 月 日（ ） 時 分
3 活動予定時間	時間 分
4 燃料の手配	要手配・手配不要 L（ドラム缶 本）

特記事項	
------	--

第5章 雪害対策、事故災害対策計画

雪害、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、大規模な林野火災についての予防対策及び応急対策は、それぞれ次のとおりとする。

第1節 雪害対策

担当：防災部・建設環境部・産業部・水道部・教育部・消防部

第5章
第1節

1 予防対策

積雪時における雪害を未然に防止し、又は拡大を防止し、産業の機能及び地域住民の生活を確保するため、道路交通の確保、生活関連施設の整備、農林漁業の生産条件の確保を図る。

1. 雪害に強いまちづくり

- (1) 地域の特性に配慮しつつ、豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、なだれ災害等の雪害に強いまちづくりを行う。
- (2) 住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。
- (3) 消防機関、福祉関係機関、自治会、自主防災組織等と連携し、自力で除雪作業を実施できない要配慮者宅の状況を訪問等により把握し、除雪が必要な場合は、これらの世帯の除雪作業の実施に努める。
また、必要によっては、除雪業者のあっせんを行う。
- (4) 広報等により、屋根雪等による事故防止について、住民に対する啓発に努める。
- (5) 積雪期における避難所、避難路の確保に努めるとともに、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ、防寒用品等）の備蓄に努める。

2. 情報の収集・連絡体制の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

3. 災害応急体制の整備

- (1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。
- (2) 災害時における応急活動に関し、平常時から関係機関との連携体制の強化を図る。

4. 捜索、救助・救急及び医療活動体制の整備

- (1) 医療機関等との連絡・連携体制の整備を図る。
- (2) 災害時の捜索、救助・救急活動に備え、資機材等の整備に努める。また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

5. 道路交通対策

除雪機械、消融雪設備等を計画的に整備するとともに、生活道路を含めた面的雪処理を地域ぐるみで推進する。また、降雪期前に関係機関と協議の上、毎年「道路除雪計画」を策定し、除（排）雪を計画的に実施する。

6. 交通、通信等の確保

地域経済活動の基幹的役割を果たしているのみならず、日常生活に欠くことのできない交通、通信、電力供給の積雪期における確保に万全を期する。

7. 上下水道施設

- (1) 積雪、なだれによる施設の破損及び凍結による屋外施設の破損を防止するため、設計、施工時に耐雪対策に十分な検討を行い、適切な運転管理が行える構造とする。
- (2) 上水道にあっては、水源地等の施設が除（排）雪による影響を受けないよう、標識又は柵等で注意を喚起する。

8. 農林水産業の生産条件の確保

(1) 果樹等の枝折れ防止

果樹等の枝折れ防止のため、技術指導を行う。

(2) ビニールハウスの破損防止

積雪に耐えうる強度のビニールハウスの設置を推進するとともに、側壁部の除雪を行うための棟空間を確保するよう指導する。

(3) 越冬作物等の被害防止

積雪期間の長期化による越冬作物等の被害を防止するため、関係機関を通じて消雪指導を行う。

(4) 越冬飼料の確保

冬期間の輸送事情の悪化などによる家畜飼料の不足に対処するため、適正な越冬飼料の備蓄を指導する。

(5) 牛乳輸送の円滑化

牛乳輸送の円滑化を図るため、合理的な集乳路線の確保や乳質保全等を指導する。

(6) 農畜産物の滞貨防止

豪雪によるりんご等の農畜産物の滞貨を防止するため、気象状況に応じた計画的出荷を指導する。

(7) 春季消雪の促進

春季農作業を計画的に進めるために積雪調査を行って、その実態を把握するよう指導し、必要に応じて消雪指導を行う。

(8) 漁業遭難の防止

冬期出漁による遭難を防止するため、関係機関の連絡、指導を強化し、風雪時における漁業遭難防止の徹底を図る。

9. 生活環境施設の整備

積雪による住民の教育、保健衛生、社会福祉、消防、防災の分野での障害の除去・軽減を図るため生活環境施設の整備に努める。

10. 地域保全施設の整備

なだれ、融雪出水、地すべり等の災害に対処するための治水、治山、農地保全等の諸施設を総合的に整備し、河川、水路等の改修を推進する。

11. 町と住民等の連携

雪害を防止するために、住民一人ひとりの克雪意識の啓発を図るとともに、町と住民が一体となって雪と取り組む体制の確立に努める。

12. 文教対策

(1) 通学路の確保

通学路を確保するため、除雪体制を整備する。

(2) 施設内における非常口の確保

学校等の施設内における事故発生に備えて、常に非常口周辺を除雪し、確保する。

(3) 落雪による事故防止

校舎及び屋内運動場等の屋根からの落雪による事故を未然に防止するため、必要な措置を講ずる。

(4) 学校建物の雪害防止

校舎及び屋内運動場等の屋根の雪おろしについては、あらかじめ計画をたてて実施する。

13. 防雪対策

(1) なだれ災害予防対策

ア. なだれ防止設備の整備

(7) 道路のなだれ防止設備の整備

道路の保全及び交通の安全を確保するため、予想されるなだれ発生危険箇所に、なだれ防止柵、なだれ防護擁壁等のなだれ防止設備を整備する。

(イ) なだれ防止林の造成

道路、農地、公共施設、住家等で、特になだれの危険が予想される箇所については、

なだれ防止林の造成を行う。

(ウ) 集落を保全するなだれ防止設備の整備

なだれによる災害から人命を守るため、集落の保護を対象としたなだれ危険箇所について、なだれ予防柵等のなだれ防止設備を整備する。

イ. なだれ危険箇所の警戒

(7) 危険箇所の点検

道路、農地、公共施設、住家等で、特になだれの危険が予想される箇所については適宜点検を実施し、なだれの早期発見に努め、事故の防止を図る。

(イ) 標識の設置

なだれの危険箇所を一般に周知するため、主要交通道路及び通学路等を重点として必要箇所に標識を設置する。

(ウ) 事故防止体制

なだれの発生による事故を防止するため、危険道路及び危険地域の警戒体制を強化し、交通規制及び迂回路の開設及び避難措置等必要な事故防止措置を講ずる。

(2) 地吹雪災害予防対策

ア. 道路の地吹雪対策設備の整備

交通の安全を確保するため、地吹雪多発地域に防雪柵、スノーシェルター、視線誘導標識等の吹きだまり対策設備、視程障害対策設備を整備する。

イ. 地吹雪多発地域の警戒

(ア) 地吹雪多発地域において、道路パトロール等を強化し、交通状況や路面状況を随時把握する。

(イ) 地吹雪による事故を防止するため、テレビ、ラジオ等を通じて、地吹雪の発生状況や道路情報を適宜提供し、交通規制等必要な事故防止措置を行う。

(3) 着雪災害予防対策

ア. 電線着雪対策

着雪による断線や送電鉄塔の倒壊を防止するため、電力会社に対して送電線の難着雪化を働きかける。

イ. 交通標識の着雪防止

交通標識の着雪を防止するため、標識板への発熱体の取付け、標識板の傾斜取付けなど、着雪防止法を講ずる。

ウ. 果樹等の着雪防止

果樹等の着雪防止は、８．「農林水産業の生産条件の確保」により実施する。

(4) 融雪災害予防対策

ア. 融雪出水対策

融雪出水対策は、第３章第16節「水害予防対策」によるほか、秋口には河中の障害物を取り除くなど、河川の維持管理の徹底を図る。

イ. 融雪期の地すべり対策

融雪期の地すべり対策は、第３章第18節「土砂災害予防対策」により実施する。

14. 屋根雪等の処理

屋根雪による事故を防ぐため、計画的な雪下ろしの奨励、雪止め、防雪柵の設置及び屋根雪処理システム（耐雪構造システム、無落雪システム、消・融雪システム）の普及を図る。

15. 雪害対策に関する観測等の推進

降雪量、積雪量等の観測体制、設備の充実・強化等を図る。

16. 防災訓練の実施

積雪・なだれ等を想定した防災訓練を実施し、災害時の対応についての周知徹底を図るほか、関係機関等が相互に連携した実践的な訓練の実施に努める。

2 応急対策

豪雪時における産業の機能低下の防止及び地域住民の生活を確保するため、道路交通の確保を最重点とした除雪対策等を行う。

1. 実施責任者

町は、豪雪時において、国、県及びその他防災関係機関との連絡調整等を行うとともに、住民の生活確保のために町道等の除排雪を行う。

2. 道路の交通確保

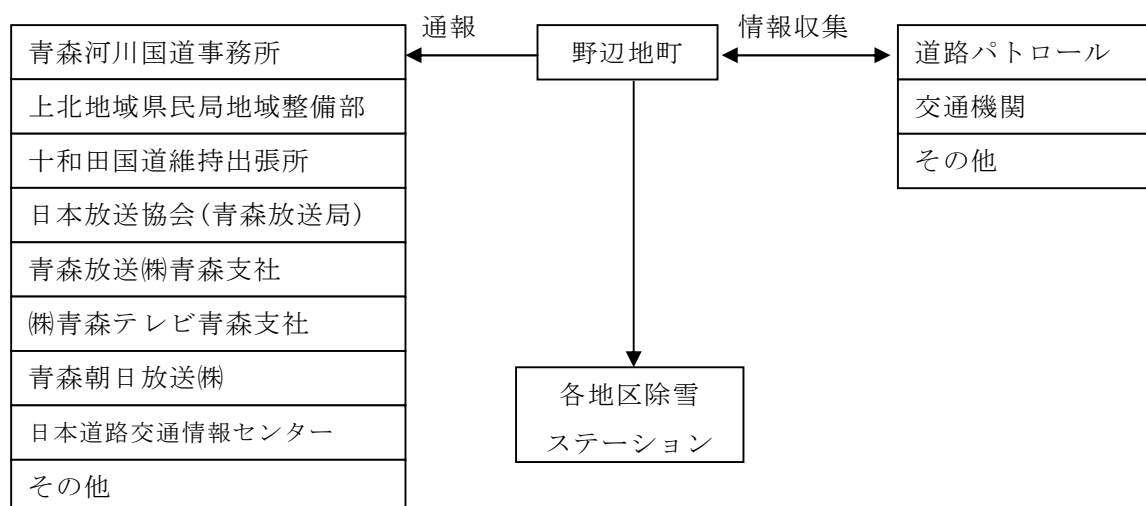
(1) 情報の収集、連絡

ア．道路パトロールを実施し、特に路面、法面の状況（路面凍結、橋面凍結、圧雪の状況、雪庇等の有無）を把握する。

イ．本計画に基づき、雪害防止に必要な情報の収集伝達を行う。

ウ．異常事態が発生した場合は、速やかに日本放送協会（青森放送局）、青森放送（株）青森支社、（株）青森テレビ青森支社、青森朝日放送（株）、県交通管制センター、日本道路交通情報センター、県上北地域県民局地域整備部、国土交通省青森河川国道事務所等に通報する。

○豪雪時における連絡系統図



(2) 豪雪災害時における体制

町を管轄する上北地域県民局地域整備部内に「青森県除雪事業計画」の地区警戒体制等が敷かれた場合、上北地域県民局地域整備部と連絡を密にし、次により道路交通確保に万全を期する。

- ア．道路及びこれに関する情報連絡の強化
- イ．除雪機械及びオペレーターの借上げ、応援に関する事前手配
- ウ．除排雪作業の強化及び計画的検討
- エ．除雪時期の検討
- オ．パトロール強化及び写真その他資料の準備

(3) 緊急確保路線の除雪区分と除雪目標

豪雪となった場合、交通確保すべき路線の除雪区分と除雪目標を次のとおりとする。

区 分	日交通量のおよその基準	除 雪 目 標
第 1 種	1,000 台以上／日	2 車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。 異常降雪時には、降雪後 5 日以内に 2 車線確保を図る。
第 2 種	500～1,000 台／日	2 車線幅員確保を原則とするが、状況によっては、1 車線幅員で待避所を設ける。 異常降雪時には、約 10 日以内に 2 車線又は 1 車線の確保を図る。
第 3 種	500 台未満／日	1 車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。 状況によっては、一時交通不能となってもやむを得ない。

3. 消防救急医療業務体制の確保

北部上北広域事務組合消防本部消防計画による。

4. 生活関連施設の確保

(1) 通学通園路の確保

豪雪時には、町は、町民と協力し通学通園路を確保する。

(2) 堆雪場の指定

堆雪場は、公共用地をもって充てる。民有地を使用する場合は、所有者と協議してその都度決める。

5. 鉄道交通の確保

(1) 積雪期における規定ダイヤによる運行の確保のため、除雪体制（車輛、機械、人員及び施設）の整備拡充を働きかける。

(2) 停車場構内等の増配線を実施し、除雪能力、操車能力の強化を働きかける。

6. 通信、電力供給の確保

送信線、送電線の切断等の雪害の未然防止に努め、異常事態が発生した場合は早急に対応できるよう働きかける。また、町はそれぞれの事業者を除雪状況等の情報を提供し万全を期するよう働きかける。

7. 交通安全対策及び交通の円滑化対策

(1) 路上駐車車両は、除（排）雪の障害及び交通渋滞の原因となることから、路上駐車車両の追放を徹底する。

また、野辺地警察署との緊密な連携のもと、路上駐車車両をなくするよう指導する。

(2) 気象状況やなだれ等による交通の危険状況に応じて、野辺地警察署との緊密な連携のもと、交通の規制を実施する。

(3) 除（排）雪作業を実施する場合、野辺地警察署との緊密な連携のもと、交通の安全確保、除（排）雪作業の円滑化を図るため、交通の整理を行う。

また、交通の規制が必要な場合は、緊急交通規制の実施を要請する。

8. 除排雪困難者の除排雪対策

一人暮らしの高齢者、障害者、母子家庭等の除排雪困難者について消防機関等（消防団、ボランティア等）の協力を得て、屋根雪等の排除に万全を期する。

9. 応援協力関係

- (1) 町自らの除（排）雪の実施が困難な場合、除（排）雪の実施又はこれに要する除（排）雪機械及びオペレーターの確保について県へ応援を要請するほか、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。
- (2) 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第29節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第2節 海上災害対策

担当：産業部・防災部・消防部・医療保健部

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合及び船舶からの油、危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、次のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

I 海難対策

1 予防対策

海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施する。

1. 船舶の安全性及び安全な運航の確保

船舶所有者等及び漁業協同組合は、気象情報の把握に努め、海難を未然に防止するため必要な措置を講ずるとともに、職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備する。

2. 情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

3. 災害応急体制の整備

- (1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。
- (2) 災害時における応急活動に関し、平常時から関係機関との連携体制の強化を図る。

4. 捜索、救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

(1) 災害発生事業所の措置

危険物等の種類に応じた化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努める。

(2) 町の措置

危険物等の種類に応じた化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努める。

また、災害時の医療活動に備え、資機材等の整備に努める。

5. 防災訓練の実施

第二管区海上保安本部（青森・八戸海上保安部）等の国の機関、県、県警察、民間救助・防災組織、関係事業者及び港湾管理者等と相互に連携し、大規模海難を想定した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

2 応急対策

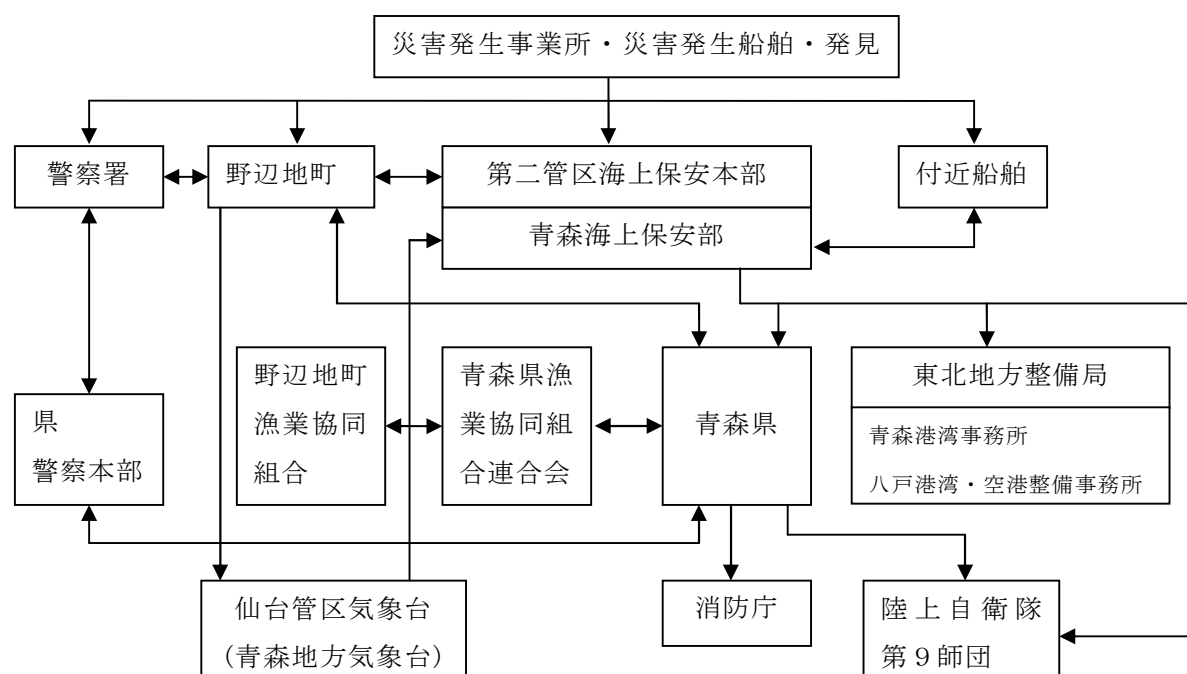
海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、被害の拡大を防止し、又は軽減するため、次のとおり応急対策を講ずる。

1. 実施責任者

海難による被害の拡大防止措置に係る関係機関との連絡調整、その他必要な措置は町長が行う。

2. 情報の収集・伝達

海難が発生し、又は発生するおそれがある場合における情報の収集、伝達は次のとおりとし、災害情報連絡のため通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。



3. 活動体制の確立

町及び災害発生事業所は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

4. 搜索活動

第二管区海上保安本部（青森海上保安部）、県及び野辺地警察署は、関係機関と緊密に協力のうえ、船舶及び航空機等多様な手段を活用して搜索活動を実施する。

5. 救助・救急活動

(1) 災害発生事業所の措置

救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

(2) 町の措置

救出・救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

(3) 防災関係機関の措置

ア. 第二管区海上保安本部（青森海上保安部）の措置

被災者の救助・救急活動を行い、必要に応じ民間救助組織（青森県水難救済会）等と連携する。

イ. 県及び野辺地警察署の措置

救出・救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

6. 医療活動

医療活動については第4章第15節「医療、助産及び保健」により実施する。

7. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第17節「輸送対策」及び同章第25節「交通対策」により実施する。

8. 災害広報・情報提供

災害時の広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整え、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

9. 応援協力関係

- (1) 町自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。
- (2) 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第29節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

Ⅱ 海上流出油等及び海上火災対策

1 予防対策

重油等の大量流出等による海洋汚染、火災、爆発等を未然に防止し、又は被害を軽減するため、関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施する。

1. 船舶の安全性及び安全な運航の確保

船舶の安全性及び安全な運航の確保については、本節「Ⅰ 海難対策」の「船舶の安全性及び安全な運航の確保」により実施する。

2. 情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制等の整備については、本節「Ⅰ 海難対策」の「情報の収集・連絡体制等の整備」により実施する。

3. 災害応急体制の整備

災害応急体制の整備については、本節「Ⅰ 海難対策」の「災害応急体制の整備」により実施する。

4. 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

救助・救急、医療及び消火活動体制の整備については、本節「Ⅰ 海難対策」の「搜索、救助・救急、医療及び消火活動体制の整備」により実施する。

5. 流出油・漂着油防除体制等の整備

油等が大量に流出・漂着した場合等に備えて、オイルフェンス等の防除資機材を整備する。

6. 防災訓練の実施

第二管区海上保安本部（青森・八戸海上保安部）等の国の機関、県、県警察、民間救助・防災組織、関係事業者及び港湾管理者等と相互に連携し、重油等の大量流出等による海洋汚染、火災、爆発等を想定した広域的、実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

2 応急対策

沿岸海域において油等の漏えい、流出、漂着、火災等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、被害の拡大を防止し、又は軽減するため、次のとおり応急措置を講ずる。

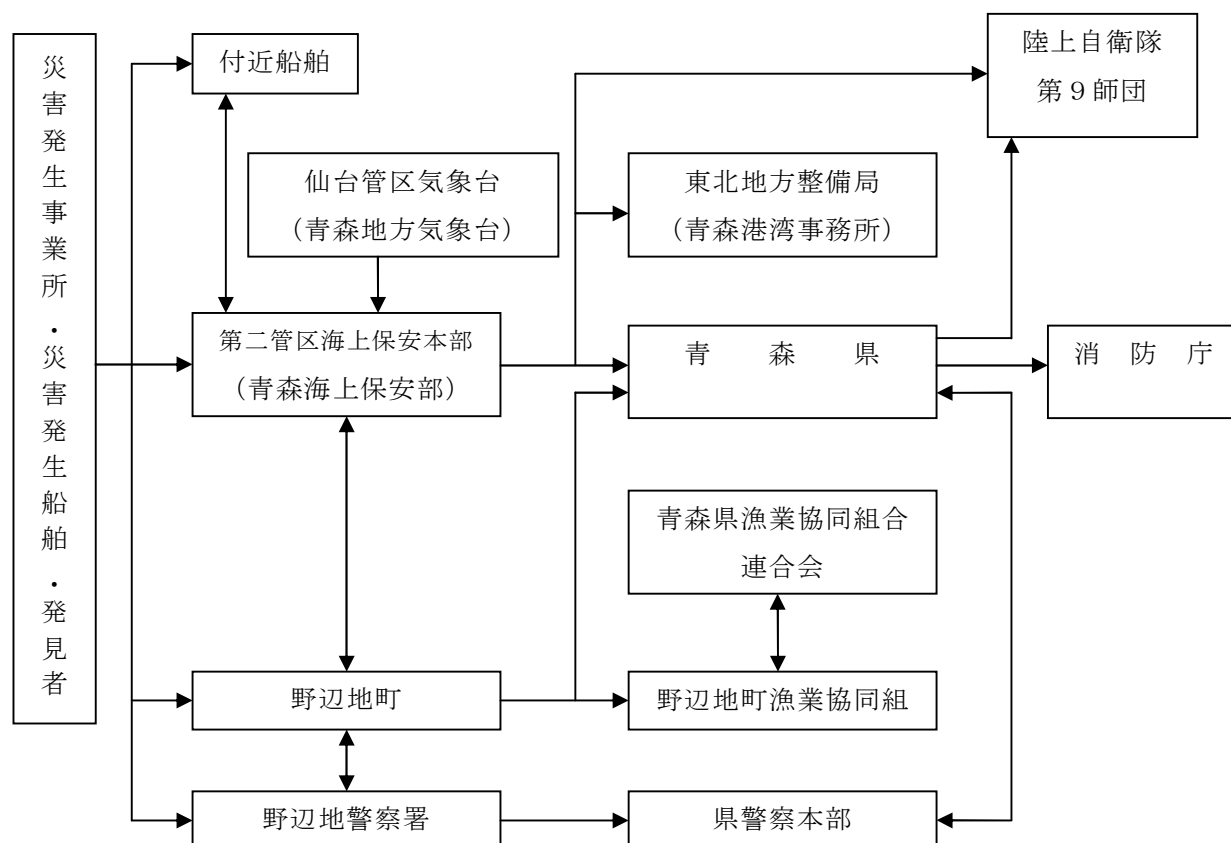
1. 実施責任者

流出油防除、災害拡大防止の措置等に係る関係機関との連絡調整、その他必要な措置は、町長が行う。

2. 情報の収集・伝達

沿岸海域において油等の漏えい、流出、漂着、火災等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、情報の収集、伝達は次のとおりとし、災害情報連絡のため通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、大型タンカー火災、港湾内のタンカー火災（火災が発生するおそれのあるものを含む。）については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。（『火災・災害等即報要領』）



3. 活動体制の確立

県と協力して、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

4. 捜索活動

第二管区海上保安本部（青森海上保安部）、県及び野辺地警察署は、関係機関と緊密に協力のうえ、船舶及び航空機等多様な手段を活用して捜索活動を実施する。

5. 救助・救急活動

(1) 災害発生事業所の措置

救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

(2) 町の措置

救出・救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

(3) 防災関係機関の措置

ア. 第二管区海上保安本部（青森海上保安部）は、被災者の救助・救急活動を行う。

イ. 県及び野辺地警察署は、救出・救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

6. 医療活動

医療活動については第4章第15節「医療、助産及び保健」により実施する。

7. 油等の大量流出に対する応急対策活動

沿岸海域において、油等が大量に流出・漂着等した場合や海上火災があった場合の応急対策は次により実施する。

(1) 災害発生事業所（船舶の所有者、管理者、占有者等を含む。）の措置

ア. 所轄消防機関、第二管区海上保安本部（青森海上保安部）、又は町等関係機関に災害発生について直ちに通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対し注意を喚起する。また、必要に応じ、付近住民に避難するよう警告する。

イ. 自衛消防隊、その他の要員により次の流出油等の防除活動及び消火活動を実施するとともに、必要に応じ他の関係企業に応援協力を求める。

(ア) 大量油の流出があった場合

- a オイルフェンスの展張、その他流出した油の拡がりを防止するための措置をとる。
- b 損傷箇所を修理するとともに、さらなる残油の流出を防止するための措置をとる。
- c 損壊タンク内の残油を抜き取る、又は他の損壊していないタンクへ移し替える。
- d 流出した油の回収作業を行う。
- e 流出した油の海岸漂着を防止できない場合は、油が漂着した海岸で回収作業を行う。
- f 油処理剤を散布し、流出油の処理を行う。

（なお、油処理剤の使用については十分留意する。）

(イ) 危険物の流出があった場合

- a 損傷箇所の修理を行う。
- b 損壊タンク内の危険物を抜き取る、又は他の損壊していないタンクへ移し替える。
- c 薬剤等により、流出した危険物の処理を行う。
- d 火気の使用制限を行い、ガス検知を実施する。
- e 船舶にあっては、曳航索の垂下を行う。
- f 船舶にあっては、安全な海域へ移動し、投錨する。
- g 消火準備を行う。

(ウ) 海上火災が発生した場合

- a 放水、消火剤の散布を行う。
- b 付近にある可燃物を除去する。
- c 火災の発生していないタンク等への冷却放水を行う。
- d 火点の制御を実施する。
- e 船舶にあっては、曳航索の垂下を行う。
- f 船舶にあっては、安全な海域へ移動し、投錨する。

ウ. 第二管区海上保安本部（青森海上保安部）又は消防機関に対し、爆発性、引火性物品の所在施設、船舶の配置及び災害の態様を報告するとともに、その指示に従い、積極的に消火活動及び流出油等防除活動に協力する。

エ. 災害発生事業所のみによる油等の流出の防止、除去及び消火活動が困難な場合は、海上災害防止センターに業務を委託する。

(2) 町の措置

ア. 被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対し、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ、又は一般住民の立入制限、退去等を命ずる。

イ. 回収油等の仮置き場所を確保するとともに、海上流出油及び沿岸漂着油等の防除活動を行う。また、地元海面の浮流油を巡視、警戒し、環境モニタリング等必要な措置を講ずる。

ウ. 事故貯油施設の所有者等に対し、海上への石油等流出防止措置について指導する

エ. 消防計画等により消防隊を出動させ、第二管区海上保安本部（青森海上保安部）と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、流出油等の拡散防止活動及び消火活動を実施する。消火活動を実施するに当たっては、陸上への波及防止について、十分留意して行う。

オ. 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合、又はさらに消防力等を必要とする場合は、陸上における火災の場合に準じて、他の市町村又は県その他の防災関係機関に対して、応援の要請を行う。

(3) 防災関係機関の措置

ア. 第二管区海上保安本部（青森海上保安部）の措置

(ア) 災害応急対策上必要な資機材の確保及び輸送を行う。

(イ) 付近船舶の安全を確保するため、巡視船艇及び航空機による現場付近海域の警戒を行う。

(ウ) 付近船舶の安全を確保するため、航行の制限又は禁止及び移動命令等必要な措置を行うとともに、付近海域における火気使用の制限又は禁止等の措置を講ずる。

(エ) 災害発生船舶又は施設に対し、災害局限措置の指示を行う。

(オ) 船体並びに流出油等の非常処分を行う。

(カ) 巡視船艇を出動させ、関係市町村（消防機関）と連携し、港湾関係団体等の協力を得て流出油等の拡散防止、除去活動及び消火活動を実施する。消火活動を実施するに当たっては、陸上への波及防止について、十分留意して行う。なお、業務協定により、①埠頭又は岸壁に繋留された船舶及び上架又は入渠中の船舶、②河川湖沼における船舶の消

火活動は、主として消防機関が担任し、①及び②以外の船舶の消火活動は主として海上保安官署が担任し、それぞれ相互に協力して消火活動を行う。

- (キ) 航行船舶の避難誘導活動等必要な措置を講ずるとともに、流出の原因者等が必要な措置等を講じていない場合は、措置を講ずるよう命ずる。
- (ク) 油等が大量に流出した場合であって、原因者側の対応が不十分なときは、自ら防除を行うなど被害を最小限に食い止めるための措置を講ずる。
- (ケ) 緊急に防除のための措置を講ずる必要がある場合において、原因者が防除措置を講じていないと認められるとき、又は防除措置を講ずるいとまのないときは、海上災害防止センターに指示する。
- (コ) 大量の油等の流出や多数の者の遭難を伴う船舶の火災等港湾の機能を停止させるような大規模な事故が発生し、自己の消防力等では対処できない場合又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請するとともに、防災関係機関等に対して応援を要請する。また、化学消火薬剤等必要資機材の確保が困難である場合は、県へその確保につき応援協力を求める。
- (サ) 大量の油等の流出事故が発生した場合、必要に応じ、関係行政機関の長等に対し、海上汚染を防止するために必要な措置を講ずることを要請する。

イ. 国土交通省東北地方整備局の措置

油流出事故が発生した場合、要請等を受けて、油回収船を出動させ、防除活動を行う。

ウ. 仙台管区气象台（青森地方气象台）の措置

気象・海象に関する情報を提供する。

エ. 野辺地警察署の措置

海上事故により油等が大量に流出した場合、関係機関と緊密に連携して地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を実施するとともに、海上流出油等の防除活動を行う。

オ. 県の措置

- (ア) 沿岸に漂着した海上流出油等に対処するため、関係機関と協力の上、油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずる。
- (イ) 第二管区海上保安本部（青森海上保安部）又は関係市町村から化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援の要請を受けたときは、積極的に協力するとともに、その他陸上火災に準じて必要な措置をとる。

カ. 港湾・漁港管理者の措置

港湾・漁港管理者は、港湾・漁港施設に及ぶ被害の防止措置を講ずるとともに、港湾機能に支障を来すおそれがある場合、又は第二管区海上保安本部（青森海上保安部）若しくは関係市町村から協力を求められた場合は、曳き船等により、積極的に災害応急活動等に協力する。

キ. 青森県沿岸排出油等防除協議会の措置

大量の油が流出し、沿岸に漂着又はそのおそれがある場合であって、排出油防除活動とする場合、青森県沿岸排出油等防除協議会会長又は地区部会長は、会員の全部又は一部を

招集し、原因者等を含め協議調整のうえ関係する会員に出動を要請し、必要と認められるときは総合調整本部を設置し防除活動の調整を行う。

8. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第17節「輸送対策」及び同章第25節「交通対策」により実施する。

9. 災害広報・情報提供

災害時の広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整え、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

10. 応援協力関係

- (1) 町自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。
- (2) 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第29節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第3節 航空災害対策

担当：防災部

空港及びその周辺並びにその他の地域において、民間機、自衛隊機、米軍機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して被害の拡大を防止し、又はその軽減を図るため、次のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

1 予防対策

航空災害を未然に防止するため、関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施する。

1. 情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

2. 災害応急体制の整備

- (1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。
- (2) 災害時における応急活動に関し、平常時から関係機関との連携体制の強化を図る。

3. 捜索、救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

救助・救急及び消火活動を実施するための資機材等の整備に努める。また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

4. 防災訓練の実施

空港管理者、航空運送事業者、県、東京航空局（三沢空港事務所）、県警察、自衛隊等と相互に連携した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

2 応急対策

航空機の墜落炎上等による災害から地域住民等を守るため、防災関係機関は、早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

1. 実施責任者

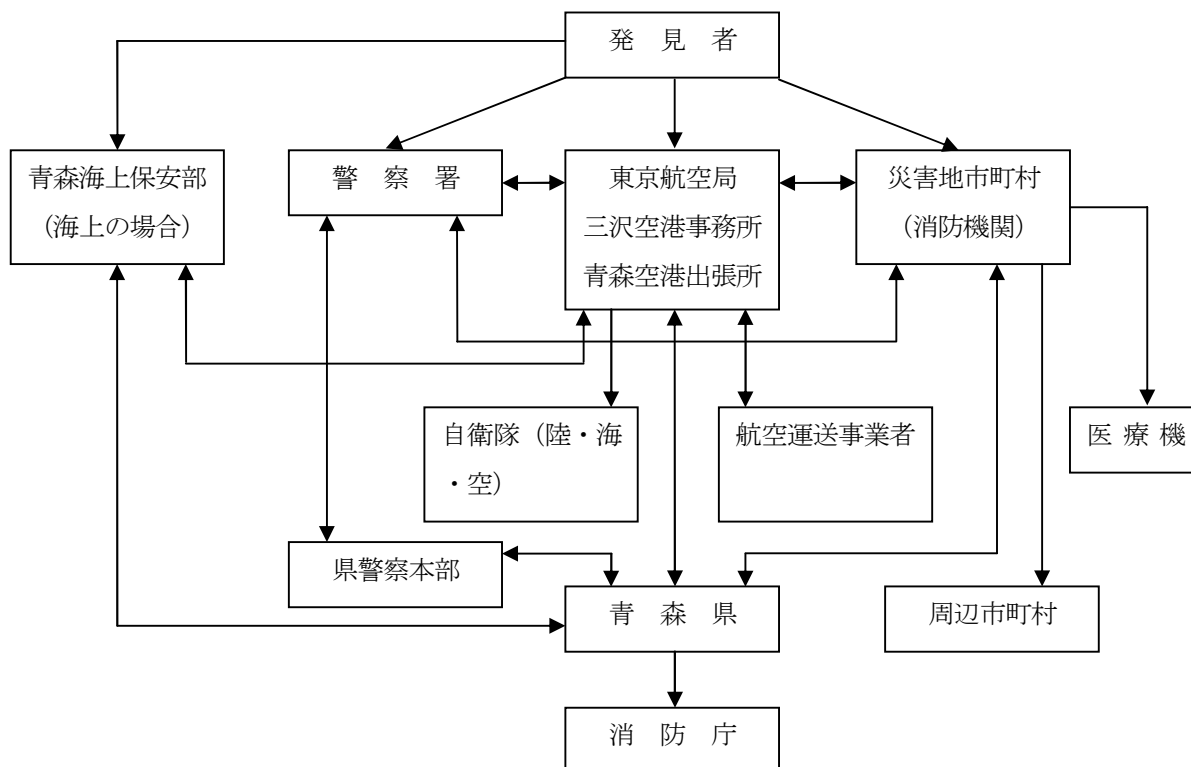
航空災害の被害の拡大の防止措置に係る関係機関との連絡調整、その他必要な措置は町長が行う。

2. 情報の収集・伝達

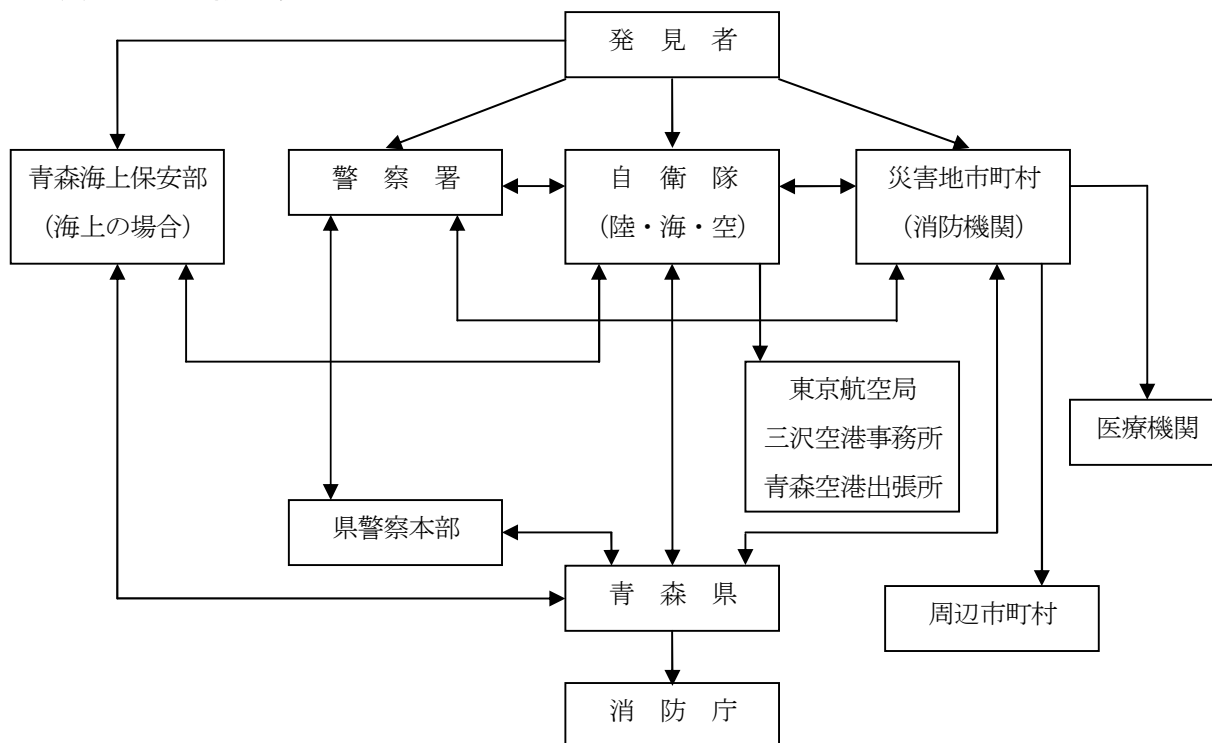
航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、情報の収集伝達は次のとおりとし、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、航空機火災（火災が発生するおそれのあるものを含む。）については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。（『火災・災害等即報要領』）

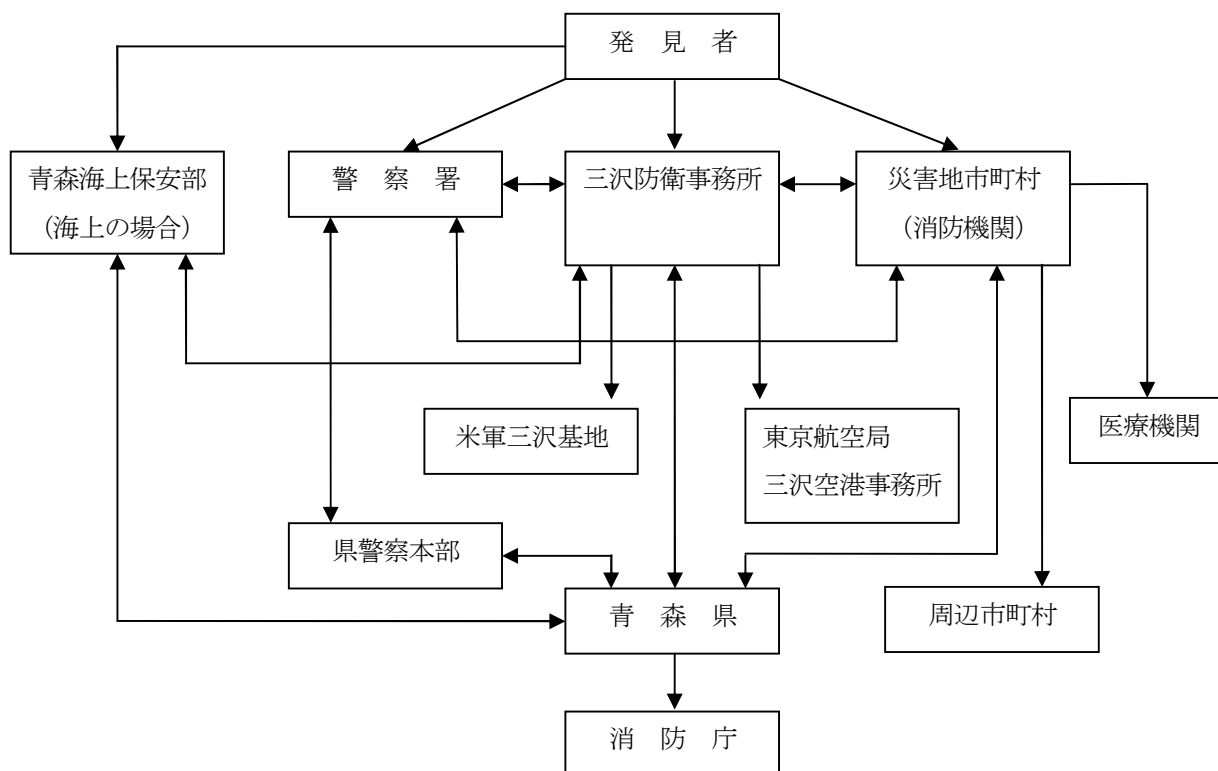
(1). 民間機の場合



(2). 自衛隊機の場合



(3). 米軍機の場合



3. 活動体制の確立

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

4. 搜索活動（防災関係機関の措置）

(1) 自衛隊の措置

自衛隊機、米軍機の事故が発生した場合、搜索活動を実施するほか、民間機の事故が発生した場合、東京航空局三沢空港事務所長の要請により出動し、搜索活動を実施する。

(2) その他関係機関の措置

緊密に協力のうえ、ヘリコプター等多様な手段を活用して搜索活動を実施する。

5. 救助・救急活動

(1) 町の措置

救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。

(2) 防災関係機関の措置

ア. 空港管理者の措置

空港及びその周辺における航空機事故について、速やかに被害状況を把握するとともに、迅速に救助・救急活動を行う。

イ. 野辺地警察署の措置

救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。また、大規模航空災害が発生した場合は、関係機関と連携のうえ、広域緊急援助隊等による救助活動を行う。

ウ. 第二管区海上保安本部（青森海上保安部）の措置

海上における災害に係る救助・救急活動を行うとともに、東京航空局（三沢空港事務所・青森空港出張所）、自衛隊、町等の救助活動を支援する。

エ. 自衛隊の措置

自衛隊機、米軍機の事故が発生した場合、搜索活動を実施するほか、民間機の事故が発生した場合、東京航空局三沢空港事務所の要請により出動し、救助活動を実施する。

オ. 県の措置

町の実施する救急活動について、必要に応じて指示等を行うとともに、町からの要請により、他の市町村に応援を指示する。

6. 医療活動

(1) 町の措置

医療活動については第4章第15節「医療、助産及び保健」による。

(2) 県及び公益社団法人青森県医師会の措置

青森空港及びその周辺において航空機事故が発生した場合又はそのおそれがある場合には、「青森空港医療救護活動に関する協定書」に基づいて相互協力のもと医療救護活動を適切に実施する。

7. 消火活動

(1) 町の措置

消火活動については第4章第6節「消防」によるほか、防災関係機関、関係公共団体の協力を得て消火活動を実施する。

(2) 防災関係機関の措置

ア. 東京航空局（三沢空港事務所・青森空港出張所）の措置

空港及びその周辺において航空機事故が発生したときは、航空自衛隊及び消防機関の協力を得て消火活動を実施する。

イ. 青森空港管理事務所の措置

青森空港及びその周辺において航空機事故が発生したときは、速やかに消防車両を出動させ、消防機関の協力を得て消火救難活動を実施する。

ウ. 自衛隊の措置

自衛隊機、米軍機の事故が発生した場合、搜索活動を実施するほか、三沢空港において民間機の事故が発生した場合、東京航空局三沢空港事務所の要請により出動し、消火活動を実施する。

エ. 県の措置

町（消防機関）の実施する消火活動について、必要に応じて指示等を行うとともに、町

からの要請により、他の市町村に応援を指示する。

8. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第17節「輸送対策」及び同章第25節「交通対策」により実施する。

9. 立入禁止区域の設定・避難誘導等

(1) 町の措置

空港事務所と協力し危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限、退去等を命ずる。

(2) 防災関係機関の措置

ア. 野辺地警察署の措置

空港事務所と協力して危険防止の措置を講ずるとともに、町職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。なお、その場合、この旨町へ通報する。また、航空機が人家密集地域へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合には、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を実施する。

イ. 青森空港管理事務所及び東京航空局三沢空港事務所の措置

それぞれ青森空港及び三沢飛行場内において航空機事故が発生した場合は、状況に応じ空港利用者を避難させるなど必要な措置をとる。

10. 災害広報・情報提供（町の措置）

災害時の広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整え、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

11. 応援協力関係

- (1) 町自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。
- (2) 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第29節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第4節 鉄道災害対策

担当：商工観光部

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、被害の拡大を防止し、又はその軽減を図るため、次のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

1 予防対策

鉄道災害を未然に防止するため、関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施する。

1. 鉄軌道の安全確保

(1) 鉄軌道事業者の措置

ア．事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、また、自然災害又は列車の脱線その他の鉄軌道事故による線路又は建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努める。

イ．土砂災害等からの鉄軌道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護設備の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車に支障が生ずるおそれがあるときには、当該線路の監視に努める。

ウ．国と協力して、踏切における自動車との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努める。

(2) 町の措置

県と協力して、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策や海岸保全対策を重点的に実施する。

2. 情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

3. 災害応急体制の整備

(1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

(2) 災害時における応急活動に関し、平常時から関係機関との連携体制の強化を図る。

4. 救助・救急、医療及び消火活動体制等の整備

(1) 鉄軌道事業者の措置

ア. 事故災害発生直後における乗客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、医療機関、消防機関との連絡・連携体制の強化に努める。

イ. 火災による被害の拡大を最小限に止めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。

(2) 町の措置

県と協力して救助・救急、医療及び消火活動を実施するための資機材等の整備に努める。
また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

5. 防災訓練の実施

東北運輸局、県、鉄軌道事業者等と相互に連携した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

2 応急対策

列車の衝突等が発生し、又は衝突等により被害が大きくなるおそれのある場合、被害の拡大を防止し、又は軽減するため、次のとおり応急対策を講ずる。

1. 実施責任者

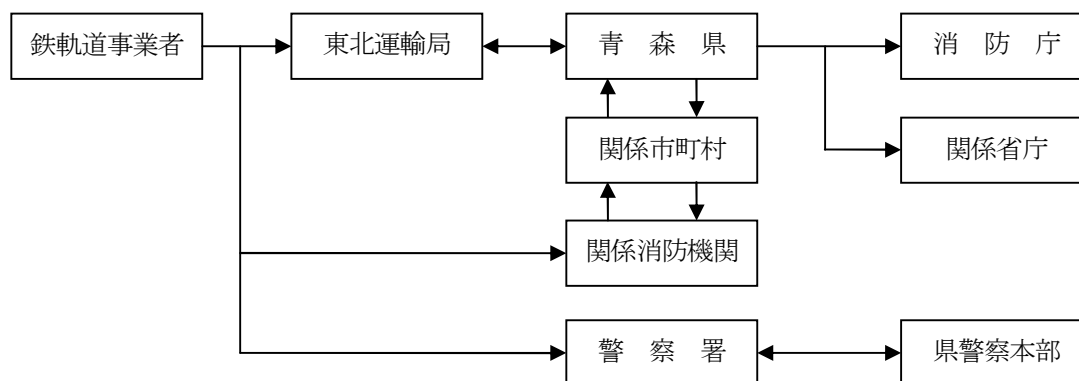
鉄道災害による被害の拡大の防止措置に係る関係機関との連絡調整、その他必要な措置は町長が行う。

2. 情報の収集・伝達

鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、情報の収集伝達は次のとおりとし、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、列車火災については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。

(『火災・災害等即報要領』)



3. 活動体制の確立

(1) 鉄軌道事業者の措置

発災後、速やかに災害の拡大の防止のため、関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講ずる。

(2) 町の措置

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

4. 救助・救急活動

(1) 鉄軌道事業者の措置

事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

(2) 町の措置

救助・救急活動については第4章第8節「救出」によるほか、被害状況の早急な把握に努める。

5. 医療活動

医療活動については第4章第15節「医療、助産及び保健」による。

6. 消火活動

(1) 鉄軌道事業者の措置

事故災害直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

(2) 町の措置

消火活動については第4章第6節「消防」による。

7. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

(1) 鉄軌道事業者の措置

事故災害が発生した場合には、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるとともに、被災していない関係鉄軌道事業者においては、可能な限り、代替輸送に協力するよう努める。

(2) 町の措置

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第17節「輸送対策」及び同章第25節「交通対策」による。

8. 災害広報・情報提供

災害時の広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

9. 災害復旧

鉄軌道事業者は、鉄道災害に伴う施設及び車両の被災状況に応じ、迅速に被災施設及び車両の復旧に努める。また、災害復旧に当たっては可能な限り復旧予定時期を明確にするよう努める。

10. 応援協力関係

- (1) 町自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。
- (2) 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第29節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第5節 道路災害対策

担当：建設環境部

道路構造物の被災又は道路における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、被害の拡大を防止し、又はその軽減を図るため、次のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

1 予防対策

道路災害を未然に防止するため、関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施する。

1. 道路交通の安全確保

(1) 道路管理者の措置

ア．道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を実施するために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

イ．道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努めるとともに、道路における災害の予防と道路施設等の安全の確保のために必要な措置を講ずる。また、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

(2) 町の措置

国及び県と協力して、交通施設の被災による広域的な経済活動、住民への支障や地域の孤立化防止等のため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策や海岸保全対策を重点的に実施する。

(3) 防災関係機関の措置

野辺地警察署は、道路交通安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図るとともに、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

2. 情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

3. 災害応急体制の整備

- (1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。
- (2) 災害時における応急活動に関し、平常時から関係機関との連携体制の強化を図る。

4. 救助・救急、医療及び消火活動体制等の整備

(1) 道路管理者の措置

医療機関、消防機関等との連絡・連携体制の整備を図る。

(2) 町の措置

災害時の救助・救急、医療及び消火活動を実施するための資機材等の整備に努めるとともに、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

5. 防災訓練の実施

- (1) 国の機関、県、道路管理者等と相互に連携した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。
- (2) 道路管理者は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応について周知徹底を図る。

6. 施設、設備の応急復旧活動体制の整備

道路管理者は、道路災害時に施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制及び資機材の整備を行う。

7. 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対して道路災害時の対応等に係る防災知識の普及・啓発を図る。

8. 再発防止対策の実施

道路管理者は、道路災害の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

2 応急対策

道路構造物が被災し、又は被害が発生するおそれがある場合、被害の拡大を防止し、又は軽減するため、次のとおり応急対策を講ずる。

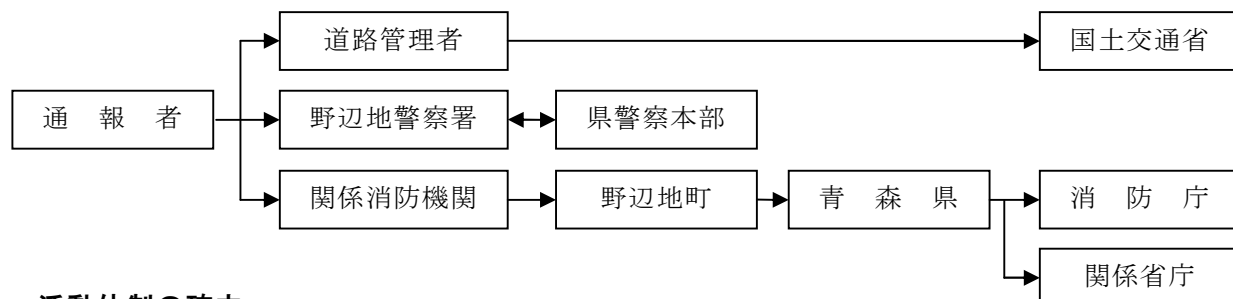
1. 実施責任者

道路災害の被害の拡大の防止措置に係る関係機関との連絡調整、その他必要な措置は町長が行う。

2. 情報の収集・伝達

道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、情報の収集・伝達は次のとおりとし、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、トンネル内車両火災については、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。（『火災・災害等即報要領』）



3. 活動体制の確立

(1) 道路管理者の措置

発災後、速やかに被害の拡大の防止のために必要な措置を講ずる。

(2) 町の措置

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

4. 救助・救急活動

(1) 道路管理者の措置

関係機関による迅速かつ的確な救助救出の初期活動が行われるよう協力する。

(2) 町の措置

救助救急活動については第4章第8節「救出」によるほか、被害状況の早急な把握に努める。

5. 医療活動

医療活動については第4章第15節「医療、助産及び保健」による。

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を行い、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

6. 消火活動

(1) 道路管理者の措置

事故災害直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。

(2) 町の措置

消火活動については第4章第6節「消防」による。

7. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第17節「輸送対策」及び同章第25節「交通対策」によるほか、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

8. 危険物の流出に対する応急対策

(1) 道路管理者の措置

危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

(2) 防災関係機関の措置

ア. 消防機関の措置

危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行う。

イ. 野辺地警察署の措置

危険物の流出が認められた場合に直ちに防除活動を行うほか、道路災害が通行量の多い道路において発生し、被害が拡大するおそれがある場合は、立入禁止区域を設定し、避難誘導活動を行う。

9. 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

(1) 道路管理者の措置

迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

また、道路施設の応急復旧活動を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設の緊急点検を行う。

(2) 野辺地警察署の措置

災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るために必要な措置を講ずる。また、災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講ずる。

10. 災害広報・情報提供

災害時の広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

11. 災害復旧

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行う。また、災害復旧に当たっては可能な限り復旧予定時期を明確にするよう努める。

12. 応援協力関係

- (1) 町自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。
- (2) 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第29節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第6節 危険物等災害対策

担当：消防部

危険物等（危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射性物質）の漏えい・流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生するなどの災害（放射性物質の大量の放出による場合を除く）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、被害の拡大を防止し、又はその軽減を図るため、次のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

1 予防対策

危険物等災害の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため、関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施する。

1. 現況

町内の危険物施設等一覧は、別途作成し、関係機関と共有する。

2. 危険物施設

(1) 規制

消防法に基づき危険物施設の所有者等に対して次の規制を行う。

- ア. 危険物施設の位置、構造及び設備
- イ. 危険物保安監督者、危険物保安統括管理者、危険物施設保安員の選任
- ウ. 予防規程の作成
- エ. その他法令で定められた事項

(2) 保安指導

立入検査等により危険物施設の所有者等に対して次の保安指導を行う。

- ア. 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理
- イ. 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法
- ウ. 危険物施設の所有者、管理者、占有者又は危険物保安監督者等が非常時にとるべき措置
- エ. 災害による危険物施設等への影響に対する安全措置

(3) 保安教育等

事業所の所有者、管理者、占有者又は危険物保安監督者等は、危険物取扱者等に対し保安管理体制の向上を図るため、消防機関等と連携し、講習会、研修会等の保安教育を実施する。

(4) 自主保安体制の整備

事業所は、火災、爆発及び漏えい等の災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

- ア. 防災組織の確立（人員配置・業務分担）
- イ. 保安検査、定期点検
- ウ. 防災設備の維持管理、整備及び点検
- エ. 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動

オ．防災訓練の実施

(5) 事業所の協力体制の確立

危険物を取り扱っている事業所が一定地域に集中している地域にあつては、相互援助等自主的な防災活動を行うため、各事業所は相互に連携し総合的な防災体制を確立する。

3. 高圧ガス施設

(1) 規制

県は、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、高圧ガス施設の所有者等に対して次の規制を行う。

ア．高圧ガス施設の位置、構造及び設置

イ．高圧ガス製造保安統括者、高圧ガス製造技術管理者、高圧ガス製造保安係員、高圧ガス製造保安主任者、高圧ガス製造保安企画推進員、高圧ガス製造保安責任者、高圧ガス販売主任者、特定高圧ガス取扱主任者、液化石油ガス業務主任者等の選任

ウ．危害予防規程の作成

エ．その他法令で定められた事項

(2) 保安指導

県及び高圧ガス関係団体は、保安検査等により高圧ガス施設の所有者等に対して次の保安指導を行う。

ア．高圧ガス施設の位置、構造及び設備の維持管理

イ．高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動、その他の取扱い及び消費並びに容器の検査及び取扱い

ウ．高圧ガス施設の管理者、高圧ガス製造保安統括者等が非常時にとるべき措置

エ．災害による高圧ガス施設等への影響に対する安全措置

(3) 保安教育等

ア．事業所は、法令の定めるところにより、保安教育計画を定め、従業員に対して保安教育を実施する。

イ．県及び高圧ガス関係団体は、各種の保安講習等を実施する。

ウ．県及び高圧ガス関係団体は、国が設定した保安活動促進週間に基づき、関係者の防災意識の高揚を図る。

(4) 自主保安体制の確立

事業所は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

ア．防災組織の確立（人員配置・業務分担）

イ．定期自主検査

ウ．防災設備の維持管理、整備及び点検

エ．緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動

オ．防災訓練の実施

4. 火薬類施設

(1) 規制

県は、火薬類取締法の周知徹底を図り、火薬類施設の所有者等に対して次の規制を行う。

- ア. 火薬類施設の位置、構造及び設備
- イ. 火薬類製造保安責任者、火薬類製造副保安責任者、火薬類取扱保安責任者、火薬類取扱副保安責任者の選任
- ウ. 危害予防規程の作成
- エ. その他法令で定められた事項

(2) 保安指導

県は、保安検査等により火薬類施設の所有者等に対して次の保安指導を行う。

- ア. 火薬類施設の位置、構造及び設備の維持管理
- イ. 火薬類の販売、貯蔵、運搬、消費、その他の取扱いの方法
- ウ. 火薬類施設の管理者、火薬類製造保安責任者等が非常時にとるべき措置
- エ. 災害による火薬類施設等への影響に対する安全措置

(3) 保安教育等

- ア. 事業所は、法令の定めるところにより、保安教育計画を定め、従業員に対して保安教育を実施する。
- イ. 県は、研修会等を開催するとともに、国が設定した危害予防週間に基づき、関係者の防災意識の高揚を図る。

(4) 自主保安体制の確立

事業所は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

- ア. 防災組織の確立（人員配置・業務分担）
- イ. 定期自主検査
- ウ. 防災設備の維持管理、整備及び点検
- エ. 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動
- オ. 防災訓練の実施

5. 毒物・劇物施設

(1) 規制

県は、毒物及び劇物取締法に基づき、毒物・劇物の営業者等に対して次の規制を行う。

- ア. 毒物・劇物の製造業、輸入業、販売業の登録
- イ. 毒物劇物取扱責任者の設置届出の受理
- ウ. 毒物・劇物の飛散、流出等の防止措置の確認
- エ. その他法令で定められた事項

(2) 保安指導

県は、立入検査等により毒物・劇物の営業者等に対して次の保安指導を行う。

- ア．毒物・劇物の運搬、貯蔵その他の取扱いの方法
- イ．毒物・劇物の営業者、毒物劇物取扱責任者等が非常時にとるべき措置
- ウ．災害による毒物・劇物営業所等への影響に対する安全措置

(3) 保安教育

営業者等は、保安管理体制の向上を図るため、従業員に対して保安教育を実施する。

(4) 自主保安体制の確立

営業者等は、二次災害等の発生を防止するため、法令で定める技術基準を遵守するとともに、次の事項に配慮し、自主保安体制を確立する。

- ア．防災組織の確立（人員配置・業務分担）
- イ．防災設備の維持管理、整備及び点検
- ウ．緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動
- エ．防災訓練の実施

6．放射線使用施設

放射線使用施設の管理者は、法令で定める技術基準を遵守する。県及び放射線使用施設の管理者とともに、災害時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防措置を行う。

7．情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

8．災害応急体制の整備

- (1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。
- (2) 災害時における応急活動に関し、平常時から関係機関との連携体制の強化を図る。

9．救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

災害時の救助・救急、消火活動に備え、危険物の種類に応じた化学消火薬剤の備蓄及び化学消防車等の資機材等の整備促進に努める。

また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

10. 危険物等の大量流出時における防除活動体制等の整備

危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制や危険物等の種類に応じた、必要な防除資機材等の整備を行う。

11. 避難体制の整備

避難体制の整備は、第3章第9節「避難対策」により実施する。

12. 防災訓練の実施

危険物施設等の所有者・事業者等と県及び国の機関等は、相互に連携した実践的な訓練の実施に努めるとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

13. 防災知識の普及

危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民に対してその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

2 応急対策

危険物等（危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射性物質）の漏えい等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、被害の拡大を防止し、又は軽減するため、次のとおり応急対策を講ずる。

1. 実施責任者

- (1) 災害時における危険物等による災害の防止のために必要な応急措置は、町長、北部上北広域事務組合消防長及び知事が行う。
- (2) 危険物等の施設の所有者、管理者又は占有者は、災害時における危険物等の保安措置を行う。

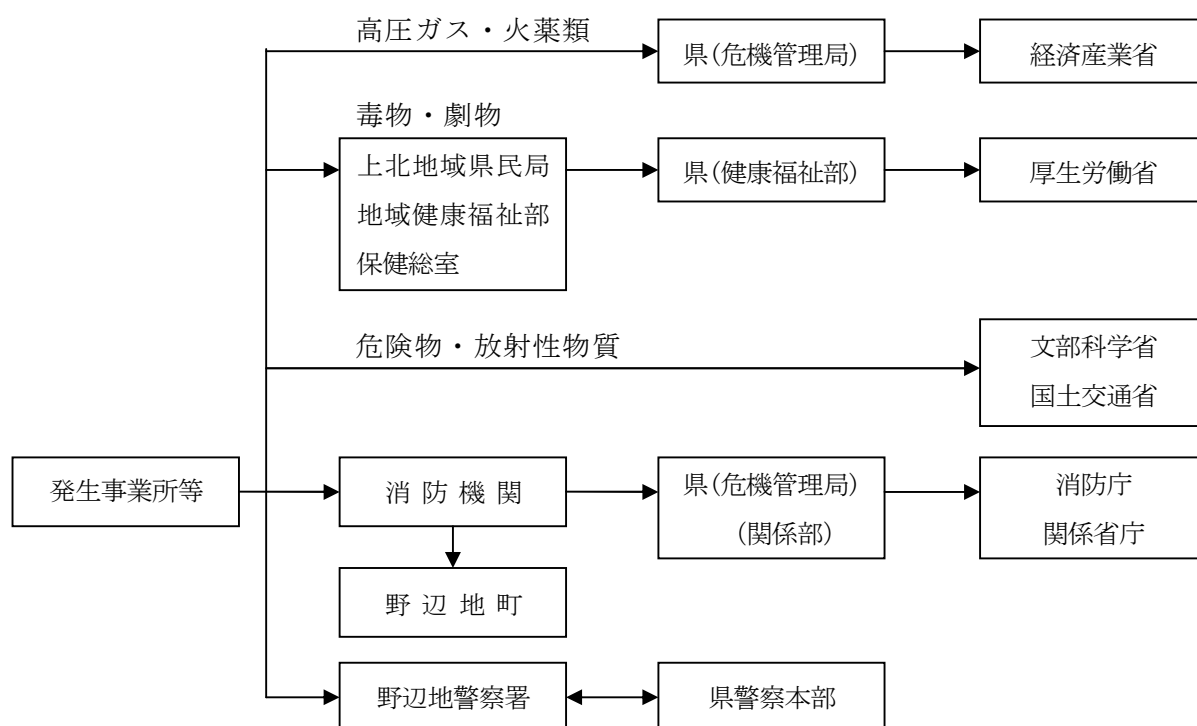
2. 情報の収集・伝達

危険物等災害が発生した場合、情報の収集・伝達は、次のとおりとする。関係機関は災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。

なお、危険物等に係る事故で、次のものについては、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても報告する。（『火災・災害等即報要領』）

- (1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- (2) 負傷者が5名以上発生したもの
- (3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- (4) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

- ア. 海上、河川への危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
- イ. 500キロリットル以上のタンクから危険物等の漏えい等
- (5) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- (6) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災



3. 活動体制の確立

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

4. 危険物施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

(1) 危険物施設の所有者、管理者、占有者の措置

- ア. 施設が危険な状態になったときは、直ちに石油類等の危険物を安全な場所に移し、あるいは注水冷却するなどの安全措置を講ずる。
- イ. 野辺地消防署及び野辺地警察署に直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。
- ウ. 自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動等を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て延焼防止活動等を実施する。
- エ. 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して誘導するとともに、消防機関に対し、爆発性、引火性又は有毒性物品の所在並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告し、消防機関の指揮に従い積極的に消火活動に協力する。

(2) 町の措置

ア. 知事へ災害発生について、直ちに通報する。

イ. 製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者、占有者に対して、危険物施設の設備等の基準に適合させるよう命じ、又は施設の使用の停止を命ずる。

また、公共の安全の維持、又は災害の発生防止のため緊急の必要があると認めるときは、施設の使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。

ウ. 危険物施設の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

エ. 消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生事業所の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ関係事業所及び関係公共団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、海上への波及防止並びに河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

オ. 火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村（消防機関）に対して応援を要請する。

カ. さらに消防力等を必要とする場合は、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤等必要な資機材の確保等について応援を要請する。

(3) 野辺地警察署の措置

知事へ災害発生について直ちに通報するとともに、危険物施設の所有者、管理者、占有者に対し必要な警告を発し、特に緊急を要する場合は、危険防止のため通常必要と認められる措置をとるよう命じ、又は自らその措置を講ずる。また、町（消防機関）職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限、退去等を命令する。

なお、この場合はその旨町（消防機関）へ通知する。

5. 高圧ガス施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

(1) 高圧ガス施設の所有者、占有者の措置

ア. 高圧ガス施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は少量ずつ放出する。また、充てん容器が危険な状態になったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水（地）中に沈めるなどの安全措置を講ずる。

イ. 知事、野辺地警察署及び野辺地消防署に対し、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(2) 町の措置

上記 4 の危険物施設の場合に準じた措置（ただしイを除く）を講ずる。

(3) 野辺地警察署の措置

上記 4 の危険物施設の場合に準じた措置を講ずる。

6. 火薬類施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

(1) 火薬類施設又は火薬類の所有者、占有者の措置

ア. 火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これに移し、かつ見張り人をつけ、移す余裕のない場合には水中に沈め、あるいは火薬庫の入口を密閉し、防火措置等安全な措置を講ずる。

イ. 知事、野辺地警察署及び野辺地消防署に対し、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(2) 町の措置

上記 4 の危険物施設の場合に準じた措置（ただしイを除く）を講ずる。

(3) 野辺地警察署の措置

上記 4 の危険物施設の場合に準じた措置を講ずる。

7. 毒物・劇物施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

(1) 毒物・劇物営業者の措置

毒物・劇物施設等が、災害により被害を受け、毒物・劇物が飛散・漏えい又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又はそのおそれがある場合は、危害防止のための応急措置を講ずるとともに、上北地域県民局地域健康福祉部保健総室、野辺地警察署、野辺地消防署に対して災害発生について直ちに通報し、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(2) 町の措置

ア. 火災に際しては、施設の防火管理者との連携を密にして、施設の延焼防止、汚染区域の拡大を防止する。

イ. 大量放出に際しては、関係機関と連携をとり、被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

(3) 野辺地警察署の措置

上記 4 の危険物施設の場合に準じた措置を講ずる。

8. 放射線使用施設に係る被害の拡大防止、救助・救急、消火、避難活動等

(1) 放射線使用施設の管理者の措置

ア. 災害の発生について速やかに文部科学省、野辺地警察署、野辺地消防署に通報する。

イ. 施設の破壊による放射線源の露出、流出等の防止を図るため、施設の点検要領を定めて緊急措置を講ずる。

ウ. 被害拡大防止措置を講ずる。

エ. 放射線治療中の被災者から他の者が被曝しないよう、必要な措置を講ずる。

(2) 町の措置

放射線源の露出（密封線源）、流出（非密封線源）等について速やかに知事に報告し、被害状況に応じ危険区域の設定等、被害拡大防止措置を講ずる。

(3) 野辺地警察署の措置

知事や消防機関と連携し、住民に対する広報、避難誘導、立入禁止区域の警戒及び交通規制等の措置を講ずる。

9. 医療活動

医療活動については第4章第15節「医療、助産及び保健」により実施する。

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を行い、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

10. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第17節「輸送対策」及び同章第25節「交通対策」により実施する。

関係機関は、交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

11. 危険物等の大量流出に対する応急対策

(1) 大量の原油等の油が海上に排出された場合は、事故の原因者等は防除措置を講ずる。

(2) 野辺地消防署及び野辺地警察署は、危険物等が海上に大量流出した場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

12. 施設、設備の応急復旧活動

専門技術をもつ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、施設の応急復旧を速やかに行う。

13. 災害広報・情報提供

災害時の広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整え、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

14. 災害復旧

物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画をあらかじめ定め、迅速かつ円滑に、また、環境に配慮しつつ、被災した施設等の復旧事業を行う。また、災害復旧に当たっては可能な限り復旧予定時期を明確にするよう努める。

15. 応援協力関係

- (1) 町自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。
- (2) 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第29節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第7節 大規模な火事災害対策

担当：消防部

死傷者が多数発生するなど大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、被害の拡大を防止し、又はその軽減を図るため、次のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

1 予防対策

大規模な火事災害の発生を未然に防止するため、関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施する。

1. 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、空き地・緑地等の連携的な配置による延焼遮断帯の形成、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水等を消防水利として活用するための施設整備の促進等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定等による防災に配慮した土地利用への誘導等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

また、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・受入れ等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの緊急離着陸場等の緊急救助用のスペースの設置を促進する。

2. 火災に対する建築物の安全化

多数の人が出入りする事業所等の防火対象物に対し、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置及び適正な維持管理のほか、防火管理者の選任、消防計画の作成、当該計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務が適正に行われるよう指導を徹底する。

3. 建築物の安全対策の推進

- (1) 火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進する。
- (2) 高層建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区域の徹底等による火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用等による火災安全対策の充実を図る。

4. 情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にしておく。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専

門家の意見を活用できるよう努める。

5. 災害応急体制の整備

- (1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。
- (2) 災害時における応急活動に関し、平常時から関係機関との連携体制の強化を図る。

6. 救助・救急、医療及び消火体制の整備

- (1) 医療機関等の関係機関との連絡・連携体制の整備を図る。
- (2) 災害時の救助・救急、消火活動に備え、資機材等の整備促進に努める。
- (3) 大規模な火事への備えとして、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。
- (4) 平常時から消防団及び自主防災組織等と連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。また、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。

7. 避難体制の整備

避難体制の整備は、第3章第9節「避難対策」により実施する。

8. 施設、設備の応急復旧活動体制の整備

所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

9. 防災知識の普及

- (1) 火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火災の被害想定等を示しながらその危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及啓発を図る。
- (2) 地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施するなど防災知識の普及、啓発に努める。
- (3) 学校等においては、学級活動、ホームルームや学校行事を中心に、教育活動全体をとおして防災に関する教育の充実に努める。

10. 防災訓練の実施

防災訓練の実施は、第3章第8節「防災訓練」により実施する。

2 応急対策

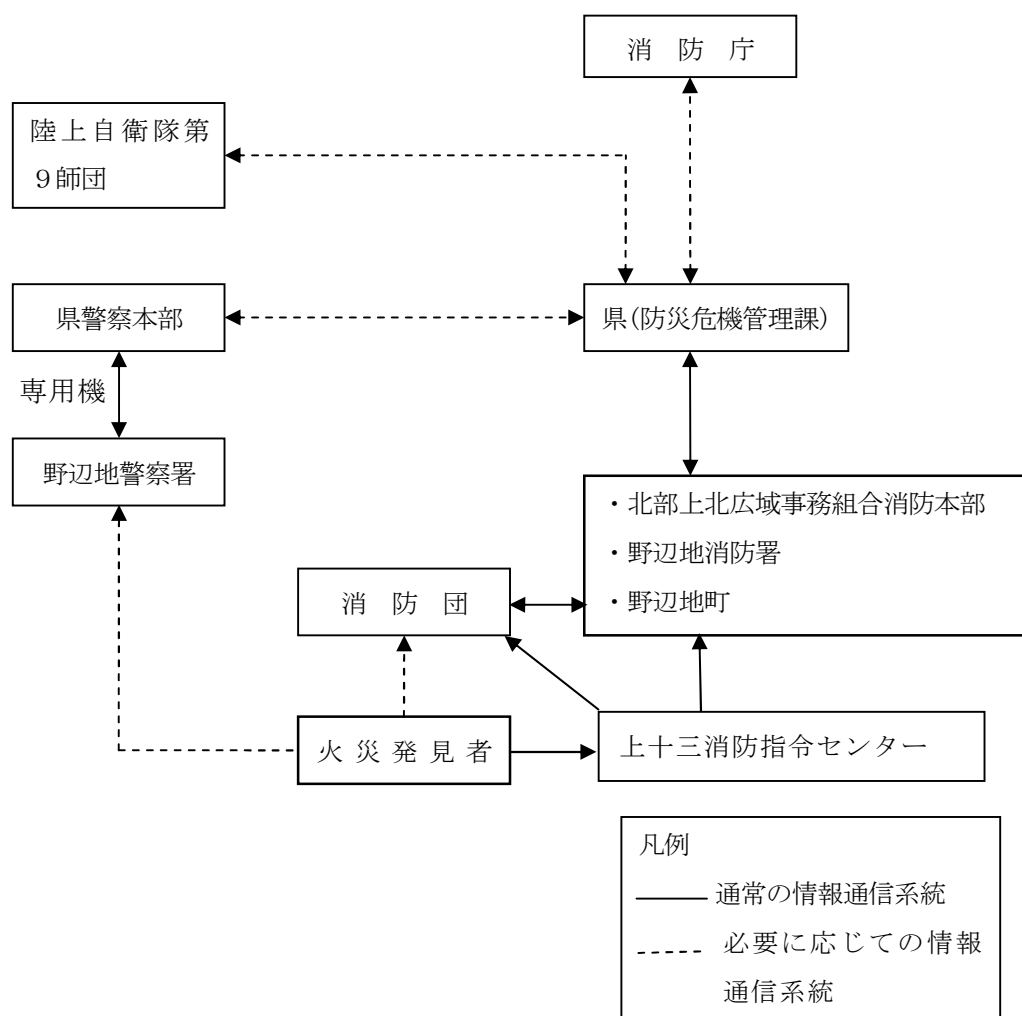
大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、被害の拡大を防止し、又は軽減するため、次のとおり応急対策を講ずるものとする。

1. 実施責任者

大規模な火事の警戒及び防御に関する措置は、町長及び北部上北広域事務組合消防長が行う。

2. 情報の収集・伝達

大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、情報の収集・伝達は次のとおりとし、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。



3. 活動体制の確立

発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

4. 救助・救急活動

救助救急活動については第4章第8節「救出」により実施する。

5. 医療活動

医療活動については第4章第15節「医療、助産及び保健」により実施する。

6. 消火活動

消火活動については第4章第6節「消防」により実施する。

7. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第17節「輸送対策」及び同章第25節「交通対策」により実施する。

8. 避難対策

避難対策については、第4章第5節「避難」により実施する。

9. 施設・設備の応急復旧活動

ライフライン及び公共施設を所管する関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、応急復旧を速やかに行う。

10. 災害広報・情報提供

災害時の広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」によるほか、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

11. 災害復旧

大規模火災に強いまちづくりへの復旧を行う。

12. 応援協力関係

- (1) 町自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の市町村等に応援を要請する。
- (2) 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第29節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第8節 大規模な林野火災対策

担当：消防部

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、被害の拡大を防止し、又はその軽減を図るため、次のとおり予防、応急対策を実施するものとする。

1 予防対策

林野火災を未然に防止するため関係機関と協力しながら必要な予防対策を実施する。

1. 林野火災に強い地域づくり

林野火災の発生又は被害拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、関係市町村による林野火災対策に係る計画を作成し、その推進を図る。

施設、設備の整備にあたり、第3章第2節「防災業務施設・設備等の整備」によるほか次により実施する。

(1) 予防施設の整備

関係機関は、林野火災の発生を防止するため、林野内の道路、ハイキングコース等に火の取扱いの注意事項を記載した標識板の設置を推進するとともに、早期発見、初期消火など林野火災の被害の軽減を図るため、監視所、望楼さらには簡易防火用水等予防施設の整備に努める。また、林道及び防火管理道の整備、防火線の敷設、防火用水の確保等を実施するとともに、他の林野所有者等が行う事業に積極的に協力し、予防措置を講ずる。なお、予防施設の整備は、主として次により行う。

ア．消防用車両が通行可能な林道及び防火管理道の開設さらには改良等を実施する。

イ．自然水利を利用した防火用水を確保するとともに、堰堤等を利用し貯水施設を設ける。

ウ．防火線の設置・整備とともに防火樹の植栽に努める。

2. 情報の収集・連絡体制等の整備

情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日においても対応できる体制の整備を図るとともに、災害時に迅速な応急対策が展開できるようにするため、あらかじめ連絡責任者を明確にする。

また、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

3. 災害応急体制の整備

(1) 職員の非常参集体制を整備するとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知する。

(2) 災害時における応急活動に関し、平常時から関係機関との連携体制の強化を図る。

4. 救助・救急、医療及び消火活動体制等の整備

- (1) 医療機関等との連絡・連携体制の整備を図る。
- (2) 災害時の救助・救急に備え、資機材の整備に努めるとともに、林野火災に対する消防力の維持、強化のため、積極的に防御資機材等を整備する。

ア. 空中消火用施設の整備

空中消火を効果的に行うため、臨時ヘリポート等関連施設を整備する。

イ. 消火資機材の整備

軽可搬式消防ポンプ、可搬式散水装置等の林野火災用消火資機材を整備する。

ウ. 空中消火用資機材の整備

県は、空中消火用資機材を整備促進する。

5. 避難体制の整備

避難体制の整備は、第3章第9節「避難対策」により実施する。

6. 施設、設備の応急復旧活動

所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

7. 防災訓練の実施

防災訓練の実施は、第3章第8節「防災訓練」による。

8. 出火防止対策の充実

(1) 予防広報宣伝の充実

林野火災の出火原因は、たばこ、たき火等の不始末などの失火によるものが大部分を占めていることから、火災危険期に重点を置いて広報宣伝を実施し、防火思想の普及を図る。

ア. 山火事防止運動強調期間の設定

林野火災の発生しやすい気象条件となる時期を山火事防止運動強調期間（4月10日～6月10日）として定め、関係機関が連携して各種の広域的な運動を展開する。

イ. 山火事防止対策協議会の設置

上北地域県民局地域農林水産部その他関係機関と一体となり、山火事防止対策協議会を設置・開催し、関係機関及び団体の具体的実施事項を調整して山火事防止運動を強力に推進する。

ウ. 新聞、ラジオ、テレビ等による広報宣伝

特に林野火災危険期、山火事防止運動強調期間には、報道機関の協力を得て新聞、ラジオ、テレビ等により、林野火災予防の広報宣伝を行う。

エ. ポスター、看板等の設置

登山口、林野内の道路・樹木等に防火標語等を掲示したポスター、看板を設置し、又は横断幕等を掲げ注意を喚起する。

オ. チラシ、パンフレット等の作成・配付

林野火災予防に関するチラシ、パンフレット等を作成し、住民に配付する。

カ. 学校における標語等の募集

児童生徒の防火意識の高揚を図るとともに、家庭への浸透も併せて図るため、林野火災予防に関する標語、ポスター、作文等の募集を行う。

キ. 広報車及びパレード等の巡回宣伝

山火事防止運動強調期間中に、広報車等による巡回宣伝、パレード等を実施し、山火事防止を呼びかける。

ク. 火入れに関する条例の遵守

農林業従事者に対し、野辺地町火入れに関する条例を遵守させるとともに、作業火、たき火及びたばこ等についての注意を促す。なお、林業機械による林野火災の発生も増加していることから、その使用についても十分指導する。

(2) 巡視、監視の徹底

国、県及び森林所有者と連携をとり、定期的に巡視、監視を実施するとともに、山火事防止運動強調期間には森林火災予防巡視員を配置し、林野火災の早期発見、初期消火に努めるほか入山者等に対し、火気の取扱いについての指導を行い、火災発生の危険性を排除する。

また、林野における治山、林道等請負工事については、火気の使用制限に配慮するとともに、作業現場における監視指導を徹底する。

2 応急対策

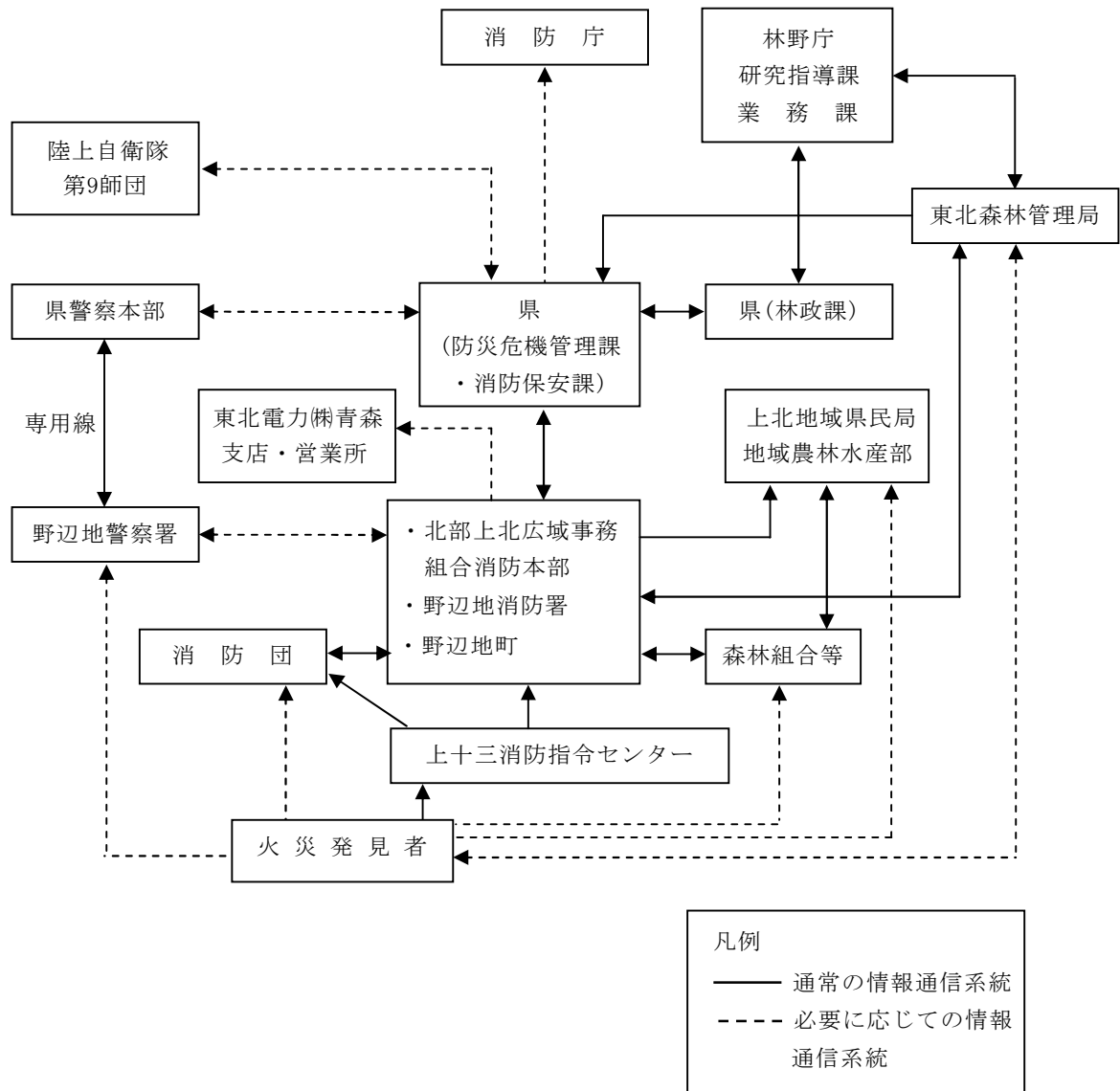
大規模な林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、延焼を防止し、被害を最小限に止めるため、次のとおり応急対策を講ずる。

1. 実施責任者

林野火災の警戒及び防御に関する措置は、町長及び北部上北広域事務組合消防長が行う。

2. 情報の収集・伝達

大規模な林野火災が発生し、又は発生するおそれがある場合、情報の収集・伝達は次のとおりとし、災害情報連絡のための通信手段を確保するとともに、災害情報の収集に努め、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡する。



3. 活動体制の確立

(1) 防御隊の招集、編成、出動等

林野火災が発生した場合の火災防御隊の招集、集合場所、編成、携行資機材及び出動については、消防計画の定めるところによる。

また、林野火災は、防御活動が比較的長時間にわたるなことがあるため、食料、飲料水、医療機材の補給確保を図る。

(2) 現場指揮本部の設置等

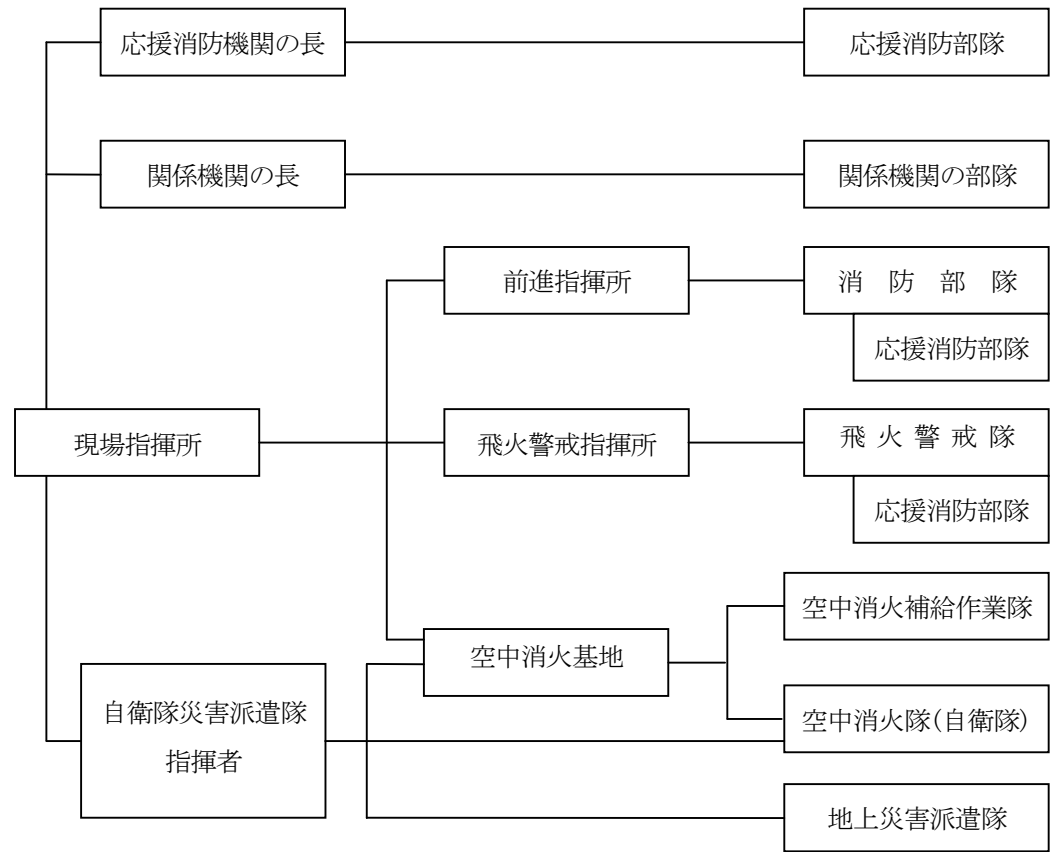
火災の拡大状況に応じて、消防機関、他市町村の消防機関の応援隊、自衛隊派遣部隊等が統一的指揮のもとに円滑な消防活動が実施できるように現場指揮本部を設置し、関係機関の指揮者による連絡会議等を必要に応じて設け、消防長が現場最高指揮者として防御方針を決定し、有機的な組織活動を確保する。

火災の区域が二以上の市町村又は広域消防事務組合の区域にまたがる場合の現場最高指揮者は、当該消防長が協議して定める。

ア. 現場指揮本部の指揮系統

現場指揮本部の指揮系統図は、おおむね次のとおりとする。

また、現場指揮本部には、可能な限り、消防通信、その他関係機関の通信施設を集中して設置し、通信施設の相互利用を図る。

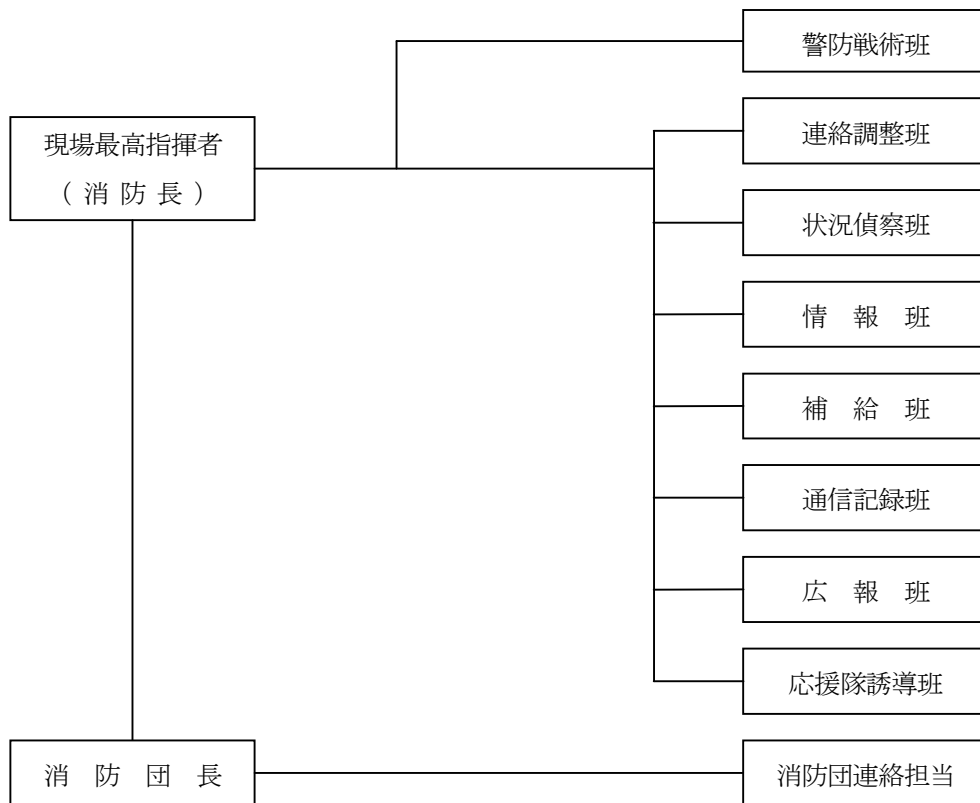


イ. 現場指揮本部の設置場所

現場指揮本部は、付近一体が見渡せる風横又は風上の高地で無線障害の少ない場所等火災の状況及び防御作業の状況が把握できる位置に設置するよう努め、旗等により標示する。

ウ. 現場指揮本部の編成及び任務

(7) 現場指揮本部組織



(イ) 任務

a 警防戦術班

防衛線の設定、転進、空中消火、集落警戒等警防戦術について、次の事項に留意して現場最高指揮者を補佐する。

- (a) 消火隊の守備範囲を明確に指示する。
- (b) 交代要員を確保し、ローテーションを明確に指示する。
- (c) 予想される状況変化に応じた作戦をあらかじめ検討する。
- (d) 出動隊の車両の部署位置等を適正に指示する。

b 連絡調整班

町、消防本部及び県との連絡調整、他の市町村への応援要請等常時関係機関と連絡できるように体制をつくる。

c 狀況偵察班

火災状況に応じ延焼方向、入山路の状況、水利の有無等戦術上必要な情報を偵察収集する。

d 情報班

各方面の状況偵察班、前進指揮所、飛火警戒指揮所及び空中消火隊等からの情報を収集整理する。

e 補給班

各出動隊に対する資機材、食料、燃料等の調達及び補給を行う。

f 通信記録班

各消防部隊との連絡を確実にを行うため、通信の確保と混乱防止を図り、通信体制を確立する。

なお、記録責任者のもとに確実な記録をとる。

g 広報班

不確実な情報等による不必要な混乱を避けるため、火災の状況、消防部隊の活動状況、今後の見通し等について巡回広報、報道機関、町内会等を活用し、的確な情報を住民に提供する。特に、報道機関に対しては、広報担当者が所定の場所で発表する。

h 応援隊誘導班

地元消防団員等地理精通者をもって編成し、応援隊を部署位置まで誘導する。

4. 救助・救急活動

救助救急活動については第4章第8節「救出」により実施する。

5. 医療活動

医療活動については第4章第15節「医療、助産及び保健」により実施する。

医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

6. 消火活動

消火活動については第4章第6節「消防」によるほか次により実施する。

(1) 地上消火

地上消火は、注水、叩き消し、土かけによる消火、防火線の設置及び迎え火により実施する。

(2) 空中消火

空中消火は、次の場合のほか、火災の規模、火勢、気象条件、延焼速度、人的危険等の諸条件を考慮したうえで、県防災ヘリコプターにより、又は自衛隊の災害派遣を要請して実施する。

ア. 人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態を避けるため必要と認められる場合
イ. 人命等の危険及び重大な事態があり、地形等の状況により地上の防御が困難な場合

ウ. 人命等の危険及び重大な事態があり、火災規模に対して、地上の防御能力が不足し、又は不足すると判断される場合

(3) 残火処理

火災鎮火後、残火処理の徹底を期する。

(4) 空中消火用資機材の活用

青森県防災資機材センター及び陸上自衛隊八戸駐屯地に備蓄している県の空中消火用資機材を活用する。

7. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第4章第17節「輸送対策」及び同章第25節「交通対策」により実施する。

8. 避難対策

林野火災発生時においては、次の事項に留意し、住民の安全を確保する。

- (1) 入山者、遊山者のあるときは、入山の状況、所在等について確認するとともに、携帯拡声器等を利用し、安全な場所に避難するよう呼びかけ誘導する。
- (2) 林野内の住家又は山麓周辺の集落地等に延焼拡大のおそれがあるときは、飛火警戒隊などの消防隊が警戒区域を設定するとともに、建物及びその周辺に予備注水又は防御に適する防火線を設定し、居住者等の協力を得て防御に当たる。
- (3) 火災が延焼拡大し、住家等へ延焼し、又は延焼するおそれのある場合、住民の生命又は身体を火災から保護するため特に必要があると認めるときは、町は、当該住民に避難の勧告・指示をする。避難の方法等は、第4章第5節「避難」による。

9. 施設・設備の応急復旧活動

ライフライン及び公共施設を所管する関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、応急復旧を速やかに行う。

10. 災害広報・情報提供

災害時の広報については、第4章第4節「災害広報・情報提供」により実施する。

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、災害の状況、被災者の安否、医療機関等の情報、災害応急対策の情報等被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

11. 二次災害の防止活動

林野火災により荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。

また、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害等の危険箇所の点検等を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行い、可及的速やかに砂防設備、治山設備、地すべり防止施設等の整備を行う。

12. 災害復旧

林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行う。

13. 応援協力関係

- (1) 町自らの応急措置の実施が困難な場合、県へ応援を要請するほか、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」及び「青森県消防相互応援協定」その他個別の消防相互応援協定に基づき、他の協定締結市町村等に応援を要請する。
- (2) 県は自らの応援措置の実施又は町からの応援要請事項の実施が困難な場合、他県又は自衛隊に応援を要請する。
- (3) 自衛隊への災害派遣要請については、第4章第29節「自衛隊災害派遣要請」により実施する。

第6章 災害復旧対策計画

被災した施設の応急復旧終了後における原形復旧に加え、再度の被害発生防止並びに民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るために講ずべき措置は次のとおりとする。

第6章 第1節

第1節 公共施設災害復旧事業

担当：財政部

災害により被害を受けた公共施設の復旧のため、次のとおり災害復旧手続体制を確立のうえ、災害復旧事業計画を作成し、実施するものとする。

1 災害復旧手続体制の確立

- (1) 町は、公共施設に災害が発生したときは、直ちにその概要を電話その他の方法をもって県の関係部局に報告するとともに、県に準じて次の体制を整備するとともに、県と十分打ち合わせ、協議のうえ、迅速、適切な災害復旧対応をする。
 - ア．本庁舎と各施設等との連絡を密にし、それぞれ報告責任者を定めておくこと。
 - イ．災害が発生した場合、本庁舎等の責任者は、できるだけ早く被害箇所を巡視し、復旧工法の適否を確認すること。
 - ウ．被害箇所については、被災から査定申請までの経緯が分かるように事務処理を行っておくこと。
 - エ．査定を受けるための体制を確立しておくこと。
 - オ．局地激甚災害は、局地激甚災害指定基準（昭和43年11月22日中央防災会議決定）に従い、各種の災害を自然現象別に市町村単位ごとに明確に区分して取り扱わなければならないことから、県は、自然現象による災害が発生した場合は、青森地方気象台と自然現象名等について協議するものとする。
- (2) 指定地方行政機関は、所管する公共施設に災害が発生した場合は、速やかに災害復旧に即応できる体制を整備しておく。

2 災害復旧事業計画の作成及び実施

公共施設の管理者は、管理する施設が災害により被害を受けた場合は、遅滞なく被害を最小限に止めるべく、応急復旧対策を講ずるとともに、その後の復旧事業については、次により計画を作成するとともに、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の財政援助を活用し、速やかに災害復旧を実施する。

(1) 公共施設災害復旧計画作成

- ア．災害の程度による緊急の度合いに応じて、県を通じて国へ緊急査定、あるいは本査定を要望する。
- イ．災害の原因を速やかに調査し、査定のための調査、測量、設計を早急に実施する。

ウ．緊急査定の場合は、国から事前に復旧計画指導のため現地指導官が派遣されることから、その指示に基づき周到な計画を作成する。

復旧計画の作成に当たっては、被災原因を基礎にして、再度災害が起こらないよう考慮し、改良復旧を加味した諸工法について慎重に検討を加え、災害箇所の復旧のみにとらわれず、前後の一連の関係を考慮に入れ、関連工事又は助成工事等により、極力改良的復旧が実施できるよう提案する。

エ．査定完了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、原則として現年度内に完了するよう、施行の促進を図る。

オ．査定に欠格、失格したもので、再度災害の弱点となり、被害の原因となると考えられる箇所は、再調査の上、町単独災として実施する。

カ．大災害等の復旧の場合は、着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底のため、工事が円滑に実施できないことがあることから、事前にこれらについて十分検討するとともに、工法にも検討を加えて計画する。

(2) 公共施設災害復旧事業の種類

県が実施する公共施設災害復旧事業の種類は次のとおりであり、必要に応じて県に事業の実施を働きかける。

ア．公共土木施設災害復旧（県農林水産部、県土整備部）

- (ア) 河川災害復旧事業
- (イ) 海岸災害復旧事業
- (ウ) 砂防設備災害復旧事業
- (エ) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- (オ) 地すべり防止施設災害復旧事業
- (カ) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- (キ) 道路災害復旧事業
- (ク) 港湾災害復旧事業
- (ケ) 漁港災害復旧事業
- (コ) 下水道災害復旧事業
- (サ) 公園災害復旧事業

イ．農林水産施設災害復旧（県農林水産部）

ウ．文教施設等災害復旧（県教育委員会）

エ．厚生施設等災害復旧（県健康福祉部）

オ．その他の公共的施設災害復旧（県関係部局、関係機関）

3 災害復旧資金の確保【県総務部、東北財務局】

災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するために、起債その他所要の措置を講ずるなど、災害復旧事業及び災害復旧関連事業の早期実施を県又は東北財務局青森財務事務所に働きかける。

(1) 県の措置

- ア. 災害復旧経費の資金需要額を把握する。
- イ. 災害復旧事業債により災害関係資金を確保する。
- ウ. 普通交付税の繰上げ交付及び特別交付税の交付を国に要請する。
- エ. 一時借入金及び起債の前借り等により災害関係資金を確保する。

(2) 東北財務局青森財務事務所の措置

ア. 必要資金の調査及び指導

関係機関と緊密に連携のうえ、県、市町村等の必要資金量を把握し、その確保の措置をとる。

イ. 金融機関の融資の指導

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、貸出の迅速化等被災者の便宜を考慮した適時適切な措置をとるよう指導を行う。

ウ. 災害つなぎ資金の融通

県、町に対し、災害つなぎ資金（財政融資資金地方短期資金）の融通を行う。

(3) その他の措置

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」により、国は公共土木施設、農地及び農業用施設等、災害に係る地方債の元利補給を実施する。

4 計画的な復興

大規模な災害により地域の社会的機能が壊滅的な被害を受け、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害にあつては、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくりのため計画的な復興を目指すか検討したうえ、計画的復興を行う場合は次のとおり復興計画を作成し、復興事業を遂行するものとする。

(1) 復興計画の作成等

- ア. 被災地域の復興は、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となるため、復興計画を作成し復興事業の円滑な遂行を図る。
- イ. 復興計画の作成及び復興事業の遂行のため、国、県、関係機関等との連携・調整を含む実施体制を確立するほか、必要に応じて県を通じて国に対し、財政措置、金融措置、人的支援を求める。
- ウ. 復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

(2) 復興の理念、方法等

- ア. 復興は住民の安全と環境保全等にも配慮し、現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、復興計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にする。
- イ. 市街地等の整備改善が必要な場合は、被災市街地復興特別措置法等の活用を図り、土地区画整備事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成を推進する。

ウ．住民に対しては、復興後のあるべき姿を呈示するとともに、復興計画のスケジュール、実施施策等の情報を提供し、住民の合意形成を図る。

第2節 民生安定のための金融対策

担当：産業部・商工観光部

災害により被害を受けた個人及び団体等の民生の安定及び社会経済活動の早期回復を図るため、次のとおり金融措置を講ずるよう県に働きかけるものとする。

1 農林水産業復旧資金の活用〔県農林水産部〕

県は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し、復旧を促進し、農林水産業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）に基づく天災資金や株式会社日本政策金融公庫の農林漁業施設資金（災害復旧）等の円滑な融資について指導する。

2 中小企業向け復興資金の活用〔県商工労働部〕

県は、災害により被害を受けた中小企業者に対し、その経営の安定を図るため、金融機関及び商工団体等の協力を得て、被災中小企業者に対する復旧に向けた資金の活用について周知徹底を図る。

第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画

担当：総務部・防災部・商工観光部・税務部・福祉部・建設環境部

災害により被害を受けた地域における民生の安定のため、被災者の生活確保措置を講ずるものとする。

1 被災者に対する職業のあっせん【青森労働局】

災害による勤務先の会社、事業所、工場等の滅失により、職業を失った者に対し、次のとおり必要な就職のあっせんを行い、被災者の生活の確保を図るものとする。

(1) 職業あっせんの対象者

災害のため転職又は一時的に就職を希望している者又は被災以前からの求職者であって被災に伴い求職活動の援助を特に行う必要があると認められる者

(2) 職業相談

被災地を管轄する公共職業安定所において、職員を現地に派遣し、被災者に対する職業相談を実施する。

(3) 求人開拓

被災者の求職条件に基づき、当該各公共職業安定所において求人開拓を実施するとともに、必要に応じて関係公共職業安定所及び他県に対しても求人開拓を依頼する。

(4) 職業のあっせん

職業相談、求人開拓の結果に基づき、被災者の求職希望に応じた職業を紹介するよう努める。

2 租税の徴収猶予、減免【国、県、町(税務部)】

国、県及び町は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、災害の状況に応じて、申告、申請、請求及びその他書類の提出並びに納付又は納入に関する期限の延長、徴収猶予及び減免の措置を実施するものとする。

3 郵便業務に係る災害特別事務取扱い【日本郵便株式会社】

災害救助法の適用を受けた災害地の被災者に対して、郵便葉書等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除措置を講ずる。

4 生業資金の確保【町(福祉部)、県健康福祉部、県・町社会福祉協議会】

災害により被害を受けた者に対し、早急に民生の安定を図るため、次の措置を講ずる。

(1) 生活福祉資金の貸付

実施機関：青森県社会福祉協議会

申込先：町社会福祉協議会

(2) 母子父子寡婦福祉資金の貸付

実施機関：県

申込先：介護・福祉課、地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室

(3) 災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

実施機関：町

申込先：総務課

5 生活再建の支援〔国、県、町〕

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、国及び都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実を図る。

6 義援物資、義援金の受入れ〔県健康福祉部、町〕

(1) 義援物資の受入れ

県民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を県に報告する。

(2) 義援金の受入れ、配分

県民、企業等からの義援金は、日本赤十字社青森県支部及び県で受入れし、それぞれの配分委員会の決定に基づき、町が被災者に配分する。また、町で受入れた義援金は適切に保管し、町配分委員会を組織し、協議のうえ、被災者に配分する。その際、配分方法を工夫するなどして、できる限り迅速な配分に努めるものとする。

7 住宅災害の復旧対策等〔県県土整備部、町〕

災害により住宅に被害を受けた者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法に規定する災害復興建築物及び被災建築物資金の融通等を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

(1) 災害復興住宅資金

県及び建設環境課は、災害復興建築物及び被災建築物資金の融資について、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の算定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図る。

(2) 災害特別貸付金

建設環境課は、被災者の希望により災害の実態を調査したうえで被災者に対する貸付金の融資を住宅金融支援機構に申し出るとともに、被災者に融資制度の周知徹底を図り、借入申込の希望者に対して借入れの指導を行う。

8 生活必需品、復旧用資機材の確保〔県健康福祉部、環境生活部等〕

被災地における民生の安定を図り、業務運営の正常化を早急に実施するため、生活必需品、災害復旧資材の適正な価格による円滑な供給を確保するとともに、関係機関と緊密な連携協調のもとに物資の優先輸送の確保に必要な措置、その他適切な措置を講ずる。

9 農業災害補償〔県農林水産部〕

県は、農業経営者の災害によって受ける損失を補償する農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済について、補償業務の迅速かつ適正に行われるよう指導する。

10 漁業災害補償〔県農林水産部〕

漁業経営者の災害によって受ける損失を補償する漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく漁業共済について、補償業務の迅速化、適正化を図る。

11 罹災証明の交付体制の確立〔町(防災部)〕

罹災証明の交付体制を確立し、迅速な罹災証明の交付を行う。

12 被災者の住宅確保の支援〔県県土整備部、町(建設環境部)〕

被災者の住宅確保のため、災害公営住宅を建設するとともに、既設公営住宅及び空き家等への特定入居を行う。

13 援助、助成措置の広報等〔県関係部局、町(商工観光部)〕

被災者、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広報するとともに、相談窓口を設置する。

野辺地町地域防災計画

【風水害等災害対策編】

昭和 4 6 年 作成

平成 7 年 7 月 修正

平成 1 1 年 3 月 修正

平成 2 8 年 1 0 月 修正

編集発行 **野辺地町防災会議**

事務局 野辺地町防災安全課

〒 0 3 9 - 3 1 3 1 野辺地町字野辺地 1 2 3 番地 1

電話 代表 0 1 7 5 - 6 4 - 2 1 1 1 （内線 2 2 5）